

令和6年第1回定例会（2月議会） 予算特別委員会会議の概要

書記 斎藤 淳子 録

招集年月日時 令和6年2月14日（水曜日）
本会議終了後

招集場所 議事堂 大会議室

本定例会（2月議会）における案件

- 1 議案第1号
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第8号）
- 2 議案第2号
令和5年度秋田県下水道事業会計補正予算（第3号）
- 3 議案第11号
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第9号）
- 4 議案第12号
令和5年度秋田県証紙特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第13号
令和5年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第14号
令和5年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第15号
令和5年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第16号
令和5年度秋田県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第17号
令和5年度秋田県工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第18号
令和5年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第19号
令和5年度秋田県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第20号
令和5年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第21号
令和5年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第22号
令和5年度秋田県環境保全センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第23号
令和5年度秋田県公債費管理特別会計補正予算（第1号）
- 16 議案第24号
令和5年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第25号
令和5年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 18 議案第26号
令和5年度秋田県電気事業会計補正予算（第2号）
- 19 議案第27号
令和5年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 20 議案第28号
令和5年度秋田県下水道事業会計補正予算（第4号）
- 21 議案第47号
令和6年度秋田県一般会計予算
- 22 議案第48号
令和6年度秋田県証紙特別会計予算
- 23 議案第49号
令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 24 議案第50号
令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算
- 25 議案第51号
令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算
- 26 議案第52号
令和6年度秋田県土地取得事業特別会計予算
- 27 議案第53号
令和6年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算
- 28 議案第54号
令和6年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 29 議案第55号
令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算
- 30 議案第56号
令和6年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 31 議案第57号
令和6年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算
- 32 議案第58号
令和6年度秋田県港湾整備事業特別会計予算
- 33 議案第59号

令和6年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算

34 議案第60号

令和6年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計予算

35 議案第61号

令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算

36 議案第62号

令和6年度秋田県公債費管理特別会計予算

37 議案第63号

令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算

38 議案第64号

令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算

39 議案第65号

令和6年度秋田県電気事業会計予算

40 議案第66号

令和6年度秋田県工業用水道事業会計予算

41 議案第67号

令和6年度秋田県下水道事業会計予算

42 議案第114号

令和5年度秋田県一般会計補正予算(第10号)

令和6年2月14日(水曜日)

本日の会議案件

1 会議録署名員の指名

2 審査日程

(日程協議)

3 議案第1号

令和5年度秋田県一般会計補正予算(第8号)
(部局長説明)(分科会)

4 議案第2号

令和5年度秋田県下水道事業会計補正予算(第3号)
(部局長説明)(分科会)

5 議案第11号

令和5年度秋田県一般会計補正予算(第9号)
(部局長説明)

6 議案第12号

令和5年度秋田県証紙特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

7 議案第13号

令和5年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

8 議案第14号

令和5年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

9 議案第15号

令和5年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

10 議案第16号

令和5年度秋田県土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

11 議案第17号

令和5年度秋田県工業団地開発事業特別会計補正予算(第2号)
(部局長説明)

12 議案第18号

令和5年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

13 議案第19号

令和5年度秋田県市町村振興資金特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

14 議案第20号

令和5年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
(部局長説明)

15 議案第21号

令和5年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計補正予算(第2号)
(部局長説明)

16 議案第22号

令和5年度秋田県環境保全センター事業特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

17 議案第23号

令和5年度秋田県公債費管理特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

18 議案第24号

令和5年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)

19 議案第25号

令和5年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(部局長説明)

20 議案第26号

令和5年度秋田県電気事業会計補正予算(第2号)
(部局長説明)

21 議案第27号

令和5年度秋田県工業用水道事業会計補正予算(第3号)
(部局長説明)

22 議案第28号

令和5年度秋田県下水道事業会計補正予算(第4号)
(部局長説明)

23 議案第47号

令和6年度秋田県一般会計予算(部局長説明)

24 議案第48号

令和6年度秋田県証紙特別会計予算
(部局長説明)

25 議案第49号

令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
(部局長説明)

- 26 議案第50号
令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別
会計予算 (部局長説明)
- 27 議案第51号
令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特
別会計予算 (部局長説明)
- 28 議案第52号
令和6年度秋田県土地取得事業特別会計予算
(部局長説明)
- 29 議案第53号
令和6年度秋田県工業団地開発事業特別会計予
算 (部局長説明)
- 30 議案第54号
令和6年度秋田県林業・木材産業改善資金特別
会計予算 (部局長説明)
- 31 議案第55号
令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算
(部局長説明)
- 32 議案第56号
令和6年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予
算 (部局長説明)
- 33 議案第57号
令和6年度秋田県能代港エネルギー基地建設用
地整備事業特別会計予算 (部局長説明)
- 34 議案第58号
令和6年度秋田県港湾整備事業特別会計予算
(部局長説明)
- 35 議案第59号
令和6年度秋田県地域総合整備資金特別会計予
算 (部局長説明)
- 36 議案第60号
令和6年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備
事業特別会計予算 (部局長説明)
- 37 議案第61号
令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会
計予算 (部局長説明)
- 38 議案第62号
令和6年度秋田県公債費管理特別会計予算
(部局長説明)
- 39 議案第63号
令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構
施設整備等貸付金特別会計予算 (部局長説明)
- 40 議案第64号
令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算
(部局長説明)
- 41 議案第65号
令和6年度秋田県電気事業会計予算
(部局長説明)
- 42 議案第66号
令和6年度秋田県工業用水道事業会計予算

(部局長説明)

43 議案第67号

令和6年度秋田県下水道事業会計予算

(部局長説明)

本日の出席状況

出席委員

委員 長	工 藤 嘉 範
副委員 長	佐 藤 信 喜
委 員	鈴 木 洋 一
委 員	鶴 田 有 司
委 員	川 口 一 敏
委 員	柴 田 正 敏
委 員	加 藤 鉦 一
委 員	原 幸 子
委 員	竹 下 博 英
委 員	北 林 丈 正
委 員	高 橋 武 浩
委 員	今 川 雄 策
委 員	鈴 木 健 太
委 員	杉 本 俊 比 古
委 員	佐々木 雄 太
委 員	鈴 木 真 実
委 員	小 野 一 彦
委 員	小 山 緑 郎
委 員	児 玉 政 明
委 員	住 谷 達 人
委 員	宇佐見 康 人
委 員	島 田 薫 望
委 員	瓜 生 豪 之
委 員	高 橋 政 文
委 員	小 棚 木 伸 健
委 員	武 内 英 一
委 員	高 橋 治 人
委 員	三 浦 英 治
委 員	渡 部 茂 人
委 員	三 浦 正 一 郎
委 員	佐 藤 健 二
委 員	山 形 寛
委 員	石 田 正 晃
委 員	小 原 司
委 員	薄 井 憂 子
委 員	櫻 田 麻 里
委 員	加 藤 純
委 員	沼 谷 千 鶴 子
委 員	加 賀 屋 豊 臣
委 員	松 田 光 子
委 員	佐 藤 淳 子

書 記

議会事務局議事課

齋 藤 淳 子

議会事務局議事課 加藤 祐也
 議会事務局政務調査課 富樫 可那子
 議会事務局議事課 佐藤 慎大
 議会事務局政務調査課 佐藤 真也
 議会事務局政務調査課 村上 忍太
 議会事務局議事課 村岡 啓太
 議会事務局政務調査課 田中 寛幸
 議会事務局議事課 伴藤 崇
 議会事務局政務調査課 保坂 小春
 議会事務局議事課 松江 翔一
 議会事務局政務調査課 小田嶋 研斗
 議会事務局議事課 川原 法子
 議会事務局政務調査課 三浦 勢津子
 総務部行政経営課 柴田 穰
 企画振興部総合政策課 杉沼 慶
 あきた未来創造部あきた未来戦略課
 佐藤 信吾
 健康福祉部福祉政策課 小玉 遼平
 生活環境部県民生活課 平柳 悠
 農林水産部農林政策課 田中 裕太郎
 観光文化スポーツ部観光戦略課
 木村 裕介
 産業労働部産業政策課 佐藤 渉
 建設部建設政策課 石沢 浩太
 教育庁総務課 石塚 祐樹
 警察本部総務課 雪松 亮

委員 小山 緑郎
 委員 児玉 政明
 委員 住谷 達
 委員 宇佐見 康人
 委員 島田 薫
 委員 瓜生 望
 委員 高橋 豪
 委員 小棚木 政之
 委員 武内 伸文
 委員 高橋 健
 委員 三浦 英一
 委員 渡部 英治
 委員 三浦 茂人
 委員 佐藤 正一郎
 委員 山形 健二
 委員 石田 寛
 委員 小原 正晃
 委員 薄井 司
 委員 櫻田 憂子
 委員 加藤 麻里
 委員 沼谷 純
 委員 加賀屋 千鶴子
 委員 松田 豊臣
 委員 佐藤 光子

説明者

教育長 安田 浩幸
 警察本部長 森田 正敏
 総務部長 長嶋 直哉
 総務部危機管理監(兼) 広報監 伊藤 真人
 企画振興部長 久米 利寿
 あきた未来創造部長 水澤 里人
 観光文化スポーツ部長 石黒 道也
 健康福祉部長 高橋 一也
 生活環境部長 川村 之聡
 農林水産部長 齋藤 正和
 産業労働部長 石川 定人
 建設部長 川辺 透
 会計管理者(兼) 出納局長 小西 弘紀
 議会事務局長 佐藤 徳雄
 人事委員会事務局長 奈良 滋
 監査委員事務局長 齋藤 秀樹
 労働委員会事務局長 兔澤 繁友

会議の概要

午前10時34分 開議

出席委員

委員長 工藤 嘉範
 副委員長 佐藤 信喜
 委員 鈴木 洋一
 委員 鶴田 有司
 委員 川口 一
 委員 柴田 正敏
 委員 加藤 敏一
 委員 原 幸子
 委員 竹下 博英
 委員 北林 丈正
 委員 高橋 武浩
 委員 今川 雄策
 委員 鈴木 健太
 委員 杉本 俊比古
 委員 佐々木 雄太
 委員 鈴木 真実
 委員 小野 一彦

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。会議録署名員には、宇佐見康人委員、薄井司委員を指名します。なお、各分科会の会議録署名員は、各分科会長に一

任します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

しおりの1番、2ページ、資料1、付託議案一覧表を御覧ください。

先ほどの本会議において、議案第1号、議案第2号及び議案第11号から議案第28号までの補正予算関係議案20件、議案第47号から議案第67号までの当初予算関係議案21件、以上41件が本委員会に付託されました。

付託された議案については、関係する各分科会において、それぞれ審査を行います。

各分科会の運営は、各分科会長に一任します。

6ページ、資料2、審査日程(案)を御覧ください。

本日の日程につきましては、この後、補正予算及び当初予算関係議案について部局長説明を行い、午後1時15分から、補正予算関係議案のうち議案第1号及び議案第2号の国補正予算対応分関係議案について各分科会において審査を行います。20日は代表質問終了後の本会議休憩中に、議案第1号及び議案第2号の国補正予算対応分関係議案について分科会報告を、午後3時45分から討論・採決を行います。

議案第11号から議案第28号まで、以上18件の補正予算関係議案については、26日、27日に各分科会において審査を行い、28日午前10時から分科会報告を、同日午後1時から討論・採決を行います。

議案第47号から議案第67号まで、以上21件の当初予算関係議案については、29日及び3月4日から6日に、各分科会において審査を行います。

7日に予定されている追加提案の関係議案については、同日午後1時から日程協議と部局長説明を行った後、関係分科会において審査を行います。

11日は午前10時から当初予算関係議案及び追加提案関係議案に関する分科会報告を行い、14日、15日は午前10時から総括審査を、18日は午後1時30分から当初予算関係議案及び追加提案関係議案に関する討論・採決を行います。

7ページ、資料3、会派別割当時間を御覧ください。

総括審査は、この時間を目安に議事進行します。

質疑者は各会派で決定し、8ページ、資料4の総括審査質疑事項提出書に質疑事項を記載のうえ、11日、午後3時までに提出願います。その後、質疑順を決定し、お知らせします。

審査日程(案)について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありま

せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおり決定されました。

次に、付託議案に関する部局長説明を行います。

はじめに、議案第1号及び議案第2号の国補正予算対応分関係議案を議題とします。

関係部局長の説明を求めます。

総務部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書(2月議会)令和6年2月14日提出(令和5年度2月補正予算(国補正予算対応分)関係)により説明】

あきた未来創造部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書(2月議会)令和6年2月14日提出(令和5年度2月補正予算(国補正予算対応分)関係)により説明】

観光文化スポーツ部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書(2月議会)令和6年2月14日提出(令和5年度2月補正予算(国補正予算対応分)関係)により説明】

健康福祉部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書(2月議会)令和6年2月14日提出(令和5年度2月補正予算(国補正予算対応分)関係)により説明】

生活環境部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書(2月議会)令和6年2月14日提出(令和5年度2月補正予算(国補正予算対応分)関係)により説明】

農林水産部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書(2月議会)令和6年2月14日提出(令和5年度2月補正予算(国補正予算対応分)関係)により説明】

産業労働部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書(2月議会)令和6年2月14日提出(令和5年度2月補正予算(国補正予算対応分)関係)により説明】

建設部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書(2月議会)令和6年2月14日提出(令和5年度2月補正予算(国補正予算対応分)関係)により説明】

教育長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算（国補正予算対応分）関係）により説明】

委員長

次に、議案第11号から議案第28号まで、以上18件の補正予算関係議案を一括議題とします。

各部局長の説明を求めます。

総務部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

企画振興部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

あきた未来創造部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

観光文化スポーツ部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

健康福祉部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

生活環境部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

農林水産部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

産業労働部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

建設部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

会計管理者（兼）出納局長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

議会事務局長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明

書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

警察本部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

教育長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

人事委員会事務局長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

監査委員事務局長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

労働委員会事務局長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和5年度2月補正予算関係）により説明】

委員長

次に、議案第47号から議案第67号まで、以上21件の令和6年度当初予算関係議案を一括議題とします。

関係部局長の説明を求めます。

総務部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和6年度当初予算関係）により令和6年度一般会計歳入歳出予算案の全般について説明】

企画振興部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和6年度当初予算関係）により知事部局関係の令和6年度の当初予算案における主要施策について説明】

警察本部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和6年度当初予算関係）により令和6年の秋田県警察運営の基本方針と重点目標について説明】

教育長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会）令和6年2月14日提出（令和6年度当初予算関係）により教育委員会関係の令和6年度の重点事項について説明】

委員長

以上で、各部局長の説明は終了しました。

ただいまの説明を踏まえ、各分科会において、鋭意、審査をお願いします。

本日はこれをもって散会し、2月20日、代表質問終了後の本会議休憩中に委員会を開き、議案第1号及び議案第2号の国補正予算対応分関係議案に関する分科会報告を行います。

散会します。

午前11時44分 散会

各分科会の概要

2月14日（水）開催の以下の分科会の概要については、分科会の会議録の該当部分を参照のこと。

- 1 総務企画分科会
- 2 福祉環境分科会
- 3 農林水産分科会
- 4 産業観光分科会
- 5 建設分科会
- 6 教育公安分科会

令和6年2月20日（火曜日）

本日の会議案件

1 議案第1号

令和5年度秋田県一般会計補正予算（第8号）
（分科会報告）

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

2 議案第2号

令和5年度秋田県下水道事業会計補正予算（第3号）
（分科会報告）

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達人
委員	宇佐見康人
委員	島田薫望
委員	高橋豪之
委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健一
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃

委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光

書記

議会事務局議事課	斎藤淳子
議会事務局議事課	佐藤慎大
議会事務局政務調査課	富樫可那子

会議の概要

午後 2時38分 開議

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達人
委員	宇佐見康人
委員	島田薫望
委員	高橋豪之
委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健一
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二

委員	石田 寛
委員	小原 正 晃
委員	薄井 司
委員	櫻田 憂 子
委員	加藤 麻 里
委員	沼谷 純
委員	加賀屋 千鶴子
委員	松田 豊 臣
委員	佐藤 光 子
説明者	
副知事	神部 秀 行
副知事	猿田 和 三
教育長	安田 浩 幸
警察本部長	森田 正 敏
総務部長	長嶋 直 哉
総務部危機管理監（兼）	広報監
	伊藤 真 人
企画振興部長	久米 寿
あきた未来創造部長	水澤 里 利
観光文化スポーツ部長	石黒 道 人
健康福祉部長	高橋 一 也
生活環境部長	川村 之 聡
農林水産部長	齋藤 正 和
産業労働部長	石川 定 人
建設部長	川辺 透
会計管理者（兼）出納局長	
	小西 弘 紀
議会事務局長	佐藤 徳 雄
人事委員会事務局長	奈良 滋
監査委員事務局長	齋藤 秀 樹
労働委員会事務局長	兎澤 繁 友

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

分科会報告を行います。

議案第1号及び議案第2号の国補正予算対応関係議案を一括議題とします。

各分科会長の報告を求めます。

報告は演壇において行ってください。

初めに、総務企画分科会長の報告を求めます。

住谷達委員（総務企画分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会総務企画分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計で、議案第1号のうち総務部及びあきた未来創造部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、総額379億5,008万円の増額であり、そのうち本分科会所管部局については、あきた未来創造部関係で

4,365万円の増額であります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、私立大学・短期大学における電力等の価格高騰対策について、質疑を行った次第であります。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、福祉環境分科会長の報告を求めます。

佐藤正一郎委員（福祉環境分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会福祉環境分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計で、議案第1号のうち健康福祉部及び生活環境部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、健康福祉部関係で16億7,306万円の増額、生活環境部関係で5億1,873万円の増額であります。また、繰越明許費については、障害児・者施設整備補助事業など6件において繰越ししようとするほか、老人福祉総合エリア環境整備事業において繰越額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、健康福祉部の新興感染症対応力強化事業、3億2,206万円についてであります。

これは、今後の新興感染症発生時に円滑かつ速やかに対応できるよう、医療機関等の感染症対応力の強化を図るための経費であります。

これについて、新型コロナを経験し、医療機関の体制整備も進んだものと思うが、それでもなお体制強化が必要な医療機関があるということか、とただしたのに対し、新型コロナ対応においては特定の地域や医療機関に負担が偏った傾向にあったが、今後の新興感染症対応に向けては、県内で満遍なく各医療機関に協力してもらいたいと考えており、事前のアンケート調査等をもとに、補助が必要な医療機関数を見込んだものである、との答弁がありました。

次に、生活環境部の生活基盤施設耐震化等交付金事業、5億1,873万円の増額についてであります。

これは、水道事業者が実施する耐震化等への助成に要する経費であります。

これについて、県内の耐用年数を超えた管路の割合はどれくらいか。また、耐震化の際には材質や継手を変更するのか、とただしたのに対し、耐用年数を超える管路の割合は14%となっている。また、管路の更新の際に耐震適合性のある材質や継手に変更しているところである、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、農林水産分科会長の報告を求めます。

杉本俊比古委員（農林水産分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会農林水産分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計で、議案第1号のうち農林水産部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、農林水産部関係で188億2,724万円の増額であります。また、繰越明許費については、経営体育成基盤整備事業など16件において繰越ししようとするほか、治山事業など2件において繰越額を変更しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

夢ある園芸産地創造事業、6,061万円の増額についてであります。

これは、複合型生産構造への転換を加速するため、市町村の園芸振興計画に位置づけられた農業者が行う、大規模園芸拠点の整備を支援するための経費であります。

これについて、たまねぎの大規模産地づくりに向けた支援を行うとのことだが、事業実施主体や事業計画、産地拡大の見通しはどうか、とただしたのに対し、地元農家や大手商社の関連会社が出資し、令和5年に設立された由利本荘市の農業法人が、本事業を活用し、収穫後の乾燥調製を行う施設を整備することにしており、将来的にたまねぎの作付面積を40ヘクタールまで拡大する計画としている。たまねぎは機械化栽培体系が確立されており、本県は主要産地の端境期に出荷できることから産地拡大の可能性があると考えており、県としても、技術指導及び施設整備の両面から産地づくりを応援してまいりたい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、産業観光分科会長の報告を求めます。

宇佐見康人委員（産業観光分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会産業観光分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計で、議案第1号のうち観光文化スポーツ部及び産業労働部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、観光文化スポーツ部関係で4億1,743万円の増額、産業労働部関係で2億3,610万円の増額であります。また、繰越明許費については、鉄道軌道輸送対策事業など3件においてそれぞれ繰越ししようとするものであ

ります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

産業労働部の物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業、2億3,610万円についてであります。

これは、地域経済を支える物流を維持するため、エネルギー価格高騰により厳しい経営状況が続く県内物流関連事業者の燃料費等の掛かり増し分の一部に対して、緊急支援する経費であります。

これについて、トラック運送事業者支援に関する申請受付業務の委託先が秋田県トラック協会となっているが、協会に加入していない事業者は対象にならないということか、とただしたのに対し、トラック協会への加入の有無にかかわらず、県内に事業所を有する貨物自動車運送事業法に基づく事業者であれば、補助対象となる、との答弁がありました。

また、今回のような一時的な支援と併せて、ガソリンや軽油の使用量を削減できるように、共同配送やモーダルシフトといった中長期的な対策も進めるべきではないか、とただしたのに対し、今回の支援は緊急的なものであり、中長期的な対策としては、来年度事業において省エネ設備の導入や物流の効率化、モーダルシフトのモデル創出等を推進することとしている。引き続き、物流事業者がエネルギー価格の高騰や物流の2024年問題にも対応できるように支援していきたい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、建設分科会長の報告を求めます。

児玉政明委員（建設分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会建設分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計では、議案第1号のうち建設部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、建設部関係で155億2,933万円の増額であります。また、繰越明許費については、公共堰堤改良工事など8件においてそれぞれ繰越ししようとするほか、河川改修事業など3件においてそれぞれ繰越額を変更しようとするものであります。

次に、公営企業会計では、議案第2号、令和5年度秋田県下水道事業会計補正予算第3号で、16億8,550万円を増額するものであります。また、債務負担行為については、流域下水道事業費について限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

河川改修事業、60億3,700万円の増額につ

いてであります。

これは、国の補正予算を活用し、国が進める「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画」に対応した河川改修等を実施するものであります。

これについて、本事業では15か所の河川改修のほか、8地域振興局管内において洪水浸水想定区域図を作成することのだが、ハザードマップを所管する各市町村との擦り合わせについても計画されているか、とただしたのに対し、これまでは、県内342河川のうち比較的規模の大きい40河川について洪水浸水想定区域図を作成し、それを基に市町村でハザードマップの整備を進めてきたが、近年の浸水被害拡大を受け、小規模河川においてもその整備が必要とされたことから、県としては、令和7年度までに、河川管理者となっている県内271河川の洪水浸水想定区域図を作成することにしている。本事業では、そのうちの113河川について区域図を作成する予定としており、ハザードマップの早期整備に向け、引き続き市町村と連携しながら取組を進めてまいりたい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、教育公安分科会長の報告を求めます。

小山緑郎委員（教育公安分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会教育公安分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計で、議案第1号のうち教育委員会に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、教育委員会関係で7億452万円の増額であります。また、繰越明許費については、AKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業など2件において繰越ししようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

教育委員会のAKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業、1億5,989万円についてであります。

これは、高校段階におけるデジタル社会を担う人材育成の強化を図るため、理数科・専門学科等でのデジタルを活用した発展的な探究活動や、ものづくり教育を加速するための経費であります。

これについて、デジタルを活用した探究活動やものづくり教育の充実を図るため、高度な実験装置や研究環境などを整備するとあるが、具体的にどのような教育を推進するのか、とただしたのに対し、探究活動は、教科横断的な学習として、気づきや発見、解決を見出す力を養うものであり、今回整備した環境を有効に活用し、その学校単独で活用するだけで

なく、導入した学校同士での情報交換や進学校の生徒も参加することで、全県の県立高校における探究活動や、ものづくり教育の底上げを図っていきたいと考えている、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

以上で、各分科会長の報告は終了しました。

各分科会長に対する質疑を行います。

質疑は質疑者席において、答弁は演壇において行ってください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

各分科会長に対する質疑は、ないものと認めます。暫時休憩します。

再開は、午後3時45分とします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時44分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。

初めに、本委員会における議案第1号及び議案第2号の、国補正予算対応分関係議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

議案第1号及び議案第2号の国補正予算対応分関係議案を一括議題とします。

討論を行います。

討論は、演壇において行ってください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第1号ほか1件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

【賛成者起立】

委員長

起立者全員であります。

よって、議案第1号ほか1件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案第1号及び議案第2号の国補正予算対応分関係議案の審査は、全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、2月28日、午前

10時に委員会を開き、付託された議案第11号から議案第28号まで、以上18件の補正予算関係議案に関する分科会報告を行います。

散会します。

午後 3時45分 散会

令和6年2月26日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第11号
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第9号）
（分科会）
- 2 議案第12号
令和5年度秋田県証紙特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 3 議案第13号
令和5年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 4 議案第14号
令和5年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 5 議案第15号
令和5年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 6 議案第16号
令和5年度秋田県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 7 議案第17号
令和5年度秋田県工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）
（分科会）
- 8 議案第18号
令和5年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 9 議案第19号
令和5年度秋田県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 10 議案第20号
令和5年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
（分科会）
- 11 議案第21号
令和5年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）
（分科会）
- 12 議案第22号
令和5年度秋田県環境保全センター事業特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 13 議案第23号
令和5年度秋田県公債費管理特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 14 議案第24号
令和5年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 15 議案第25号
令和5年度秋田県国民健康保険特別会計補正予

算（第2号）
（分科会）

- 16 議案第26号
令和5年度秋田県電気事業会計補正予算（第2号）
（分科会）
- 17 議案第27号
令和5年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
（分科会）
- 18 議案第28号
令和5年度秋田県下水道事業会計補正予算（第4号）
（分科会）

本日の出席状況

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実彦
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪
委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里

委員	沼谷 純
委員	加賀屋 千鶴子
委員	松田 豊臣
委員	佐藤 光子

書記

議会事務局議事課	佐藤 慎大
議会事務局政務調査課	佐藤 真也
議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
議会事務局議事課	村岡 啓太
議会事務局政務調査課	田中 寛幸
議会事務局議事課	伴藤 崇
議会事務局政務調査課	保坂 小春
議会事務局議事課	松江 翔一
議会事務局政務調査課	小田嶋 研斗
議会事務局議事課	川原 法子
議会事務局政務調査課	三浦 勢津子
総務部行政経営課	柴田 穰
企画振興部総合政策課	杉沼 慶
あきた未来創造部あきた未来戦略課	佐藤 信吾
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠
農林水産部農林政策課	田中 裕太郎
観光文化スポーツ部観光戦略課	木村 裕介
産業労働部産業政策課	佐藤 涉
建設部建設政策課	石沢 浩太
教育庁総務課	石塚 祐樹
警察本部総務課	雪松 亮

各分科会の概要

2月26日（月）開催の以下の分科会の概要については、分科会の会議録の該当部分を参照のこと。

- 1 総務企画分科会
- 2 福祉環境分科会
- 3 農林水産分科会
- 4 産業観光分科会
- 5 建設分科会
- 6 教育公安分科会

令和6年2月28日（水曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第11号
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第9号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 2 議案第12号
令和5年度秋田県証紙特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 3 議案第13号
令和5年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 4 議案第14号
令和5年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 5 議案第15号
令和5年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 6 議案第16号
令和5年度秋田県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 7 議案第17号
令和5年度秋田県工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 8 議案第18号
令和5年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 9 議案第19号
令和5年度秋田県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 10 議案第20号
令和5年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 11 議案第21号
令和5年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 12 議案第22号

令和5年度秋田県環境保全センター事業特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

- 13 議案第23号
令和5年度秋田県公債費管理特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 14 議案第24号
令和5年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 15 議案第25号
令和5年度秋田県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 16 議案第26号
令和5年度秋田県電気事業会計補正予算（第2号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 17 議案第27号
令和5年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 18 議案第28号
令和5年度秋田県下水道事業会計補正予算（第4号）
（分科会報告）
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎

委員 児玉政明
委員 住谷達
委員 宇佐見康
委員 島田
委員 瓜生
委員 高橋
委員 小棚木政
委員 武内伸
委員 高三英
委員 渡部英
委員 三浦茂
委員 佐藤正
委員 山形健
委員 石田
委員 小原正
委員 薄井司
委員 櫻田憂
委員 加藤麻
委員 沼谷純
委員 加賀屋千鶴
委員 松田豊
委員 佐藤光

書記

議会事務局議事課 斎藤淳子
議会事務局議事課 加藤祐也
議会事務局政務調査課 富樫可那子

会議の概要

午前 9時58分 開議

出席委員

委員長 工藤嘉範
副委員長 佐藤信喜
委員 鈴木洋一
委員 鶴田有司
委員 川口一
委員 柴田正敏
委員 加藤一
委員 原幸子
委員 竹下博英
委員 北林丈正
委員 高橋武浩
委員 今川雄策
委員 鈴木健太
委員 杉本俊比古
委員 佐々木雄太
委員 鈴木真実

委員 小野一彦
委員 小山山緑郎
委員 児山玉政明
委員 住谷見康達
委員 宇佐田人
委員 島生望
委員 高橋豪
委員 小棚木政之
委員 武内伸文
委員 高三英一
委員 渡部茂治
委員 三浦部英人
委員 佐藤藤正一郎
委員 山形健二
委員 石田寛
委員 小原正晃
委員 薄井司
委員 櫻田憂子
委員 加藤麻里
委員 沼谷純
委員 加賀屋千鶴
委員 松田豊
委員 佐藤光

説明者

副知事 神部秀行
副知事 猿田和三
教育長 安田浩幸
警察本部長 森田正敏
総務部長 長嶋直哉
総務部危機管理監(兼) 広報監 伊藤真人
企画振興部長 久米利寿
あきた未来創造部長 水澤里道
観光文化スポーツ部長 石黒一也
健康福祉部長 高橋之聡
生活環境部長 川村正和
農林水産部長 齋藤定人
産業労働部長 石川透
建設部長 川辺
会計管理者(兼) 出納局長 小西弘徳
議会事務局長 佐藤良徳
人事委員会事務局長 奈良滋
監査委員事務局長 齋藤秀樹
労働委員会事務局長 兔澤繁友

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

分科会報告を行います。

議案第11号から議案第28号まで、以上18件の補正予算関係議案を一括議題とします。

各分科会長の報告を求めます。

報告は演壇において行ってください。

初めに、総務企画分科会長の報告を求めます。

住谷達委員（総務企画分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会総務企画分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計では、議案第11号のうち、総務部、企画振興部、あきた未来創造部、議会事務局及び人事委員会事務局に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、総額198億8,585万円の減額であり、そのうち、本分科会所管部局については、総務部関係で141億156万円の増額、企画振興部関係で2億3,715万円の減額、あきた未来創造部関係で7億8,756万円の減額、議会事務局関係で1,375万円の減額、人事委員会事務局関係で290万円の減額であります。

また、債務負担行為については、行政ネットワーク整備事業など6件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第19号、令和5年度秋田県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）で8億9,253万円を増額するなど2件であります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

あきた未来創造部の秋田県こども計画策定事業に係る債務負担行為の設定についてであります。

これは、こども基本法に基づき策定するこども計画について、子供や子育て当事者の意見を反映させるため、アンケート調査の実施に要する経費について、限度額を設定しようとするものであります。

これについて、アンケート調査は小中学校、高校及び特別支援学校の児童・生徒が対象となっており、計画の策定に当たっては、教育庁との連携が必須と考えるが、どの様な進め方をするのか、とただしたのに対し、教育庁とは、現在の子供や若者に関する計画においても連携を図っており、今回のこども計画においても、様々な施策の把握、共有はもとより、計画の進捗確認も共に行っていきたいと考えている。また、策定に当たっては、計画策定委員会に教育分野の専門的な方にも入っていただくなど、教育の部分は非常に大事な要素と捉えていることから、教育庁とは十分に連携を図りながら進めてまいりたい。

との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、福祉環境分科会長の報告を求めます。

佐藤正一郎委員（福祉環境分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会福祉環境分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計では、議案第11号のうち、健康福祉部及び生活環境部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、健康福祉部関係で126億2,522万円の減額、生活環境部関係で2億8,902万円の減額であります。また、繰越明許費については、新興感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症分）など8件において繰越ししようとするほか、生活基盤施設耐震化等交付金事業において繰越額を変更しようとするものであります。

また、債務負担行為については、福祉保健人材・研修センター事業など18件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第24号、令和5年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）で6,010万円を減額するなど4件であります。

また、繰越明許費については、環境保全センター事業特別会計について、環境保全センター整備事業費において繰越ししようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、健康福祉部の障害児・者施設整備補助事業、7,460万円の減額についてであります。

これは、障害福祉サービスを提供する施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る経費で、決算見込みにより減額するものであります。

これについて、国庫補助金の申請が不採択となったことだが、事業者にとっては地域の実情を踏まえて申請しているものである。不採択の場合には、事業者には理由を知らせるなど、申請が実現していくための取組が必要ではないか、とただしたのに対し、国からは不採択の理由が具体的に示されるわけではなく、事業者への説明は難しい。限られた国予算の中での採択であり、引き続き、本県の事情等も説明しながら、必要な予算の確保を国に働きかけてまいりたい、との答弁がありました。

次に、生活環境部の環境保全センター管理運営事業、3億2,493万円の増額についてであります。

これは、環境保全センターの管理運営に要する経

費であります。

これについて、基金に3億円以上を積み立てるとのことだが、用途や目標額はどうか設定されているのか。また、補正での積立額が多いが、当初の見込みが甘いのではないかと、ただしたのに対し、積立の目標額は30億円で、埋立終了後の維持管理に使われる。この基金は、前年度からの繰越金や運用益を積み立てていくものであり、廃棄物の受入状況によって金額も変わることから、積算が難しく、例年、当初予算では最低限の金額を計上しているものである、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、農林水産分科会長の報告を求めます。

杉本俊比古委員（農林水産分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会農林水産分科会における、審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計で、議案第11号のうち農林水産部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、農林水産部関係で50億1,423万円の減額であります。

また、繰越明許費については、農業用施設災害復旧事業など19件において繰越ししようとするほか、経営体育成基盤整備事業など9件において繰越額を変更しようとするものであります。

また、債務負担行為については、治山事業など8件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第14号、令和5年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）で40万円を減額するなど、2件であります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

農地中間管理総合対策事業、4億89万円の減額についてであります。

これは、農業経営の規模拡大や農地の集積・集約化を促進するため、推進母体となる農地中間管理機構や市町村等の活動を支援するための経費で、決算見込みにより、減額するものであります。

これについて、農地集積・集約化の実績に応じて支払われる機構集積協力金の減額の理由は何か。また、農地の集積・集約化の推進に向け、地域計画の策定をどのように進めていくのか、とただしたのに対し、離農などにより農地を機構へ預ける農家への助成である経営転換協力金の実績減が大きな要因となっている。また、さらなる農地の集積・集約化を図るため、農地利用の将来像を見える化した地域計

画の策定を各市町村が進めており、その中で地域ごとに様々な課題が明らかになってきていることから、その解決に向け、県として伴走支援してまいりたい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、産業観光分科会長の報告を求めます。

宇佐見康人委員（産業観光分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会産業観光分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計では、議案第11号のうち観光文化スポーツ部及び産業労働部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、観光文化スポーツ部関係で1億953万円の減額、産業労働部関係で48億2,842万円の減額であります。

また、繰越明許費については、観光施設魅力向上事業において繰越額を変更するほか、地域主体による大館能代空港活性化支援事業など4件において、それぞれ繰越ししようとするものであります。

また、債務負担行為については、総合生活文化会館管理運営費など6件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第15号、令和5年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算（第1号）で1,594万円を減額するなど、3件であります。

また、繰越明許費については、工業団地開発事業特別会計について、工業団地開発事業費において、繰越ししようとするものであります。

次に、公営企業会計では、議案第26号、令和5年度秋田県電気事業会計補正予算（第2号）で3億6,428万円を減額するなど、2件であります。

また、継続費については、玉川発電所受変電設備ほか更新事業など3件について、それぞれ事業期間、総額及び年割額を変更しようとするものであります。

また、債務負担行為については、施設設備維持管理費など6件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、観光文化スポーツ部の地域主体による大館能代空港活性化支援事業、1億4,000万円の繰越についてであります。

これは、令和5年度6月補正予算で措置した空港利用者リピート宿泊支援事業について、制度を見直し、さらなる県内宿泊と空港利用を促進するため、繰越ししようとするものであります。

これについて、空港利用者の宿泊割引の手続きや内容を、人手不足となっている旅館・ホテルが対応しやすいよう簡素化し、利用者にも分かりやすくすることで、同空港路線のリピーターを増やしていきたいとのことだが、そのためには、魅力ある観光地域づくりや情報発信を周辺市町村と連携して進めることが重要ではないか、とただしたのに対し、この事業の趣旨は、大館能代空港を利用して来県する方に宿泊して地域の魅力に触れてもらうことで、再度の来訪を促そうとするものである。来年度から大館能代空港利用促進協議会の取組として、現地を訪れた方に地域の魅力を紹介するコーディネーターを空港に配置するなど、受入体制の強化を図り、空港利用者の増加につなげてまいりたい。また、一般社団法人日本風力発電協会の会員をはじめとした洋上風力関係者に対し、ビジネス、観光両面での利用に向けて働きかけを強めるなど、関係機関の協力を得ながら周知を図ってまいりたい、との答弁がありました。

次に、産業労働部の制度融資事業費、34億8,079万円の減額についてであります。

これは、中小企業の資金繰りの円滑化を支援する制度融資の預託金等について、実績見込みにより予算を減額するものであります。

これについて、制度融資全体としては減額する一方で、ゼロゼロ融資の返済に関する借り換えのため、ウィズ・アフターコロナ枠の融資額は増えているとのことだが、資金繰りに関する支援と併せて、業態転換などの経営改善に関する支援にも力を入れるべきと考えるがどうか、とただしたのに対し、資金繰りに関する支援については、商工団体に相談窓口を設置しているほか、金融機関及び信用保証協会に対し企業の実態に合わせた条件変更柔軟に対応するよう要請するなど、企業の返済負担の軽減に向けた取組を行っており、経営改善に関する支援についても、新規事業の展開やM&Aといった経営基盤の強化に向けた支援策の活用を、企業に対し、より一層働きかけてまいりたい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、建設分科会長の報告を求めます。

児玉政明委員（建設分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会建設分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計では、議案第11号のうち建設部、出納局、監査委員事務局及び労働委員会事務局に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、建設部関係で54億6,564万円の減額、出納局関係で8,687万

円の減額、監査委員事務局関係で279万円の減額、労働委員会事務局関係で218万円の減額であります。

また、繰越明許費については、現年発生土木災害復旧事業など32件においてそれぞれ繰越ししようとするほか、地方道路交付金事業道路維持費分など15件においてそれぞれ繰越額を変更しようとするものであります。

また、債務負担行為については、「秋田港クルーズ」まちづくり拠点形成事業など2件について、それぞれ限度額を設定しようとするほか、盛土等規制区域指定事業について限度額を変更しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第12号、令和5年度秋田県証紙特別会計補正予算第1号で、418万円を増額するなど3件であります。

また、繰越明許費については、港湾整備事業特別会計について、向浜ふ頭用地造成事業など2件において、それぞれ繰越ししようとするほか、大森ふ頭用地造成事業において繰越額を変更しようとするものであります。

次に、公営企業会計では、議案第28号、令和5年度秋田県下水道事業会計補正予算第4号で、8億5,220万円を減額するものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

出納局の窓口キャッシュレス決済推進事業、222万円の減額についてであります。

これは、県民の利便性向上を図るため、窓口で現金納付する使用料のキャッシュレス納付を可能とするシステムの構築に要する経費を減額するものであります。

これについて、決算見込みによる減額とのことだが、具体的にどういった理由によるものか、とただしたのに対し、当初予算に計上した際は、行政専用ネットワークであるL G W A N回線の活用を想定し、外部接続に必要なネットワーク改修作業や回線敷設工事などに約200万円を要する見込みであったが、今年度当初予算審査における経費が掛かり過ぎではないかといった意見も踏まえて使用する回線をキャリア回線に変更したことで、これらの経費が不要となったものである、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、教育公安分科会長の報告を求めます。

小山緑郎委員（教育公安分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会教育公安分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計で、議案第11号のうち警察本部及び教育委員会に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、警察本部関係で2億4,723万円の減額、教育委員会関係で42億7,487万円の減額であります。

また、継続費については、能代科学技術高等学校整備事業など5件について、総額及び年割額を変更しようとするものであります。

また、繰越明許費については、警察職員宿舎等改築事業など9件において、繰越ししようとするものであります。

また、債務負担行為については、デジタル教育未来へRUNプロジェクト事業など2件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

教育委員会の県立学校施設等災害復旧事業、1億4,127万円の増額についてであります。

これは、令和5年7月14日から大雨により被災した五城目高校の陸上競技場について、復旧工事を行うための経費であります。

これについて、教育環境を整備することが教育委員会の責務であると考え、復旧にはどのくらいの期間を見込んでいるのか。また、学校生活に支障が出ないよう、その間の運動場の代替措置をどのように計画しているのか、とただしたのに対し、堆積した汚泥の撤去に時間がかかることから、工事の完成は9月末を予定している。罹災後の体育の授業や部活動は、大きな被害がなかった野球場を代替使用して行っており、引き続きこうした対応を取るなど、教育環境の整備に向けて柔軟に対応してまいりたい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

以上で、各分科会長の報告は終了しました。

各分科会長に対する質疑を行います。

質疑は質疑者席において、答弁は演壇において行ってください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

各分科会長に対する質疑は、ないものと認めます。

暫時休憩します。

再開は、午後1時とします。

午前10時24分 休憩

午後 0時58分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。

初めに、本委員会における議案第11号から議案第28号まで、以上18件の補正予算関係議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

議案第11号から議案第28号まで、以上18件の補正予算関係議案を一括議題とします。

討論を行います。

討論は、演壇において行ってください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

初めに、議案第26号について採決します。

議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

【賛成者起立】

委員長

起立者多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第11号から議案第25号、議案第27号及び議案第28号、以上17件について一括採決します。

議案第11号ほか16件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

【賛成者起立】

委員長

起立者全員であります。

よって、議案第11号ほか16件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案第11号から議案第28号まで、以上18件の補正予算関係議案の審査は、全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、3月7日木曜日、午後1時に委員会を開き、同日に予定されている追加提案の関係議案に関する日程協議と部局長説明を行います。

散会します。

午後 1時 1分 散会

令和6年2月29日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第47号
令和6年度秋田県一般会計予算（分科会）
- 2 議案第48号
令和6年度秋田県証紙特別会計予算（分科会）
- 3 議案第49号
令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算（分科会）
- 4 議案第50号
令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算（分科会）
- 5 議案第51号
令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算（分科会）
- 6 議案第52号
令和6年度秋田県土地取得事業特別会計予算（分科会）
- 7 議案第53号
令和6年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算（分科会）
- 8 議案第54号
令和6年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算（分科会）
- 9 議案第55号
令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算（分科会）
- 10 議案第56号
令和6年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算（分科会）
- 11 議案第57号
令和6年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算（分科会）
- 12 議案第58号
令和6年度秋田県港湾整備事業特別会計予算（分科会）
- 13 議案第59号
令和6年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算（分科会）
- 14 議案第60号
令和6年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計予算（分科会）
- 15 議案第61号
令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算（分科会）
- 16 議案第62号

令和6年度秋田県公債費管理特別会計予算
（分科会）

- 17 議案第63号
令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算（分科会）
- 18 議案第64号
令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算（分科会）
- 19 議案第65号
令和6年度秋田県電気事業会計予算（分科会）
- 20 議案第66号
令和6年度秋田県工業用水道事業会計予算（分科会）
- 21 議案第67号
令和6年度秋田県下水道事業会計予算（分科会）

本日の出席状況

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	瓜生望豪
委員	高橋
委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健一
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人

委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子

書記

議会事務局議事課	佐藤慎大
議会事務局政務調査課	佐藤真也
議会事務局議事課	加藤祐也
議会事務局政務調査課	村上忍
議会事務局議事課	村岡啓太
議会事務局政務調査課	田中寛幸
議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	保坂小春
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	小田嶋研斗
議会事務局議事課	川原法子
議会事務局政務調査課	三浦勢津子
総務部行政経営課	柴田穰
企画振興部総合政策課	杉沼慶
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	佐藤信吾
健康福祉部福祉政策課	小玉遼平
生活環境部県民生活課	平柳悠
農林水産部農林政策課	田中裕太郎
観光文化スポーツ部観光戦略課	
	木村裕介
産業労働部産業政策課	佐藤涉
建設部建設政策課	石沢浩太
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部総務課	雪松亮

各分科会の概要

2月29日（木）開催の以下の分科会の概要については、分科会の会議録の該当部分を参照のこと。

- 1 総務企画分科会
- 2 福祉環境分科会
- 3 農林水産分科会
- 4 産業観光分科会
- 5 建設分科会
- 6 教育公安分科会

令和6年3月4日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第47号
令和6年度秋田県一般会計予算（分科会）
- 2 議案第48号
令和6年度秋田県証紙特別会計予算（分科会）
- 3 議案第49号
令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算（分科会）
- 4 議案第50号
令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算（分科会）
- 5 議案第51号
令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算（分科会）
- 6 議案第52号
令和6年度秋田県土地取得事業特別会計予算（分科会）
- 7 議案第53号
令和6年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算（分科会）
- 8 議案第54号
令和6年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算（分科会）
- 9 議案第55号
令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算（分科会）
- 10 議案第56号
令和6年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算（分科会）
- 11 議案第57号
令和6年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算（分科会）
- 12 議案第58号
令和6年度秋田県港湾整備事業特別会計予算（分科会）
- 13 議案第59号
令和6年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算（分科会）
- 14 議案第60号
令和6年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計予算（分科会）
- 15 議案第61号
令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算（分科会）
- 16 議案第62号

令和6年度秋田県公債費管理特別会計予算
（分科会）

- 17 議案第63号
令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算（分科会）
- 18 議案第64号
令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算（分科会）
- 19 議案第65号
令和6年度秋田県電気事業会計予算（分科会）
- 20 議案第66号
令和6年度秋田県工業用水道事業会計予算（分科会）
- 21 議案第67号
令和6年度秋田県下水道事業会計予算（分科会）

本日の出席状況

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	瓜生望豪
委員	高橋
委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健一
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人

委員	佐藤 正一郎
委員	山形 健二
委員	石田 寛
委員	小原 正晃
委員	薄井 司
委員	櫻田 憂子
委員	加藤 麻里
委員	沼谷 純
委員	加賀屋 千鶴子
委員	松田 豊臣
委員	佐藤 光子

書記

議会事務局議事課	佐藤 慎大
議会事務局政務調査課	佐藤 真也
議会事務局議事課	加藤 祐也
議会事務局政務調査課	村上 忍
議会事務局議事課	村岡 啓太
議会事務局政務調査課	田中 寛幸
議会事務局議事課	伴藤 崇
議会事務局政務調査課	保坂 小春
議会事務局議事課	松江 翔一
議会事務局政務調査課	小田嶋 研斗
議会事務局議事課	川原 法子
議会事務局政務調査課	三浦 勢津子
総務部行政経営課	柴田 穰
企画振興部総合政策課	杉沼 慶
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	佐藤 信吾
健康福祉部福祉政策課	小玉 遼平
生活環境部県民生活課	平柳 悠
農林水産部農林政策課	田中 裕太郎
観光文化スポーツ部観光戦略課	
	木村 裕介
産業労働部産業政策課	佐藤 渉
建設部建設政策課	石沢 浩太
教育庁総務課	石塚 祐樹
警察本部総務課	雪松 亮

各分科会の概要

3月4日（月）開催の以下の分科会の概要については、分科会の会議録の該当部分を参照のこと。

- 1 総務企画分科会
- 2 福祉環境分科会
- 3 農林水産分科会
- 4 産業観光分科会
- 5 建設分科会
- 6 教育公安分科会

令和6年3月5日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第47号
令和6年度秋田県一般会計予算（分科会）
- 2 議案第48号
令和6年度秋田県証紙特別会計予算（分科会）
- 3 議案第49号
令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算（分科会）
- 4 議案第50号
令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算（分科会）
- 5 議案第51号
令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算（分科会）
- 6 議案第52号
令和6年度秋田県土地取得事業特別会計予算（分科会）
- 7 議案第53号
令和6年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算（分科会）
- 8 議案第54号
令和6年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算（分科会）
- 9 議案第55号
令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算（分科会）
- 10 議案第56号
令和6年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算（分科会）
- 11 議案第57号
令和6年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算（分科会）
- 12 議案第58号
令和6年度秋田県港湾整備事業特別会計予算（分科会）
- 13 議案第59号
令和6年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算（分科会）
- 14 議案第60号
令和6年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計予算（分科会）
- 15 議案第61号
令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算（分科会）
- 16 議案第62号

令和6年度秋田県公債費管理特別会計予算
（分科会）

- 17 議案第63号
令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算（分科会）
- 18 議案第64号
令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算（分科会）
- 19 議案第65号
令和6年度秋田県電気事業会計予算（分科会）
- 20 議案第66号
令和6年度秋田県工業用水道事業会計予算（分科会）
- 21 議案第67号
令和6年度秋田県下水道事業会計予算（分科会）

本日の出席状況

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪
委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健一
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人

委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子

書記

議会事務局議事課	佐藤慎大
議会事務局政務調査課	佐藤真也
議会事務局議事課	加藤祐也
議会事務局政務調査課	村上忍
議会事務局議事課	村岡啓太
議会事務局政務調査課	田中寛幸
議会事務局議事課	伴藤崇
議会事務局政務調査課	保坂小春
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	小田嶋研斗
議会事務局議事課	川原法子
議会事務局政務調査課	三浦勢津子
総務部行政経営課	柴田穰
企画振興部総合政策課	杉沼慶
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	佐藤信吾
健康福祉部福祉政策課	小玉遼平
生活環境部県民生活課	平柳悠
農林水産部農林政策課	田中裕太郎
観光文化スポーツ部観光戦略課	
	木村裕介
産業労働部産業政策課	佐藤涉
建設部建設政策課	石沢浩太
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部総務課	雪松亮

各分科会の概要

3月5日（火）開催の以下の分科会の概要については、分科会の会議録の該当部分を参照のこと。

- 1 総務企画分科会
- 2 福祉環境分科会
- 3 農林水産分科会
- 4 産業観光分科会
- 5 建設分科会
- 6 教育公安分科会

令和6年3月7日(木曜日)

本日の会議案件

- 1 審査日程 (日程協議Ⅱ)
- 2 議案第114号
令和5年度秋田県一般会計補正予算(第10号)
(部局長説明) (分科会)

本日の出席状況

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達人
委員	宇佐見康
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪
委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健一
委員	三浦英治
委員	渡部英人
委員	三浦茂
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純

委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子

書記

議会事務局議事課	斎藤淳子
議会事務局議事課	佐藤慎大
議会事務局政務調査課	富樫可那子
議会事務局政務調査課	佐藤真也
議会事務局議事課	村岡啓太
議会事務局政務調査課	田中寛幸
議会事務局議事課	松江翔一
議会事務局政務調査課	小田嶋研斗
総務部行政経営課	柴田穰
企画振興部総合政策課	杉沼慶
あきた未来創造部あきた未来戦略課	
	佐藤信吾
農林水産部農林政策課	田中裕太郎
建設部建設政策課	石沢浩太

会議の概要

午後 0時59分 開議

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達人
委員	宇佐見康
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪
委員	小棚木政之

委員	武内伸文
委員	高橋健
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子

説明者

教育長	安田浩幸
警察本部長	森田正敏
総務部長	長嶋直哉
総務部危機管理監（兼）	広報監
企画振興部長	伊藤真人
あきた未来創造部長	久米寿
観光文化スポーツ部長	水澤里利
健康福祉部長	石黒道人
生活環境部長	高橋一也
農林水産部長	川村之聡
産業労働部長	齋藤正和
建設部長	石川定人
会計管理者（兼）出納局長	川辺透
議会事務局長	小西弘紀
人事委員会事務局長	佐藤徳雄
監査委員事務局長	奈良滋
労働委員会事務局長	齋藤秀樹
	兎澤繁友

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
 初めに、委員会の審査日程についてお諮りします。
 しおりの1番、2ページ、資料1、付託議案一覧表を御覧ください。
 先ほどの本会議において、議案第114号の令和5年度補正予算関係議案が本委員会に追加付託されました。追加付託された議案については、総務企画分科会、農林水産分科会及び建設分科会において審査を行います。
 3ページ、資料2、審査日程を御覧ください。
 本委員会の審査日程には、予めこの追加提案が組み込まれておりますので、今後も当初の予定どおり

とします。
 審査日程について、御意見等ございますか。
 【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。
 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。
 審査日程は、原案のとおり決定されました。
 次に、付託議案に関する部局長説明を行います。
 議案第114号を議題とします。関係部局長の説明を求めます。

総務部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会追加提案分）令和6年3月7日提出により説明】

農林水産部長

【令和6年秋田県議会第1回定例会部局関係説明書（2月議会追加提案分）令和6年3月7日提出により説明】

委員長

以上で、関係部局長の説明は終了しました。
 ただいまの説明を踏まえ、関係分科会において、鋭意、審査をお願いします。
 本日はこれをもって散会し、3月11日午前10時に委員会を開き、分科会報告を行います。
 散会します。

午後 1時 4分 散会

各分科会の概要

- 3月7日（木）開催の以下の分科会の概要については、分科会の会議録の該当部分を参照のこと。
- 1 総務企画分科会
 - 2 農林水産分科会
 - 3 建設分科会

令和6年3月11日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第47号
令和6年度秋田県一般会計予算（分科会報告）
- 2 議案第48号
令和6年度秋田県証紙特別会計予算
（分科会報告）
- 3 議案第49号
令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
（分科会報告）
- 4 議案第50号
令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算
（分科会報告）
- 5 議案第51号
令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算
（分科会報告）
- 6 議案第52号
令和6年度秋田県土地取得事業特別会計予算
（分科会報告）
- 7 議案第53号
令和6年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算
（分科会報告）
- 8 議案第54号
令和6年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算
（分科会報告）
- 9 議案第55号
令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算
（分科会報告）
- 10 議案第56号
令和6年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算
（分科会報告）
- 11 議案第57号
令和6年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算
（分科会報告）
- 12 議案第58号
令和6年度秋田県港湾整備事業特別会計予算
（分科会報告）
- 13 議案第59号
令和6年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算
（分科会報告）
- 14 議案第60号
令和6年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計予算
（分科会報告）
- 15 議案第61号
令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算
（分科会報告）

- 16 議案第62号
令和6年度秋田県公債費管理特別会計予算
（分科会報告）
- 17 議案第63号
令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算（分科会報告）
- 18 議案第64号
令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算
（分科会報告）
- 19 議案第65号
令和6年度秋田県電気事業会計予算
（分科会報告）
- 20 議案第66号
令和6年度秋田県工業用水道事業会計予算
（分科会報告）
- 21 議案第67号
令和6年度秋田県下水道事業会計予算
（分科会報告）
- 22 議案第114号
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第10号）
（分科会報告）

本日の出席状況

出席委員

委員 長	工 藤 嘉 範
副委員 長	佐 藤 信 喜
委 員	鈴 木 洋 一
委 員	鶴 田 有 司
委 員	川 口 一
委 員	柴 田 正 敏
委 員	加 藤 鉦 一
委 員	原 幸 子
委 員	竹 下 博 英
委 員	北 林 丈 正
委 員	高 橋 武 浩
委 員	今 川 雄 策
委 員	鈴 木 健 太
委 員	杉 本 俊 比 古
委 員	佐々木 雄 太
委 員	鈴 木 真 実
委 員	小 野 一 彦
委 員	小 山 緑 郎
委 員	児 玉 政 明
委 員	住 谷 達 人
委 員	宇佐見 康 人
委 員	島 田 薫 望
委 員	瓜 生 望 豪
委 員	高 橋 豪 之
委 員	小 棚 木 政 之
委 員	武 内 伸 文

委員	高橋健
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子

書記

議会事務局議事課	齋藤淳子
議会事務局議事課	加藤祐也
議会事務局政務調査課	富樫可那子

会議の概要

午前 9時58分 開議

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一敏
委員	柴田正一
委員	加藤敏一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達人
委員	宇佐見康
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪

委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健一
委員	三浦英治
委員	渡部茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子

説明者

副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
教育長	安田浩幸
警察本部長	森田正敏
総務部長	長嶋直哉
総務部危機管理監(兼)	広報監
	伊藤真人
企画振興部長	久米利寿
あきた未来創造部長	水澤里道
観光文化スポーツ部長	石黒一也
健康福祉部長	高橋之聡
生活環境部長	川村正和
農林水産部長	齋藤定人
産業労働部長	石川透
建設部長	川辺
会計管理者(兼)出納局長	
	小西弘紀
議会事務局長	佐藤徳雄
人事委員会事務局長	奈良滋
監査委員事務局長	齋藤秀樹
労働委員会事務局長	兔澤繁友

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
 分科会報告を行います。
 議案第47号から議案第67号までの令和6年度当初予算関係議案21件、及び議案第114号の令和5年度補正予算関係議案、以上22件を一括議題とします。
 各分科会長の報告を求めます。
 報告は演壇において行ってください。
 初めに、総務企画分科会長の報告を求めます。

住谷達委員（総務企画分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会総務企画分科会における審査の経過を報告申し上げます。

初めに令和6年度当初予算案についてですが、本分科会において審査した案件は、一般会計では、議案第47号のうち、総務部、企画振興部、あきた未来創造部、議会事務局及び人事委員会事務局に係る部分であります。

今回の一般会計当初予算案は、総額5,842億3,400万円であり、そのうち、本分科会所管部局については、総務部関係で1,603億3,922万円、企画振興部関係で41億1,031万円、あきた未来創造部関係で119億5,408万円、議会事務局関係で11億9,140万円、人事委員会事務局関係で1億4,572万円であります。

また、継続費については、新財務会計システム構築事業について、新たに設定しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第55号、令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算で16億220万円を計上するなど、2件であります。

次に、追加提案分の令和5年度補正予算案についてですが、一般会計で、議案第114号のうち総務部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、総額6億1,994万円の減額であり、そのうち、本分科会所管部局については、総務部関係で4億6,090万円の減額であります。

また、繰越明許費については、災害救助対策費において繰越ししようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、総務部の災害情報収集・発信強化事業301万円についてであります。

これは、災害時に被災地との連絡通信手段の充実を図るとともに、視覚障害者等向けの情報発信ツールを導入するなど、災害情報の収集・発信体制の強化に要する経費であります。

これについて、能登半島地震では道路の寸断や、停電等により通信が遮断されたため、情報が届かなかった集落が発生したが、過疎地域を多く抱える本県においても同様のケースが多数発生する恐れがある。こうした事態を避けるため、スターリンクといった衛星通信サービスの活用を前向きに検討すべきと考えるがどうか、とただしたのに対し、全国ではスターリンクを既に導入済みもしくは導入を検討中の都道府県が3分の1ほどで、首都圏を中心に先行して取り組まれていると認識しており、本県において

も今後の検討課題の一つと認識している。また、来年度開催予定の男鹿半島地域の防災・減災対策に係る検討委員会では、孤立集落対策を大きなテーマの一つとして捉えており、通信手段の確保についても、通信大手の企業に委員に入ってください意見を伺うなど、議論を深めていきたいと考えている、との答弁がありました。

次に、企画振興部の日本語教育環境整備推進事業159万円についてであります。

これは、増加が見込まれる在住外国人が地域の一員として安全・安心に生活するためには、日本語の習得が必要不可欠となることから、日本語教育環境の整備を推進するための経費であります。

これについて、今後、外国人の受入にあたっては、単なる労働力としてではなく、その方々の文化的背景も理解することが重要と考えており、県民への丁寧な周知と受入に向けた体制の構築をしっかりと行っていくべきと考えるがどうか、とただしたのに対し、外国人の受入にあたっては、様々な文化的背景の違いにも配慮しながら、我々の目指す多文化共生社会の実現に繋がるよう、各地域における周知啓発活動に取り組むほか、専門家による推進会議において受入体制の整備などに関する協議を進めることとしている、との答弁がありました。

次に、あきた未来創造部の、ふるさと納税を活用した「あきた満喫」トライアル事業203万円についてであります。これは、本県へ寄附を行った県外の方に対し、県内の指定店舗での地場産品の購入や地場産食材の飲食の際に使用できる返礼ポイントを付与する事業に要する経費であります。

これについて、ふるさと納税を行う側の視点に立てば、専用アプリでなければ寄附が出来ない仕組みより、他の納税サイトからもアクセスし、寄附できる方が、もっと利便性は高まるのではないかとただしたのに対し、導入する専用アプリは、県が既に利用している寄附金受入れサイトの運営会社が提供するものであり、本事業による返礼ポイント機能を導入しても、基本利用料は変わらない。また、今回はトライアル事業として、試験的に1社のアプリを利用するものの、今後、寄附額が伸びていけば、利用サイト等を拡げていきたいと考えている、との答弁がありました。

また、他県の実施状況はどうか、とただしたのに対し、首都圏にあるアンテナショップを指定して、物産購入の際にポイントを使用できる県もある。本県としては、実際に秋田に来ていただいて、宿泊や観光、体験を通じた交流の機会を確保していくことを重視したことから、今回の手法を取り入れようとするものである。なお、店舗の指定については、駅や空港などで県産品を多く扱っている店舗を、店側

の理解を得ながら増やしていきたいと考えている、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、福祉環境分科会長の報告を求めます。

佐藤正一郎委員（福祉環境分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会福祉環境分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計では、議案第47号のうち健康福祉部及び生活環境部に係る部分であります。

今回の一般会計当初予算案は、健康福祉部関係で873億8,394万円、生活環境部関係で38億3,905万円であります。

また、債務負担行為については、八郎湖「わがみずうみ」創生事業について、限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第49号、令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算で2億4,803万円を計上するなど、4件であります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、健康福祉部の介護サービス事業所認証評価事業、2,498万円についてであります。

これは、職員の処遇改善や人材育成に積極的に取り組む事業者を県が認証し、働きやすい職場としてPRし、介護職員の確保・定着につなげる制度において新たに上位認証制度を構築し、介護業界全体のレベルアップを図るための経費であります。

これについて、平成29年度からスタートした現行の認証取得率は、介護事業者全体の約10%と低く、認証取得によるインセンティブを設けるなど現行制度の見直しをしないことには、新たに上位制度を設けても介護業界全体の底上げには繋がらないのではないか。また、新たな評価制度においては、認証された事業者をより広くアピールすることが重要と考えるがどうか、とただしたのに対し、現行制度において、目標の認証数には達していないものの、認証事業者には補助金等の優先採択や県ウェブサイトによる紹介などの優遇策を設けることにより、取得率の向上に努めているところである。また、新たな評価制度については、先行する自治体の制度や学識経験者等の意見を参考にしながら基準を設定し、認証事業者やその取組を広くアピールすることにより、介護業界全体のレベルアップを図ってまいりたい、との答弁がありました。

次に、デジタル技術を活用した総合診療医等育成支援事業、1,460万円についてであります。

これは、高齢化が進む地域において必要とされる総合診療医の育成やチーム医療の向上を図るため、医療Ma a Sの導入及び多職種連携教育体制の構築を支援するための経費であります。

これについて、医療Ma a Sは、一般的に遠隔診療するために用いられることが多いが、今回、総合診療医を目指す若手医師が乗車し、現地へ赴く理由は何か、とただしたのに対し、若手医師が医療機関が少ない地域に赴き、医療Ma a Sで大学にいる指導医とオンラインで適切な指示を受けつつ、地域事情や生活背景などを体感しながら地域の方々と接することにより、総合診療医の育成を図るためである、との答弁がありました。

次に、生活環境部の消費者行政強化事業、1,186万円についてであります。

これは、多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、生活センターの機能を強化し、県及び市町村の消費生活相談体制の充実と消費者教育の推進を図り、県民の消費生活における安全・安心の実現を目指すための経費であります。

これについて、オンライン相談は各地域振興局が取次ぎを行うとのことだが、市町村ともオンラインでつなげることにより、体制が脆弱な市町村を効率的に支援できると考えるがどうか、とただしたのに対し、これまで、市町村の相談窓口において解決が難しい事案については、生活センターが助言を行い、解決を図ってきたものの、多様化・複雑化する消費者問題への迅速な対応や県民の利便性をさらに高めるためにも、デジタルを活用した連携体制について国が進める消費生活相談のデジタル化に合わせ、検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、ツキノワグマ生息数モニタリング調査事業、1,536万円についてであります。

これは、令和5年度にツキノワグマの捕獲頭数が過去最多となったことから、個体群の状況を確認するため、平成29年度から令和元年度と同様のカメラトラップ法により、生息数を調査するための経費であります。

これについて、前回の調査と同じ地域で行うなど、比較しやすい条件で行うことが望ましいと考えるがどうか。また、調査の実施や結果の公表はいつになるのか、とただしたのに対し、調査地域は、前回実施した7地域の中から、代表性のある3地域を選定し、可能な限り同じ位置にカメラを設置するなど、比較できる形で進めてまいりたい。また、実施時期は、山の実なりによるクマの移動の影響が少ない6月から8月を想定しており、令和6年度から2か年かけて調査し、令和7年度内に、推定値を算出して公表したい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、農林水産分科会長の報告を求めます。

杉本俊比古委員（農林水産分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会農林水産分科会における審査の経過を報告申し上げます。

初めに、令和6年度当初予算案についてですが、本分科会において審査した案件は、一般会計では、議案第47号のうち、農林水産部に係る部分であります。

今回の一般会計当初予算案は、農林水産部関係で505億5,447万円であります。

また、債務負担行為については、各種制度資金に係る利子補給金など12件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第50号、令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算で5,495万円を計上するなど、3件であります。

次に、追加提案分の令和5年度補正予算案についてですが、一般会計で、議案第114号のうち農林水産部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、農林水産部関係で1億5,903万円の減額であります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、あきたこまちR導入理解促進対策事業、1,300万円であります。

これは、生産者や消費者等へのあきたこまちRの理解促進を図るため、切替えの必要性や栽培技術のポイント等を周知するとともに、科学的な知見に基づく正しい情報を発信するための経費であります。

これについて、消費者に対して、具体的にはどのように情報を発信していくのか、とただしたのに対し、米穀店やスーパー、直売などにおいて、消費者が直接店頭で手に取れるリーフレットを作成し、配布するほか、県のウェブサイトや広報紙、新聞広告を活用するなど、様々な媒体を用いた情報発信を行い、令和7年度の切替えに向け、さらなる理解促進を図ってまいりたい、との答弁がありました。

これについてさらに、従来のあきたこまちを作付けし、直接販売を希望する生産者に対しては、種子の調達方法を含めどのように説明していくのか、とただしたのに対し、これまでも自家採種や県外からの購入により種子の確保が可能であると説明してきたところであるが、引き続き、種子の購入ルート等が分からず不安を抱える生産者が出ないように、JA等を通じて、県外の種子を購入できる体制を整えていくことにしている。今後も、説明会や各種研修会などあらゆる機会をとらえて、丁寧に説明してまいりたい、との答弁がありました。

次に、漁業取締船くぼた代船建造事業、1億7,126万円であります。

これは、実効ある海面資源管理体制を維持するため、老朽化した漁業取締船くぼたの代船を建造するための経費であります。

これについて、新たに建造する船は船体の小型化が図られるとのことだが、取締り業務に影響を及ぼすことはないか、とただしたのに対し、取締りを行う全海域をカバーできる航続距離を有し、現行の船と同程度の速度で航行できることなどから、取締り業務に影響はないと考えている。小型化により向上する機動性を生かし、漁業秩序や資源管理体制の維持につなげてまいりたい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、産業観光分科会長の報告を求めます。

宇佐見康人委員（産業観光分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会産業観光分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計では、議案第47号のうち観光文化スポーツ部及び産業労働部に係る部分であります。

今回の一般会計当初予算案は、観光文化スポーツ部関係で73億4,886万円、産業労働部関係で379億9,778万円あります。

また、債務負担行為については、経営安定資金損失補償など11件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第51号、令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算で2億3,783万円を計上するなど、4件であります。

次に、公営企業会計では、議案第65号、令和6年度秋田県電気事業会計予算で87億5,238万円を予定するなど、2件であります。

また、債務負担行為については、施設設備維持管理費など9件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、観光文化スポーツ部のデータに基づく観光戦略推進事業、2,142万円についてであります。

これは、県内の宿泊者属性や消費購買動向など、本県の観光に関するデータ分析を行うためのプラットフォームを活用し、データに基づいた観光戦略の推進を図るとともに、観光地域づくり法人、DMOや宿泊事業者等による、効果的・効率的な誘客に向けた取組を支援する経費であります。

これについて、システムにアクセスできるのは主に県とDMOとのことだが、市町村や個々の事業者はどのように分析結果を活用していくのか、とただしたのに対し、DMOが設立されている地域については、各DMOを通じて、データ分析の結果を活用してもらうことを想定しており、それ以外の地域については、県全体を対象エリアとする地域連携DMOである県観光連盟がサポートできるよう調整中である。また、県としても概括的なデータ分析を行い公表していくほか、関係団体等からの相談にも適宜対応してまいりたい、との答弁がありました。

次に、産業労働部の秋田の「はこぶ」を未来につなげる事業、2,437万円についてであります。

これは、物流の2024年問題や、慢性的なドライバー不足を踏まえ、物流の効率化やモーダルシフトの取組等、本県における持続可能な物流体制の構築に向けた取組を支援する経費であります。

これについて、物流の効率化に向けた実証的・実証的な取組に対して支援を行うとのことだが、その結果を受けて、今後、さらに支援策を検討するという認識で良いか、とただしたのに対し、物流業界においては2024年問題等の影響が危惧されているものの、具体的な対策を講じている企業は少ないことから、本事業を通じて県内に横展開できる取組を作りたいと考えており、今後さらに大きな取組になるようであれば、新たな支援策を検討していきたい、との答弁がありました。

また、鉄道や船舶へのモーダルシフトの推進は、ドライバー不足解消のほかにも、CO2削減による企業イメージの向上といったメリットがある反面、トラック輸送に比べて輸送時間が長くなる、荷物の積み替え作業が発生するといったデメリットもあるが、どのような業種をターゲットにモデルを作っていくのか、とただしたのに対し、リードタイムが延びるため生鮮食品には向かないが、工業製品や、食品の中でも例えばコメやリンゴなど、保存期間の長いものはモーダルシフトに向いていると考えている。秋田県トラック協会やJR貨物等と連携しながら、モーダルシフトに合った業種の荷主企業を募集して、ロールモデルを創出していきたい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、建設分科会長の報告を求めます。

児玉政明委員（建設分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会建設分科会における審査の経過を報告申し上げます。

初めに令和6年度当初予算案についてですが、本分科会において審査した案件は、一般会計では、議

案第47号のうち建設部、出納局、監査委員事務局及び労働委員会事務局に係る部分であります。

今回の一般会計当初予算案は、建設部関係で837億243万円、出納局関係で24億9,563万円、監査委員事務局関係で2億4,537万円、労働委員会事務局関係で1億158万円であります。

また、債務負担行為については、河川改修事業など4件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計では、議案第48号、令和6年度秋田県証紙特別会計予算で27億6,000万円を計上するなど、4件であります。

次に、公営企業会計では、議案第67号、令和6年度秋田県下水道事業会計予算で128億169万円を予定するものであります。

また、債務負担行為については、流域下水道事業について限度額を設定しようとするものであります。

次に、追加提案分の令和5年度補正予算案についてですが、一般会計で、議案第114号のうち建設部に係る部分であります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、建設部の建設産業魅力発信事業、2,638万円についてであります。

これは、建設産業活性化センターを核として、建設産業団体や教育機関等と連携し、建設産業の人材確保やイメージアップを図るための経費であります。

これについて、本県の産業界においては人口減少に伴う働き手・担い手不足が喫緊の課題となっており、これまでも女性・若者の県内定着・回帰等、未来の秋田を支える人への投資として重点的に取り組んできたと思うが、令和6年度はどのような考えで取り組んでいくのか、とただしたのに対し、これまでも、建設部職員や建設業従事者が主に工業系の高校を対象に直接、出向いて建設業の魅力伝えてきたものの、このままでは年間150人という新卒者確保目標を達成し続けることが難しいことから、来年度からは、比較的就職率の高い普通高校も対象に加えたいと考えている。昨年度とりまとめた未来へ伝えたい秋田のインフラ50選の動画等を積極的に活用しながら、建設業の魅力をしっかりと伝えてまいりたい、との答弁がありました。

次に、建設部の河川改修事業、太平川に係る債務負担行為の設定についてであります。

これは、昨年7月の豪雨により氾濫した太平川における旭川合流点から桜大橋までの4.6km区間を、河川激甚災害対策特別緊急事業として短期間で集中的に改修する経費について、限度額を設定する

ものであります。

これについて、太平川周辺は住宅が密集しているため、工事や工事車両による騒音・振動の影響が懸念されるが、沿川住民に対して事前の説明は行われるのか。また、鋼矢板の施工に当たっては、騒音・振動の少ない油圧式による手法などがあるが、県としてそういった工法を指定する考えはあるか、とただしたのに対し、沿川住民に対しては、2月中旬から下旬にかけて説明会を延べ8回開催し、工事の概要等についてお知らせしたところである。太平川の改修については、発災後から、通常の工法では施工が難しいことを考慮した上で検討を進めてきており、工事発注に当たっては現場条件にあった工法の採用を求めていく方針である。具体的には、鋼矢板の油圧による圧入はもちろん、クレーン等の建設機械や資材の移動・搬入を施工済みの鋼矢板上において行うことができる工法を用いることによって、狭隘な区間においても騒音・振動を抑えながら施工できるものと考えている。また、施工に用いる機械は県外からのリース等で対応することになると思われるが、施工自体は極端に難しいわけではなく、県内業者でも受注可能であると考えている、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、教育公安分科会長の報告を求めます。

小山緑郎委員（教育公安分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会教育公安分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、一般会計で、議案第47号のうち、警察本部及び教育委員会に係る部分であります。

今回の一般会計当初予算案は、警察本部関係で267億4,229万円、教育委員会関係で1,060億8,179万円であります。

また、債務負担行為については、金足農業高等学校整備事業など3件について、それぞれ限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、警察本部の大館警察署改築事業、1,254万円についてであります。

これは、建築から45年が経過し、建物及び設備の老朽化が著しい大館警察署の庁舎改築に係る基本計画の策定及び最適な整備手法を検討するためのPFI導入可能性調査を行うための経費であります。

これについて、PFIの導入により、その民間会社の経営状態が警察サービスに影響を及ぼすことが

懸念されるが、警察署は地域住民の安全安心を守る重要な施設であり、導入に関しては可能性調査の結果も含め、十分な検討のもと、慎重に進めるべきではないか、とただしたのに対し、本事業は、PFIを導入して大館警察署の改築に加え、県北地区4警察署の維持管理をトータルで行うことで、経費削減できるのか検証するため、可能性調査を行うものである。今回の調査結果を踏まえ、受託会社の経営状態とその安定性を確認し、他県の状況等も参考にしながら、PFIの導入により警察施設に必要とされる厳重なセキュリティを確保しつつ、合わせて、業務の効率化やサービス向上等の効果を見込めるのか、十分な検討を行ってまいりたい、との答弁がありました。

次に、教育委員会の高校入試出願システム導入及び運用事業、1億1,338万円についてであります。

これは、公立高校入学者選抜に係る生徒及び保護者の利便性の向上と入試業務の大幅な効率化・省力化を図るため、高校入試出願システムを導入するための経費であります。

これについて、システムの導入により利便性が向上する一方で、生徒・保護者の失念や入力ミスによる出願漏れの危険性も生じ得ると考えられるが、出願の過程で学校のフォローはあるのか。また、システム上のトラブル等が生じた場合は、別の形での出願も特例的に認めるなど、システムを使用しなくても出願できる仕組みづくりも必要ではないか、とただしたのに対し、システムによる出願は、担任による確認と校長の決裁を経る必要があることから、最終的には学校の責任において行われるものと考えている。また、システム上のトラブルに限らず、いかなる理由であっても出願漏れはあってはならないため、生徒や保護者が安心して受検に臨めるよう、先行導入県の事例等を参考にしながら、確実に出願できる体制の構築に取り組んでまいりたい、との答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

以上で、各分科会長の報告は終了しました。

各分科会長に対する質疑を行います。

質疑は質疑者席において、答弁は演壇において行ってください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

各分科会長に対する質疑はないものと認めます。

本日はこれをもって散会し、次回は3月14日、午前10時から委員会を開き、総括審査を行います。

総括審査の質疑者は各会派で決定し、本日午後3時までに総括審査質疑事項提出書を提出願います。

その後、質疑順を決定し、お知らせします。

なお、総括審査に当たっては、予算特別委員会の運営要綱に定める質疑対象事項や、各分科会の審査内容を踏まえて質疑をしていただくようお願いします。

また、各質疑者が質疑補助資料を配付する場合は、質疑前日の正午までに資料の電子データを提出するとともに、質疑当日の午前9時45分までに必要部数を事務局に提出してください。

散会します。

午前10時36分 散会

令和6年3月14日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第47号
令和6年度秋田県一般会計予算（総括審査）
- 2 議案第48号
令和6年度秋田県証紙特別会計予算（総括審査）
- 3 議案第49号
令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算（総括審査）
- 4 議案第50号
令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算（総括審査）
- 5 議案第51号
令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算（総括審査）
- 6 議案第52号
令和6年度秋田県土地取得事業特別会計予算（総括審査）
- 7 議案第53号
令和6年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算（総括審査）
- 8 議案第54号
令和6年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算（総括審査）
- 9 議案第55号
令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算（総括審査）
- 10 議案第56号
令和6年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算（総括審査）
- 11 議案第57号
令和6年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算（総括審査）
- 12 議案第58号
令和6年度秋田県港湾整備事業特別会計予算（総括審査）
- 13 議案第59号
令和6年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算（総括審査）
- 14 議案第60号
令和6年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計予算（総括審査）
- 15 議案第61号
令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算（総括審査）

- 16 議案第62号
令和6年度秋田県公債費管理特別会計予算（総括審査）
- 17 議案第63号
令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算（総括審査）
- 18 議案第64号
令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算（総括審査）
- 19 議案第65号
令和6年度秋田県電気事業会計予算（総括審査）
- 20 議案第66号
令和6年度秋田県工業用水道事業会計予算（総括審査）
- 21 議案第67号
令和6年度秋田県下水道事業会計予算（総括審査）
- 22 議案第114号
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第10号）（総括審査）

本日の出席状況

出席委員

委員 長	工 藤 嘉 範
副委員 長	佐 藤 信 喜
委 員	鈴 木 洋 一
委 員	鶴 田 有 司
委 員	川 口 一
委 員	柴 田 正 敏
委 員	加 藤 鉦 一
委 員	原 幸 子
委 員	竹 下 博 英
委 員	北 林 丈 正
委 員	高 橋 武 浩
委 員	今 川 雄 策
委 員	鈴 木 健 太
委 員	杉 本 俊 比 古
委 員	佐々木 雄 太
委 員	鈴 木 真 実
委 員	小 野 一 彦
委 員	小 山 緑 郎
委 員	児 玉 政 明
委 員	住 谷 達 人
委 員	宇佐見 康 人
委 員	島 田 薫
委 員	瓜 生 望
委 員	高 橋 豪 之
委 員	小 棚 木 政 之
委 員	武 内 伸 文

委員	高橋健
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子

書記

議会事務局議事課	齋藤淳子
議会事務局議事課	佐藤慎大
議会事務局議事課	加藤祐也
議会事務局政務調査課	富樫可那子

委員	高橋豪
委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健一
委員	三浦英治
委員	渡部茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子

説明者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	丹治純子
理事	佐々木薫
教育長	安田浩幸
警察本部長	森田正敏
総務部長	長嶋直哉
総務部危機管理監(兼)	広報監
	伊藤真人
企画振興部長	久米利寿
あきた未来創造部長	水澤里道
観光文化スポーツ部長	石黒一也
健康福祉部長	高橋之聡
生活環境部長	川村正和
農林水産部長	齋藤幸一郎
農林水産部森林技監	村上定人
産業労働部長	石川透
建設部長	川辺
会計管理者(兼)出納局長	小西弘紀
	佐藤徳雄
議会事務局長	奈良滋
人事委員会事務局長	齋藤秀樹
監査委員事務局長	齋藤秀樹
労働委員会事務局長	兔澤繁友

会議の概要

午前 9時58分 開議

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実彦
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達人
委員	宇佐見康
委員	島田薫
委員	瓜生望

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

総括審査を行います。

質疑者の順序は総括審査質疑事項一覧のとおり、議事の進行は総括審査会派別割当時間を目安として

行います。会場に設置したモニターには、会派別割当時間の残り時間もしくは超えた時間を表示します。

各質疑者は、会派別割当時間を遵守されるよう、また、執行部各位におかれましては、的確かつ簡潔な答弁をされますようお願いいたします。質疑者及び執行部各位におかれては、委員長の許可を得たうえで発言を行うようにしてください。

それでは質疑を行います。

初めに、鶴田有司委員の質疑を行います。

鶴田有司委員

どうも、おはようございます。総括質疑のトップバッターを務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですけれども、知事は今任期限りということ、5選目不出馬ともとれる発言をされておりますが、そのとおりとすれば、今、提案されている新年度予算案が佐竹知事による最後の本格予算になると思います。そうしますと、この予算案は知事のこれまでの15年の思いと少子化や災害など現実問題への対応、それに明日への希望の詰まった予算だと思っております。知事のその思いのほどを最初に聞かせていただければと思います。

知事

限界のある予算財源で、どのように組むか非常に苦労します。ただ1つは、やはり地球環境が非常に変化しています。また、県の産業振興は、まさに人口減少あるいは少子化に直結します。そして、本来的な本県の持つ強み。この3つを中心に、今回、私の最後の本格予算ということで、そういう志向で取り組んでおります。

そういう中で、まずは地球環境が非常に変化している中で今回の災害、この災害対策は単年度でできる問題ではないのですが、中長期的に一定のけりをつける。そういう意味で抜本的な水害対策、災害予算、これの基盤をまず第一に。2つ目は産業構造が非常に高度化している中で、中小企業といえども、いろんな面で高度化、近代化が求められます。そういうことで、少子化対策あるいは県内の産業振興の高度化に関連する一番重要な大学生等の県外への流出防止、そして農業、エネルギー、こういう点について思いをはせながら組んでおります。

基本は本県の強み、いわゆる食料、エネルギー、森林、水、これは、これから多分、日本は望むものではありませんが、非常に厳しい状態に置かれます。国際的に経済も縮小しますので。そういうときに、まさに日本が一番必要なそういう資源を、いかに本県が維持していくか、これが一番強みですので、これをどのように生かすか、これが一番ということ、この原点を守りながら今回の予算を組んだということです。

鶴田有司委員

まず、しっかりとこの1年間やっていただきたいと思うのですが、私は知事の政策については、少子化対策など、簡単に克服できなかったものもあるけれども、全体的にはそう悪くないと思っております。ただ最近、特に意表を突くような軽口発言あるいは、それから進展すると思われるじゃこ天のような発言なんかもあって、多くの方々を戸惑わせるようなことが目立ってきたように思います。来年の4月まで任期がありますから、どうか目的地に着岸する前に遭難することのないように、安全なかじ取りをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

さて、3月4日の東京株式市場で日経平均株価が史上初めて4万円を超えました。これは報道にもあるように、アメリカの半導体関連株が急騰したため、日本の半導体株が急騰、もともと株価の高い株が上昇したことで、日経平均が上昇したようですし、それ以外の株は、そんなに上昇していないところも見られ、現実に実体経済とは連動していないように思うのですが、知事はどのように見ておられるのか、また秋田県の経済への影響をどう思うのか、お聞かせ願ひしたいと思います。

知事

株価と円安は非常に関連あります。輸出企業は極めて好調ということで、今回のベースアップも車の関係はほとんど満額です。ただ、ちょうど今、3月19日に日銀がゼロ金利の解除があるかもしれません。そうしますと金利が上がります。そういうことで、逆に言いますと、円高に少し振れる可能性がありますので、燃費あるいは材料費は下がります。一般生活にはプラスですが、一方で金利が上がりますので、中小企業の経営は今までどおりにはいかない。そういう意味からしますと、非常に今、転換期ということで、4万円台を中心に下がっています。当然、これは3万5,000円を割るかもしれない。これが通常です。ただ、その後に日本が経済の立て直しによって、また上がる可能性もあります。

問題は、大企業を中心に賃上げは非常にいいですが、中小企業への価格転嫁がまだ浸透していません。ですから、中小企業の下請の関係に転嫁が行き渡るまでは相当、一般企業、中小企業は、そう簡単に、この恩恵にはあずからないと思っております。

鶴田有司委員

今、知事のいろんな判断をお聞かせいただきましたが、そのような中で、今、知事もおっしゃるように、大企業を中心に賃上げの機運が高まっております。今朝の新聞報道を見ても、大企業が賃上げの要望に対して満額、会社によっては満額以上の回答と、大変羨ましいですけれども、秋田県も新秋田元気創

造プランでは、2030年までには3大都市圏を除いた地方圏の平均に並ぶことを目標に掲げているわけですが、平均よりも劣っているのですが、昨年7月に県が実施した県内企業アンケートのレポートを頂きましたけれども、令和5年度中に賃上げを実施したか、あるいは実施を予定しているという企業が実に85%に上るといいますし、全体の51%の企業が3%以上の上げ率と、私はすごいなと、この資料だけを見ると思ったのですが、産業労働部長はどのように感じておられますか。

産業労働部長

委員御指摘のとおり、85%の県内企業が賃上げを実施済み、あるいは実施予定と、アンケートにはお答えいただいております。また、その半数程度の企業の賃上げ率は3%以上といったことで好調ですが、併せて、賃上げを実施した理由についても伺っております。その理由を伺ってみると、従業員の定着、あるいは人材の確保、物価上昇への配慮といった内容が多くて、業績の向上を理由とした賃上げは少ない状況であると認識しております。現時点では、現状を踏まえて、企業自らを守るための防衛的な賃上げが目立つのではないかと認識しております。

鶴田有司委員

そうですね。私も非常に心配しております、例えば負債総額1,000万円以上の企業倒産が昨年50件で、前年比38.8%増えている。2期連続で増えていることと、コロナ禍でゼロゼロ融資を受けて、その返済に苦慮して倒産に至ったと、私は思ったのですが、意外にそれは少ないという結果が出ているところを見ると、さらに心配が漂うわけです。秋田県は、もともと中小企業が圧倒的に多いわけですから、現実には賃上げしたくても余裕がないという事業者も少なくないと思いますし、今、部長がおっしゃるように、やむにやまれず賃上げに踏み切らなければならないと言われているわけです。ですから、そういう面で、やはり県がしっかりと支えていかなければならないのではないかと思うわけであり

ます。

今、県の事業を見ますと、賃金水準向上資金事業がありますが、ここでうたわれている、例えば社債発行ができる企業は非常に限られ、多くないと思うのですが、こういう中で、あえてこういう事業をやっておられる。もちろん、これに対応した企業もないわけではないのですが、こういう政策について、部長はどのように考えておられますか。

産業労働部長

御指摘のとおり、この社債発行の制度融資に関しては、一定の規模を持つ企業でなければ、その発行にちゅうちょするといったような、要件のハードルが少し高めだと思っております。ただ、利用実績を

見ますと、令和5年度、2月までの件数で36件となっており、去年より少しずつ増えてきている状況がうかがえまして、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、この社債発行の制度融資が使えなくても、新事業展開資金という通常の制度融資の中に、賃金水準向上枠というものがございまして、この活用を呼びかけながら、中小企業にもしっかりと、その資金繰りに対応していきたいと考えております。

鶴田有司委員

恐らくそういう対応もされていると思いますが、ただ単に、こういう事業があるよということと呼びかけるだけでは、うまくいっているのではないかと私は思っております。しっかりと指導する体制を県としても整えていかなければならないと思うわけです。その辺についてもお願いしたいところですが、もう一つ、やはり最近のエネルギー価格の上昇とか、資材の高騰に各企業がしっかりと価格転嫁されているかどうか、さっき知事もその辺のところにも触れておられましたけれども、そういう点もしっかりと把握していかなければならない。調査をして、それに対応する手だてを考えていかなければならないと思っておりますが、その点はどのようにされていますか。

産業労働部長

価格転嫁につきまして、アンケート調査を定期的実施しております。その回答を見ますと、9割程度の県内企業が価格転嫁に踏み切っておりますが、どれだけ転嫁できているかが問題であると捉えております。徐々に転嫁は進んできておりますが、現在の価格転嫁率は大体40%程度と推計されており、県内企業の価格転嫁は、まだ十分ではないものと認識しております。

いずれ昨年の6月に、県内商工団体、経済団体と締結いたしました価格転嫁の円滑化に関する協定に基づきまして、なお一層、価格転嫁の機運醸成に取り組んでいかなければならないと考えております。

鶴田有司委員

その辺もやっておられるということですが、そういうこともしっかりと把握した上で、県の体制を整えていかなければならないと、先ほども、言わせていただきましたけれども、やはり、ただ単にこういう事業資金、制度融資があるということだけではなくて、それをどうやって指導して、そこに持っているまでやれるかということが非常に重要ではないかと思っておりますし、今やはり、一番重要な時期だと特に思っているわけです。そういう意味では、例えば、活性化センターの活用も、当然あるわけですから、そういうのも活用し、待っているのではなくて、しっかりと調べていきながら、何を求めているか、何を困っているか。相談になかなか踏み切れない、

どう相談していいか分からないという企業もあるのではないかと思います。ですから、その辺をこちらから調査をしっかりと求めていきながら、対応していただいて、何とか地元の中小企業を支えてもらう体制を構築してもらいたいと思っています。

時間がなくなってきたので、最後に知事にその辺の支援体制について、どう考えておられるかお聞かせ願えればと思います。

知事

実は県内だけで収まる問題でなくて、製造業の場合、県内企業は直の下請よりも孫請、さらにひ孫請であり、そうしますとその上が東京にある会社です。そうなりますと、今回の日産の問題のように、日産があって、その下に1次、2次下請があって、県内が3次とか。あと、県内企業の場合、中小でも1次、2次、3次とあるため、一番元にどのように行くか。すぐ上に行っても、元がうんと言わないといけませんので、大企業、特に非常に経営のいい大企業は、結構もうけていますので、大企業が1次下請について転嫁をしっかりとやりますとうまくいく。県内だけではなかなかうまくいかない。そういう意味からすると、国自身が経団連とか大企業に対して、しっかりとこの転嫁を働きかける、これが一番重要です。

この問題については、知事会等でしっかりと国に押し込む。また、県内企業の場合は元請まで、県内中小企業でも元請がありますので、そこまで波及するような働きかけが必要だと思いますので、商工団体と連携しながら、この後もしっかりとやっていくことだと思います。

鶴田有司委員

その辺もしっかりと中央にも求めていただくということと、やはり地元での支援体制をしっかりと構築して支えてもらいたいと、特にお願いしておきます。

産業労働部長

価格相談に応じるよろず支援拠点というのが企業活性化センターにありまして、専門家スタッフを増員して、今、対応しているところでございます。こういったところと連携しながら、価格転嫁に対するさらなる意識の醸成、それとときめ細かな、中小企業に寄り添った相談対応に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

鶴田有司委員

それでは、質問の2番目に移りたいと思います。

土地利用対策と担い手育成について、農地の利用対策ということでもあります。改めて言うまでもないのですが、高齢化や人口減少などが進み、農家数が非常に減少してきているわけです。私が初当選した平成9年は、農家数が8万7,000戸だったそう

ですけれども、直近の調査は23年後になるのですが、令和2年で、3万7,000戸と大変激減していることが分かるわけです。

そういう意味で、秋田県は、いずれ食料供給基地という位置づけを守っていかなければならないわけですけれども、この数字は本当に深刻で、知事はどのように思っておられますか。

知事

農家の数が減って、農業人口が減る中で、農地によって大分違いますが、全体的に、やはりこの農地をしっかりと守るという力がどんどん減っている、そういうことで、原理原則的に言えば、いかに農地をまとめて法人化して、大規模農業の中で効率化、機械化をやっていく、この方向になります。これはそう簡単にはいきません。やはり1経営体でも、相当大きい農業法人でも、人手不足がありますので、ますます農地の集約、飛び地をなくして1か所にまとめるということで、作業効率をいかにやるか。また、無人化、スマート農業化。ただ、問題はスマート農機は値段が高いです。そういうところにしっかりと支援しながら、何とか今ある様々な資源をしっかりと守っていくという方向性をこれからも国にも求めながら、しっかりと本県、農業県として成り立つよう、最重要課題として取り組んでいくことが必要と思っています。

鶴田有司委員

まさにそのとおりですけれども、今の状況から行くと、受け手がなかなか厳しい状況になってきているわけで、耕作放棄地が増加することが本当に心配されていると思うのです。今、国の農業基盤強化促進法が改正されて、地域のいわゆる地域計画を作っていかなければならない。それから地域の中で受け手を確保して、今、知事がおっしゃるように、農地集約を進めていかなければならないことですが、現実問題として、その受け手をまとめていかなければならない、農地をどうまとめていくかという、いわゆる目標地図というそうですけれども、それをやっていかなければならないという現実的な問題があるのです。その期限とされているのが令和7年3月末ということで、市町村の作業ですけれども、具体的にどこまで進んでいるかをお聞かせください。

農林水産部長

現在、全ての市町村で取り組んでおりますが、目標地図に担い手を位置づけていくための事前の意向調査をやってございます。おおむね当初の工程表どおり進んでおり、順調な状況だと認識しております。

県内で約300地区の目標地図を作成しようと、今、進めており、今年度末までには13地区が策定予定であります。来年度早々には、いろんな意向調査を踏まえた現況地図をもって素案を作り、地域で

の話合いをスタートするという段取りで、来年度末までに完成を目指していきたいと考えているところでもあります。

鶴田有司委員

今、部長もそのようにおっしゃっているわけですが、私も地元で何うと、高齢で引退を考えている方から、なかなか受け手がなくて困っているという声をよく聞きます。そして、その受け手である農業法人に聞いてみると、出し手からの要望が多くて、自分が持っている機械や施設など、農業力という面で、そろそろ農地の引受けが限界に近づいていることを聞くわけです。これは平場地区での話であって、効率の悪い中山間地域では、より深刻な状況になっていくと思うのですが、その辺、現実問題どうでしょうか。

農林水産部長

少し前ですが、令和2年に集落営農組織を対象としたアンケート調査を実施いたしました。その結果として、今後、経営規模を拡大できると回答した組織の割合は22%、約2割にとどまっており、残りの約8割近くは、現状の規模で限界を感じている声が多かったという結果が出てございます。

その中で、課題として挙げられているのは、先ほど委員からも御指摘があった、役員の方々の高齢化といったものが一つありますし、なかなか販売単価も上がらなくて、販売額も低迷しているというところと、これまで使ってきた機械が老朽化して、その更新に向けた費用の手だてが厳しいといった声が上がっていて、これに加えて、先ほど知事も申しましたとおり、圃場が分散されていて、それを何とか集約化していかないと、なかなか効率的にならないといったところが規模拡大のマイナス要因になっているのではないかと分析しているところでございます。

鶴田有司委員

そうなってくると、なかなか厳しい状況で、農地中間管理機構の出番も考えられるわけですが、いろいろ聞くと、現実には、そう簡単なものではないと聞きますし、また、水田活用交付金の見直しで、5年に1度は水張りをやらなければならないという現実問題があるわけです。そういうものも、受け手不足に拍車を掛けているのではないかとされているようです。中山間地では、場所によっては山林に返すということもあるかもしれませんが、所有者の意向でできないこともあるということですし、それを荒れたままにしておくと、今度はクマ問題にも発展しかねないということでもあります。

受け手が、これから拡大できるというところが、先ほど2割ということでもありますけれども、しっかりと担い手を育成してやっていかなければならない、受け手もしっかりと確保していかなければならない

という問題、そして農地を支えていくことも必要だと思っておりますが、その辺について、部長からもう少しお聞かせいただければと。

農林水産部長

担い手の今後の育成ということだと思いますが、いずれ、これまで担い手の育成に、我々いろいろな施策で取り組んできましたけれども、1つが圃場整備をして、基盤をまず整備するということ。それに併せて、農地バンク、先ほど言った農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約を進めてきたところでございます。さらに、先ほど話もありました、いわゆるスマート化といいますか、できるだけ人の力を使わず、スマート農業、技術を使ってやっていくということ。

あと、最近では、集団の役員が高齢化しているということで、集団同士、法人同士の統合、合併といったことも、今、地域で進められていて、少しエリアを広くして担い手を確保し、そこで地域全体を担っていく、そういった取組も進めているところでございます。また、新規就農者も確保していかなければ、次に続きませんので、そんな取組も進めているところでございます。

いずれそういった成果が、様々出てきてございますが、農地の集積率がございます。いわゆる担い手にどれだけ農地が集まっているか、これが現在79%と、全国ではトップクラスになっていますし、新規就農者もここ10年以降、約200人以上ずっと確保されていますので、一定程度、政策の効果が出てきていると思っております。

いずれ、そういった取組の成果を踏まえまして、今後も、先ほど来言っています農地の集約化、分散を解消して集約していくという取組がこれから大きくなっていきますし、集約した農地で経営を効率的にやっていく、そういった経営体の経営改善をしつかりやっていく、こういったことが今後の課題になると思っております。

鶴田有司委員

ただ、先ほどのように平場でもなかなか受け手がいないのではないかと心配もありますし、特に中山間地というところ、さらに深刻な問題がまだ残っているということがあります。

私の地元のJA秋田ふるさとですが、最近横手市と協力して、例えば、山内地域は中山間地になるわけですが、セリに力を入れたりして、地元の方にも協力をもらいながら、その対策をいろいろ講じているようです。やはり今後は、高齢化への対応、中山間地で赤字にならないための対策が課題であると聞いております。そういうことを考えると、国への働きかけで経済的な支援ができるのかどうか、あるいは中山間地での営農指導体制を県がどのよう

にできるか。例えば、品目選定とか、そういうものもしっかりと支援し、指導していかなければならないのではないかと私は思いますが、その辺はどうでしょうか。

農林水産部長

先ほど来、言っている人口減少、高齢化が加速している中で、何とか地域の話合いで、担い手をしっかり位置づけて、そこに農地を集積して管理してもらうことが大前提でありますし、当然それに基盤整備だったり、いろんな機械、資本装備といったものも充実していくことも大事だと思いますが、先ほど委員からお話があった、中山間地域等でなかなか担い手がない地域でどうしていくかという課題が非常にあります。もし、その場でいなければ、近隣の地域、集落、そういったところの農業者、法人といった方々から入っていただいて、そこを担ってもらうということもありますし、新規就農者も入ってきます。最近では今、JAのお話もありましたけれども、民間の企業も含めて、そういった新たな手法も入れて、外部から人を入れ込んで、その地域を担ってもらう、こういったことも今後、必要と考えているところでございます。

鶴田有司委員

私も、やはり最後の最後というわけではないのでしようけれども、JAの力というのも、当然これは活用していかなければならないのかなど。私も組合長ともいろいろとお話しさせていただきました。JA秋田ふるさと、ある程度のところは出資法人を作ってやっていかなければならないと考えていることですので、そういうところをしっかりと支援することによって、そういう力も当然求めていかなければならない。そして、民間企業が出資する、そういう新しい法人も求めていかなければならないことをやっていって、さらには確実な販売先、いわゆる品目によっては販売先を確保するとか、そういう法人を育成するとか、そういうこともやっていかなければならないと思います。その辺のところをしっかりとやっていただきたいと思います。部長の思いを聞かせてください。

農林水産部長

県内でもJA出資型法人が5つほどございまして、いろいろ課題が抱えられております。地域貢献のためにJAが出資しているわけですので、なかなか条件がうまくないような、そういったところが集まってきて、大変な経営もされているという実態もございまして、非常に厳しい現状にあることは間違いのないわけです。いずれ国の新しい食料・農業・農村基本法でも、効率的な経営体を第一義的に考えますけれども、ほかの多様な農業経営体も入れて、何とか農地を維持確保していこうという取組方針で、今、

進めておりますので、県としても先ほど来、言っていますが、生産基盤の整備とともに、何とか経営基盤を強化していきたいと思っているところでございます。

これに加えて、今、委員からも話があった資本力だったり、それから販売のネットワーク、こういったものを持っている民間企業だったり、農協の力といった資本も借りて、新たな農業経営体の育成ということも、今後、必要になると考えてございますので、地域のいろんな状況に合わせて対策を考えていきたいと考えているところでございます。

鶴田有司委員

基本的には、各市町村が窓口になって、進めていると思うのですが、やはり県もしっかりと関与して支援してもらいたいと思います。

最後に、知事からその辺の思いについて聞かせていただいて、終わりにしたいと思います。

知事

今、食料・農業・農村基本法の中で、食料安全保障、これ非常に出ています。今の自給率が38%、日本の農地を全部使っても、100%にはいきません。そうしますと、いかに農業生産、食料生産、これを維持するか。これが一番の問題ですので、今までの発想プラス農協が直に組織力、また販売力がありますので、農協が事業として中山間地、そういうところに直に入っていくと。そうはいっても、資金の問題もありますので、これを国がしっかりと資金的なもの、あるいは経営的なものを支援する。同時に県としても、それを本県の中山間地の特徴を踏まえながら、それにいろんな面で付加していく、こういうことが望ましいと思います。この点は、食料安全保障という別の観点で、経費は掛かりますが、万が一のときには人間の生存に関しますので、しっかりと国に対し、これを要望していく。これから知事会も含めてしっかりとやっていく、そういう流れになると思います。

鶴田有司委員

是非ともよろしくお願いします。

終わります。

委員長

以上で、鶴田有司委員の質疑は終了しました。

次に、武内伸文委員の質疑を行います。

武内伸文委員

私からは、防災・減災について質問させていただきます。今週月曜日で東日本大震災から13年たちました。また、昨年豪雨水害や能登半島の地震から、我々学ぶことが多いと感じております。実際には、災害はいつでも起こり得るということと同時に、準備次第で減災につながるということは、我々が受け止めるべきことだと感じております。

全国的な調査ではありますが、災害への危機意識が高まっている。ただ、準備までには至っていないという状況もやはり一般的にはあります。それは、経済的な理由の場合もありますし、人材不足もしくは啓もう不足または正常性バイアスなど、様々な理由がありますけれども、秋田県の場合、それに輪を掛けて過疎地域、もしくは高齢化がそれをストップさせているとも感じております。この高まりつつある危機意識をしっかりと備えというアクションにつなげるには、やはり環境づくりが大事だと思いますし、秋田県をはじめとする行政の役割は大きいと感じております。なかなか上がらない防災の準備度を向上させるために、今回思いを込めて質問させていただきます。

まずは、災害リスクについて質問させていただきます。秋田県地域防災計画で、秋田県の地震被害の想定などはまとめられています。今回、補助資料でも用意させていただいておりますが、この中の首都直下地震や南海トラフなど、全国的なものは、その発生確率もしくは想定される震度や津波の高さ、さらには到達時間まで広く公表されていることで、皆さんの準備意識が高まっていると感じております。この補助資料にも、やはり想定する地震の大きさ、もしくは発生確率は書いておりますが、この間の知事の会見でもありましたが、久六島南西部の断層が見つかったことから状況が変わっている。もしくは能登半島沖の地震の後に鹿角の辺りは揺れが頻発しているということで、状況も変わっていると思います。まずは、この正しい情報を県民に知らせることが大事かと思っておりますが、本県において、この地震想定もしくは災害のリスクに対して県民に伝わっているかどうかという観点で、知事にお伺いします。

知事

一般的に地震が怖い、また、高齢者を中心に過去の男鹿の地震や強首地震の経験がありますので、そういう経験則から高齢者の方は、あの地域は少し危ないとかありますが、地震は何百年という単位ですので、なかなか危ないという概念はあるけれども、自分のところはどうかと。これは、そう簡単に分からないと。また、逆に断層帯の上に住宅地があったり、また開発が進んだりして、そう簡単に、これをあまり言えばちょっと困る人もいる、そういう意味で、もう少し、これは県と市町村がそこら辺をつまびらかに、あまり不必要に危機をあおることではないですが、自分の地域にこういう断層があるとか、もし地震があればこういう状況になる、そこら辺はしっかりと県と市町村が協調して広報する、これは必要だと思います。

武内伸文委員

私も同感で、むげにあおる必要はないと思います。ただ、分かっているデータがあれば、それを基に、やはり知っていただくことが意識を高めることにもなりますし、例えば、この間、秋田港で行われた避難訓練でも、津波は何分ぐらいで来るとか、どのぐらいの高さになるということを知った上で避難訓練をしておりますので、そういった情報が避難訓練のときだけではなく、やはり広報されるべきだと考えております。

次の質問に移ります。実際、今回の能登半島地震や阪神・淡路大震災で被害を大きくしたのは、建物の倒壊が大きかったと思います。県でも、昭和56年以前の家屋に対して、耐震診断の事業をやっているかと思っております。1万円で、全市で受けられるかと思っておりますが、実際に耐震診断した上で、不安になっている方が改修までやっているという、この利用状況はどんなものでしょうか。

建設部長

まずは、委員御指摘のとおり、昭和56年以前の設計に関しては、耐震未改修ですので、県や市町村で耐震診断に対して補助しているところでございます。その上で、耐震の改修に当たっても、一部市町村で補助しています。

数値については、また後ほど、回答させていただきます。

委員長

後でいいですか。後で調べてもらっていいですか、武内委員。

武内伸文委員

はい、大丈夫です。

大体診断はしても、経済的な理由でなかなか進んでいないという状況もあるかと思っておりますが、これは結局それをするかどうか、診断の後にその備えをするかどうか、やはり大事なところかと思っております。特に先ほど申し上げましたとおり、地震のリスクがあるエリアとないエリアはないというか、低いエリアと切り分けて、やはりそのリスクが高いところに集中して、その備えをすることを啓もうすることが大事かと思っております。それは、もちろん改修費用を出すということだけではなく、例えば家具を固定するですとか、様々な方法で、まずその意識を高めることが大事かと思っておりますが、先ほどは全体の話をしましたけれども、やはり啓もうと耐震の備えをもっと進めていく考えはあるかどうかお聞かせください。

建設部長

今回の能登半島地震を踏まえますと、多くの家屋が被災したということですので、県民の生活、安全、安心を確保するためには、やはり個人の資産である住宅についても改修する必要があると思っております。先程の事業実績は後ほど報告させていただきますが、

併せて耐震診断、耐震改修についても、広く県民の方々に呼びかけてまいりたいと考えてございます。

武内伸文委員

あわせて、昭和56年度以前の木造建築が、県内は多くあるかと思えます。震度6弱で、それも倒壊のおそれがあるということも含めて、やはり何が起こるかを言わない限り、なかなかこういうのは進んでいかないと思えますので、併せて啓もうしていただければと思います。

建設部長

繰り返しになりますが、委員おっしゃるとおり、併せて啓もう等、周知徹底してまいりたいと考えてございます。

武内伸文委員

次に、避難についてお伺いしたいと思います。

避難は、一律であってはいけないという状況といえますか、その土地に合わせて、災害の避難訓練をするべきだと。先日の神戸での国際防災・人道支援フォーラムで出ていた発言ですが、その土地の想定される災害に合わせて、やはり避難の準備をするべきだと。例えば、毎回、保育園で、朝に避難訓練をしているところは、あまり意味がないと。南海トラフが出たとき、震度6弱になったときに、園児がそこに集まれるようなものではないということも、併せてお伝えした言葉でございました。実際に、それぞれの避難活動において、災害に応じた避難をもっともっと徹底することで啓もうしていくべきだと思いますが、そこら辺の状況はいかがでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

避難訓練につきましては、各市町村において実施されておりますけれども、実施に当たりましては、訓練を実施する地域ごとの特性に応じまして、具体的な災害の種類や規模を想定した上で、警報伝達や初期消火、救出、救助など、様々な種類の訓練を関係機関の参加を得ながら実施されていると認識しております。

武内伸文委員

実際に、先ほどの和歌山のケースですと、園児が避難する際、園児だけでは逃げられないときに、自主防災組織がサポートすることで、時間内での避難を実現しているということもあります。これは、それぞれが避難するよりは、その実情に合った協力体制が必要かと思えます。そういった意味では、地域防災計画をしっかりと立て、高齢者と障害がある方も含めて、有事にどうなるかをもっともっと進めていくかと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

実際に災害が起こった際に、実践的な避難を行うには、やはり災害リスクを知り、どういった行動をする必要があるかを、あらかじめ各個人が認識をし

ておく、理解しておくことが非常に重要だと思っております。

県におきましても、県民に対しまして、避難場所や避難経路の確認など、日頃からの備えについて、防災アドバイザーを通じて、防災意識の向上に努めているところでございます。また、ハザードマップには、洪水による浸水深や土砂災害警戒区域などが掲載されており、ハザードマップの周知も進めているところでありますし、また、災害時にとるべき行動をあらかじめ定めておくマイタイムラインがありますと、いざ災害が起こった際にも、避難行動が迅速にとられるという効果が期待できますので、マイタイムラインの普及啓発にも努めているところでございます。

武内伸文委員

これは、実際やるべきことと現状のギャップがあるように私は感じております。高齢化が進むという話を前にお話ししましたが、担い手不足で町内会さえも解散するような状況になっているときに、この地域で有事のときにどんな避難の体制を作るかというのは、もっと深く考えるべきかと思っております。実際に若い人たちが町内会から外れるのは、付き合いの時間など、いろんな時間的な制約でなかなかできないとありますが、地域の避難について、有事のときに我々は頑張るぞというのは、若い人たちも思っていることだと思います。そういった意味で、若い人たちが一斉に地域の避難に関わるような体制づくりをもっとするべきだと思います。もちろん高校、大学が近隣にある場合は、そことの関係を持つことや、消防団や自主防災組織もありますけれども、とにかく、若い人たちが地域の避難に関わるような機会推進をしていくことで、その結果、町内と付き合いができてきて、共助が生まれるということも考えられますので、知事、若い人たちがそこに関わることを推進するという考えはいかがでしょうか。

知事

当然、都市部であればいいのですが、農村部に行きますと、お昼、ほとんど集落にいるのは高齢者です。若い方は、都市部で勤務ということで、そういうときにどのように対応するか。そういうときには、企業も自分のところがやられますので、そこをどうするか。非常に難しいのです。やはり、そういうときには、できれば企業でも、被害の小さいところの従業員は、企業に残って自分のところをやり、被害の大きいところの従業員は、すぐそこに駆けつける、そういう習慣というか、そういう仕組み、こういうことを企業とか若い方のいる職場の経営者、あるいはその責任者に、しっかりこれを啓もうする。あとは、そこ地元、現地の受け止め方、その連絡、これをどのように行政がフォローするか。シチュエ

ーションが違いますので、シチュエーションごとに様々な事例を出しながら、この中でどのように考えてもらうか、そういうメニューを示しながら啓もうすることも、これから必要と思っています。

武内伸文委員

実際に本県であれば、5月26日が防災の日になっているかと思います。そういったときに、週末は若い人は地域にいることもあるかと思うので、一度そういう経験をすることが、地域とつながると思いますので、それを企業もしくは様々なところをお願いしながら、そういったものを推進していただければと思いますが、先ほどの答弁で大丈夫でございます。

そういった意味で、先ほど高校、大学が近隣にある場合を含めましたが、教育長、高校の近隣に対して、何か有事のときに、それを手伝うということは考えとしてあるものでしょうか。

教育長

最近、高校生のボランティアもどんどん出てきていますし、学校でも防災訓練も含めて、地域と一緒に何かやるというようになってきていますので、いざというときには、高校生も協力できる部分は多いし、呼びかけもしていきたいとは思っています。

武内伸文委員

ちょっと話題を変えまして、半島の分断リスクに関して、今回災害対策をするということですが、実際に交通アクセスが分断したときは、空路、航路を含めた可能性を今後、検討していくということでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

能登半島地震におきましては、道路が寸断された影響により、被害状況の把握や捜索、救助活動、支援物資の輸送に支障が生じたほか、集落の孤立化につながったところでありますので、これまでの従来の道路を利用した救助や物資の輸送が機能しなくなる危険が、今回明らかになったものと思います。このため、新年度におきまして、男鹿半島の防災・減災対策を検討する委員会におきましては、海路や空路を利用した自衛隊による救助等も想定しまして、海路や空路の活用についても、併せて検討してまいりたいと考えております。

武内伸文委員

実際に能登半島のときに、断水が長期化して、まだ通じていないところもあるかと思います。昨年の豪雨においては、五城目地域で少量の水を循環利用できるシャワーが設置されたと聞いております。実際に水というもの、これは技術が進んでおりまして、上下水道とも、ろ過する仕組みが、昨年より、東京の離島や愛媛県の市町村で行われていると聞いております。実際、本県においても、この災害時のリス

クにおいて、どのような水の対策をするのか、また今後、老朽化するインフラを考えたときに、これは過疎地域といいますか、集落においても、同様な分散型の仕組みというのを検討していかないかと思っています。そういった意味で、より積極的に今後のインフラの状況、もしくはそうした分散型の水の体制というものを考えるべきだと思いますが、知事、いかがお考えでしょうか。

知事

私も昨年、循環型のシャワーシステムは見えています。それが発展して、集落の水道管が水道事業ではなくて、個々の、今で行くと合併浄化槽の水道版を、新年度予算に県と仙北市でメーカーと協力してやります。ですから、うまくいきますと、小集落は水道管がなくてもいいですから、これを使うことによって、部分的にそこで循環する、これは移動できるものがありますので、これをうまく使うと。これを新年度にやりますので、この結果を見て、良ければこれを水道の代わり、あるいは携帯用を準備するとか、これから検討する材料になりますので、これをしっかりやっていきます。

武内伸文委員

同時に、インフラが老朽化しているところに対しては、そういうのが有効かと思っていますので、そういったインフラ計画を含めて検討いただければと思います。

移りまして、電気についてお伺いします。実際、蓄電池ですとか、様々なものの技術開発が進んでおり、災害時の避難所等の電池に関しては、太陽などの再エネと組み合わせ、有事対応の避難所が考えられますけれども、今後そういった対応を考えていく予定はあるでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

今回の能登半島地震におきましても、停電によって相当な避難生活あるいは住民生活に影響があったという報道もございましたので、今、具体的にこういった対策ということではありませんけれども、来年度の男鹿半島地域における対策の検討委員会におきましても、そうしたこともテーマの一つとして議論していきたいと考えております。

武内伸文委員

これは、先ほどの水のものと一緒にですが、地域で蓄電池などを使ったマイクログリッドという形で、地域で閉じた形のエネルギーの活用という考えも進んでいるかと思っています。先月、北海道の松前町でもそういったものがスタートしていると聞いておりますが、知事、こういった先ほどの水だけではなく、地域のリスクもしくは集落を含めた電気の使い方についても、今後、検討を進めていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

知事

最近は、自家発電も相当いいものもあります。例えば、一部の公共施設では小さい風力と太陽光を使って最低限の電力の供給を停電時にできます。これから様々な公共施設、あるいは地域公民館、避難所といったところにこれを付加していく、様々な経費も掛かりますので、一番効率的な経費もあまり掛からない、そこに合ったものを作っていき、これも全部一斉にはできませんが、例えば、半島とか、そういう一番フォローのしづらいところを中心にまずはやっていくことも必要と思っています。

武内伸文委員

水害後の対応について、伺います。今回の水害の結果は、シミュレーションが進んでいるかと思えます。公表はまだかと思えますが、これで内水、外水の連動したシミュレーションは可能だったかどうか伺います。

建設部長

昨年7月の豪雨の対策につきましては、これまでも雄物川流域の分科会で、国、県、市町村が連携しながら取り組んで、11月にいったんまとめて公表させていただいたところがございます。その場においても、国、県、市町村が行う、例えば河川改修や、貯水機能を持った下水管の施設とか、そういうのを行った上で、どういった浸水被害の軽減が図れるかというシミュレーションはやってございまして、近々公表する予定でございます。

武内伸文委員

先日、流域DXという勉強会に出ましたけれども、これは結果だけではなくて、リアルタイムの情報を今度はつかんで、それを警戒の情報に伝えると。そのためには、もっとセンサーを入れる必要があるかと思えます。そういったことは考えられているでしょうか。

建設部長

リアルタイムの情報発信は、県ではあきた河川メールということで、昨年3月からプッシュ型のメール配信をやっており、加えて河川砂防情報システムのウェブサイトにて、河川の監視カメラ映像を公開しており、これも現在の58基から10基増設する予定としてございます。

委員御指摘の浸水センサーにつきましては、古川流域でも今、設置しているほか、国交省で今、実証実験を行って、秋田市と能代市が実施地区に決定されたところがございますので、こういった情報も流域治水分科会で情報共有しながら、対応を検討してまいりたいと考えてございます。

武内伸文委員

実際、河川だけでなく、浸水、そういったもの、地域の浸水の情報がよりリアルタイムに伝わるべき

だと、そこら辺はどうでしょうか。

建設部長

当然、水位計もあるのですが、委員御指摘のとおり、浸水センサーを設置してアラームを鳴らすなどがありますので、プッシュ型のメールを活用しながら、住民の方に対し、リアルタイムでどういう情報が把握できるかを、引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

武内伸文委員

その他になりますが、あきた企業連携型奨学金返還助成制度について伺います。

実際に、官民連携して県内の就職者、経済負担の軽減、すばらしい仕組みだと思いますが、大卒者に専門学校等が含まれていないことについての考え方を改めてお知らせください。

あきた未来創造部長

この新しい奨学金助成制度の背景について御説明しますと、御承知のように、本県の最重要課題であります人口減少、中でも特に少子化という問題を克服するために、今現在、若年女性の定着、回帰を重点的に実施させていただいております。その中で、男女の人口構成のアンバランスが、若干ですけれども、改善の方向が見えているところがございますが、それで十分かという、まだまだ足りない。さらに、若年の男女の人口を増やすことが必要だということで、それを進めるに当たって着目したのが、高校生の進路先の状況でございました。高校を卒業した後に就職される方が3割いらっしゃいます。その約75%は県内に就職しており、それをもっと引き上げるのは、なかなか難しい状況であると。そうすれば、大学に進学した方で、特に、数としても県外に進学している方が多い状況でございますので、そういう方々をターゲットにして、県内に回帰していただく、あるいは県内に進学した方でも、県内に定着していただくことが大事だろうということで、大学生に着目したところではございました。

いろいろと官民対話とかで、企業のお話を聞いたところ、企業でも本当に大学生が欲しいとおっしゃる声がありました。毎年採れないかもしれないけれども、隔年でも採りたい、あるいは一定数まとめて採用して、例えば、研究部門を秋田に持ってきてほしいというような話も伺っておりますが、実際、民間の大手の就活情報サイトを活用するなど、かなりの額を投資してやっているけれども、採れないのが現実です。我々が少しでもお金を出してでもいい、負担してでもいいので、是非そういうのを、県と一緒にできたらうれしいですというようなお声を頂いて、今回、企業と県がタイアップした形で、大学生を対象にした奨学金の返還助成制度を構築したものでございます。

武内伸文委員

若年女性の社会減対策は、県の今、一番力を入れているところだと思います。その中で、専門学校もしくは短大は女性が多いところでもありますし、そこが最初から抜けてしまっていること、例えば、美容学校の例ですが、専門学校入学時に、岩手や宮城とかに行ってしまう。でも、その方々も、帰る選択肢として、秋田を持っているけれども、そこに対して訴えるものが減ってしまうと、やはりそこはメッセージとして、専門学校生は要らないのかと思われることとなります。実際に、秋田にいらっしゃる美容学校の生徒も3割、4割は県外に行ってしまう。そういったことも含めて、そこはやはりメッセージとして、秋田は専門学校生もしっかりとサポートすると。その差別をしないものが必要だと思います。山形県では同じような企業連携の仕組みは専門学校が入っています。様々なところで、特に人、社会減を減らすという意味では、その仕切りはないと思いますし、中核の人材を育てるのは、違う手だてでやればよくて、社会減を減らすところには、もっと門戸を開いたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

あきた未来創造部長

委員御指摘のとおり、専門学校生につきましては、女性の比率が高いことは存じ上げておりますが、県におきましては、今、現行の奨学金の返還助成制度の中で、専門学校生のほかに、高校生あるいは大学生についても、若者の県内定着、回帰という点において非常に重要だということで取り組ませていただいておりますので、より一層情報発信を強化して、そういう方々にも県内に回帰していただく、定着していただくということを進めてまいりたいと考えております。

武内伸文委員

現行は、年に13万3,000円だと思っております。隣県、山形の場合は31万円ほど出して、女性にはプラス10万円を出すという制度です。とにかくそういったものも含めて、ほかと比べられたときに、やはり我々、隣県にも勝たないといけないと思います。そういった思いでの制度設計を、そういった意味で専門学校も入れてほしいと思った次第でございます。

知事、最後に一言頂いてよろしいでしょうか。

知事

いずれ検討の余地はありますが、企業が出さか出さないかは、やっぱり大学生です。企業が出さなくても、今の一般枠はできますので、そこら辺のバランスがあります。短大、専門学校生は、大体8割ぐらいが県内定着ですが、大学生が三十数%で、その産業振興の高度化というところを今回狙っていま

す。そこら辺で大学生は本県がはるかに上です。そこをどう見るか。いずれ実際には令和7年度からです。まずは令和6年度は、企業と様々な意見交換、希望をとります。また、短大生、専門学校生は奨学金も少ないですから、そこをどうするか。検討の余地はありますので、いずれ1年の間にそういうところも含めて、企業の要望をお聞きしながら、最終的な制度設計になると思います。

建設部長

先ほど質問のごさいました耐震診断、耐震改修の実績でございますが、耐震診断の戸数は、これまで325戸、耐震改修戸数は33戸となっておりますが、耐震改修によって建て替えした分に関しては、これに含まれてございません。

あと、県としましては、令和2年度の耐震化率が84.8%で、令和7年度の目標が95%でございますので、今回の地震を踏まえまして、引き続き、耐震診断、耐震改修の重要性を県民の皆様に啓発してまいりたいと考えてございます。

委員長

以上で、武内委員の質疑は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

再開は、午前11時20分とします。

午前11時 9分 休憩

午前11時19分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

石田寛委員の質疑を行います。

石田寛委員

最初に、地震対策です。私の周りにいる方々にいろいろとお話を聞くと、初動対応に問題があるのではないかという声が多いのですが、それをまた質問すると、知事の答弁がネットで炎上すると困るから、そこは触れないようにしたいと思います。

ただ、元旦からテレビとか新聞等、皆さんもごらんになったと思うけれども、一番気になったのは、避難生活をしている現状、これが経済大国の日本の姿なのかと首をかしげたくなる。70年前、洞爺丸が沈んだ台風があったではないですか。あのとき、ろうそくを持って蔵に避難したことがあったのです。あの頃とあまり変わらないような光景を見て、本当

にかわいそうで、気の毒で、何とも言いようがなかったのですけれども、秋田県内であのような地震とか水害があったら、あのような姿だけは見たくないなと思うのです。その点、どう考えるでしょうか。

知事

様々なマニュアルとか決まりを作っても、問題は運用です。一番なのは、マニュアルとかいろいろなルール、これはこれで必要です。ただ、問題はトップが——私もあまり大きいことは言えない。平成29年にあんなことをやって……。トップが自分で現地を確認して、自分のリーダーシップで、超法規でもいいから、もうどんどんできることをやる、これが一番です。ですから、自分が一定の知識あるいは様々な情報、これを分析する能力、これが一番です。私、平成29年にゴルフをやっていて、大変な不始末です。今回は7月15日、朝4時半に全部回ったのです。その状況で、これは大変だと。それで、すぐ建設部も農林水産部も全庁でいろいろすぐやると。

今回の能登半島地震——東日本大震災のときは、すぐ政府から広域避難の宿代を全部出すと、バスも全部出すから、金は全部出すから、とにかく広域避難、その準備をすると、これが出たのです。今回、何もないのです。ですから、これは、非常に現地を、被害を軽く見たと、そう言わざるを得ないのです。

石田寛委員

だから、冒頭言ったとおり、あまり触れたくないけれども、東日本大震災のときのマスコミ報道と、元旦から2日に掛けての報道が全然違うのです、様相が。前は、空からいろんな映像が撮られて、流されて、これは大変だと全国からの支援が相次いだと思うけれども、今回は、県庁のホームページにあまり来てほしくない。国土交通省からドローンも飛ばさないでほしい。だから、全然把握が遅れたのではないのかなと。把握が分かっていたら、もっともっと支援ができて、助かった命も、もっとあったのではないのかなと。小坂から発荷峠までの道路を造るとき、とても難解な工事で、最終的には自衛隊にお願いして、あの道路を造ってもらったことを思い出して。自衛隊というのは、道路も造るわけだから、今回の初動対応、2日の日には、自衛隊はもう1万人待機しておった。ただ、1,000人より派遣しなかったというところが、ちょっとあれと思うけれども、そこはもう触れないでください。

問題は、避難先で、障害者、高齢者の問題について、なかなかマスコミに出てくるのが遅かったのです。実際は、その方々が一番困ったのではないのか。対応マニュアルが、県自体ちゃんと持っているのかということと、女性の皆さんが特に困ったのは、着替えをする場所がなかったということと、洗濯をす

る場所がなくて、川で洗濯しても干す場所がなくて困ったという。また、派遣されるボランティアや自治体の職員が男性中心、町内会や自治会の役員も男性中心で、女性の方が悩みを相談するのが、ほとんど男性なので、相談しにくかったというのがいろいろ散見されるわけです。

ジェンダーの視点で、県の防災は考えているのかということ、県の総合防災課に2人の女性職員がいるそうですが、私としては少ないのではないのかということ、石川県の被災自治体では、防災の担当職員に女性職員はいなかった。そういう点で、秋田県内の自治体の防災担当職員に、女性がいるのか調べておく必要があるのではないかと思うのですが、そういう点についてはいかがですか。

総務部危機管理監（兼）広報監

災害発生時に避難する方は、男性、女性、高齢者、障害者の方もおられますので、皆さんに配慮した避難所運営等が必要だと思っております。そういう意味で、女性の視点で避難所運営、被災者支援に当たることは重要であると考えております。

県内の市町村の防災担当課の女性職員の配置状況を見ますと、会計年度任用職員も含まれますが、全体職員の7.3%が女性となっております。

なお、県の総合防災課につきましては、先ほど2名の女性という話もございましたが、これまでいなかったものですから、女性の視点を防災施策に生かすということも含めて、今年度新たに2名を配置させていただいたもので、会計年度任用職員も含めると、総合防災課職員のうち、女性が占める割合は15.8%となっております。

避難所運営に当たりましては、総合防災課あるいは防災関係の担当職員だけで当たるということではなくて、他の部署の職員も従事することになっておりますし、内閣府で出しております避難所運営ガイドラインに基づいて、各避難所の運営はされており、その中には女性の配慮や、いろんなプライバシーが保たれるスペースの確保、あるいは意思決定の場への女性の参画といったことも規定されておりますので、各市町村の避難所運営に当たりまして、そういったものが徹底されるように、県としても改めて働きかけてまいりたいと思います。

石田寛委員

あとは、いろんな自治体間の協定もあったり、自治体間で職員を派遣して支援する体制は整うわけです。派遣する職員も多いわけですが、定員適正化計画で各自治体の正規職員の3割から4割が非正規になっている中、派遣しにくい状況があるので、職員をこれ以上、非正規を増やすのはいかがなものかと思うのです。特に、能登半島みたいな小さな市町村、人口の少ないところだと、役場の職員も少な

いわけで、どうしても県外からの自治体職員の応援が必要だと。特に、下水道とか上水道関係とか、職員が少ないけれども、派遣する側もぎりぎり職員を定数維持しているのが大変だと。これは難しい問題で、前に質問したとき、総務省がうるさいという話だった。ここはやっぱり知事、知事会などで職員の増について……。自治体職員が、ぎりぎり過ぎるのではないのかと思うけれども、その点いかがですか。

知事

公務員バッシングというのは非常に昔からあるのですが、世界的に見れば、日本は人口当たりの公務員が一番少ないほうです。そういうことから、職員のカット、これが相当今、いろんな面で効いています、変に。だから、人口が減るのはいいけれども、仕事は同じことです。人口に関係なく、道路は面積、これ変わりませんから。そういうところを全部加味して、特に技術系職員、これはいざというときに一番働きますので、この確保あるいは待遇の改善はしっかりやっていく必要がありますので、一律に公務員を減らすという方向は私も大反対です。

石田寛委員

あと、木造住宅が倒壊して亡くなった方が多いという話で、これは阪神・淡路大震災のときも同じように言われたのです。それで、あの頃、木材の出荷が下がったのです。木造住宅に対する誤解があって。秋田県の住宅は、屋根に1メートルの雪が積もっても潰れないぐらい地震にも強いわけです。構造上の問題があるわけで、今回の問題で木材の利活用が減ると困るなど思っているの、ここは秋田県の木造住宅の構造のすばらしさとか、逆にもう一回、アピールして、木材の出荷が下がるようなことのないようにしてほしいのですが、その点はいかがですか。

建設部長

先ほど武内委員からの御指摘もございましたとおり、耐震化率が令和2年度で84%でございます。ただ、木造住宅に関しましては、筋交いなどで耐震改修がコンクリートに比べれば容易ですので、耐震診断を含め、耐震改修とともに建て替えとか、そういうことで住民の皆様へ啓発、普及、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

石田寛委員

農林水産部長が答えるかと思ったけれども、関係部長として売り込みが一番大切なので。結局、阪神・淡路大震災の後に出荷が下がったわけですが、木造に対する心配から。秋田は違うのだと。秋田の工法でいけば、1メートル雪が積もっても潰れないと。地震にも強いという話で、逆に攻め込んでいくようなことをしていただきたいという質問です。

農林水産部長

被災地にあまり売り込みというのは、表現的にどうかと思いますけれども、いずれ県の木材を多くの地域に使ってもらうことは大事だと思いますので、木材業界とは、秋田県の木材を使っていただいて、住宅を建てていただくといった売り込みは、これからも進めていきたいと思っています。

石田寛委員

あと、秋田県への企業誘致が1年間で随分進みました。企業に聞くと、危険分散という声があるので。やっぱり自然災害があるので、西側に工場を持っているけれども、やられると結局、大本から断られると。東側にも工場を持っていると、災害から免れるので、危険分散だと。そういう考え方からすると、南海トラフとか東京直下地震が近いだろうと、うわさされているわけだから、やっぱり人口を分散したほうが被害が少ないわけで、もっと知事会などで中央省庁の地方移転について、もう一回ここで取り上げるべきではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

知事

中央省庁に限らず、東京のビル、超高層、あれ危ないですよ。岩盤までくい打っても、液状化があれば空間出ますから、これは空間でもっていませんから、空間だとうなります。東京にああいう建物をどんどん造って、非常に矛盾です。省庁も万が一となれば、全然機能がなくなります。そういう意味からすると、全面移転かどうかは別にして、もう少し政府機能を分散する、これはやっぱり今のうちにやったほうがいいかなと。それは私の持論でもありますし、また知事会等では、地方の立場で、国の安全保障という立場で言っていきたいと思っています。

石田寛委員

人口が密集している場所で災害が起これば被害が大きいわけで、やはり人口は全国に散らしたほうがいいと思うので、ひとつ頑張ってくださいたいと思います。

次に、白神山地の利活用ですけれども、この前も取り上げておりますが、原則入山禁止という言葉がどこから出てきたのか、とっても不思議です。いろいろ調べてみると、自然を守るために遠慮してもらおうということで、学術研究者等は届出すれば入山できると書いてあるけれども、原則入山禁止とは、最初からあったわけではないと伺っていますので、どこからこういう言葉が出てきたのか、どのように考えておりますか。

生活環境部長

白神山地世界遺産地域管理計画がございまして、この中に「既存の歩道を利用した登山等を除き本地域への立入りを制限する」といった記載がございします。いわゆる核心地域への立入り制限でございします。

ただ、この立入り制限につきましては、先ほども申しましたとおり、既存の歩道を利用した登山等は大丈夫ということで、青森県側には既存の登山道等がございまして、入れるのですが、秋田県側にはございませんので、現実問題として入れないということでございます。

石田寛委員

入れないということと、原則入山禁止というのは内容が違うと思います。

それで、この前、知事に、青森の知事と話し合っしてほしいと質問したら、知事は同窓生だから話しやすいという答えでした。私は、12月5日に質問したのですが、4日前の12月1日に青森県議会で同じような質問をした県議会議員がおりまして、秋田県知事と話し合いをなささいという質問をした方がおりました。答弁は部長で、検討という言葉で終わっていましたが、青森県議会でも同じように発言している議員もおるようですので、是非、知事に機会があったら、あまり遅くならないうちに青森県知事に声を掛けていただきたいと思います。いかがですか。

知事

新年度になりますと、知事会の集まりがしょっちゅうありますので、そういうときに、別に仰々しくなくて、どうなのだと、これはすぐできますので、いつも席が隣で、私こっちです。そういう意味で、今の個別具体的な問題というよりも、白神山地全体の問題として、どのようにこれから持っていくか、こういうことはお互いに情報交換あるいは考え方をお聞きする、これはできますので、是非、そういう機会に声を掛けてみたいと思います。

石田寛委員

私もきっかけを作ってもらえればいいと。2人で話したから、そんなに急速に進むわけではないのであって、きっかけを作ってもらえれば、それでいいのかなと思っております。

バッファゾーンを先にもっと活用したらという声もありますけれども、やっぱりコアへの原則入山禁止があるので、バッファゾーンも進まないと思うのです。真木真昼県立自然公園は、物すごく県外から来ているのです。それは、自然保護課でも、上級者、初級者、中級者のいろんなコースを作って、パンフレットもあるし、人気があるのです。なぜ白神山地は、ああいうことができないのかというので、お尋ねしたいのですが。

生活環境部長

実際、核心地域への立入り制限が、原則入山禁止というイメージで捉えられていると思います。そのイメージを払拭するために、バッファゾーン、いわゆる緩衝地域の活用を、我々も進めていこうと思っ

てございます。

現実的には、現在やっております岳岱あるいは二ツ森などを中心にしたエコツーリズムや、いろんなプログラムの充実に取り組んでおまして、今年度は、白神エリアにおきます体験プログラムあるいはアクティビティーについて収集しまして、季節あるいは利用者のレベルごとに情報を整理することとしてございます。来年度につきましては、こういう情報を、最終的には旅行商品等につなげることができるように、事業者あるいはガイドさんのニーズに合ったデータベース等の作成を実施することとしており、白神周辺地域の利用につなげていきたいと考えてございます。

石田寛委員

是非、緩衝地帯にたくさん観光客なり、いろんな山を愛する方が来るように、県立自然公園以上に頑張りたいと思いますし、コアの問題も、コアを知らなくてコアを守るという話はおかしいのではないかという声もあるので、ひとつ今後とも、知事がきっかけを作ってくれると思うので、青森県側と前向きな話を進めていただきたいと思います。

次に、子育て支援に移ります。これも前に質問していますが、保育園からの県の応援支援体制はいいのですが、問題は妊娠から保育園に入るまで255万円ぐらいお金が掛かるという声があります。今、時間がないので、どれぐらい若い方々の声を聞いているのか知りたいです。

あきた未来創造部長

県では、毎年、保育施設や幼稚園を活用している保護者を対象にして、アンケート調査を実施しているところであります。

石田寛委員

結局、第3子からの支援も厚いけれども、問題は出産で難儀するし、保育園に入るまで、3歳児に上がるまで、1歳児、2歳児にもいろいろ経費も掛かるし、大変だというわけで、それらがどういう子育ての悩み、経費の悩みとか、いろいろあると思うので、そういうお子さんを持っている女性との接触はあるのですか。

あきた未来創造部長

うちの職員も、いろいろとそういう施設にお伺いしてお話を聞いたり、あるいは市町村の方々と情報交換する中で、保護者の御意見、悩み等を収集している状況でございます。

石田寛委員

今は、しゅうとさんがいなくて、若い御両親だけで子育てする場合、第1子で難儀するので、第2子に挑戦する勇気が出ないという声も聞いているので、もうちょっとそういう方々と接触をして、いろんな声を吸い上げて、どこを支援したら一番喜ぶのか考

えていただきたいと思うのですが、その点はそうなっていると思っていますか。

あきた未来創造部長

子育て支援の悩みが一番大きいところは、経済的支援の部分だと思います。先ほど委員おっしゃるように、出産から幼稚園に入るまでの期間が、特に大変な部分もあると思いますけれども、経済的支援の部分については、国でも令和5年4月から、国の出産育児一時金を8万円増額しまして、50万円になっているほか、令和8年度をめどに出産費用の保険適用の導入を含め、出産に関する支援の強化に努めるという話を伺っているところでございます。

先ほど委員御指摘のとおり、核家族化で共稼ぎということで、なかなか手が足りないと悩んでいる方がいますので、共稼ぎ、子育てで、できるだけ女性に偏っている負担の部分をも男性にも担っていただけるよう、県でも今年度から、一緒に子育てしましょうと。やるに当たっても、女性一人が全部をやるわけではなくて、分担しながら、しかも家事とか育児の部分、省略できるところは新しい形でこういうふうにしてやりましょう、楽しくやりましょうという啓発の事業等も行っておりますので、子育て世帯の声を踏まえて、次の展開を考えてまいりたいと思います。

石田寛委員

買物しても、ちょっとした間だけ使って、あと使わないものもあるわけです。ベッドや車に使うやつとか、いろんなものがあるではないですか。ああいうものの貸与制度があってもいいと思うが、現況はどうなっていますか。

あきた未来創造部長

県ではないですが、リユースという形で、NPO法人で行われている話は聞いております。

石田寛委員

前にも話したけれども、チャイルドシートだけでも3つ買うのだって。保育園に入るまでに。体に合わせたもので。3つも買うのは大変だって。でも、大きくなれば、あと要らないではないですか。だから、そういうのを再利用できるようなシステムが、もっとあったほうがいいのではないかなと思うのですが、そういう点、あなた方のところでも、NPOに広がるようにできないですか。

あきた未来創造部長

我々の事業の関係でも、そうした子育て支援団体とのつながりもございますので、どこまでできるか、お約束できないところですが、そういうことも含めて、より一層、子育て支援をしてまいりたいと思います。

石田寛委員

次に学校給食について、教育長にお尋ねします。

給食費を学校現場で扱っている方々に対して、多忙化解消ということで、国が進めた公営化ですか、県内の状況と取組についてお知らせいただきたいのですけれども。

教育長

公会計化のことだと思いますけれども、これに関しては随分進んできておまして、現在18市町村くらいですか、進んでいるのは。ただ、来年、再来年、また幾つかそちらに替えるという話ですので、かなりの部分の市町村が公会計化になっていくと承知しています。

石田寛委員

頑張っていたきたい。多忙化の問題は、議会でもしよっちゅう取り上げられているので。

次に、無償化についてですが、青森県も無償化をやると。それから、東京都は半分支援するというので、23区の中でも今までやっていなかったところが、手挙げ方式でどんどん出てきたということです。これについて、教育長はどう思いますか。半分補助すると言えば、県内の市町村も手挙げできるのではないですか。

教育長

青森県等の状況は承知しています。実際、国も大分関心を持って、議論しているようなところもありますし、全国の大会へ行きますと、いろんな都道府県で話題になっています。ただ、秋田県もそうですが、かなりの予算が掛かることがあって、それをどうするかが一番大きい話題です。

全国一律でやっていただければ一番いいということで、我々は、知事会や全国の教育長協議会で要望はしていますが、他県のやり方とか、半分助成とかを含めて、もう少し様子を見ながら、どういった形ができるのかという辺りは、研究する必要があるかと思っています。

石田寛委員

半分補助すると、15億円ぐらいだと思うので、知事、一般会計から見れば、0.25%ですが、どうでしょうか。

知事

青森県は、原発の交付金が莫大にあるのです。めちゃくちゃ多いのです。あれでみんなやっているのです。本県で、もしこれをやるとすると、何を——これは少子化対策にならないのです。どのようにやるか、何に使うか。子育て支援か少子化対策、どちらにするか。この議論も一つあるのです。

10億円を超えますと、相当ほかのものに影響します。単純に言えば、高齢化関係を全部カットしたら、仙北市で大反対。そう簡単にいかないということで、国も今までは門前払いでしたが、最近、国も検討に入っていますので、まずは知事会等で、国に

強力にこれを押し込んでいく、これをやりながら様子を見る、そんな具合かなと思っています。

石田寛委員

農業団体とも協力できないか、相談もしながら進めていただきたいと思います。

あと最後の質問。クマ被害の見舞金について、北秋田市が検討しているそうですが、これについての県の考えはどうでしょうか。

生活環境部長

見舞金は、主に対象者の経済的な負担を軽減する目的で交付される応急的なものであると考えてございます。現在、国民皆保険制度の下では、高額医療費あるいは手当金の制度もあり、一定の経済的負担は補えると考えますので、見舞金制度は、そぐわないのではないかと思います。

県としましては、被害が起こることを前提に、そういう見舞金制度を設けるわけではなく、まずは被害が出ないような対策をしっかりとっていくことで、進めてまいりたいと思っています。

石田寛委員

人間に襲われれば、犯罪被害者支援の見舞金がある。クマと人間とどっちが怖いかといたら、クマのほうが怖くて死にそうだったと、被害に遭った方々が言っているのです。そういう点で、あまり変わらないような気がするけれども、どうでしょうか。

生活環境部長

その点につきましては、確かにそういう見舞金制度をやっているところもありますけれども、現段階で、当県で見舞金制度については考えておりません。

石田寛委員

いずれ物すごい後遺症があって、苦しんでいる方が多いそうですので、何か検討いただければありがたいと思います。

終わります。

副委員長

以上で、石田寛委員の質疑は終了しました。

次に、高橋健委員の質疑を行います。

高橋健委員

湯沢雄勝からやってまいりました高橋健です。よろしくお願いたします。自民党会派のクマ担当ではないのですが、昨年12月議会の総括に引き続き、ツキノワグマ対策について質疑させていただきたいと思っております。

前回の質疑では、情報マップシステムの開発について、私の持ち時間の中でかなり時間を割いて質疑させていただきました。その中でこの情報マップシステムは、基本的には注意喚起が主な目的だという答弁も頂いております。今回のこのツキノワグマ被害防止総合対策事業、7つの事業トータル5,336万5,000円でありました。クマ対策関

連として、今回の予算配分は2億1,990万円となっており、この予算額を見ますと、厳しい県の財政状況の中で、知事と執行部の皆様におかれましては、かなり本気の対策を講じていただいたと思っております。私は湯沢雄勝出身なので、クマとの距離も近い地域に住む人間としては、非常に大変ありがたいと感じております。

分科会でのやり取りは、我が会派の所属委員の先輩方から質疑等の内容は聞いておりますが、直接のやり取りといたしますか、事業説明などは聞いておりませんので、総括審査の場を借りて質問させていただくことを御了承ください。

この事業について、議案関係資料等を拝見いたしました。情報マップシステムのフローチャートも見させていただきました。最初の段階で、この情報マップシステムのお話が出た当時より、若干内容が変わっているといえますか、スケジュール等も変わっているかと思いますが、変更になった部分をお知らせください。

生活環境部長

マップシステムにつきましては、変更点はございません。委員会でお配りしたシステムのフロー図をできるだけ分かりやすくしたということでございます。

運用時期につきましても、12月段階では6月からの運用予定ということでお話しさせていただきましたが、こちらにも、6月中には試験運用を開始する予定でございます。7月1日からは是非、本格運用をしたいと考えてございます。

高橋健委員

12月議会のときに、このシステムでフィルタリング機能を設けるといっていましたが、これは予定どおり付けるのでしょうか。その状態を教えてください。

生活環境部長

フィルタリングにつきましては、出没情報を取得したいユーザーといえますか、県民がどこの地域の情報が欲しいか、あるいはいつ欲しいかというところをフィルタリングできるような機能を付けており、その辺につきましても、12月に御説明したものと中身は変わってございません。

高橋健委員

当時の議論で、このフィルタリング機能がなければ時系列で分からないと。例えるならば、クマが出没した情報がずっと掲示されていると、その掲示された情報がいつの出没情報なのか分かりづらいので、これを分かるようにしたいという答弁だったと思っておりますけれども、それは是正されているという言い方は変ですが、それは分かりやすくなったと考えてよろしいですか。

生活環境部長

出没期間につきましてもフィルタリングできるようになっていますので、要は古い情報は要らないけれども、新しい情報だけは欲しいという方には、フィルターを使っていただければ、求められる時間の部分だけ抽出できることになってございます。

高橋健委員

では、その利用する方々で、そのフィルターといえますか、利用状況を設定できるという形でもよしかったでしょうか。

生活環境部長

そのとおりでございます。

高橋健委員

その機能も含めて、使いやすい情報であればいいかと思っております。

前回の質疑等の情報が、県のユーチューブで今アップされていますが、それを見た方から、私に意見を下さった方がいらっしゃいました。その意見を端的に言いますと、お子様が春に入学して、学校に通うそうです。新学期からの登下校であったり、敷地内の通学バスを利用している子供たちの乗り降りの時期であったりタイミング、あとは外で体育の授業を受けたりと、クマが多く出没する春先と時期が重なるので、非常に心配だと。議会でも、いろんな議論がなされている中、何となく子供の安全が取り残されているような気がするのと、そういうわけではないと思うが、そういう気がするという意見を頂きましたので、教育現場と教育委員会、あとは県の関係部局との連携を教えていただきたいと思っております。

教育長

これは警察も含めての連携になりますが、周辺部にクマの出没情報があれば、すぐに学校には連絡が来るようになっていまして、それでもって登下校、学校周辺も含めた避難あるいは安全確保とか、そういったことに関しては、学校はかなり早い段階で、警察や市町村から連絡をもらうようになっております。

生活環境部長

生活環境部から学校へ直接、クマの出没情報を出すことはなくて、やはり警察等からの情報が、直接学校に行くことがほとんどだと考えております。

警察本部長

先ほど教育長からも答弁していただいたとおり、警察におきまして、学校周辺でクマの目撃情報等があった場合は、その学校等に対し、校内放送の活用や保護者へのメール配信、児童生徒の送迎及び集団下校、こういったものを要請しておりまして、当然ながら、警察も協力して一緒になって実施しております。また、警察署等にはスクールサポーターを配置しており、基本的には学校の要請を受けて、いろ

いろな少年の問題に対する対応をしているのですが、クマの出没情報があった際には、本来の業務に加えて、クマ被害防止の注意喚起も実施してもらっているとございます。

高橋健委員

学校現場と教育庁、あとは警察との連携は、今の説明で理解できましたが、学校現場にクマが現れたら、子供たちを守るのは学校の責任といえますか、その責任の所在といえますか、そこら辺は、はっきりしているのでしょうか。

教育長

学校での教育活動中であれば、当然、学校の責任は出てくると。登下校中であれば、基本的には学校の管理下にありませんので、それに関しての責任は、状況によると思います。スクールバス等であれば、当然、学校のバスであるし、関係してくると思いますが、学校敷地内であるとか活動中であれば、学校の責任になるかと思っております。

高橋健委員

今、教育長の答弁で、私に相談をしてくれた方が心配しているのは、やっぱり登下校です。私もですけども、登下校のときは、学校に責任はないと思うというお話をさせてもらった記憶があるのですが、でも自信がないので、確認の上、また報告しますという話に置いているのですが、やはり自分の子供を想像したときもですけども、学校内、敷地内にいるときは、もちろん学校の責任において子供たちを守っていただくと。その間、自宅に下校もしくは登校するとき、地域で見守り隊の方やPTAの方々が、要所要所で見守っていただく事業は、各自治体等、地域であるかと思いますが、場所によっては、非常に長い距離を子供が一人もしくは二、三人で歩くという状況にある子供たちもいるそうです。その子供たちの安全を危惧するような内容だったので、そこら辺の考えを教えてくださいませんか。

教育長

全く同じ心配は、我々もずっと、去年もしてまいりまして、学校周辺でクマが出没した場合には、当然、注意喚起して迎えに来ていただいたり、あるいはサポーターについてももらったり、そういういろんな配慮をするのですが、特に中学生、高校生になると、遠いところまで通わなければならないと。学校周辺は安全でも、自宅周辺に、もしかすればそういう情報があるかもしれないという、様々なことがあるので、すごく心配はしていますし、実際被害に遭った子供もございました。ただ、我々ができる範囲としては、通学範囲内のところで、もし目撃情報等があれば、メール配信等で注意を促したり、あるいは小学生は、通学路に関係した周辺で出れば、学校に待機させたり、直接迎えに来てもらったり、人が付いて

集団下校させたり、そういった分かる範囲では様々な手を打って、安全確保はしていると。ただ、こればかりは突然ということもあつたり、場所によっては、全然予想も付かないところでのいうのもあつたりしますので、そこに関しては非常に難しい問題だと思っております。

警察本部長

学校内であれば、先ほど教育長がおっしゃったように、管理がしっかりされておりますので、学校関係でしっかりやっていただきたいと思いますけれども、やはり登下校の場所につきましては、基本的には県民の安全、安心を守るという意味で、警察の責務であろうと考えておりますし、そのときにクマがどこにいるか分からないという状態であれば、周囲をずっと検索をするなり、あわせてパトカーでスピーカーを使って注意喚起をしながら、周辺の警戒活動は一定時間、あるいはクマが駆除されるまでの間、ずっと続けることとなります。クマがいる場所が、もう分かっているということであれば、そこに注意、警戒、規制を張るなり、そういった対策を逆に言えばしっかりとできますので、そのときは県と連携をしてクマを追い返す、追い払う、あるいは場合によっては駆除することも含めて、県と警察とで連携して対応してまいります

(※55ページで発言を訂正)

高橋健委員

まさに教育庁も警察の方々も、非常に現場に対して危惧されていること自体が、少し安心したといえますか、同じ考えを持っていただけていると思っております。まさに、現場で幾ら大人が付いていても、登下校を支援しても、クマが出てきたら、多分、大人も無力ですよ。もう子供を守るところでもない、自分もやられてしまう可能性がある状況で、どうやって子供たちを守るかとなったときに、やはり事前に情報を知っておく、このシステムが非常に大事になってくるということで、しつこく質問させていただいております。執行部の皆様も、このように危惧されているということを知って、少し安心しております。

そういう状況の中で、クマが出てくるのは、子供たちだけではなくて、少なからず小さい自治体の中での経済でもいろいろありまして、これからタケノコや山菜であったり、春の恵みを採る山に入る人たちが、クマが怖くて行けないという方々も出てきているみたいです。もちろん、去年の秋口もキノコを採りたくないということで、道の駅にキノコが減って直売所が寂しくなったと。それはクマのせいだという方もいらっしゃるのです。いろんな意味でクマが出てくること自体、嫌な波及効果が出ていると感じているのですが、その中でモニタリング事業が

あります。3地域で120基設置するということがありますが、この3地域をお知らせいただけますか。

警察本部長

すみません。1点だけ訂正させていただきます。

先ほどのクマの駆除、県と申し上げましたけれども、駆除につきましては基本的には市町村の管轄でありましたので、その点だけ訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

(※55ページの発言を訂正)

生活環境部長

モニタリング事業の3地域は、前回の調査、平成29年から令和元年度までやった調査で、クマの密度が高いところ、それからクマの密度が低いところ、そういうところをある程度絞り込めておりますので、密度の高いところ、低いところ、それとその中間の3地域という意味でございまして、特に場所がどことは決めてございません。

高橋健委員

その地域というか、市町村別で区切ったわけではない地域、3か所ということですが、このモニタリング調査の信憑性といいますか、モニタリングでクマの個体数を調べると思うのですが、果たして移ったクマが、それぞれの個体であるという判断は付くものでしょうか。

生活環境部長

クマの個体識別につきましては、ツキノワグマの場合は胸の月の輪がそれぞれの個体によって違いますので、そこで判断することとなります。

高橋健委員

人の指紋のようなものだとも私も聞いたときがありますけれども、是非いろんな状況、今回の7つの予算事業が組み込まれていますし、全体でも2億円以上の予算が付いておりますので、この予算を的確に複合的に組み合わせ、県民の命と財産を守っていただきたいと思っております。

それで最後に、その他として関連してはありますが、駆除される猟友会の方々から話を聞きますと、いろんな現場での悩みであったり、御苦労があるみたいです。その中で一番といいますか、困っている原因で、1つは処理する肉、クマ1体を移動するにも解体するにも非常に労力が必要とされているそうです。その肉を現場で、例えば埋めるであったり、処分する、車で移動するにしても、かなりの労力が必要だそうです。この肉の処理といいますか、昨年の11月6日の記者会見で、知事はクマ肉加工施設の設置の検討を考えているという発言をされておりますけれども、その後の動きを教えてくださいませんか。

知事

この件について、市町村協働政策会議で提案しま

して、いろんな話が出ていますが、実はまだ確定ではありませんが、県北の民間業者、これは食品関係の業者です。この方が民営でこれをやりたいと。そこは、肉の処理もやっていますので、これを民間でやると。そうしますと、国から半分、あとは自己負担半分ですが、これは県でも自己負担分について、かさ上げをやりようと思っています。地元市町村も、そうなればかさ上げも検討すると言っていますので、これができますと、完全に商品として売り物になるのです。食品衛生法上で出荷できます。猟友会の方がそこまで運んでいっても運搬費が出ます。これを東京に出荷しますと、例えば、ある東京の中華料理、秋田のクマの手、これが有名で出ています。クマの手の料理が1万5,000円です。こういうところに出せますので、まずはそういうところで。しゃぶしゃぶもあるのです。完全に食品衛生法上で処理をしますと商品です。ですから、これを何とか。民間の方がそういう希望を出していますので、これをできるように、県と、ある市町村、まだどこ言っていません。ある市町村で頑張っってこれを実現したいと思っています。

高橋健委員

県南のある民間の方がやりそうだというお話だったのですけれども、是非……

【「県北」と呼ぶ者あり】

高橋健委員

県北の事業所ということですが、是非それを進めていただいて、多分、知事のおっしゃった国半分、自己負担半分、その半分以上を県がという形できて、県北だけではなくて、県南にも波及効果で事業所を立ち上げる人がいれば、非常に助かると思いますし、この話を聞いて心強く思っている方々もいっぱいいると思いますので、是非、前向きな姿勢で進めていただければと思います。

以上で終わります。

副委員長

以上で、高橋健委員の質疑は終了しました。

ここで、昼食のため休憩します。

再開は、午後1時20分とします。

午後 0時18分 休憩

午後 1時19分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

ここで執行部にお願いですが、答弁は、的確かつ簡潔に行うようお願いいたします。

それでは、宇佐見康人委員の質疑を行います。

宇佐見康人委員

まずは、子供やその家族等の居場所づくりについてお伺いいたします。心はればれ県民運動、医療的ケア児等総合支援、ケアラー支援・普及啓発、あとはスクールソーシャルワーカーについて複合的に伺います。これまで自殺対策やケアラー支援として、若年者の対策としてSNSを活用した相談体制の強化などをして、若い人たちに対してもアプローチをしていただきました。まずは、SNSを活用した対策の評価についてお伺いいたします。

健康福祉部長

SNS等を活用した効果等ですけれども、まず自殺対策の一環としましては、NPO法人蜘蛛の糸で、LINEによる相談を新たに実施しており、令和4年度の実績で、LINEで1,529件、そのうち10代が20%以上、20代も合わせますと、約過半数が10代、20代と、若い方に対するLINE等の活用は、非常に効果的であると考えております。

宇佐見康人委員

ケアラー支援はどうでしょうか。

健康福祉部長

ケアラー支援につきましては、ヤングケアラーに限ったわけではなくて、いわゆる通常のケアラー全般についてLINEを活用しておりますが、残念ながらヤングケアラーからの相談はなかったものと承知しております。

宇佐見康人委員

SNSの活用に関して、自殺対策については一定の効果があるのを実感しております。その上で先日、自殺未遂経験のある方とメールのやり取りをする機会がありまして、こうしたSNSを活用した相談だとか、あとは先生だとか身近な人に相談をしても、その次につながらないと。そのときは、気持ちがすごく楽になって良かったということではあるのですが、その次がどうしても、また時間がたつと……。私もSNSで、例えば、長期の休み、夏休み明けに学校に行くことがつらかったら、別に学校に行かなくてもいいよというような発信をしてみました。その方が言うには、学校にも行きづらけれども、学校に行かないことで、家にもそもそも居づらいという方がいまして、虐待だとかがあって居づらいと。結果、その人の推察ですけれども、例えば、東京でそういう子がいたとしたら、そういう子がいわゆるト一横キッズだとか、家出につながったり、自殺までいかななくても、そういったことにつながって

るのではないかということをおっしゃいました。

今までSNSの相談体制を強化していただいて、助かった命は多くあると思うのですが、さらに、もう一步踏み込んで、教育機関ともさらに連携強化していただいた上で、子供の居場所の確保という観点と、あとはSNSを通して相談をしてくれる子供たちとの信頼関係の強化という観点から、一度答弁を頂けないでしょうか。

健康福祉部長

学校あるいは家庭以外の子供の居場所に関しましては、市町村や教育委員会等の協力を得まして、不登校やひきこもりなどの社会的自立に困難を有する子供、若者が利用できる居場所につきまして調査をした上で、県のウェブサイトで発信を行っているほか、様々な相談機関に対しても、こういった居場所の情報提供を行っているところであります。その上で、相談者に対しては、問題解決に向けたアドバイスのほかに、そういった居場所もあるということを知らせていただくよう、研修会等の場を通じてお願いしているところであります。

宇佐見康人委員

子供にとっては、家と学校が居場所の全てというか、現実問題として、もう学校と家しか頼れる場所がなくて、そこすら頼れない子たちが、現実としていっているのを感じております。学校としても、学校に来てもらって、問題の対応が必要にはなってくると思うのですが、学校として居場所づくり、学校に来てもらうのが一番でしょうけれども、そういった観点で、今後、取組などをしていただけないでしょうか。

教育長

学校としては、できる限り何らかの形で学校の先生にいろいろ相談してもらったり、それこそ担任でなくても様々な先生がおりますので、そういった形でつなぎながら、相談に乗っていきたくて思っていますし、不登校になった子供がいたとしても、学校側が常に働きかけながら、どこかで学校がつながっているというものは、当然どの学校でも、みんな先生方はやっております。その上で、学校からどうしても離れてしまっているときには、それこそフリースクールとか適応教室含めて、そういったところとも連携しながら情報交換していますので、その子供にとって、学校以外の場所で、家庭でもない場所となれば、そういう場所とか、ほかはあまり想像付かないのですが、できれば学校も含めて連携をとりながら、その子のためになるようにということで進めていければと思います。

宇佐見康人委員

次に、ヤングケアラーについてですが、この点に関しても先ほど答弁いただきまして、SNSはやっ

ているけれども、効果は限定的だと認識しました。これは教育機関のことですが、先生たちの視点としてお話を伺ったのですが、例えば、そういった状況にある子が、先生を信頼して相談をして、相談を受けた先生が、今度その相談を受けた内容をほかの人に言うてしまうと、その子を裏切ってしまうのではないかという気持ちになってしまって、なかなかほかの人に相談できないという声も聞きます。そういったときに、スクールソーシャルワーカーだとか、スクールカウンセラーの役割が重要になってくると思うのですが、先日の教育公安委員会での答弁では、配置時間の課題が挙げられていました。順次拡大していくということではあるのですが、今後どのように拡大していくのか、スクールソーシャルワーカーの育成という点も踏まえてお聞かせください。

教育長

最初に御指摘の部分ですが、基本的に先生方は相談を受ければ、それをいろんな人に話すことは当然ないということでありまして。必要最小限、学校内で情報共有しなければならないような状況であっても、多分、本人に確認して、ここはこの先生と相談したらという話になって、当然、本人の意思を確認してからの話になります。スクールソーシャルワーカーに相談するにしても、多分、本人に一応確認してからの話になるかと思っていますし、ただ学校の先生だけではとても無理ですので、スクールソーシャルワーカーの役割は非常に大きいと思います。

今、御指摘あったように、現在10名でありますが、これからに関しては、どのくらいの相談件数があるかは、毎年見ていかなければならないと思っています。ただ、増えてきているのは事実なので、これに関しては、いろいろ件数を見ながら拡充していければと思いますし、社会福祉士の数とか、フルにスクールソーシャルワーカーをやれる方が限られたりしているものですから、一概にすぐ増やせる状況でもないような感じがしておりますが、相談体制を含めて、やっぱり充実は必要かなと感じております。

(※57ページで発言を訂正)

宇佐見康人委員

育成の点もどうやって増やしていくのか、難しいのは分かります。県内で社会福祉士を取るとなったら、県外の大学へ行って、その子が戻ってきてくれる確証もない中で、県内でも増やしていかなければいけないのは現実問題としてもありますので、そういった観点で是非お聞かせ願えればと思います。

教育長

先ほど10名と言いましたけれども、現在、今年度は7か所に14名おります。社会福祉士あるいは精神保健福祉士の資格を持った方と、それから学校現場に詳しい元校長先生の2組で7か所にいるとい

うことであります。

教育事務所関係や教育センターにいるわけですが、地域でどのくらいの相談数があるかを見ながら、当然多い地域になってくれば、そこは拡充するのは必要かと思えますし、この後、計画は今のところないのですけれども、そこは様子を見ながらという形になるかと思えます。

(※57ページの発言を訂正)

宇佐見康人委員

確実にそういったヤングケアラーの子たちを福祉につなげていくためには、福祉と教育の連携はもう必須です。これまで協議会の開催だとか、オンラインでの集いの場の開催など行ってきました。今回ももう一步踏み込んで、さらに現実的なヤングケアラーの子たちの居場所づくりという観点を持ってほしいというお願いがあります。

先日、一般質問の際にもちょっと触れたのですが、元ヤングケアラーの方と、その支援をしている方とお話しする機会がありました。ケアラーの子供たちにとっては、ケアをしている人は自分の家族なので、そのことを相談すること自体が、何か子供たちにとっては罪悪感があって、なかなか誰かに相談することができないと。ただ、そういった子が、365日ケアをしているというわけではなくて、例えば週1回、2回息抜きができる場所があったり、そういうことで大分、心が落ち着くのだという話をお伺いしました。息抜きできる場所、これまで周知を中心に進めてはいただいたのですが、さらに一步踏み込んで、そういったヤングケアラーの子たちが息抜きというか、リフレッシュできるような場所の確保も、今後、必要になってくると思うのですが、県の認識をお聞かせください。

健康福祉部長

ヤングケアラーの方のみならず、先ほどお話ししました、ひきこもりや不登校の方々もおりますので、そういった方、子供たちが利用しやすい、息抜きできるような場所というのは、調査の上、周知していくのももちろんですが、そういった場所づくりはどういった形で、県、行政として関わりができるのか、これからいろんな方々のお話を聞きながら検討を進めていきたいと思えます。

一方で、そういった子供たちが本当に休める日があるということが大事になります。ケアされている方々に対する適切な福祉サービスを確保するのも重要だと思いますので、そういった部分の周知については、健康福祉部として積極的に取り組んでいきたいと思えます。

宇佐見康人委員

次に、医療的ケア児の支援について、これまでも医療的ケア児とその家族の支援を様々行っていただ

いて、ありがたく思います。以前もお話ししたのですが、そういった医療的ケア児の家族の話を聞くと、もっと行政にできることがあるのかなと常々考えさせられています。

ケアしている家族の話を聞くと、例えば、医療的ケア児が家にいて、その兄弟が、親と一緒に遊びたいけれども、どうしてもケアを必要とする子供を優先してしまうと。一緒に兄弟を面倒見てやればよいけれども、なかなか優先順位としては下がってしまうという声を先日お伺いしました。家族のケアも今までやっていただきましたが、そういった兄弟がいる子たちのメンタルケアだとか、そういうのも是非、今後、検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

健康福祉部長

これまでのところ、そういったところまでの視点があったかという点、やや不足している点もあったかと思えます。当県の例ではありませんが、そういったケア児の御兄弟を、例えば、遊んでいただけるボランティアといったようなものを活用している事例もお伺いしておりますので、そういった取組が、果たして当県でできるのかどうか、関係者の方々からもいろいろな御意見を伺いながら、検討を進めていきたいと思えます。

宇佐見康人委員

自殺対策とケアラーと医療的ケア児の家族の居場所について質問をさせていただいたのですが、まだまだ県の取組としては弱いのかなと思えます。最後、この点について、知事の認識をお聞かせください。

知事

やはり今の時代は、ストレスが非常に多い時代です。また、財政的にも箱物でやるのはなかなか難しいと。いかに民間、NPO、様々なセクター、そういう共有認識でもって、そういう体制を作るか。ただ非常に今、高齢化あるいは忙しい時代ですので、それに携わるボランティア、これも少ないです。

どのようにやるか、なかなかそう簡単にいきませんが、まずは社会の風潮、この種のもの、自分のうちが現在、何も問題がなくても、次の世代あるいは自分の子供の時代に、こういうことになる可能性があるので、ですから、この方々が特殊なものではなくて、一般に誰でもこういう境遇になることがあり得るといふ共通認識、これを持って社会が、あるいは地域社会がこれに対応する、そういう意識を広めることによって、様々な切り口の前向きなことができると思えますので、そういう風潮をしっかり広める、これがまず一番の基本だと思います。

宇佐見康人委員

社会全体で支えていける機運を、県としても、是非、高めていっていただければと思えます。

次に移ります。外旭川のまちづくりと新スタジアムに関連してお伺いいたします。これに関しては所管ですが、昨日の秋田市議会の総務委員会、11日の秋田市議会の教育産業委員会、6日の秋田市議会一般質問でのやり取りも踏まえて、そして昨日の秋田市議会総務委員会で、構想の最終案も示され、県の産業観光委員会終了後に様々な動きがあったので、再度当局に認識をお伺いいたします。所管でやれという声が出るかもしれませんが、なるべく出ないように頑張ります。

初めに、スタジアムの整備について、部長にお伺いします。4日の委員会では、場所は外旭川でいいかという質問に対して、部長から以前、県と市が八橋プライウッド、秋田大学で可能性を検討し、いずれも困難との結論に至り、以降は秋田市で候補地を提案することとなった。その後、秋田市がそれに応じる形で外旭川まちづくり構想の一部となる市道沿いの農地を候補地に提案し、それに対し、県が地盤沈下への懸念を示したことなどから、現在は、卸売市場の再整備の余剰地が県、市、クラブの予定地とされているとの答弁がありました。昨日の秋田市の最終案では、こちらが建設地となりましたが、今後もこれを前提に議論を進めていいか、まずは確認させてください。

観光文化スポーツ部長

そのとおりでございますが、卸売市場再整備による余剰地につきましては、クラブ側から秋田市へ要請があり、市がそれを踏まえ、先月中旬、県へ相談し、県もこれに同意したもので、クラブが先月下旬に発表した新スタジアム整備計画、あるいは市が今週発表した外旭川地区まちづくり基本計画案のいずれも、余剰地を建設地と位置づけております。

知事

市議会の議論が昨日あって、この関係で大分、別の動きが出てきました。まちづくり構想では、スタジアムを賃貸し、賃貸料によって市場の入居料、あれは新築により高くなりますので、これを低減すると。これが市場関係者は、赤字企業から取れるかと。これが相当、昨日辺りから市場の中で議論されて、将来赤字をなくすということについて、非常に不信感があって、あのスタジアム構想も含めて、市場の改築に関し、もう一回白紙に戻すという動きが今、出ています。ですから、あそこに赤字のまま載せたことは相当、市場で動揺していますので、これはこれから出てきます。

宇佐見康人委員

そこまで言われると……はい、分かりました。

昨日、私も委員会を傍聴させていただいて、そういった委員からの質問もありましたし、現実問題として、赤字のまま、あの計画を出してくるのはいか

がなものかという質疑も出されておりました。

スタジアムだけに関して言うと、6日の一般質問でも、八橋に建設してはどうかという声もありました。これまでスタジアムの建設に関しては、3者で合意をして、今後、細かいところを進めていくという中で、Jリーグ側とも調整しておりますので、ここで候補地が変更になってしまうのは、クラブのライセンスの問題にも関わるとはならないかという声も出ております。私もずっと、ハピネット、ブラウブリッツに関しては、準公共財として、いかに育てていって活用していくのかという視点を持って、行政も、我々議会も、そして市民、県民の人たちも、財産として大きく育てていきたいという話も何度かさせていただきました。今まで、この外旭川で、Jリーグ側の理解も得ながら進めてきた案ですが、このスタジアムの八橋案に関して、部長の認識をお聞かせください。

観光文化スポーツ部長

令和2年2月になりますが、県と秋田市は新スタジアム整備に向けた諸課題の調査研究についての最終報告におきまして、八橋運動公園につきましては、候補地となる第2球技場及び現行広場の代替地が確保できないことから、整備は難しいと判断しており、現時点においても、この状況に変化はないものと認識しております。また、都市公園であります八橋運動公園には、快適な公園空間を確保する観点から、都市公園法及びそれに基づく市条例に基づく建築面積等の制限がありまして、同公園は現状においても、法令に基づく建築面積のほぼ上限まで施設が立地しており、新しい県立体育館も現体育館とスポーツ科学センターを合築し、それでも足りない部分につきましては、県が国から無償譲渡を受けた旧気象台跡地を公園に編入することで、制限内に収めるなどしている中、スタジアムなどの大型施設のさらなる設置は、物理的に難しいものと考えております。

宇佐見康人委員

昨日の——報道ベースで申し訳ないのですが、クラブの会見で、公設公営も新たな手法としてあり得るのではないかという話を見ました。個人的な考えとしては、秋田市が中心となって、これをまとめていけるのであれば、スタジアム自体が防災拠点の機能を持ちますので、一考の価値があるのではと思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

観光文化スポーツ部長

市のまちづくり計画案によれば、民設民営方式を想定しておりますが、一般論として公設化の基本を述べさせていただきますと、まずは住民の用に供され、その福祉の増進に資することが前提になるべきものであり、負担の在り方といった視点のみで議論されるべきではないと認識しております。市のまち

づくり計画案によれば、防災や災害等への活用も、委員おっしゃったとおり想定しておりまして、こうした部分を含め、どう整理するのか、市の考え方が基本になるものと考えております。

宇佐見康人委員

その上で、先日の秋田市議会の一般質問で、仮に八橋にスタジアムを整備する場合、これまで八橋にはスタジアムを整備しないことを前提に検討してきたので、新県立体育館の議論が崩れることとなり、新県立体育館整備基本計画検討委員会における再検証や議論のやり直しが必要になるものと考えておりますとの答弁があったのですが、この点に関しての県の認識をお聞かせください。

観光文化スポーツ部長

八橋運動公園へのスタジアム設置が難しいことは、先ほど申し上げたとおりでございますが、新県立体育館の整備につきましては、基本計画策定段階から、秋田市の担当部長を検討委員に加え、市の意向を十分に反映しながら計画を成案化するなど、市と緊密に協議し、ここまで事業を進めてきたところでございます。今月には、PFI法に基づく実施方針や要求水準書案の公表を行うなど、プロバスケ、秋田ノーザンハピネッツのBリーグ参入をにらんだスケジュールで事業が前進しておりまして、今後も着実に、こちらの整備は市と相談しながら進めてまいりたいと思います。

宇佐見康人委員

昨日の秋田市議会の総務委員会で、先日提出した県からの確認事項の内容について質問がされました。県の産業観光委員会でも、3つの柱の答弁はあったわけですが、我々もこの点に関して詳細を把握しながら、深い議論をしていきたいと思っております。まちづくり計画を進めていく上でも、非常に重要な観点だと思っておりますので、この点に関してお聞かせください。

産業労働部長

内容を要約しますと、県としましては、国への申請を行っても、その後必要となる、秋田市による土地利用調整計画や民間事業者による事業計画を県が同意、あるいは承認する手続きがございます。これらの手続きが滞りなく進められ、地域住民に混乱を来さないよう、基本計画の策定段階において、土地利用調整の妥当性や事業の見通しなどの計画の実現性について、十分に確認する必要があると考え、これを明記いたしました。その理由として、未来法では、原則、農用地区域外、市街化区域を優先するとしておりますが、原則に基づいていない秋田市の計画につきましては、未来法を活用するやむを得ない理由を慎重に整理する必要があること。もう一つが未来法の基本計画のガイドラインでは、具体的な事業計

画や土地利用調整の見通しまでは求めないとありますが、基本計画に盛り込む必要はないとしても、県としては、国に共同申請する立場として、広く説明責任を果たす必要があることから、具体的な事業内容を確認する必要があること。この理由2つを秋田市にお示ししまして、その上で土地利用調整、事業の実現性、この2つの項目に関連する確認事項を箇条書で整理して、それぞれ回答を頂きたいといった旨の内容となっております。

宇佐見康人委員

昨日の市議会では、来週中にも、その確認事項に関して返答したいという話が出ていました。この回答がどの程度のものなのか、県が納得できるものを出してくるのかは、まだ分からないわけですが、仮に納得できるものが提出された場合、今月中の共同提出はできるのかどうかを、まず知事にお伺いいたします。

知事

できないと思います。まず、笑い話になるよね。地域未来投資促進法は、企業立地促進法の改正法です。もともと地域にある様々な産業よりも、相当付加価値が高く、また相当給料も高い、波及効果が高い。もともとは、先端的な製造業あるいは最近では製造業以外にも対事業所サービス、物流、様々あり、核があるのです。他の県は全部核があるのです、でかいの。大きい工場があって、それに付随していろいろなものがある。そういうことからすると、まず、法の真っ正面から捉えたプランでないと。たまたま土地利用調整を活用するというので、これをうまく使うと。投資促進法は、後で出てきたと。この関係で、もともとの法の趣旨と相当違うのです。あと、まちづくり基本計画。あれは、投資促進法の様式ではないのです。あれは投資促進法の書類ではないのです。そうしますと、投資促進法の国に対する申請書、これ見ていないのです。これは、全く市議会にも出してない。だって、正式な書類がないのです。出しようがないでしょう。

宇佐見康人委員

次に参考資料、しおりの3についてお伺いいたします。この地域未来投資促進法のスキーム図だと、県と市で共同提出した後に、国から同意を得て、秋田市の土地利用調整計画について、さらに県から同意、不同意ができることになっています。ここでも、県の意向を強く反映させたものを作り上げていくことができると思うのですが、まずは、今回大枠を決めて共同提出をした上で、詳細に関しては土地利用調整計画策定時でもいいのではないかと、今まで、先ほどの答弁を聞くまでは思っていましたか、同じですか、部長の認識を。

産業労働部長

県と市が基本計画を国に提出して同意が得られれば、県民に対して秋田市が実施する事業を、県が全面的にバックアップするといったメッセージが伝わることになり、決して後戻りできなくなると思っております。具体的な確認作業を避けて、手続を進めることができないわけではないのですが、秋田市の事業計画を見ますと、先ほど申し上げましたが、国から同意を得られた後に続く手続、土地利用調整計画や民間の投資を呼び込む事業計画、これらに大きな不安が残るような内容となっております。したがって、今ここで、具体的な確認作業を進めるべきと県としては判断しているところです。

宇佐見康人委員

私の思いとしては、スタジアムの整備も、アリーナの整備に関しても、プロチームを秋田の財産として、是非、育てていただきたいと思います。最近の動向を見ていると、外旭川のまちづくりの計画をめぐって、県と市が何かちょっと対立しているのではないかという構図に見えてしまうこともあります。その結果として、県立体育館やスタジアムの整備に関して、県民が待望してきたプロジェクトが停滞してしまったりだとか、後戻りしてしまうのではないかという気持ちを持っている県民、市民もおります。

先日も大学生から、「どうせやらないんですね」ということも言われました。ブラウブリッツとしても、建設地が決まって、スタジアム単体で計画を進めていくのか、それともまちづくりの計画も含めて、波及効果も踏まえて進んでいけるのかは、事業の根幹にも関わってくるのだと思います。構想の是非は別として、様々な懸念事項について、先日会談したという報道でありましたが、知事と市長がもう一度、互いの立場を考えて、それぞれ配慮しながら、腹を割って話し合っていたいただきたいと思うのですが、最後この点に関して、知事のお考えをお聞かせください。

知事

先ほどお話ししたとおり、市場の改築がもともと主役です。市場の改築の主役、この方々が疑問を持たれば、これはどうなるか。ここをしっかりとしないと、市議会も当然、昨日のように大分議論あったと。まず、市でこれをどうするか。市場は、主役がどこかに行ってしまったという思いがあるのです。先ほど言ったとおり、賃料も不安だと。そうしますと、これをしっかりと市場と市が——これは県の問題ではないですから。これをやらないと、話し合って、お互いに何とかできる、こんなものではないのです。

あと、私も16日のブラウブリッツの応援メッセージを出しています。それは別にして、公営、この話が出た途端に、SNSは大炎上です。反対一本やり、ほとんど反対。これをどうするか。もう火が付

いたのです。自分たちの赤字であって、これを市あるいは県も同じ歩調でやっていますので、皆さん、この議会で、県も出すといたら、うんと言いますか。そこです。ですから、これは市でもう一回、市場の納得いくような、そういうことをしっかりやって話を持ってくるのだったらいけれども、市場でごちゃごちゃもめていて、市場の関係者の納得が得られないで、県でこれに乗るということは、まずできないですよ。

委員長

以上で、宇佐見康人委員の質疑は終了しました。

次に、三浦茂人委員の質疑を行います。

三浦茂人委員

今の話聞いていて、まさか市場の話が出てくるとは夢にも思いませんでした。ハトに豆鉄砲でしたが、私も市場の隣に住んでいて、市場の向かいで、市場の業者さんを相手に商売させてもらっていますけれども、白紙に戻すとかという話は、今まで一つも私の耳に入ってきておりませんでした。白紙に戻すという話は誰がどのように言っているのか、まずはそれをお聞かせください。市のことですが。

知事

誰とは言いませんが、今朝早く市場の幹部から、白紙とは言いませんが、あの計画について非常に疑問があると。市場の改築を延ばしてもいいから、賃料の問題をしっかりと決めたいという意向の話があったのです。これは、市場の全体の意見ではないですが、そういう流れ、そういう声が市場から上がっているということは、朝の相当早い時期に私に入ったということです。これは市場のある社長さんですので、これ言っておかないと、市場も昨日の夜のニュースで分かったものだから。ですから、すぐですよ。前から分かっているわけではないですから。

三浦茂人委員

市場の方は、みんな朝早いですから。あそこは、水産、青果、花卉、市場関連業者が入っていますが、知事が今そういう発言をすると、市場全体がもうそういう議論で埋め尽くされているというような印象も受けますので、そこは秋田市の市場ですから、あまり誤解なきような発言を心がけていただきたいと思えます。

それで今、話を聞いておりましたが、私にすると何を言わんとしているのかが、さっぱり分からなくて、頭悪いので、同じ話を聞くかもしれませんが、1つずつお聞かせいただきます。

これは、昨年12月の総括でもお聞きしましたが、地域未来基本計画を3月までに国へ申請するというスケジュールに変更はありますか、ありませんか。

産業労働部長

秋田市から示されている計画スケジュールには、

変わりはありません。

三浦茂人委員

そうすれば、スケジュール上は、市も県も一緒になって、この3月末を目指して協働で頑張ると、その方針に変わりはないという認識でよろしいですね。

産業労働部長

それについて、今、秋田市と協議を進めているといったようなことだと思います。

三浦茂人委員

方針に変わりはないのですね。

産業労働部長

秋田市の方針については、変わりないと考えています。

三浦茂人委員

では、県と秋田市は、バラバラということですね。

知事

先ほどお話ししたとおり、地域未来投資促進法に基づく計画書、これ市議会にも出していないのです。これうちにもないのです。今のところ、申請に必要な書類形式がないのです。こういうのは任意形式で、本当の意味のプランニング、この申請書の中身を市議会に出していないのです、まだ。市議会に出さずに議論をしても、——もし県であれば、申請のもの、正本を、このコピーを先生方に見てもらってどうするか。これがないのです。だから、判断しようがないのです。

三浦茂人委員

だったら出させて、我々に公表してください。1月31日に秋田市が提出しているでしょう。ですから、その申請書、私、他県のをいろいろ見ましたが、確かにありますよね。だったら、初めからそれを出して議論するように整えればいいではないですか。今ここで言うことではないでしょう。

産業労働部長

県が秋田市からの提出を受けましたが、それをどのように取り扱うかに関しては、秋田市の判断によるものだと思っております。

三浦茂人委員

ちょっと言っている意味がよく分かりませんが、昨年度の秋田市議会の総務委員会でも、今年度、地域未来基本計画の作成に関して、素案、暫定案、修正案、それから最終案と、その都度、基本計画の進捗を県へも報告し、相談してきたと言っているのです。だから、基本的な中身については、県が全く知らないだとか、判断ができないとか、そういう状況ではないはずだ、この1年間。そうでしょう。それが、今ここになって分からないとか、書類がないからとか言って、そんなのは議論のすり替えですよ。

知事

言うことは分かります。ただ、市が市議会に全く

出していないのです。うちは、そのプランニングを基にいろんな質問を出しています。これに対して、市議会になぜ出さないか。おかしいでしょう。

三浦茂人委員

それは、私に聞かれても分かりません。聞けばいいではないですか。向かいですよ。そして、今まで一緒にやってきたのでしょうか。何で出さないか聞いて、回答もらえばいいではないですか。何にも難しいことがない。そうでしょう。違いますか。なぜ聞かないのですか。聞かない理由を教えてください。

知事

当然我々は、市議会に出すのが前提とっています。聞いたら、それは出していない。そうしますと、私から市に、これはあれを出せとか、これ言うのも……。うちはあくまでもプランの案として……。これはここにあります。まちづくり、これにない項目いっぱいあるのです。なぜ市議会に出さないか。あと、出したくないような、そういうニュアンスがどうもあるのです。だから、そこがどうなのか。

三浦茂人委員

言っていることがよく分かりません。それは臆測の範囲でしかありませんので、それ言われても、何ら信憑性も何も感じませんし、今まで市と県が一緒にやってきたのですから、そこは意思疎通が図られるはずですよ。それが分からないとか、出していないとか、今この場で知事が言われても、それは全く説得性のある話だと思いません。違いますか。

知事

私は、もし県のプランだと、これ出しています。本物を出すのです。なぜ出さないか、これは私が市長に出せ、出せと言っても、これは言ってもいいけれども、わざわざ市長に、そんなことまで言うと失礼ではないかなと。当然、今回最後だから、昨日出すと思ったら出していないのです。どういうわけか。市民も県民も、これ出さない分からないでしょう。公開する権限は県にないのです。県は内々に、事前の調整で途中経過のものはもらっていますが、県がこれをこうだと、市で出していないものを県で出すのは、これはできませんから。

三浦茂人委員

そこは話合いをすればいい話で、言わないことのほうがよっぽどおかしいのではないかと私は思いますが、この話はもう堂々巡りで、何ともなりませんので、先に進みます。いずれ、1月31日に秋田市から県に地域未来基本計画の最終案が出された、これは事実だと。そして、3月4日に秋田県から秋田市にその確認事項ですか、質問状というのですか、現物見ていませんので、分かりませんが、それを出したと。そうすると、1月31日から3月4日まで、1か月余りありますが、この間、県は何を

やっていたのですか。

産業労働部長

秋田市から提出された計画の内容、これが成案の形で持ってきたといった認識でございますので、これを分析、検証いたしまして、これまでは口頭でやり取りしていたのですが、今度は文書でもって照会するといったことで、その整理をしておりました。

三浦茂人委員

1か月もあったのですから、今、知事が言ったようなことを、この1か月の間にやれば良かったのではないのですか。何もしなかったのですか、そういうことは。

産業労働部長

恐らくそれは基本計画の公開のことだと思うのですが、秋田市の担当といろいろやり取りさせていただいている中では、判断は秋田市によるわけですが、その担当からお聞きした中では、議会の議決事項ではないから、提出する必要はないといったような話を伺った記憶がございます。

三浦茂人委員

いいです。いくら聞いても分からないので。

先ほどの宇佐見委員の質問とダブるかもしれませんが、昨日、市議会の総務委員会では、県が出した質問の内容についてやり取りがありました。大きく言うと、土地利用調整と事業の実現性に関することとその他ということでしたが、可能な限りその内容について、いま一度お知らせください。

産業労働部長

その2点につきまして、文書の内容の詳細をちょっと御紹介申し上げます。

土地利用調整に関すること……

【「交通の……」と呼ぶ者あり】

委員長

暫時休憩します。

午後2時13分 休憩

午後2時13分 再開

委員長

再開します。

産業労働部長

土地利用調整に関することと、計画されている民間施設相互の関連性が希薄で、この場所で一体的に行う必要性和その効果。簡単に申し上げますと、いろんな内容のものが集まっております。商業施設、映画館、住宅展示場、観光農園、それらがそれぞれどのような関連性が持たれているのか、これに関しては一体的に整備する必要がないとすれば、未来法が求める農地の地区除外を最小限に食い止めること

ができると、そういった観点から照会したもので。

それから、旭川筋土地改良区の理事会や総代会など、意思決定に係る機関での説明と同意等、これと関連して、代替となる用排水路等の整備について、具体的な対応方針、これも未来法で求めております周辺農地に影響を来さないことといったようなことで、どのような対策を取るのかと。これに関しては、今ここで初めて我々が明らかにしたものでなくて、基本構想の段階からこういったものが懸念されるということで、秋田市に伝えておりましたが、しっかりした回答はございません。

それと、事業の実現性に関することですが、これは大きなところで、進出を予定する個々の事業者の交渉とその進捗状況、それからその事業内容や事業計画、こういったものを明らかにしてください。

それから、その他で、インバウンドや県外から誘客を伸ばすこと、これは商業施設が主になりますので、やはりそこが増えれば、もしかしたら集客が減るかもしれないといったような懸念も示されておりますので、外からどのように集客していくのかといったようなことも示してくださいといった内容。

それから、技術的な課題です。渋滞の対策あるいは施工方法、そういったところも併せて照会しているところでございます。

三浦茂人委員

それは、今までの段階で答えられることもあれば、答えを求めるのが無理なものもあるのではないのですか。それは、今ここで議論しても始まりませんが、例えば土地改良区、旭川筋土地改良区、私も土地改良区の会員ですが、理事会は開いたと聞いています。やっているものは回答が来るでしょうけれども、それはいいです。いったん置いておきます。

これがまず3月4日に県から市へ行ったと。ところが、次の日の3月5日の産業観光委員会ですか、そのときの県の答弁で、市から返事が来るのは、3月末提出は難しいという答弁をしているのです。これは、秋田市からもう回答は間に合いませんとか、何かリアクションでもあったのですか。

産業労働部長

その文書の中でも明記しておりますが、現時点で懸念されるポイントを要約したものでございまして、今、大きく2つ、土地利用調整と事業の実現性という話を申し上げましたが、この2つは言わば協議の入り口でございまして、未来法を活用するための基本的な内容であると我々は認識してございます。まず、この2点をしっかりと整理して、詳細な協議に入っていくという順番になろうかと思っております。それ以外にも、先ほども申し上げましたが、開発に向けた施工上の技術的な課題など、クリアしなければならない課題が多岐にわたっております。こうした状

況を踏まえると、3月申請は難しいのではないかと産業観光委員会でも答弁しているところがございます。

三浦茂人委員

県がどのように思っているかが、回答するのは市ですから、市の意向も何も聞かないで、何で県が回答は難しいなんて、根拠があるような、ないような理由で、そういう答弁しなければいけないのですか。秋田市に対して失礼ではないですか。聞けばいいでしょう。何で聞きもしないで、何もやらないで、次の日ですよ、いきなり無理だと。もう回答できないような質問をしたと言わんばかりではないですか。おかしいではないですか。何の根拠を持ってそんな答弁したのですか。ちゃんと説明してください。

産業労働部長

質疑に答えたつもりですけども、これまでの状況を踏まえると、我々が今ここで出した問題点、懸念点、これに関しては、3月4日に明らかにしたのではなくて、基本構想の段階から懸念として示しておりますが、なかなか十分な回答が得られていなかったと。そうした状況を踏まえると、3月の申請が難しいのではないかとといったことで回答したつもりであります。

三浦茂人委員

そんな難しい質問だったら、何でこの1年間、市と一緒に、県がいろんな知見をアドバイスするなりしてこなかったのですか。市だけが単独でやってきたわけではないですよ。県と市が共同で作業してきたのでしょうか。事務方がやってきたのでしょうか。昨日の市長の答弁でもあるではないですか。素案、暫定案、修正案、それから最終案、その都度、県に報告し、相談してきたと言っているではないですか。その中で、何でこれが解決できなかったのですか。それは市だけの責任ですか。県は、何もやってこなかったのですか。おかしいでしょう。今この段階になって、こういうことを言うのは。

それは分かりますよ。知事は、多分やらせたくないという腹だろうは透けて見えるので、答えも分かっているのですけれども、やっぱりおかしいことはおかしいと言わせてもらいます。そうでしょう。今まで県と市は何をやってきたのですか。何を議論してきたのですか。何のために議論してきたかですよ。論理のすり替えばかりやっていたって始まらないでしょう。これからも聞きますけれども、ここで議論するのは、てにをはのところではないです。このまちづくりをどうするのかということ、よりいいまちづくりをするために何を議論しなければいけないか、その議論、論理がすり替わってきているのです。いいです。これ以上まともな答弁来ないと思うので。

もう一点、県が出した質問の内容、今、口頭では

聞きましたが、その詳細は、我々はまだ物を見たわけではないし、公開されていないので、もしかしたら間違った解釈をしているかもしれませんが、少なくともこの質問、県から市にやった質問が法律上、1月31日に出した基本計画を提出できない法的な理由があるのか、ないのか、その点ではどうですか。今度は法律に基づいた判断です。

委員長

いい。質問の趣旨分かった。ちょっと止めて……

三浦茂人委員

簡単に言えば、この質問に答えがなければ、基本計画を国に出すことはできないという法的な根拠があるのかないのか、分かるのか分からないのか、それをお答えください。

産業労働部長

共同申請する立場の県として、同意ができないということになるかと思えます。

三浦茂人委員

県の立場はどうでもいいのです。法的な観点から見てどうなのか。県の考えは分かりました。けれども、県の考えは県の考え、でも法律的に見て、この質問に答えなければ、これは出せませんよという法の規定があるのであれば、それは分かります。そこがどうなのか、そこをどう捉えているのかという質問です。

産業労働部長

法律にそのような規定はございませんが、法律に規定があるのは、県と市と共同で国に対して申請するといった内容でございます。

三浦茂人委員

そうすれば、この質問がどうこうというのは、何も条件に入っていませんよね。是非、国に確認してほしい。基本計画が県に提出されました。それを詳細にチェックしたでしょう。先ほどそういう発言もありました。それを基にして、県は質問を出しましたが、この質問の回答が、この基本計画に盛り込まれないと申請ができないのかどうか、法的に不可能かどうか、是非、国に確認してみてください。

産業労働部長

国に対しては随時相談をしておりますが、ガイドラインでは、具体的な事業計画まで求めるものではないと書いているのですが、あくまで、県と市でしっかり協議をして申請してくださいというような回答を頂いております。

三浦茂人委員

そのとおりです。知事も言うように、法にのっとってやると、法を曲げたことはできないと言っていますから、逆に言うと、法の趣旨にのっとっていけば、法に抵触しなければ、何ら支障はないはずです。そこを言っているのです。

知事

同意ですから。共同申請は同意ですから。県として同意するかしないかは、県の任意事項です。県として、それをどう判断するかは、県の任意事項です。市から出たから、絶対にこれに同意をしなければならないという法的な根拠はありません。

もう一つ、基本方針では、細かいところは言いませんが、事業の実現性、確実性、これをしっかり確認しろという一文があるのです。そうしますと、それに対して、やはり一定の根拠がなければ、同意というものはそういかない。我々も、何回か市長にも、このまちづくり構想自身が投資促進法に合致するかどうかという大きな問題、あとは今、農業基本法の改正で、食料安保の関係で農地をなるべく保存するという国の大きな施策、さらに1月、わざわざガイドラインに今までなかった商業施設等は望ましくないという一文が加わった。そこが全部引っかかるのです。これをどのように解釈するか、また、これに対抗できるような経済的なメリット、こういうことを、県としても共同申請で、最終的には責任あります。そうしますと、簡単に市から出たから同意するという単純なものではないのではないかと。私自身、何か会があって、ばかな知事、あほな知事と今、辞めろという文書も出回っているようで、そこは甘んじて受けますが、ばかだから。ただ、県民感情、市民感情をしっかり捉えないで、これを県が簡単に同意するということは、私はいかなるものかと思いません。

三浦茂人委員

おっしゃることはよく分かりますけれども、それは論理のすり替えだと思います。

1つ、今いろんな問題出てきました。地域未来投資促進法、適用になるかどうか。適用になるかどうかを決めるのは、県ではありません。市でもありません。国です。疑問があるのであれば、国へ照会して見解を求めれば、それで決まる話です。ここで法律の議論をしたって、何にも結論出ないのです。おかしいと思うなら、国へ見解を聞けば、答えは一発で出るはずだ。

それから、農地の話がありました。農地を減らしていけないと。確かにそういう計画はあります。市の目標もあるし、県の目標もある。しかし、市の目標は、例えば今回、農地が潰れたからといって、その目標を下回るような計画にはなっていないはずだ。だから、それもちゃんと考慮しているはずです。

それから、ガイドラインのことがありましたが、それは前から言っていますし、新聞でも出ていました。そのガイドラインで商業施設が好ましくないという話を知事はよくされますが、それは知事の認識が間違っているでしょう。今この場になって、まだ

それを言っているのは、私はちょっと解せないのですが、もうそれは解決している問題です。それは、市も国にちゃんと問合せをして回答をもらっているではないですか。それ知らないわけないでしょう。そうでなければ、私言いますか。1月のガイドラインで、市街化調整区域の土地利用調整に関して、商業施設が好ましくないとかいった点。でも、それはそもそも規制緩和して、例えばインターチェンジの近くに工場を造るとか、物流組織を造るとか、規制の緩和を示したものだ。その規制の緩和したところ、例えば、物流施設を造るといったところに商業施設を造るのは、それはうまくないですよという話であって、この基本計画、この地域未来投資促進法を使ったまちづくり計画には何ら影響はないというのは、これは国の見解出ています。だから、今ここでそのガイドラインうんぬんが出てくるのがおかしいのです。違いますか。

産業労働部長

そのように表記したのは、秋田市の文書も拝見いたしました。ガイドラインをよく読み込みますと、市街化調整区域における開発として、流通の結節点だとか限定して列挙されておりますが、その中には物流施設、試験研究施設、データ通信の運用に特化した施設など、限定されてございます。もともと市街化調整区域においては、集客性のある商業施設を整備することはできないというのが未来法の見解でございました。それをわざわざあえて、この1月の改定でガイドラインに付したのは、未来法が求めている都市計画法との調和を求めていくと、そういった強いメッセージだと我々は思っております。国で、商業施設を建てていいといったような解釈は、我々はしておりません。

三浦茂人委員

言っていることがよく分からないのですが、部長が思うのは御自由です。国の見解はどうですか。

産業労働部長

我々も国に照会して、見解を頂いております。

秋田市が言っているのは、未来法を使うと商業施設ができないので、市街化調整区域の規制を解除するに当たって、都市計画法の地区計画を使えば、ある面、施設の整備に厳しい未来法の規定、これを避けることができると、そういった手法だと考えております。

三浦茂人委員

それがどうしたのでしょうか。部長も、この間の委員会の答弁で、新聞にもありましたよね。2つの法律を作ることが、どうのこうのという話も確かに答弁していましたが、部長がどう思うか、それは勝手ですけれども、法律上、国の見解はそれは可能だ、問題ないと、それが法律に沿ったやり方ですよと。

何も問題ないのです。これも後から聞こうと思ったけれども、今、出てきたので。部長は、未来法ではできないから、都市計画法でやるということが果たしていいのか疑問という答弁をしているのですが、疑問なんか持つ必要ありません。国はいいと言っているのですから。だから、そういう法律談義はもうする必要はないのです。いいのですから。そういう論理のすり替えをしたって無駄な時間ということをやっているのです。

知事

脱法行為、違法行為ではございません。ただ、望ましくないのは、これはもともと——私も法学部でないから。都市計画法は前法です。後にできたのが未来投資法、後法は前法に優先すると。そうしますと、未来投資促進法においても、都市計画法との調和。ある意味で、違法行為でできるけれども、これはあまり好ましくはないと。正面から同じところに2つの法律を、こっちはこれ、こっちはこれ。これはできないことはないけれども、県としては、こういう方法は、いろんな面で他のものに影響しますので、法的には真っ正面なものをやっぱりやるべきだと。あそこに、物すごいものが来るのだったら、まだあれだけでも、経済効果がどうなのか、かなり疑問点ありますので、なかなかそう簡単に県として、抜け道、これを「うん」と言うのは、私は気が引けます。

三浦茂人委員

国がいいと言ったものを抜け道というのは、いかなものかと思えますよ。

産業労働部長

国がいいと判断しているのは、法的な手続は問題がないと、そう言っている内容です。

三浦茂人委員

だから何ですか。

産業労働部長

法的な手続は問題ないけれども、県と市とそれをしっかりと協議して申請してくださいといったような国からの回答だったと思います。

三浦茂人委員

それでいいでしょう。まずは、法律に抵触しないと、これ大前提です。だから、その法律に関する解釈、知事がいいかどうか、何だかんだ言いますが、それは論理のすり替えで、まさに詭弁ですよ、そんなものは。だから、そんなことをやったら無駄だと。だから、私さっき言いましたよね。何を議論してきたのか、何のための議論をしているのかということです。そこは全然脱線しているのです。だから、これはもうかみ合わないのでもいいです。いいけれども、決して知事なり、部長なりが言ってきていることは、全く的を外してない。市が、あるいは県も、

国にも相談して聞いてきたのでしょうか。そうしたら、法的なところの手続については、もう何にも解決しなければいけない課題はないでしょう、法的にはと言っているのです。そこでまた振り返って、ここで私はこう思うからどうだとか、ああだとかという、その議論は必要がないでしょうと言っているのです。そうでしょう。それが1つあって、その上でさらに協議をしなければいけないことはたくさんあります。当たり前です。まだ申請もしていない。国の同意ももらっていない。造成もそのままです。だから、これから詰めていくことがたくさんある。けれども、民間事業者が入ってくるのだから、ステップを踏んでいかなければ。皆さんだって、民間事業者の大変さが分かるでしょう。何の保証もないのに金出せと。いったって、金出すわけないのです。事業計画作れと。いったって、作れるわけないでしょう。そのステップを踏んでいくために、まずは国のお墨つき、法律の前提はできましたよと。次のステップはこうですよと。その段階に行ったときに、何か説明責任を求められたら、説明責任を果たせばいい話だ。それを何もしないうちから、説明責任がどうのこうのと言うから、ややこしくなるのです。それが論理のすり替えだと言っているのです。そうは思いませんか。

産業労働部長

そのステップを円滑に踏んでいくために、今この段階で、具体的な事業内容を確認する必要があるという判断を県はしております。

三浦茂人委員

3月末期限を目標にしているということですから、是非、市と協議して、頑張って進めていってください。

それから、この項目でもう一つお聞きしますが、今回の代表質問あるいは一般質問でいろいろ話がありました。このまちづくりに関して、佐藤正一郎議員の代表質問でも、2月7日の知事の定例記者会見に触れておりました。「いろいろあるんだよ、裏がね」という、裏があるという話でした。それから、工藤嘉範議員の一般質問の答弁で、「確実性が確認できない」と。いわゆる裏がとれないという意味で発言したと言っています。裏があるということ、裏がとれないことが裏があると、ちょっとよく分からないのです。いま一度、あれは非常にショッキングな、映像で見ても、私もびっくりしましたけれども、裏があるというのは何なのか。私は、裏があると言えば、裏金とか裏約束とか裏取引とか、そういうのを知事が分かっている、だから許されない、やらない、進めないとやっているのかと思ったけれども、どうも答弁を聞くとそうではないようだ。この裏とは何ですか。いま一度、県民に分かるように、ちょっと御説明願えますか。

知事

裏がとれないということがまず1つです。ただ、裏もいろいろ意味がありますので、あとは御想像に任せます。

三浦茂人委員

そうですね。表に出せないのが裏ですから。でも、知事として、やっぱり発言には、もう少し気を付けたほうがよろしいかと思います。ああいうふうに机をドンとたたいてやると、県民の皆さんは何事かと。我々も県民に聞かれますよ、あれは何だと。説明もできません。我々は、県民の声を聞いて、それを届ける役目もあります。逆に、県の考えを県民に伝える責務もあります。だから、あまり訳の分からないことを言われると、私たちも困るのです。だから、そういう発言はこれからも気を付けていただきたい。よろしくお願ひいたします。

もう時間もないので、次の項目に行きます。知事の政治姿勢ということで、今までいろいろ議論交わしていただきましたけれども、この先は知事を褒めるわけではございませんが、代表質問で佐藤正一郎議員が政治資金に関する質問をしました。その中で、知事の政治姿勢に関わる、非常に関心を持った答弁があったので、それについてお聞きしたいと思っております。

知事が、現在、政治資金パーティーについて様々な問題が発生しており——これは多分、国のことだと思いますが、私自身も改めて考えてみますと、その在り方について見直しすべき時期に来ているのではないかと感じております。私は、これはすばらしい発言だと思いました。国がああいう状況にありながら、知事が自ら、自分の政治姿勢として見直すべきところは見直すのだと、そういう決意を表明した答弁であつたらうと思つて、これはすばらしい御答弁をされたと思つました。ただ、その在り方について見直しすべき時期というのが、ちょっと抽象的でよく分からない。県民の皆様に分かるように、政治姿勢として、具体的に何をどうしようとしているのか、その辺について、知事の思いをもう少し具体的に発信してもらえませんか。

知事

かつて政治資金規正法、あれが20年前に直つています。それまでは、個人献金以外に政治資金を政党以外の政治家に対して、企業、団体、これがオーケーだったのです。これが駄目になって、パーティーは20万円までオーケーと、匿名で。まず、私も反省があります。20万円ということで、逆に言えば集めやすいです。非常にパーティー券、そこまで行きますと集めやすいのです。私自身も、市長当時からそうなつたものですから、安易というか、意外とそれに頼つてやっています。今こういう時代に、

私自身も漫然とやっていますので、自分自身もちょっとまずいのではないかと。もう少し透明性を保つて、自分自身の反省点も踏まえて、やはり今、見直しの時期かなと、そういう意味で言ったのです。

三浦茂人委員

是非、見直すというその姿勢を実践していただければと思います。

これに関して、もう一つ気になる点もありました。これはコロナ禍で、令和2年ですが、あつたとき私もパーティー券を購入させていただきました。しかし、コロナもあつて延期になりました。それについても、代表質問の政治資金パーティーでの答弁にあつたのですが、延期した政治資金パーティーについては、返金もしているなど、政治資金規正法に基づき適正にやっていると答弁がありました。返金もしているというのは、確かに事実だと思いますが、私あつたときも、確かに後から返金を希望する人は、金融機関とか口座番号を教えてくださいという案内が来た記憶があります。ただ、自分の口座情報とかを人に教えるのが嫌だったので、返金は望みませんでした。したがつて、返金したことは事実でしょうけれども、正しくは希望者には一部返金をしましたという答弁が、より正しい答弁ではないのかと思つたのですが、これは私の気がついた点ですが、知事の認識はいかがですか。

知事

希望者には返金しています。これは全体の一部です。意外と希望が少なかつたのです。先生が言つた口座番号、あとはどうせ来年やるから、また面倒くさいから、これは来年の分だと。全体でも非常に少なかつたのです。そうなかつたものですから。ただ、返金をしてくださいという方には、ちゃんとやっています。そうでない方の分は、パーティーの繰越分として届けています。これは、その当時の選管の指導のとおりやつたということです。

三浦茂人委員

そうすれば、代表質問では返金もしているという答弁でしたけれども、正しくはというか、正確に言えば希望者には一部返金した、それが実態だという認識でよろしいですね。

【「はい」と呼ぶ者あり】

三浦茂人委員

そこで、もう一点確認したいのですが、私は人の政治資金収支報告書は見たことなかつたのですけれども、今回の代表質問をきっかけにちょっと見てみました。ネットで見られるので。知事の令和2年分の政治資金収支報告書には、パーティーの収入もあるのですが、一部返金したわけですから、返金した分は支出の部に返金分と、分かるように記載するのが透明性を担保することだと思うのですが、見た限

り、返金した金額が幾らなのかが、ちょっと見てとれなかったのです。その点は、どのような会計処理をされたのでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

午後2時47分 休憩

午後2時47分 再開

委員長

再開します。

知事

当時、その分については選管に確認して、選管の指導を受けています。選管では、まず記載は不要という。ただ、当時は記載不要ということでやっていますが、私自身もこれはどうするか、選管で記載不要ということで、私自身、昔、選挙管理委員会の書記長をやって、政治資金規正法、あれ解釈が相当違うのですよ、時々。県選管と中央選管の解釈が違うときがあるのです。政治資金規正法も非常に解釈が甘いときがありますので、今回、国で規制法の改正のときに、もう少しそういうところをきっちりしてもらおうと、我々も戸惑わないと思っています。あの時点では、選管から記載は不要ではないかということで書かなかったわけですが、もし記載すべきということになったら、やっぱり書いていますので。こちら辺、曖昧です。ファジーです。だから、ファジーの分をなるべく少なくすると、お互いに政治資金パーティーをやるほうも楽ですけども。だから、もう少し透明性というのが、今回いろんな面で考えるべきではないかなと、そう思っています。

三浦茂人委員

そのように見直すべきと自らおっしゃったわけですので、それを是非、実践してもらいたいと思います。

政治資金パーティー、いったん収入した後、開催延期に伴って一部返金した場合の収支報告書は、収入は収入として上げる、返金分は支出にも計上することが適切であるというのが、総務省自治行政局選挙部政治資金課に確認した結果ですので、知事の収支報告書が間違っているとかではなくて、そういう見解もあるということで、先ほどの自ら見直すという意味で実践していただきたいと思って、これを申し添えておきます。答弁は要りません。

あと、最後に1つだけお聞きします。いろんな見直しをしながら、ただ任期はもう一年余りあるわけですけども、この後どうでしょう、知事、今までやってきたような政治資金パーティーのやり方で、この後、また何回かパーティーをやる予定はあるの

でしょうか。

知事

この後は、選挙も出ませんので、まず今のところ予定はございません。

三浦茂人委員

是非、知事の話を知りたいと思いました。残念ですが、ないということで承っておきます。

知事

パーティーでなくて、単純に県政報告会ということで、これ絡まないで、任意の参加でやりますから、もしやるのなら。

三浦茂人委員

では、是非この後も県勢発展のために、まちづくりのことも含めて、力を合わせてやっていかれますようにお願い申し上げまして、終わります。

委員長

以上で、三浦茂人委員の質疑は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

再開は、午後3時5分とします。

午後2時51分 休憩

午後3時 3分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

沼谷純委員の質疑を行います。

沼谷純委員

休憩、クールダウンの時間があって助かったなど、ほっとしております。私からも、今までのお二方の質疑を踏まえて、少しお話しをしたいと思います。中身に入る前に、一つ委員長に御要望があります。先ほどの三浦委員の質疑で、知事の政治資金の質疑がありましたが、これは予算特別委員会の質疑事項、対象事項、いわゆる予算議案及びその関連事項と定められておりますので、いかなる理由でその規定に合致しているのか、適切なテーマであるのか、議会運営委員会等々で一度しっかりと検証、議論をしていただきたいということを要望して、質疑に入らせていただきます。

それでは知事、先ほどの質疑で、県庁内での未来法の申請書の取扱いについて質疑がありましたが、実は私も1月末に、秋田市から未来法の最終案が提出されたと聞きまして、当局にその最終案をもらえ

ませんかとお問合せをしました。そのときに、結果的にはもらえなかったのですが、それはどういった理由だったのでしょうか、部長。

産業労働部長

秋田市では、市議会に対しては議会の議決事項ではないというような話をしたと聞いた記憶があるのですが、まちづくり基本計画を出しているの、これは出す必要がないのではないかというような話も聞いた記憶がございます。

沼谷純委員

私は、未来法の書式の申請案を下さいとお話したところ、秋田市に確認したら、それはちょっとまだ出せない、出さないでくださいというお話があって、私、資料を頂けなかったのですが、それは正しいですか、事実ですか。

産業労働部長

そのとおりでございます。

沼谷純委員

つまり、県の判断で、書類を手元に置いておいたということではないということ、一つ確認させていただきました。

それから、先ほど知事からは、市議会の話もありました。これは一つ、知事をお願いといいますか、確認をしたいのは、当然どこかの時点、今年3月か6月か9月かは別にして、どこかの時点で、事務的にこの申請案がまとまったとすれば、当然これは県議会、これだけの議論があるわけですから、スタジアムもそうですが、県議会にその案をしっかりと示して、議会の意見も徴して、その上で、県として責任を持って申請をすると、その手続を踏んでいただけるという理解でよろしいですか。

知事

要するに、県は経由官庁でないのです。共同です。ですから、県民に責任を持ちます。そうしますと、議会にこれをお諮りするということは、単純に言えば、もしあのスタジアム、赤字、あれを共同でやれば、市でこれを全部、赤字を補填すると言わないと、県の責任も出てくるのです。そういうことからしますと、やっぱりこれは、当然慎重にやるべきだと思います。

沼谷純委員

それから、先ほど三浦委員と部長等々との質疑の中で、私はやはり少し論点として整理したほうがいいと思っていますのは、今、知事もおっしゃいましたが、いわゆる経由官庁ではないと。共同責任を持った共同申請者ですから、先ほど、三浦委員は国の法律の解釈、ルールとしては問題ないという、手続論としては問題ないというお話が、一つ御指摘があって、でも、県は手続論ではできなくはないけれども、中身論として責任持てない状況にあると。手続

論と中身論というところの違いがあったのかなと思っています。

その上で、手続論はちょっと横に置きまして、中身というところで、少しこの後、議論させていただきたいと思っているのですが、しおり番号5番で、私の資料をお配りしています。時系列のところから整理をしていきたいと思っておりますが、この外旭川の開発の問題について、時系列が少し行ったり来たり錯綜しているのかなという感じもありまして、産業観光委員会でも、知事の発言等々のせいで、この計画、配置案が途中からひっくり返ったというような御認識を示された方もいらっしゃるのですが、これは私は全く違うと思っています。その資料の2ですけれども、当時の議事録があります。令和2年ですので、今から3年以上前になりますが、このときは、まだ未来法もなければ、まちづくりの基本構想等々もないときであります。3年前に、もう知事は、農地を造成してスタジアムを造ることは、コスト的にも厳しいし、法律としても非常に困難だということ、明確にこの場で示されております。知事は、このときと今で、何かこのお考えに変更あるいはスタンスに変更等々あったものでしょうか。

知事

特にございません。

沼谷純委員

今、様々に議論されているような課題は、この議論や質疑に、ある意味、集約されているように私も感じていますが、つまり知事がひっくり返したとか、変わったではなくて、むしろ市長が、秋田市が、こういった見解が出ているにもかかわらず、県と調整なしに、何とかかなと思って進めてきた結果ではないかなと、私は率直にそう思いますが、知事いかがでしょうか。

知事

いわゆるまちづくり計画、あれは、今の市長が、3期までは反対で急に変わった、私はどういう心境の変化か、これは分かりません。どのような経緯でやったか分かりませんが、いろんな面で市の方向性、これがどうやって変わったか、これは分かりません。

沼谷純委員

なぜ変わってきたかというところが、今度は資料3、4、5となるのですが、資料3は、当時秋田市が、この開発に転じた際に、3事業者から提案を頂いた中で、結果的に選ばれたイオンの当初の提案です。これは、見ていただくと分かる通り、卸売市場敷地の中に大規模商業施設がありますが、当然、市場内ですので、農地法等々の規制がないという状況であります。

この提案を受けた後に、今度は、秋田市がいわゆ

る商業施設を外に出して市場を中に入れたと、ひっくり返したわけです。これが資料4です。

その後、さらに先ほどの答弁もありましたが、ブラウブリッツからの御提案等々もあって、今度は卸売市場敷地の中にスタジアムが動いたと、これが資料3、4、5という経緯です。

知事は、前議会の答弁でも、当初の案であれば、まだといいますか、良かったというようなお話も、ちらっとされていましたが、今、改めてごらんいただいてどうでしょうか。

知事

当初は市場を田んぼのほう、農地に物流、市場は、ここで公共でできます。今の市場敷地は調整地でないですから、また店舗もできます。スタジアムは公共か民営かで違いますが、基本的にこれであれば、ある程度は法的にもまず合致する。ただ問題は、この後に、市場から反対を受けて、市場がまた戻ったと。その後に、イオンタウンの大規模なものが一回あったけれども、人口減少、あと御所野との競合ということでやめると。これやめた後に、いろんなことが入ってきたと。このいろんなことが小さく入ってきた。だから、核がないのです。メインがなくなったと。そういうふうになったものですから。またスタジアム、これは当然田んぼのほうに造りますと、用地代が数十億円掛かります。この負担ができませんので、私が言ったというよりも、ブラウブリッツで、あそこでは用地代が掛かって、もうできないと、別にしたいということで、市場のほうに移してもらうようになったわけです。

沼谷純委員

最初、イオンからの提案があったのは、ちょうど今から2年前でありまして、言ってみれば僅か2年で、これほど中身が変わってきていると。変わっていないのではなく、変わってきているということですし、その結果、むしろ非常にハードルの高い計画案に、秋田市自らしてしまっていると私は思っています。その上で、これはまだ議論がされておられませんので、農地法のことをちょっとお伺いしたいと思います。未来法上の手続が仮にクリアできたとして、次、農地法が待っているわけで、これは農林水産部長にお伺いしますが、その後、仮にそういった農地法の手続に入っていくとき、農振除外あるいは転用、こういった手続や要件、基準に何か変更はありますか。

農林水産部長

農地法だけでなく、その前に、さっき言った農振法上の農用地区域に現状なっていますので、仮に、あそこを何か転用するとなれば、農振地域の農用地区域から除外をし、かつその後、農地法に基づいて転用ができるかどうか、これを判断基準に基づいて

審査していくという形になります。

沼谷純委員

それは、未来法が通った場合、何らかの判断基準に影響は受けるのでしょうか。

農林水産部長

通常は、民間の商業施設を建てる場合、あそこは農用地区域ですので、原則許可できない状態になります。ただ、今まで話に出ています未来法に基づいて、その調整がつけば、農地法の例外措置ということで、転用許可ができるというようになります。できる上で、当然、通常の許可要件をクリアするかどうかを、その後、判断する形になります。

沼谷純委員

産業労働部長にお伺いしますが、未来法に書かれている必要最小限の農地ということがあるわけですが、必要最小限という概念、数字的な上限、下限みたいなものはありますか。

産業労働部長

数字上の条件は特にございません。

沼谷純委員

その上で、委員会でスタジアムの用地になっていたものが観光農園に化けたと、化けたという言い方がいいかどうか、ちょっとあれですけども、ちょっと疑問視しているという答弁が、部長からありました。もう少しきちんと、何が問題でどうあるべきか、御答弁いただけますか。

産業労働部長

先ほども答弁申し上げたのですが、いろんな種類の施設が集まってできたような、まちづくりの計画になっておりますが、全てが農地を使ってやるような内容になっておまして、それらを一体的に、そこで整備する必要が果たしてあるのかどうかと。例えば、何か施設が核となって、それと関連してこういった施設もさらに造ると、そういった関連性があれば、一体的に整備する必要性はあるかと思うのですが、それがどこにあるのかといったものが、よく分からないといったようなことで、例えば、中には住宅展示場や映画館ですとか、いろんなものがございます。それは、別のところでもできるのではないかと。そうしたら、農地は最小限にすることができるのではないかと、そういった論理でございます。

沼谷純委員

もう一度、農林水産部長に伺います。

3年前、前の部長とお話したときには、市場とスタジアムのことで質疑をしたのですが、農林水産部としては、今、改めてこの計画案、この開発内容をどのように御覧になっていきますか。

農林水産部長

当時の部長が答弁したものと、基本的には変わっていません。あくまでも原則、今、農用地区域です

ので、農用地を農地として守っていくという場所があります。そこを転用するとすれば、未来法の調整がついた上であれば、特例措置として、転用許可ができるということですので、当然できるとなった条件で再度、通常の農地法上の、例えば、周辺農地への影響や土地改良施設に影響がないか、担い手の集積に影響がないか、そういったチェックを一つ一つ、農業委員会なり調整した上で、許可ができるという形になります。

沼谷純委員

農地法の手続、農振除外、それは本来の手続、基準にのっとって進んでいくのだと、そこに緩みや変更はないというように理解をいたしました。

2番のスタジアムに一回移ります。行ったり来たりになると思いますが、スタジアムも、先ほど知事から、赤字の計画というお話がありました。ちなみに、観光文化スポーツ部長にお伺いしますが、金沢スタジアムは、年間どのぐらいの維持管理費を見込んでいますか。金沢スタイルということで。

観光文化スポーツ部長

現在のところ、年間1億1,000万円程度を見込んでいますと伺っておりますが、どういった使い方をするのかによって、コストは大分変わりますので、そこをどう勘案するのかは、これからになります。

沼谷純委員

そうすると、1億円から1億5,000万円か分かりませんが、秋田の場合は、プラス固定資産税ですとか、そういうのが乗かって3億円というのが大体の妥当な線だとして、1億7,000万円の赤字の計画ですが、これは昨日の市議会では、同じように赤字でどうなのだ、いかなものかということに対して、秋田市が一定期間スタジアムを借り上げて、それを賃料として払うことで、その赤字分を補填するような方法も研究したいという答弁があったのです。整備手法も、公設あるいは民設か、贈与か、そういうのも含めて、今後、検討だ。これは、県議会であれば、こういう議論は、なかなか部長がされても通用しないと思うのです。市でこの曖昧な状態でやっていくということ、あるいは民設民営と言いながら、秋田市が実質、赤字補填していくような考えは、知事、これは行政通則的にはどう受け止められますか。

知事

県も30億円、あれも約束ではないです。これは、行政法上、単純に言えば債務負担行為、これがなければ約束にならない。要するに、県としての意向はありますが、後で、もし知事が替わって駄目だということもある。将来の負担を、行政がある程度、方向性はいいけれども、法的に約束はできませんので。ですから、今のうちに額、こういう状況、こういう

ときには出せないと。これを議会で、議決までいかないけれども、しっかり認証をやっておかないと、後でもめることになりますので。単純に将来の負担を意向だけで、100万円、200万円でない、数億円ですよ、毎年。これは市民の判断もありますので、相当慎重にすべきだと思います。

沼谷純委員

私も全く同感ですが、もう一つ別の話になりますが、スタジアムの整備地のことです。先ほど部長からも、まずそこは合意というお話もありました。知事もトップ会談されて、その後、市長が外旭川の余剰地で合意したとおっしゃったのですが、部長に伺います。今回ブラウブリッツのこの計画では、市場の敷地内に400台の駐車場と、隣接地域、隣接施設と連携して2,000台確保すると。隣接地域、施設はどこのことでしょうか。

観光文化スポーツ部長

400台のほかの2,000台につきましては、今の外旭川まちづくり計画の中の観光や集客施設の駐車場、これを試合の日に活用したいという考え方だと私は認識しています。

沼谷純委員

その上で、知事にお伺いしますが、知事は外旭川の余剰地で良からうということでお話し、市長とされたのだと思いますが、どういうニュアンスで良からうというお話だったのでしょうか、そこをもう一回教えてもらえますか。

知事

市で、市場の関係者とも合意したと、理解を得たと、そういうことです。

あと、駐車場の問題、今、Bリーグは、非常に環境問題、公共交通、これを優先。アリーナの関係は、駐車場を最小限にすると。これがBリーグに出ています。Bリーグの加盟チーム、何チームかは、なるべく自家用車で来るなど、公共交通を使ってくれ。もうスポーツ界も、駐車場を多く持って、これをやるという方向性はだんだん薄くなっています。そういう意味からすると、市場の駐車場、これが不足だとなれば、そっちは理屈が立ちます。問題は経費。これは市がやりますから。これは未来法も関係なくできますので。そこはどうか。

沼谷純委員

そうしますと、知事と市長の間で合意をしたという中身には、いわゆる農地に2,000台、その開発ができて、そこに2,000台確保するというところまでの合意ではないという理解でよろしいですか。

知事

その話は出ていませんので。

沼谷純委員

知事も御存じのとおり、今回、卸売市場敷地の中にスタジアム、その賃料を市場に充てると。今度は、スタジアムの駐車場はイオンの土地を活用すると。この3つが不可分の状態で、今ある種、混然一体となっているわけですが、先ほど知事からお話があったとおり、市場関係の方々が、それで一枚岩になっているかという、私もそうではないと、そうではないというか、必ずしも皆さんがそうではないと聞いております。ここが一つ大事なところで、確認したいと思います。市場が仮に頓挫すれば、もう全部駄目になっていくわけです。それはさておいて、ここは是非、知事に1点確認したいのですが、今、秋田市では3つのものがセットで、特にスタジアムとイオンは、いわゆる未来法の手続にのって、2つ一緒に出していきたいということです。そうであれば、当然スタジアムの実現性と、いわゆる農地開発の実現性、この2つがしっかりと、県として見通しが立たなければ、申請に至らないという条件といいますか、そういう状況でよろしいですか。

知事

単純に言えば、主役は市場です。市場の改築は、この前から出ている。市場の意向、これが一番重要です。その次に、この赤字のスタジアム、これを県と共同申請とは、そう簡単にはいかないです。県も、市が全部赤字を持つと約束しても、将来ですから、無効です。完全に自治法上、将来の負担を約束できませんので、まずこれだけでも申請は無理です。

沼谷純委員

まさに私もそこは同じ思いでありまして、盛んに知事がおっしゃっているスタジアムとイオン、切り離すことがあれば、また別の展開があるかもしれませんが、それが無い中においては、まず第一に市場がきちんと合意形成されていくこと、余剰地にスタジアムが建つことが合意されていくと。その上で、建つことはいいけれども、その赤字がイニシャル、ランニング含めて解消されるめどが立たなければ、これは絵に描いた餅で、絵に描いた餅は、幾ら描いても絵のままですから。

加えて、もう一方のイオンは、先ほど来、ずっと議論があります。手続論プラスいわゆる未来法、農地法、都市計画法、こういった関係法令の趣旨に合致していくこと、つまりスタジアムについてはお金の話、イオンについては法の趣旨なり中身に合致していくと、この2つがしっかりとそろわなければならないと知事はお考えということよろしいですか。

知事

未来法の高付加価値、人件費も高い、賃金も。それがまず根本。この企業が、この中にメインとしてあるかどうか、まずこれが一番。ここで、まずこの

ハードルが……。なかなかそろわない。

これ、ここに書いていないのです。こっちにはあるのです。こっちになぜ出さないか。中身がおかしいのです。付加価値の分は非常に疑問がある。そうならば全体構想、これがまず入り口で、入り口の部分でおかしいと。また手段、農地転用あるいは都市計画法、これ全部抜け道、これに市場の合意、スタジアムの赤字、中身が全部そう簡単にはいかない、これで県が共同申請といっても、議会で、もしこれでやれば、そう簡単にいきますかと……。全体構想、全部に説得性がない、そういうふうに思っています。

沼谷純委員

今までの議論、前の方々も含めてちょっと整理を最後にしますけれども、まず先ほどの御答弁で、申請前には議会にしっかりとお諮りといいますか、御説明していただけるということでしたので、その意味では、この2月議会も間もなく終わりますから、この2月議会あるいは3月中に臨時会でも開かない限りは、申請に至らないということが1つ。

それから、その後、6月になるか9月になるか、そういう議会のタイミングまでに、仮に協議が調うとしても、調う前までにはスタジアムの赤字部分、あるいは農地開発の適法性、経済性、こういったものが全部そろっていかなければ、6月の議会にも9月の議会にも出てこない可能性がある。そういうことは、県としては3月をあらかじめ約束、担保したものでなくて、その中身次第だということよろしいですか、知事。

知事

話が大きくなりますが、今、秋田市は水害対策、少子化、相当課題あります。あと人口減少、産業振興、何を優先するか。県として、せっかく中心街区、あれをやるために相当頑張って、駅中心にマンションも建った。なかいちも、曲がりなりにも……。この中で、また核を造るという。これは市民も県民です。市と県、違うわけではないですよ。市民も県民です。そうしますと、まずは、もともとのまちづくり、これがいいのかどうか。中身がいいのかどうか。相当ハードルは、県としては高い。ですから、中身の全面的な信頼性がなければ、私は責任を負えません。そこが中心ですので、いつこれができるかどうかと、それは今から言うことはできません。

沼谷純委員

その上で、秋田市長は3月中にもう1回、知事とお会いしたいという話があるわけですが、知事としてはそれをどうお考えでしょうか。

知事

大分、私を●●●●ようですから。

委員長、訂正。今のは取消。

大分、批判は私が受けていますので。ただ、批判

とかそういうのではなくて、道理に合った……。昨日の市議会も、相当議論が白熱しています。市議会もそう簡単にいきません。そういうところをしっかりと踏まえて、あとは市民の思い、今、市民がどう思っているか、これが一番だと思います。そこは、もう既に知事への手紙、相当メールが来ているのです。これを受け止めることがトップの責任だと思います。

(※73ページで発言の取消しを許可)

副委員長

知事から、先ほどの発言中の部分を取り消したいとの申し出がありましたけれども、これを許可することに御異議ありませんか。

【「どの部分」と呼ぶ者あり】

知事

●●●●●というところですか。これ、取り消します。

副委員長

よろしいでしょうか。削除でよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副委員長

御異議ないものと認めます。

発言の取消しの申し出は、許可されました。

(※72ページの発言を取消し)

沼谷純委員

最後に知事にお伺いします。

この外旭川の関係については、知事は次の市長選の争点になるとおっしゃられました。それは、誰がどのように出るか出ないかは別にして、当然、今回の開発計画、農地法もそうですが、いわゆる県の権限、県知事の了解といたしますか、それがなければ、やはりこれは、秋田市単独では進まないということにもなりますので、私はこれは、秋田県知事選挙の争点にも、全県的なテーマかどうかは別にして、その一つにはなり得るのではないかと。落下傘候補みたいな方は別としても、ずっと関わってこられた方がチャレンジする場合には、是非、賛否両論、マル、バツ、三角、このままやるのか、見直すのかも含めて、きちっと態度を出していただくべきだと。今、御自身の態度をしっかりとされて、表明されている知事として、次のバトンを渡す側では、どういう思いでしょうか。

知事

次の方がどう思うか、これは私がああだこうだ言う権利はありませんが、このような問題であれば、県も共同責任ですから、ある程度、次の知事候補も、これに関心を持つことは必要かと思えます。

沼谷純委員

次に、ジェンダーギャップの解消に移りますが、先日、秋田県は政治、行政、教育、経済、4分野で全部30番台で、ちょっと順位を下げたという報道がありました。このジェンダーギャップについて、

知事はどう受け止めておられますか。

知事

県庁の部分は、若干評価は上がっています。産業、教育、この部分あまり良くない。単純に言えば、構造的な人員構成、あるいは企業に女性従業員の管理者が少ないということで、やはり企業の経営者の意識、あるいはいろんな面で人材の偏りもあります。この後、女性の優秀な方が入っていますので、だんだん上がってきますが、企業の考えもありますので、これをどのようにするか。ただ、企業も前向きなところが増えていますので、これをどのように県がもっと増やしていくか、これがこの後の課題かと思えます。

沼谷純委員

産業経済分野でも、是非、県で後押ししていただきたいと思いますが、1つ気になったのは、行政分野で、いわゆる県の審議会、防災会議、こういったところの順位が非常に低くて、審議会の男女比が47位、防災会議では44位となっております、ここは是非、知事、行政の話ですので、しっかりと計画的に、更新時に男女比を5対5を目指して頑張っていたいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

知事

今、県の最高機関である総合政策審議会、あそこのメンバー、これはちょっと分かりませんが、女性を約半分ぐらいにしようとしています。まず、県の最高機関をそうすることで、だんだん下も直ってきますので、まずはそれをやってから、いろんな面で前進を図りたいと思います。

沼谷純委員

政治分野の指数では、女性知事という指数もありまして、過去に女性の知事を輩出した7都道府県以外の40県は、同率8位というのが、今回のジェンダー指数でありまして、知事は、女性が知事になればガラッと変わるといような話もされていましたが、知事だけではなくて、この議会にも、女性が非常に頑張っておられる議員の先輩、同僚の方々もいらっしゃると思いますので、政治分野での女性の活躍、ここへの期待とエールを最後に知事からお伺いして終わりたいと思います。

知事

誤解のないように、私は女性というのは、特定の人を言ったわけではないので、例えばそういうのもあり得ると。単純に言えば、女性の方々の意見というのは非常に気が付く。我々男性が気が付かないところ、それから一般の生活レベル、あと街のこと、大上段ではないけれども、やっぱり女性の皆さんの意見は、相当新しい感覚で捉えることができますので、大変ありがたく思っています。

そういう意味からすると、女性の議員がどんどん

増えることも、いろんな意味で、産業振興にも前進になるかなと、そう思っています。

副委員長

以上で、沼谷純委員の質疑は終了しました。

次に、松田豊臣委員の質疑を行います。

松田豊臣委員

それでは、自分からも、外旭川のまちづくりについてお伺いしたいと思います。

この件につきましては、本日3人の委員からも質問されておりますが、確認の意味も込めまして質問をさせていただきます。

まちづくりにつきまして、昨年の9月議会、10月3日の総括審査における自分の質疑で、その実現性に関しての質問をさせていただき、その際に知事からは、あくまでもこの件は政治的判断ではなく、法律に適合しているかどうかであるというような趣旨の答弁があったわけでございます。まず確認ですが、昨年10月3日の総括審査におきます質問に対する知事答弁の意味するところをお伺いしたいと思います。

知事

先ほどから言っていますように、地域未来投資促進法の法の立法趣旨、産業振興上の高い付加価値、あるいは賃金、こういうものを中心に、まずこれが1つ。あとは、あの中での農地あるいは土地利用、この関係が真っ正面から適合するかどうか、この問題を単に違法行為ではなくても、望ましくないもの、なるべく県としては避けるという意味で、まずそういうところ。法の趣旨、これが一番中心ですので、それに伴って手続論、この方法はクリアするかどうか、そこを中心にまず見ていこうと、そういう意味で、昨年はお話したということです。

松田豊臣委員

そこでもう一点、この件についてお伺いしたいのですが、政治的判断とおっしゃった、その意味について、政治的判断とはどういうことなのか、教えてくださいたいと思います。

知事

いろんなセクターの意見を聞いて、法的に無理があっても、違法行為でなければしょうがない、やると、これはあるのです。違法は駄目ですが、法的にあまり望ましくなくても、県民、市民のためになるのだったら、これに尽きると、こういうことがあります。若干、法的に問題があっても、市民、県民のプラスになるのであったら、これはやることがあり得るという意味で、一般的にこれは政治判断と捉えています。

松田豊臣委員

そうしますと、今回の件は、あくまでも未来法の法律に合致したかどうかで判断をされるということ

でよろしいのでしょうか。

知事

未来法の本来の立法趣旨、これに合致するかどうか、これが一番です。

松田豊臣委員

その未来法ですが、昨年12月、基本方針が改定されて、ガイドラインが本年1月に改定になっております。また、その内容を踏まえて、先月の一般質問の答弁、代表質問もそうですけれども、答弁で、必要最小限の農地の活用と周辺農地との具体的な対応策、または地域未来投資促進法の趣旨への適合、さらには広く県民への説明責任を果たすための確認事項としての事業の実現性、地震による液状化への対応、ハード整備に係る技術的な課題への対応、新スタジアムと一体的に整備する理由についての疑問点等を、挙げておられました。今、申し上げた疑問点以外の問題点または確認事項について、もしあればお知らせ願いたいのですが。

産業労働部長

今、委員がおっしゃったのは、一般質問答弁の内容だと思いますけれども、それ以外のことを申し上げますと、このたび3月4日に、秋田市に出した文書の内容では、先ほども答弁いたしました、土地利用調整に関する件に関しては、民間施設相互の関連性が希薄であって、この場所で一体的に行う必要性あるいはその効果、土地改良区の理事会や総代会の意思決定に係る機関での説明の同意の有無、農地の関係では、同じような表現になりますが、用排水路の整備、その工事の実施主体や費用負担を含めた具体的な対応方針といった土地利用調整に関することでまとめております。

もう一つ、事業の実現性に関しては、進出を予定する個々の事業者との交渉及びその進捗状況、それに加えて、民間施設予定地の造成工事や附帯する設備工事、その後の施設建設の実施主体と費用負担、それから大きな造成に伴いますので、その造成に必要な用土の調達先及び調達先での環境への配慮、こういったものを主に照会の内容としております。

松田豊臣委員

その内容については、先ほども話があったかと思うのですが、今回3月4日、市へ問題点や疑問点等を提出したという話ですけれども、確認ですが、これは公開はしない内容でしょうか。

産業労働部長

これまで議論をいろいろ申し上げてきましたけれども、文書の内容については、これまでの議会答弁あるいは産業観光委員会で説明した内容と同様であります。別に秘匿する理由はないので、公開に向けた調整を、今後、考えていきたいと考えております。

松田豊臣委員

先ほども三浦委員から話があったのですが、この計画、構想については、もう十数年、話があったかと思うのです。その中で今回、未来法を適用していきたいという市の方針があって、それに対して、県の対応という格好になっているのですが、これまで、そのような情報交換とか共有する場、または協議をする場は、持ってこられなかったのでしょうか。

産業労働部長

繰り返しになりますが、秋田市とは、昨年度のまちづくり基本構想の策定段階から、秋田市で計画する内容について、その情報を共有いたしまして、未来法に係る相談や問合せに対応してまいりました。また、今年度に入ってから、秋田市で作成途中の段階での基本計画案につきまして、未来法の目的や趣旨、規定等に照らしまして、課題や解決すべき事項を秋田市に伝えて、検討を依頼してございます。必要なやり取りは、随時行ってきたつもりであります。

これまでも事前相談や情報交換を行ってきておりますが、この1月末に、秋田市から基本計画の案が提出されたと、成案に近い形だと我々認識しております。その内容を確認いたしまして、これまでのやり取りも踏まえた上で、現時点において確認したい事項を、改めて3月4日、文書で秋田市に伝えたといったようないきさつでございます。

松田豊臣委員

確認ですけれども、この2年間で随時やり取りをされてこられたという話ですが、今回3月4日に質問、疑問点を提出された内容とは、今までは確認はされてこなかったということでしょうか。

産業労働部長

秋田市に伝えてはまいりましたが、明確な回答がなかった内容でございます。

松田豊臣委員

これまで回答はなかったがゆえに、文書で提出されたという認識、理解でよろしいでしょうか。

産業労働部長

それもありますし、今までは途中経過でしたが、今度は成案の形で、未来法に基づく基本計画案が出てまいりましたので、文書の形で示したといったような内容でございます。

松田豊臣委員

今回、知事の一歩の最大の懸念、課題、これは一体何でしょうか。

知事

必要性があるかどうかです。

松田豊臣委員

必要性については、今回の構想、また素案原案の中にも書かれているかと思うのですが、今回のこの

まちづくりの目的を、再度確認していきたいのですが、2点その中で書かれてありました。人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築、これが第1点目でありました。2点目が、交流人口の拡大による新しい活力や魅力づくりとしておりますが、この目的については、どのように理解されているのでしょうか。

知事

まちづくりにおいての人口減少、まず市街地にも相当空き地が出ています。また、中心街区は最近、相当回復傾向、特に市街地をもっと広げる必要性があるかどうか。あと、交流人口。単純に言えば、投資促進法は経済的に純増です。もし、観光客がいて、黙っていれば、市内で飯を食うと。これが、あっちに行けば、あちはプラス、こっちはマイナスです。プラマイゼロ。だから、そういうことからすれば、人口減少あるいは少子化対策、そのような産業振興になるのかならないのか、単に商業、サービス施設だけでは、こっちはプラスでも、こっちはマイナスです。そうしますと、全体的にどうなるか。そこです。県としては、県民全体の利益がプラスになるかどうか、そういう意味で捉えています。

松田豊臣委員

必要性という話から、お伺いしたいのですが、実は令和3年の若年者への県内定着・回帰等に関する意識調査が実施されており、将来、秋田に住みたいと思うためには何が必要かという問いがあるのです。その中で、レジャーや商業施設が充実していることが上位に来ているというのが1点ありまして、楽しむ場の創出が期待されているという要望でありました。もう一点、これは秋田市の令和元年のしあわせづくり市民意識調査がありまして、その中で、秋田市に住み続けるために必要なこととして、当然雇用の場の確保が61.6%と最も高いのですが、次に来るのが、若い人にとって魅力のあるまちづくり、これが実は48.9%となっています。また、同じく、令和元年の秋田市の10代から30代対象の、シティプロモーション基本方針の策定に向けた意識調査も行っているのですけれども、その中で、娯楽施設の増設、整備、お店、レジャー施設、商業施設、遊び場、イベントの開催が一番高く、30%となっており、次に来るのが、実は公共交通の充実で19%という状況です。そういったことを若い方々は望んでいることに対して、知事はどのように理解、認識されているのでしょうか。

知事

一般論で分かります。ただ、パブリックコメント、これ2回やっています。これ、否定的な回答が多いのです。あと、あの場所が適地かどうか、こら辺が相当疑問というのは、私の独断でしょうけれども、

なかなか一般の方に聞いても、そう簡単にそういうふうな答えはあまり出てこない。全体構想を見ても、何が目的か、単純に言えばいっぱいありますが、そこら辺の覚悟が、テーマパークでもないし、商業施設だけでもないし、あそこが出来て、あそこに若い方がいっぱい行くかどうか、私は若くないけれども、若い方に聞いても、あまりそういう意見には触れないものですから、その点で疑問を抱くというような感じです。

松田豊臣委員

未来法に、先ほど部長からも答弁があったのですが、施設内容がはっきりしない、そのような話もありました。実際、未来法では、9つの地域特性や、7つの活用戦略といったものの中で、9つ以内で事業を展開することが明記されているのですが、実際、長野県須坂市または静岡市等々の先進事例を見る限りでは、特段、問題はないような気は受けるのですが、この点はいかがでしょうか。

産業労働部長

今、長野県須坂市の例がありましたけれども、確かに須坂市と長野県は、恐らく共同で国に申請したことで、こういった全国的な事例があることは承知しておりますが、そちらのほうも、恐らく農地法の農用区域の除外を未来法を活用して、それから市街化調整区域に関しては、都市計画法の地区計画を策定して、事業が行えるようにしたような内容だったと思っております。

こういった全国的な事例があることは承知していますが、そうした手法を使わざるを得ない理由や背景あるいは事業の特色、これはしっかりと整理していく必要があるかと思っております。未来法が求めているように、都市計画法との調和を保つ観点から、慎重に取り扱うべきと。須坂市が整備したのは、確かに商業施設であります。物流施設と製造業のいわゆる工場でございます。外旭川とは、若干様相が違う内容になっているかと思っております。

松田豊臣委員

須坂市は今年秋ですか、開店と聞いており、静岡市では、結構大きな実績も作られていると聞いております。

実際、このような事例を踏まえながら、今回、秋田市がこういう提案をしてきているわけですが、先ほど部長がおっしゃっていた内容について、なかなか秋田市から回答が返ってきてないという話があったのですが、どういことをこれまで、秋田市に疑問として投げかけてこられたのでしょうか。

産業労働部長

先ほど申し上げたとおりでございますが、やはり未来法が求めるように、農地を最小限とする配慮があるのかどうか、それから周辺農地に対する影響、

これへの対策、これが具体的にどのようになっているのかといったような点に関しては、繰り返し伝えてきております。

松田豊臣委員

確認ですが、その件に関しても回答はないということでしょうか。

産業労働部長

具体的な回答はございません。

松田豊臣委員

繰り返しになるのかもしれませんが、以前、知事は、県議会の総括質疑においても、外旭川地区のまちづくり構想は、高速の秋田北インターチェンジもあって、また、秋田港からの新しいアクセス道路の計画もあり、さらには、鉄道においても新駅ができていくということから、交通の要衝でもあると。そして、市場の改築や新スタジアムの建設、そして民間の多機能施設の3点セットで、まちづくりを推進すべきと知事はおっしゃっているのですが、そのためには、当然、今回の地域未来投資促進法に関して協議を進めながら、今月末の国への申請に向けて、歩みを進めていかなければいけないと思います。繰り返しになりますが、知事の御見解をお伺いします。

知事

まず今、当時のプランニングとは全く違っています。あの当時、最初のときは、先ほど言ったとおり、市場の位置も商業施設の位置も、モールはなくなっていますが、相当違っています。あとは、最近のスタジアム、あの赤字の問題、そういう問題が出てきます。あの当時とは別の次元になっていますので、私も疑問を呈しているということです。

松田豊臣委員

先ほど話があったのですが、2月13日の市長との会談後に、知事から、今後この件については、もう一回市民から問い直したほうがいいのではないかというような話があり、その前提として、大雨水害もあったし、環境も変わっているという話があったのですが、その趣旨について、もう一回教えていただきたいのですけれども。

知事

これは別にアンケートをとったわけでもございませんが、市民の方で水害の後始末、まだ相当苦労している方がいます。内水氾濫の下水は、市でも、ちゃんとやると言っていますが、まだまだやる必要があるのではないかと。市の最近の財政状況、もう財政基金がほとんどないのです。市は、財政的に基金が底をついていて、この後の問題も考えますと、そう簡単にこういうものをどんどんやるということは、市民の理解が得られるかどうか。少なくとも私のところに来る市民の方は、相当批判的なものがあります。市民も県民ですし、そういう意見を受けざるを

得ないということもありますので、やはり市民の立場に立っているかどうか、これが一番の原点ではないかと思っています。

松田豊臣委員

実際、自分もそう思います。本当にこの件については、反対される方もいらっしゃると思いますが、逆に進めていただきたいという多くの方もいらっしゃることは、多分事実かなと思っています。その思いをしっかりと酌んでいただいて、まだ3月末まで時間があります。是非とも対話をしながら、市と協議をしながら、前へ進めるようにお願いしたいと思って、この項は終わります。

次に、アスベスト対策についてお伺いさせていただきます。アスベストは、その耐火性や防錆性から、今まで多くの建築物に建材として利用されてきております。しかし、アスベスト建材を製造するメーカーの従業員、近隣住民などが、肺がんまたは中皮腫で亡くなるケースも増えて、健康被害が問題視されてきております。本県における状況は、令和4年度の調査結果がホームページ等に公表されておりました。ここ数年、アスベスト対策の強化に伴う法改正が進められ、令和3年4月には、規制対象の拡大、また直接罰の創設、工事開始前の労働基準監督署への計画届の提出など、令和4年度には、事前調査結果の報告義務化、昨年10月には、有資格者による事前調査が義務づけられております。そして、必要な調査を行わなかった場合には、工期に大幅な遅れが発生するとともに、罰則が科せられております。

そこで、2023年10月の法改正に伴って、事前調査が義務化となっておりますが、有資格者は各事業者に不足なく配備されているか、県内の状況についてお知らせください。

生活環境部長

建築物等の解体工事を行おうとする場合、事前に、建材の中にアスベストが含まれているかどうか調査をしなければならないというのが、法律で定められたことでございます。これは3年の周知期間を経た上で、令和5年10月1日から施行されています。この事前調査を行う知見を有する者を育成するために、国が講習登録制度を創設しまして、県内でも、この登録を受けた2団体が講習を実施してございます。この団体の管轄は、秋田労働局になりますが、秋田労働局の調べによりますと、令和5年度末時点での県内の講習修了者は、1,573人となっております。県内の事前調査結果の報告件数が、令和4年度で2,500件弱、令和5年度は2月末時点ですが、2,700件余という件数ですので、単純に割ると、2件を1人でやれるという状況にございますので、県内において、有資格者が不足している状況にはないと認識してございます。

松田豊臣委員

それで、事前調査費用ですが、費用負担の県内の状況、分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

生活環境部長

調査の内容にもよりますが、分析を必要としない、書類だけで確認できるものにつきましては、10万円程度と聞いてございます。また、非常に大きな建物で調査箇所数が多くなった場合は、分析費用込みで200万円ぐらい掛かるものもあると伺ってございます。

松田豊臣委員

本県では、子育て世帯または移住・定住世帯、断熱・省エネ改修対象の住宅リフォーム事業において、この事前調査費用は、補助対象工事費に算入できるとしております。ただし、その他の解体または補修等の工事の際には、本県では、アスベストに関する事前調査費用への補助制度は設けられていないという現状です。正しいアスベストの調査を普及するために、補助金制度を検討すべきであると考えますが、知事の御見解をお伺いします。

知事

小規模な住宅ですと、そう掛かりませんけれども、災害の関係もありますので、住宅リフォーム制度、あれをもう少し、財源的な問題もありますが、耐震改修あるいは災害対策、こういうものを含めて、どこまでできるか検討してみたいと思います。

松田豊臣委員

このアスベストの処理について、現状、事業者でも、アスベストの廃棄物処理について問合せされるケースがあるのですが、このアスベストの廃棄物の処理の仕方、フロー等において、現状の課題と今後の取組について、お知らせ願いたいのですが。

生活環境部長

アスベスト建材等を解体する場合には、大気汚染防止法の作業基準がございまして、作業場をビニール等で隔離するとか養生を行う、それからアスベストが外に出ないように囲うといった作業基準を守って実施する必要があります。これらの工事から出る廃棄物は、飛散を防ぐということで、梱包した上で運搬しまして、許可を有する処理施設で適切に処分することになってございます。

県内では、県の環境保全センターで埋立処分ができますけれども、現在、国交省の推計によりますと、令和10年頃に解体のピークを迎えるという見込みになっておりますが、県内での発生量に対する受入量につきましては、今のところ問題がないと考えてございます。

松田豊臣委員

アスベストの健康被害について、次に教えていた

だきたいのですが、健康被害、いったん減少傾向であったものが、近年増加傾向に転じております。そこで、健康に関する相談対応の現状と課題について、まずはお知らせ願いたいのですが。

生活環境部長

アスベストによります健康被害の相談については、秋田で言えば、秋田労働局、秋田市、県の保健所の各場所で受付をしてございます。

ちなみに、令和4年度の健康相談の件数は、これら3つを合わせて47件となっております、内容を見ますと、いわゆる健康被害救済制度のことについてと、検査できる医療機関を紹介してほしいという内容の相談がございまして。県内で石綿健康被害救済制度、あるいは労災の補償によりまして、これまで認定されたアスベストによる患者さんの数は、平成18年3月からの累計で102名となっております。

松田豊臣委員

本当にこの健康被害、特に二次被害を心配されている工事業者が、いっぱいいらっしゃるのです。そういう方々への不安解消に向けた取組をさらに進めていかなければいけないと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

生活環境部長

いずれそういう御心配がある方は、先ほど申し上げました窓口で相談していただいて、適切な医師の診断等を受けられるような仕組みになっておりますので、是非、相談していただきたいと思っております。

松田豊臣委員

次に障害者対策、特に精神に障害のある方々への対応について、お伺いをさせていただきます。

現在、本県の精神障害者、1級で約2,000人、2級で約5,000人、3級で約1,000人、合計で8,000人と聞いております。その精神障害者の福祉医療制度の適用が、今回の当初予算に計上され予算が決定されれば、本年8月からの実施予定と伺っております。精神障害者への福祉医療制度適用への第1歩が踏み出されたと考えております。ただし、今回の適用は、あくまでも1級の約2,000人の方々が対象であり、全体の25%程度と大半の方が対象には含まれていないということでもあります。そこで、ほとんどの精神障害者が適用とならない点を、どのように県としてはお考えか教えていただきたいと思っております。

健康福祉部長

今回の福祉医療制度の適用拡大につきましては、令和2年2月の県議会での全会一致での請願の採択を受けて、これまで、令和4年11月の市町村協働政策会議の合意に至るまで、事業主体である市町村、あるいは関係団体と丁寧な議論を積み重ねて決定し

たものであります。その議論の中で、やはり長期の精神障害者の入院を発生させない、あるいは全国的にも既に高いレベルにある本県の福祉医療制度で、新たな財政負担をどこまで許容できるのかという議論を積み重ねた結果、今回、精神障害者手帳1級を所持する自立支援医療の受給者という絞り込みを行ったところであり、一つの到達点であると考えております。

今後さらに、この制度を2級、3級と広げていくに関しましては、当然、事業主体である市町村あるいは他の制度との整合性を十分に考慮する必要がありますので、そういった点を慎重に議論を深めていかなければいけないと考えております。

松田豊臣委員

是非とも議論を深めていただいて、御検討をお願いしたいと思います。

この精神障害者の次は、精神保健福祉ボランティア団体の件についてお伺いします。

まだまだ精神に障害のある方々に対しての理解が進んでいかないうち、本当に良き理解者であり、また、より住みよい環境の提供に寄与いただいている団体として、以前、精神保健福祉ボランティア連絡協議会という団体があったのですが、現在は無い状態です。そこで、以前あったこのボランティア団体について、県はどのように認識をされているのか教えていただきたいのですけれども。

健康福祉部長

当該団体は、令和4年度に解散しておりますが、解散に至るまでは、県の事業も活用しながらボランティア団体同士の交流や情報交換、あるいはボランティア活動に参加する人材育成にも取り組んでいただき、非常に、本県の精神障害者の方に対する貢献は大きかったものと考えております。

松田豊臣委員

精神障害者の方々から、是非ともこの団体を復活させていただきたいという要望が結構多くありますが、是非とも県で検討していただきたいと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

健康福祉部長

もとよりボランティア団体は、その趣旨からしまして自発性、主体性を基本とする活動でありますので、県として主導的に作るといったものではございませんが、旧来の連絡協議会に参加されていた各地域のボランティア団体が、まだ活発に活動されておりますので、そういった方々、そういった団体との関係性の中で、改めて連絡協議会を作りたいという御要望があれば、県としてできることを検討していきたいと思っております。

松田豊臣委員

実際、この精神保健福祉ボランティア連絡協議会

の再活動を望む声が多い背景としては、やはり精神障害者への社会の理解の促進が進んでいかない、そういう点にあるかと考えております。県として、精神障害者への理解促進を今後どのようにして進めていくのか、知事の御見解をお伺いいたします。

知事

いずれ精神障害者に対する偏見は、まだまだあると思います。あとは、県行政だけでは、これはなかなか難しいと。やっぱり一般市民、県民、ボランティア、こういう方々がどのように対応するか、また、この方々を通して理解を求めるといことで、連絡協議会、この解散がどのような経緯があったのか分かりませんが、いずれ個別の団体はちゃんとやっていますので、そういうところと十分に連携しながら、連絡協議会なのか、全体のまとめ役、各個別のボランティア団体の要求、要請、要望をまとめるようなシステム、これをある程度、県も市町村とともに働きかけることは必要だと思いますので、そういう観点から、この団体等のまとめり、これをしっかりやっていきたいと思っております。

松田豊臣委員

是非ともよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

副委員長

以上で、松田委員の質疑は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

再開は、午後4時35分とします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時33分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

委員の皆様にお諮りします。

会議が午後5時を超える見込みですが、午後5時を超えて審査を続けることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することとします。

引き続き、審査を行います。

高橋豪委員の質疑を行います。

高橋豪委員

自由民主党会派の高橋豪です。私からは最近、急増しております特殊詐欺被害について質問させていただきます。

初めに、しおりの4番の補助資料の資料1を御覧いただきたいと思っております。これは令和元年から令和5年までの県内の特殊詐欺被害の状況で、令和5年は色付けていますけれども、件数も88件と前年より伸びていますが、金額が5億円以上と令和4年比でプラス4億円増加しています。

次の資料2を御覧ください。この中で、これ以外にも詐欺の種類はあるのですが、特に金融商品詐欺が、件数、金額ともに令和5年になってから突然出てきたということで、令和4年まではゼロであります。件数は、全部の認知件数のうちの12.5%ですが、金額だと78%と突出しています。新聞でも毎日報道されておりますが、直近の状況を警察本部長に伺いたいと思っております。

警察本部長

暫定値ではありますが、ただいま委員御指摘のとおり、令和5年中の特殊詐欺被害の認知件数につきましては88件、被害額は約5億円と、前年より件数としては22件増加、被害額も約4億円増加という状況になります。

また、特に先ほども委員御指摘あったとおり、令和4年までの間、認知がなかったSNSを利用した投資名目の金融商品詐欺被害が大きく増加しておりまして、認知件数としては11件、被害額は約4億円という被害でございます。この金融商品詐欺は、SNS等を通じて、特に投資等に興味を持った方が、最終的にはだまされてお金を取られるという状況にあり、1度、2度ではなくて、複数回にわたって振り込むような状況となっておりますので、やはり金額的にかなり大きい被害額となっているところでございます。

高橋豪委員

大きな被害額ということでありましたが、具体的な被害の例、もしありましたら御紹介ください。

警察本部長

昨年、県内において、1件の件数で一番被害額が多かったものは、約1億3,600万円という被害であります。これは、昨年10月に認知した事件でございますが、これも投資名目による詐欺事件でありまして、やはり自ら投資をネット上で検索し、ここに表示された著名人が掲載されたような広告等からアクセスし、その後はSNSに誘導されて、投資名目などで現金を最終的には振り込んだことで、被害に遭っております。

高橋豪委員

今、投資というお話もありましたが、これは今のトレンドということで、もう少し具体的な事例も含

めてお尋ねします。資料3を見ていただきたいのですが、一応詐欺被害がこのように増えてきた背景の分析について、本部長、トレンドと一緒にどのように考えていますか。

警察本部長

トレンドと申し上げますか、やはりかなり金融の取引に対して、興味を持たれる方が非常に多くなってきたと。これは、恐らく今の経済、物価の状況によって、より簡単に多くの金額を稼げるものに、非常に興味を持つ方が多くなったのではないかということ、それから、やはりインターネットが普及して、かつ最近ではSNSが普及してきたことで、不特定多数の方とのやり取りが非常に簡単にできるようになった。逆に言えば、これは犯罪者側からも、非常に被害者側にアクセスしやすくなったという状況にもあろうかと思えます。さらに、特に高齢者の方も被害に遭っておりますけれども、若者世代にどんどん被害が拡大している状況にあることも、やはりこういったSNS、情報通信技術といえますか、そういったものを活用した手口を、ふだんから利用している状況が背景にあると考えております。

高橋豪委員

この資料3にも書かせていただきましたが、例えば、今は1月からNISAの非課税枠が拡充されたり、物価上昇が進んで現金資産が目減りするだとか、日経平均が4万円を超えとか、投資熱が上がっているとか、そんな様々な背景があると思えます。その上で、SNSの普及によって、高齢者も含めて、デジタル化が進んでいることによって、誰でもスマートフォンで情報を得られることをきっかけに、こういう詐欺の手口もシフトしていると思えます。

ただ、一昔前のオレオレ詐欺とか、そういったものは、いろんな努力のかいあって減少しておりますが、これが今、新しいものが非常に増えているという現状で、捜査とか検挙していくに当たっても、範囲が非常に広域で、その体制も、秋田県の警察だけで完結するものではないというところであります。最近、警察でも様々な体制の強化について、やられていると思えますが、令和6年度の体制と広域の体制整備について、改めましてお尋ねをします。

警察本部長

特殊詐欺の手口もどんどん巧妙化、複雑化してきております。従前からは、物理的な対策、窓口での対策、広報を3本柱として実施してきておりましたが、委員御指摘のとおり、やはり従来の手口とは全く異なるインターネット上で、お金のやり取りまで完結してしまうことでありますので、まずはこういった新しい技術を用いた手口に対して、しっかりと対応ができる体制ということで、県警としましては、刑事部の組織犯罪対策課に捜査員2名を増員配置し

まして、特殊詐欺対策の体制強化を図ることとしております。

また、こういったSNSを利用した詐欺につきましては、やはり現金の払い出し場所、こういったものは、そのほとんどが首都圏もしくは都市圏に集中しておりますので、この4月1日から、東京都中心に全国警察が一体となった特殊詐欺連合捜査班が運用開始されるということであります。全国の都道府県警察と連合捜査班が緊密な連携を図って、現金を口座から払い出す出し子や、それ以上の上部被疑者の割り出し等、こういったものの捜査を強力に推進する予定であると聞いております。

高橋豪委員

全国的な被害の中で、特に首都圏の被害も多いということであります。また、海外に犯人が拠点を置いている事例も多々あると伺っております。そういう意味では、各都道府県が連携をして、一つに集中して取り組むことが非常に重要だと考えます。

一方で、資料4を御覧ください。来年度の特殊詐欺被害に対する予算を委員会提出資料から抜粋をさせていただきます。この中で、警察では349万4,000円、それから90万2,000円ということで、テレビのCMだったり、コンビニの封筒も被害防止のために用意して、取組を行うということですが、先ほど来、答弁ありますとおり、SNSを通じた詐欺が急増しており、当然、詐欺をする側は、いろんなことを考えて、完全に引っかける人を選んでというか、マーケティングを行った上でやっているという中であって、犯罪被害防止の取組が、果たしてこれで十分かどうかというところについて、本部長のお考えをお尋ねしたいと思えます。

警察本部長

委員の御指摘といえますか、この資料のとおり、秋田県警察としましては、テレビCM用の予算、それから電子マネー被害防止用の封筒の作成、こういったもので、それぞれ350万円、90万円程度の予算を頂いており、これはしっかり活用して広報活動しております。これで十分かというお話ですが、当然ながら、どこまでやれば十分かというものは恐らくないと思えますので、県警察としましては、これだけではなくて、例えば、金融商品詐欺、最近では副業をあっせんするような詐欺というものもありますが、そういった手口の周知に向けて、分かりやすく説明したチラシを作成して、各種のキャンペーンや防犯講話、巡回連絡等での配付を実施したり、県警のホームページ、SNS、各職域団体のホームページ、それから最近では大学のポータルサイトも活用して、こういった詐欺への警戒、もしくは手口の紹介、こういったものの掲載を行って、幅広く広報啓発活動を実施しているところでございます。予算

だけではなくて、それ以外の手段も使って実施しております。これで十分だとは思っておりませんが、手口もどんどん変わってきますので、今後もしっかりと広報活動、周知活動を徹底してまいりたいと思います。

高橋豪委員

今、チラシというお話もありました。それはそれで大事だと思うのですが、今の答弁で、副業というのも、今日の新聞報道でありました。それは20代とか30代の方がターゲットだと思われ、基本SNSを通じてというところだと思うので、どのようにアプローチ、警察としても注意喚起ができるのかというところが、一つ大きな課題なのかなと私は思うのですが、その辺はいかがですか。

警察本部長

警察としましては、SNSを利用した広報啓発活動を実施しておりまして、例えば、ヤフーの防災速報、X（旧ツイッター）、ユーチューブ動画、NHKのデータ放送、こういったものも利用して、広報として発信をしているところでございます。

高橋豪委員

限られた予算ということもあと思いますが、今度は生活環境部長にもお伺いします。

県民生活課でも、警察側に予算を拠出している部分のほかに、テレビCMやバスの車内広告ということで、国からの交付金10分の10で、これを利用して行っているところではありますが、改めて具体的な内容と、今SNSの話しをしましたけれども、この辺の取組はどのようにされるのでしょうか。

生活環境部長

私どもでも、SNSの利用者に対しましては、令和3年度からウェブ広告を活用した啓発を実施しております。もうけ話あるいは高収入を得られることをうたった広告などを安易に信用しないことについて、注意喚起を行ってきております。

来年度も引き続き、ウェブ広告を活用して特殊詐欺の被害防止を呼びかけることとしておりますし、県の公式SNSに、金融商品詐欺の注意喚起を投稿するなど、県としての情報発信も取り組んできておりますが、来年度からは、県の公式LINEも活用しながら、情報発信の強化を図っていきたいと考えてございます。

高橋豪委員

資料5も併せて御覧いただきたいのですが、高齢者の詐欺被害の割合が、年々減少傾向にあります。全くなくなっているわけではないのですが、例えば、令和5年度は、金額だったら31%、件数だったら40.9%が高齢者の方ということで、被害に遭う年齢層が非常に幅広くなっているし、先ほども言いましたけれども、若い方々も副業だったりとか、投

資に関連したことで非常にリスクが高まっていると。実際に被害も出ていて、しかも額も大きいということでもあります。よって、特にSNSを使える世代といいますか、頻繁に使うところに対して、県民生活課でも、県警でも、しっかりしたアプローチをする必要があると思うのですが、改めて部長の見解をお伺いしたいと思います。

生活環境部長

様々な年齢の方がおられますので、ライフステージに応じた講演会、あるいは出前講座を実施するとともに、様々な媒体を活用した啓発を行うことが必要だと思っております。今年度は、地域団体あるいは市町村等と連携しまして、特殊詐欺の手口あるいは被害防止のポイントについて講義を行ったほか、大学1年生には成年年齢の引下げに伴い、様々な被害防止のための出前講座を開催してございます。また、高校3年生全員、県内7,000人程度おりますが、SNSをきっかけとしたトラブル防止のためのリーフレット、これは紙ベースになりますが、消費者教育教材として配付してございます。また、高齢者につきましても、老人クラブなどから依頼があった講座におきまして、被害の多い手口の紹介あるいは注意点などの被害防止を呼びかけるほか、警察署あるいは民生児童委員などによる地域の見守り活動の中で、啓発リーフレットを直接お年寄り、高齢者の方に配付するなど、きめ細かな注意喚起を行っております。

ただ、先ほどから本部長も申しておりますとおり、特殊詐欺の手口自体が非常に巧妙化し、自分がそういうのに引っかかっているという意識に気づきにくくなっているのではないかと思います。新たな手口に対応するために、県警あるいは教育庁とともに連携しながら、あらゆる手段で、県としても注意喚起を行っていきたいと考えてございます。

高橋豪委員

今、高校生のお話も出ましたが、この間、びっくりしたニュースでは、皆さん多分目にしたと思いますが、他県の小学生が水族館のメダルを持っていて、これ金のメダル、価値が上がるからといって、友達から九十何万円を取ったという衝撃的なニュースがありました。当然、学校でもお金の教育もしている中で、いろんなことがあるなということだと思います。ましてや、世の中こういう感じで、どんどん詐欺が増えていっている中で、きちっと金融教育を行っていかねばいけない、デジタルと並んで大切なことではないかと私も思っています。

特に高校生は、先ほども部長の答弁にもありましたが、18歳で成人ということもありますから、消費者教育と一緒に、金融の知識もしっかり身に付ける必要があるかと思っております。今、令和4年から家

庭科の授業で、一応、必修となっておりますけれども、具体的にどのような取組を県でなされているのか、教育庁でなされているのか。また当然、今後いろんなことがあるわけで、もっと強化をしていく必要があるのではないかと思います、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

教育長

まさに今お話がありましたように、成年年齢が18歳に引き下げられたことで、こういった被害が本当に心配される状況で、今回、金融を含む消費者教育に関しては、18歳、成年になる前の高校1年生、2年生の家庭科で消費者教育を行うと、学習指導要領の改訂で決まったということでもあります。実際今、高1、高2で家庭科や公民でもやっているかと思うのですが、そこで金融あるいは契約とかを含むそういった消費者教育を取り扱っている状況であります。

あと、先生方はこういったものの専門ではないので、外部人材を使ったり、あるいは先生方がそういった人からの研修をしたりとか、実際のトラブルの例なんかも学びながら行っている状況でありますし、今後であれば、まず確実にこういった教育をしっかりとやっていくことと、もっと活用できる外部人材を使っていければと思っております。

高橋豪委員

今、外部人材というお話もありましたが、例えば金融庁でも、専門の人材や教材とかも紹介してくれたり、そういう授業もありますので、そういったところを積極的に活用していただいて、先生方も大変だと思っておりますので、そこはひとつ頑張ってくださいと思っています。

最後、知事にお尋ねしたいのですが、このように連日被害が出ている状況です。秋田県だけではなく、全国的にも被害額の大きいものが散見される中、例えば、インターネットのコメントを見ると、だまされたほうが悪い、自業自得だというような声も結構ありますが、行政の最大の使命は、国民、県民の生命と財産を守るところも一方ではあると思っております。この状況について、知事、何とお考えですか。

知事

この詐欺という犯罪は、太古の昔からあって、多分永久になくならないだろうと。最近スマホの普及によって、高齢者も持ちますので、これが人を媒介しない詐欺が非常に増えている。これに対して、どのように対応するか。先ほどお話ししたとおり、年齢によって全部違うのです。高齢者は、私も現にテレビコマーシャルに出ていますので。あと、いろんな面で、私の場合、高齢者の方々には何言っているかという、特殊詐欺と言わないのです。特殊詐欺

が分からないです。何と言っているか。欲たけな。携帯のもうけ話は損の元と言え、すぐ分かる。そういうふうに分かりやすく……

【「何言っているかわからない」と呼ぶ者あり】

知事

もう一回。欲たけな、欲たけな。携帯のもうけ話は損の元。

【「了解」と呼ぶ者あり】

知事

こういう分かりやすい——特殊詐欺に引っかからないようにと言って、特殊詐欺自身が分からないのです。あとは、若い方はやっぱり教育。どうも日本は金融教育をずっと……。金融の話をするのは教育になじまないというのがずっとあったのです。これは、やっぱり今の時代、金融は生活の一部ですので、これをしっかり若いときから、中高辺りからしっかり教え込む。この教育、これを継続的にやるという。

あとは、30代、40代の方は、やっぱり若干——最近賃金があまり上がっていませんので、少しのもうけも乗るのです。そのベーシックなところで、そういうところに乗らないように、ダイレクトではないのですが、そういう賃金構造、こういうものも影響しますので、やはりそういうベースを上げるといことも必要です。まずは様々な手法、それを年代別に、あるいは教育、いろんな機会を設けながら、これに対してどのように認識してもらうか。これによって、老後の生活、全く大変なことになる人もいますので、そういうところもしっかり啓もうする、これはこれからもしっかりとやっていくことを思っています。

日常の様々なところで、この話をいろんな方にずる、いろんな集まりによって、そういうことをちょっと注意しましょうと、これで入るのです。そういう風潮を作っていく、これが必要ではないかと思っています。

高橋豪委員

テレビCMとかで、知事も高齢者向けにというお話もありましたけれども、是非ともSNS層に向けても、知事らしい発信で注意喚起をしていただきたいということをひとつ申し上げて、私からの質疑を終わります。

委員長

以上で、高橋豪委員の質疑は終了しました。

次に、小棚木政之委員の質疑を行います。

小棚木政之委員

私からは、令和6年度の当初予算につきまして、2点について、大局的な方向性をお知らせいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず最初は、地域振興局の在り方についてであり

ます。今回の当初予算に、地域重点施策推進事業があります。これを見ますと5,850万円、8振興局で均等に割って、各振興局で625万円、プラスあと調整費と、ちょっと少ないのではないかと感想を持ちました。県では、地域振興局に対して、どういったことを期待されているのか、そして振興局として何か課題があるとすれば、どういったことなのか、政策それから予算の中での位置づけについて、知事から御答弁をお願いしたいと思います。

知事

大きなイベントとかは本庁として対応していますが、年度途中あるいは地域によって突発的に出てくる、いいイベントとかに対し、振興局長の権限で行使できる一定枠の中で特にそれだけでは足りない、非常にいいものは、調整費でそれにプラスするという趣旨でやっています。大きいものは本庁でやりますので、どちらかという、住民の方が参加するような、地域ごとの小さいもので、効果のあるものやってもらおうという趣旨であります。

小棚木政之委員

私は、地域振興局も、近いところにあっても心理的に遠い印象があります。身近な問題に関しては、各市町村が対応していますが、どうも地域振興局は何をやっているのか、なかなか県民に見えにくいのではないかと常々思っております。

県内では、各地域ごとに発展の度合いが違いますので、そのことに対する不満のようなものが若干くすぶっているのではないかと思っています。例えば、令和2年の国勢調査では、平成27年との比較で、秋田市の人口増減率はマイナスの2.5%ですけれども、秋田地域振興局以外の各振興局単位を計算してみますと、マイナス7から9%と、秋田市以外の人口の落ち込みが非常に顕著であることが分かります。それから、RESASの指標の中で、地域経済循環率があります。これはその地域でどのくらい経済が回っているか、財が流出していないか、入ってきているかを表すものです。秋田県全体で85.6%、つまり、秋田県内から外にお金が出ているということですが、秋田市だけが僅か100%を超えているだけで、ほかは全部出ていると。例えば、私の住む大館市では、皆さん何か消費活動をする上では、青森県に流れていっているのは、よく見る光景でありますし、県内のほかの都市においても、多分他県に流れていることは多いのではないかと。ですから、ここの地域のところを、もう少し底上げする必要があるのではないかと。秋田県の発展のためにも、各地域を上げていくこと、それと連動して、県庁所在地である秋田市が牽引、もしくは下支えされて伸びていくというような相乗効果が必要ではないかと思えます。

そういった観点から、やはり振興局の在り方というものは、もうちょっと特徴を持って、予算もそれなりに付けてやったほうがいいのではないかと考えるのですが、知事はどのようにお考えでしょうか。

知事

振興局の管轄の面積、あるいは人口が違いますので、これに比例してやるという考えもあります。ただ、あまり比例しますと、秋田市が多くなって、逆に言えば、人口の少ないところにある意味合せて、市町村の数、地域の人口からいけば秋田市が低いのです。そういう意味で、先ほど言ったとおり、前もってそういう地域でやるものについては、個別にやっていますので、そこら辺のバランスをとる、調整費を少しプラスしてやる。最近財政も大変厳しいものですから、こういうことでやっています。あとはイベント、大きなイベント、全県的なイベント、これは別にやっております。地域によって全県的な大会とか、これは随時やっています。そういうものを含めて、バランスをとる、ある意味で柔軟にどのようにやるか、いろんな面でこれまで実績もありますので、そういうところを含めて、これから工夫の余地はあるかと思えます。

小棚木政之委員

やはり振興局で差を付けるのは難しいことだと思いますけれども、この地域の特性をもっともっと伸ばすために、各振興局同士で政策コンテスト的なものや、それによって予算も若干、加重が変わるというようなことはできないものではないでしょうか。

あきた未来創造部長

今やっております地域重点施策推進事業では、県内各地域の均衡のある発展、振興と、地域振興局ごとに、中長期的なビジョンの下で安定して事業を実施することを目的としておりますので、差を付けるのはなかなか難しいと思っておりますのでございます。

小棚木政之委員

それでは、地域振興局の今後の在り方についてお尋ねをしたいと思います。今回、私の所管委員会の話ですので、大局的な御答弁をお願いしたいと思えますが、行政経営課から、人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する提言(案)が委員会に示されました。その中で、地域振興局につきましては「広域的な視点を持ち抜本的に見直していくことが必要」、「生活保護や環境監視等、現地や対面による対応を必要とする業務も多く見られることを踏まえつつ、利便性と効率性を考慮し検討」等とありました。地域振興局の統廃合まで話が及ぶと、またいろいろとあつれきもあろうかと思えますけれども、この中で、小さな行政で大いなる秋田を支えると、やはり人口が減少して財政規模

も厳しくなっていく中では、この地域振興局の在り方も変わっていくであろうと思いますけれども、このことに関して、知事はどういったお考えがありますでしょうか。

知事

明日、あさっての話ではございませんが、将来的に全部の振興局を今のとお持ちしていくというのは、人力的あるいは財政的に非常に困難になる可能性があります。今のIT、これを使えば、簡単に本庁だけで対応でき、振興局の必要性がないものがある。逆に災害、そういうものは現地にいないとまずいので、要するに、長期的には事務的にできるもの、これはどんどん集約すると、現地に人がいなければできないものは強化すると、これをどのように組み立てるか。来週、有識者による在り方検討会の提言が来ます。今後、今すぐなくすというのではなくて、市町村で一体的にやるもの、今、横手平鹿は全部、横手市と一緒にやっているのがいっぱいあります。横手市に権限移譲しますと、県の役割が相当減るので、こういうことをやっていきますと、あるものについては、市町村に職員を県から派遣しておいて、その地域をやるというのがあります。物理的に振興局の建物を全部8つしっかり維持することは無駄になる可能性があります。ただ、これは住民あるいは市町村の理解を、しっかり得なければできませんので、今後こういうことを今の道路交通、通信、これを加味しながら、しっかり将来の方向性、これはこれからの大きな課題であろうと思います。

小棚木政之委員

それでは次に、東京学生寮の今後について、教育長にお尋ねしたいと思います。

今回の予算で、東京学生寮整備事業官民連携手法導入可能性調査実施委託が計上されております。まず、確認したいのですが、今後もし建て直しをする場合には、国費等の支援が考えられないものか。それから建て直しの場合は現在地となるかどうか、この辺をお知らせいただけますか。

教育長

国費に関しては想定していない、民間資金でと考えております。場所は現地で考えております。

小棚木政之委員

今回、委員会の審査内容を拝見しますと、平成29年度の入居率が東京寮、男子寮、こちらで94%と、近年入居率が下がってきているという課題があるということでありました。部屋は今、個室で、風呂が共同、それから建物も老朽化しており、いろいろな問題があると思うのですが、なぜ入居率が下がっているとお考えでしょうか。

教育長

寮の場所は非常にいいので、通学にはいいです。

6年くらい前は、九十何%の充足率、居住率があったのですが、その後、コロナもあつたりして、進学にもちょっと影響がありました。また、風呂、トイレが共同使用であるとか、個室に直したときに部屋がいびつな形になってしまったとか、そういったこともあつて、最近の学生のニーズとは若干合わないところがあり、選ばれていない、ほかを選んでいるというような状況で、居住率が大幅低くなっているかと思っております。

小棚木政之委員

私もいろいろ調べましたら、やはり寮の管理運営体制が、かなり昭和なスタイルなのかと。やっぱり寮ということもありますので、例えば、若干上下関係があつたりとか共同生活の制限と、寮では当然でしょうけれども、その辺が現代の学生の気質であつたり、ライフスタイルには合わないということで、敬遠されているのかなと思います。先日、大館市で、教育のミライを考えるシンポジウムがありました。猿田副知事にもお越しいただきまして、かなり人数が集まって盛り上がったのですが、秋田県から東京に進学した場合、1人当たり1,100万円くらいは掛かるだろうと。2人も子供を東京に出してしまうと、もう家が1軒建つくらい金が掛かると。その辺が非常にネックになっているので、大学進学率がなかなか伸びないのではないかという事例が出されました。ですから、経済的な側面から、県が支援するのは非常に理にかなったことだと思うのですが、県として、この学生寮の設置の主目的は、経済支援が第一ではあると思うのですが、共同生活による県出身者のコミュニティ醸成とか仲間づくりとか、そういったことまでお考えでしょうか。

教育長

私が高校で教員をやっていたときも、首都圏の大学、短大等に進んだ人たちが、アパートなりマンションなりに住むとなったときに、なかなか厳しくて、寮であれば安くて仲間もいるというようなことで、選んでいる人はたくさんおりました。そういう意味で、秋田県出身の学生の経済的支援というのは、一つ大きな理由ですが、あわせて、この寮の今までの長い歴史を見てくれば、やっぱり寮で秋田県人同士の交流というのが、いろんなところで支えになって、それが卒業後に、就職先は分からないのですが、どこか秋田に対する思いとかがあつて、最終的に戻ってくる、貢献するというような学生もおりました。そういう意味では、経済的な支援と秋田を支えていこうという交流の場という意味合いも大きいのではないかと個人的には思っております。

小棚木政之委員

私も全く同感であります。多少時代に合わないところもあろうかと思いますが、その辺はやり方を変

えることでいろいろとクリアしながら、県出身者の仲間づくりとかお互い支え合う、そういったことが効果として考えられるのではないかと思います。

ただ、今の若年人口の減少を考えると、これから寮を建てて、PFIでほかの資金を持ってきたとしても、果たして運営がずっと継続できるのだろうか。最低でも、建物の耐用年数の間、ずっと寮として運営できるのかどうかという心配はあるのですけれども、その辺は県でもうお考えになっていることがあるのか、もしくは今回の調査で、その辺も含めていろいろ出してもらいたいという感じでしょうか。

教育長

今お話しになった部分も含めて、今回調査の中でいろいろなアイデアとか、複合施設という話もありますけれども、そういったことも含めていろんなアイデアをもらいながら、どういったことが一番いいのか検討していこうかと思っております。ただ、県内から首都圏へ進学する学生は、今後も一定数いるだろうと思えますし、その子たちの支援はやっぱりしていきたいなという思いと、場所的なことも先ほど言いましたけれども、非常にいい立地ですし、もし建物も新しくなれば、きっと希望する学生は増えるのではないかと私は思っております。

小棚木政之委員

今後の人数を考えると、どのくらい魅力的なものができるかによっても、また変わってくると思うのですが、もう総体的な人数がどんどん減っている中で、果たして維持できるかが非常に不安です。そういった中で、それをクリアする方法として、学生寮という目的以外に、もう一つ何か目的を持たせて、複数の目的でそれを運用できないかということを考えました。

例えば、かつて秋田県東京宿泊所が上野にありました。秋田県の方が東京へ出張に行くときの宿泊所、ホテルのように使っていた場所で、思い入れのある方もあろうかと思えますけれども、最近は首都圏の宿泊施設の料金がかかなり高騰してきておりますので、やはり秋田県の経済を支える人たち、いろんな用事で東京に行かれる方が、安い値段で泊まれるところがあれば、非常に有益ではないかと思います。そういった複数の目的で、こういったものを整備していくということは考えられるものでしょうか。

教育長

秋田県の寮というのは、ちょっとどうなのかというのはあるのですが、学生寮だけではなくて、ほかにどういった形の利用の仕方がいいのかを含めて、その土地に合ったような複合施設、モデルプランを作成してもらったり、今回の調査では、そういったことを含めていろんな御提案をいただければ、それを基に、また検討してまいりたいと思っております。

ろです。

小棚木政之委員

そうしますと、今回PFIと言われておりましたが、委員会の内容をお聞きしますと、それがもし、うまい調査結果が出てこなかった場合は、PPPも含めて、全体として考えていくということでありましたけれども、今回の調査を、最初からPPPとPFIの二本立てで調査をすることは考えられますでしょうか。

教育長

PPPとして幅広く方向性を探っていくのはあるのかなど。あまり限定しないで、幅広く検討しながらやっていくためにも、今回PFIを手がける会社に、そういったモデル事業のことを含めて御提案いただくことにしていますので、その調査を見ながら考えていきたいと思っています。

小棚木政之委員

今のところ、もう一回確認ですが、幅広いアイデアを頂きたいということであれば、PFIよりもPPPのほうが私は合っているのではないかと、似たようなものだと思うのですが、どうでしょうか。

教育長

PPPとして幅広く方向性を探っていきたいと思っております。

小棚木政之委員

以上で質問は終わりますけれども、先ほどの振興局のお話、それから今の東京寮のお話も含めて、やはり秋田県で生んだ財が、外に流出してしまうという観点がいろいろあろうかと思えますけれども、その辺も含め、また新たな手法、新たな取組をお考えいただければと思います。

以上で終わります。

委員長

以上で、小棚木委員の質疑は終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、午前10時に委員会を開き、引き続き総括審査を行います。

散会します。

午後 5時26分 散会

令和6年3月15日（金曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第47号
令和6年度秋田県一般会計予算（総括審査）
- 2 議案第48号
令和6年度秋田県証紙特別会計予算
（総括審査）
- 3 議案第49号
令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
（総括審査）
- 4 議案第50号
令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算
（総括審査）
- 5 議案第51号
令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算
（総括審査）
- 6 議案第52号
令和6年度秋田県土地取得事業特別会計予算
（総括審査）
- 7 議案第53号
令和6年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算
（総括審査）
- 8 議案第54号
令和6年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算
（総括審査）
- 9 議案第55号
令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算
（総括審査）
- 10 議案第56号
令和6年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算
（総括審査）
- 11 議案第57号
令和6年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算
（総括審査）
- 12 議案第58号
令和6年度秋田県港湾整備事業特別会計予算
（総括審査）
- 13 議案第59号
令和6年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算
（総括審査）
- 14 議案第60号
令和6年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計予算
（総括審査）
- 15 議案第61号
令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算
（総括審査）
- 16 議案第62号

令和6年度秋田県公債費管理特別会計予算
（総括審査）

- 17 議案第63号
令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算（総括審査）
- 18 議案第64号
令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算
（総括審査）
- 19 議案第65号
令和6年度秋田県電気事業会計予算
（総括審査）
- 20 議案第66号
令和6年度秋田県工業用水道事業会計予算
（総括審査）
- 21 議案第67号
令和6年度秋田県下水道事業会計予算
（総括審査）
- 22 議案第114号
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第10号）
（総括審査）

本日の出席状況

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達
委員	宇佐見康人
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪
委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健
委員	三浦英一

委員	渡部英治
委員	三浦茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子
欠席委員	
書記	原幸子
議会事務局議事課	齋藤淳子
議会事務局議事課	佐藤慎大
議会事務局議事課	加藤祐也
議会事務局政務調査課	富樫可那子

委員	小棚木政之
委員	武内伸文
委員	高橋健一
委員	三浦英一
委員	渡部英治
委員	三浦茂人
委員	佐藤正一郎
委員	山形健二
委員	石田寛
委員	小原正晃
委員	薄井司
委員	櫻田憂子
委員	加藤麻里
委員	沼谷純
委員	加賀屋千鶴子
委員	松田豊臣
委員	佐藤光子
欠席委員	
説明者	原幸子

会議の概要

午前10時 開議

出席委員	
委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤欽一
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達人
委員	宇佐見康
委員	島田薫
委員	瓜生望
委員	高橋豪

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三子
理事	丹治純子
理事	佐々木薫
教育長	安田浩幸
警察本部長	森田正敏
総務部長	長嶋直哉
総務部危機管理監(兼)	広報監 伊藤真人
企画振興部長	久米利寿
あきた未来創造部長	水澤里道人
観光文化スポーツ部長	石黒道一
健康福祉部長	高橋一也
生活環境部長	川村之聡
農林水産部長	齋藤正和
農林水産部森林技監	村上幸一郎
産業労働部長	石川定人
建設部長	川辺透
会計管理者(兼)出納局長	小西弘紀
議会事務局長	佐藤徳雄
人事委員会事務局長	奈良滋
監査委員事務局長	齋藤秀樹
労働委員会事務局長	兎澤繁友

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
 昨日に引き続き、総括審査を行います。
 各質疑者は会派別割当時間を遵守されるよう、ま

た質疑者及び執行部各位におかれましては、的確かつ簡潔な答弁をされますようお願いいたします。

また、質疑者及び執行部各位におかれては、委員長の許可を得た上で発言を行うようにしてください。

それでは、質疑を行います。

初めに、佐々木雄太委員の質疑を行います。

佐々木雄太委員

おはようございます。早速ですけれども、私からは初めに高等学校の再編整備計画についてお伺いしたいと思います。

県の教育委員会では、昨年4月20日に秋田県高等学校の再編整備構想検討委員会から公表された報告書を受けて、令和6年度中に第八次秋田県高等学校総合整備計画の素案を公表するというスケジュールになっていると思います。

令和6年度当初予算においても、幾つかの県立高校の新校舎あるいは統合校の校舎整備事業の予算が提案されており、委員会の質疑もあったようですが、これらの第八次計画との整合性あるいは関係性について、改めて教育長にお伺いしたいと思います。

教育長

現在計画されている改築、改修等の工事に関しては、粛々とそれを進めていきますが、令和8年度からの第八次計画に関しては、現在策定中であり、当然、統合等再編整備の話は出てくると思いますが、まだ時期的なものははっきりしていないことから、今の計画と合わせながら考えていくというのが今後の姿勢と考えております。

佐々木雄太委員

とはいえ、このタイミングで新校舎等を整備している中であって、いずれ第八次の前期以降の話も含めると、今、整備している高校が各地域の核となっていくのかをお尋ねしたいと思います。

教育長

核となっていくという言葉がどうなのかはありますが、今回改築等をしている校舎に関しては、当然50年、もっと長く使っていくということがあります。

また、それも含めて、第八次というよりは、その先になるとは思いますが、その地区でどういった学校を作っていくかという辺りに関して、校舎は新しく造った校舎を使っていくことになると思っております。

佐々木雄太委員

にかほ市もそうですが、今、少子化の波が押し寄せてきていて、現在、にかほ市内でも小学校あるいは中学校の統合の計画が、にかほ市教育委員会から示されて、地域住民に説明しているところです。こういった流れは、にかほ市だけではなく、秋田県全

体でも進んでいくのだと思います。県教委として高校の今後の再編整備を考えていく中で、新しい校舎を建てていってくれるのはありがたいことですが、一方で市町村でも、小中学校の空き校舎も出てきます。各市町村との協議も必要だと思いますが、まだ築年数の新しい校舎もたくさんあることから、そういった市町村の小中学校の校舎を県立高校で活用していく考えは、現段階で考えられないでしょうか。

教育長

将来的に統合校等の校舎を考えていくときに、新築であったり、今、使っている高校のどこかの校舎を使ったりと様々あることから、いろんな条件を見ながら、当然小中学校の校舎が使えるのであれば、それも一つの考えの候補になろうかと思えます。個々に応じてどういった形がベストなのか、高校は高校で規格が違ったりと、いろいろありますので、そのときの統合校の考え方で校舎を考えていく必要があると思えます。

佐々木雄太委員

冒頭申し上げた同委員会からの報告書には、由利本荘にかほ地域の再編の方向性の一つとして、由利工業高校、西目高校、仁賀保高校を統合という提案のくだりがありました。

一方で、小規模校については、学校と地域との関わり方などを多角的に検討した上で存続することがあっても良いともされています。さらに遡れば、第七次の後期計画のときに私もこれを訴えさせていただきましたけれども、仁賀保高校は地域と連携した教育活動を展開していること、あるいは県境に位置しているという地理的条件から、全県的に見ても特別な事情があることを考慮する必要があるとしています。第八次計画においても、特別な考慮は踏襲されていくお考えでしょうか。

教育長

報告書は、先ほどお話しされたようなことが書かれておりますけれども、これはあくまでも答申でありますので、それを基に我々は検討を進めています。報告書にも書いていますし、第八次の方向性もそうですが、ある程度、規模のある高校を作っていくと同時に、今お話にあったように地域に根差した特色ある学校であれば、当然その地区で必要とされることで残していくという方針もありますので、そういったところの兼ね合いを考えつつ、これは仁賀保高校に限らないことですが、全体のバランスを見ながら、残すべき高校などについて検討している最中でありまして。

佐々木雄太委員

委員会から提出された報告書は、あくまでも一提案であって、これから教育委員会で6月に素案が示される中において、参考にしていくものだと思

っているのですが、昨年、私も一般質問で触れた第七次計画に上げた活力ある教育活動の継続が難しくなった場合の教育長答弁において、学校の在り方の検討を行うとしており、第八次計画でも踏襲していくという答弁を頂いておりますが、第七次計画の後期から第八次計画に向けて、また改めて委員会から具体的に由利工業高校、西目高校、仁賀保高校を統合というくだりがあったことは、地域住民にとってもすごく衝撃的でありました。仁賀保高校の現状や将来を踏まえ、活力が失われていると認識されているのかどうか、また、この検討委員会に対して、一案として上げてきた理由を確認等されておりますか。

教育長

理由等に関しては、細かくは把握しておりません。委員会でかなり慎重に検討し、将来の由利本荘にかほ地区の学校の在り方として、一つの案として出してきたものだろうと思っています。また同時に、小規模校のこともちゃんと書いていますので、そこに関しては委員会の案を基に我々のほうで検討してほしいという思いで出してきたものだろうと思っています。

仁賀保高校に関しては、にかほ市からいろんな御支援を頂いておりますし、それだけ学校に対する思いも非常に強いものがあると受け止めております。

あわせて、先ほどお話しされたとおり、県境にある学校といったことや、情報メディア科という非常に特色ある学科を有しているといったことがありますので、そういったことも当然考慮されるべきこととも思っております。

ただ今後、少子化が進んでいく中で、先ほどあったように学校の活力がだんだん失われていくようであれば、それなりに考えていかなければならず、どの学校に関しても同様だと思いますので、どの時期かは分からないですけれども、それは当然、考慮に入れるべき話かなと思っています。

佐々木雄太委員

仁賀保高校は、市と連携協定を締結して、教育長の答弁にもありましたが、地域の将来の担い手となる人材育成と地域コミュニティの拠点としての役割を担ってきています。令和6年度は同校存続に向けて、にかほ市と仁賀保高校が連携して、仁賀保高校存続魅力化プロジェクト推進事業を新たにスタートさせる予定です。こうした取組も、もちろん教育長の考える地域に根差した活動の展開につながっていくのだろうと思いますけれども、こうした取組も十分考慮されて次の再編整備計画に盛り込まれているのか、いま一度、お伺いしたいと思います。

教育長

今、仁賀保高校の話題になっていますけれども、いずれ統合等再編整備を考えていく場合には、地域

とのやり取りなくして進めてはいけないだろうという思いがありますので、今お話しされたことを含めて、他地区もそうですが、慎重に考えてやっていきたいと思っています。

佐々木雄太委員

募集定員に対する倍率、もちろん今年度の現状を見てもなかなか厳しいところがあるのは十分分かっているのですが、単なる数合わせの統合ではなくて、今、教育長の答弁にもありました地域事情に合わせた形での高校の在り方を十分検討していただきたいということを申し添えて、この項の質問を終わりたいと思います。

次に、次期社会的養育推進計画の見直しについてお伺いしたいと思います。まず初めに、児童家庭支援センターの整備についてお伺いしたいと思います。本県では、一昨年10月、にかほ市に県内初となる児童家庭支援センター「こねくと」が設置されております。県の現行の社会的養育推進計画では、令和6年度までに児童家庭支援センターを県内3か所に設置するという目標が掲げられています。一方で、この間、児童福祉法の改正によって、こども家庭センターの全市区町村への設置が2024年4月から努力義務化されるということで、昨年4月に設置されたこども家庭庁が所管していくことは私も承知をしております。

県内の児童家庭支援センター3か所の開設目標となる令和6年度末が、いよいよ1年を切ろうとしています。その後、残り2か所の開設に向けた県の動き、見直しについてお伺いしたいと思います。

健康福祉部長

御指摘のとおり、計画上は来年度中にもう2か所を設置することとなっております。具体的には県北、県南であります。現在のところ設置箇所あるいは受託する法人の人的配置といったような課題があり、来年度末の設置は困難な状況にあると認識しております。

また、この間、児童福祉法が改正されまして、全市町村にこども家庭センターを設置されることが努力義務とされております。このセンターでは、統括支援員を配置しまして、母子保健と児童福祉が一体となって相談支援に当たるということで、相談支援の機能強化が図られることになっております。こういった状況の変化もありますので、来年度新たに策定する予定の社会的養育推進計画の見直しの中で、こども家庭センターの設置状況や、委託先となる社会福祉法人の意向等を総合的に勘案しまして、児童家庭支援センターの今後の在り方については見直しを図りたいと考えております。

佐々木雄太委員

今、該当する相手先の人員の問題とかで、さらに

2か所、3か所目の設置は非常に困難を来しているというのによく分かりました。

補助資料として添付しております。しおりの2のところです。こども家庭庁が公表している次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理ということで抜粋して載せておりますが、補助資料そのもののページで申し上げますと、16ページの留意点のところ、県は市区町村が里親等や児童家庭支援センターを積極的に活用するように連携、協力していくと明記されていますし、加えて次の17ページには児童家庭支援センターの機能強化として、こども家庭センター、里親支援センター等を担うともされておりまして、児童家庭支援センターの存在意義、担う役割を強く訴えられています。

先行して開設したにかほ市の「こねくと」は、月平均の相談件数が、今では360件余りにもなっていて、これはSNS相談も入れると約400件近い相談件数があるそうです。そういった相談件数に対して、きめ細やかに対応している現状の中、この「こねくと」は、にかほ市に開設していますが、由利本荘市内も網羅しています。このエリアでも、これだけの相談件数があることで対応してくれているという現状を鑑みれば、やはり県が当初目標としていた2か所目、3か所目の設置も必要ではないかと思っておりますが、その点も踏まえて、もう一度御答弁いただければと思います。

健康福祉部長

現在の「こねくと」の相談状況等は私も伺っております。設置したことできめ細かな対応がされているということで、非常に有効なものであると認識しております。そういった状況も踏まえまして、もう2か所の設置については十分に検討してまいりたいと思います。

佐々木雄太委員

質問を変えて、里親支援に行きたいと思っております。改正児童福祉法の施行によって4月から里親養育包括支援機関は児童福祉施設となって、里親支援センターに位置づけられることとなります。本県でも里親委託率を2030年までに40%まで引き上げる取組目標にしておりますが、依然として本県の里親支援の体制は、児童相談所3か所とフォスタリング機関1か所のみとなっております。リードできる中核の機関が存在しない状況にあって、機関ごとにも里親に対する対応がまちまちであるという声も聞えてきます。

次期都道府県の社会的養育推進計画の改定スケジュールでは、令和5年度中に県内の状況を把握した上で計画改善に着手していかなければならないことになっております。県としても、里親支援センターの環境整備について、もう既に方針を持っておられる

のではないかなと思っておりますが、私は里親センターを設置して、早期に一貫した里親支援体制を構築するべきと考えております。一貫した里親体制を構築することについて、あるいは次期計画に盛り込むことなどについて見解をお伺いしたいと思います。

健康福祉部長

当県の里親委託率につきましては、フォスタリング機関等の設置もありまして、令和3年度末の委託率は全国平均を上回る24.2%と、全国で19位というところまで進んできております。しかしながら、全国的な傾向でもありますが、対応が難しい児童の増加等によりまして、里親委託を解除せざるを得ないケースなども出てきておりますので、改めて里親支援の体制は、これまで以上に強化していく必要があると考えており、その中核となるものが里親支援センターになるものと考えております。

佐々木雄太委員

具体的に、里親支援センターは設置する方向で考えていらっしゃるという認識でよろしいですか。

健康福祉部長

具体的には、来年度の策定委員会で方針を定めることとなっておりますが、私どもとすれば設置の方向で検討したいと考えております。

佐々木雄太委員

最後に、次期都道府県社会的養育推進計画の見直しについて、補助資料の11ページ、13ページの論点整理というところで、県は令和5年度中から現行計画の見直しを図っていったって、市町村におけるこども家庭センターの整備に向けた支援、あるいは可能なものから順次速やかに取組を進めていくことになっておりますが、次期計画策定に向けたスケジュール感や策定方法、構成員について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

健康福祉部長

具体的なスケジュールにつきましては、これからはなりますが、いずれ来年度内にきちんと策定できるように、節目節目に議会に報告するような形で、これまでの計画と同様に考えております。

具体的には、策定委員会を設けまして検討していくこととしております。策定委員会には、医療関係者はもちろん、福祉関係者あるいは弁護士等の有識者に入っていただきながら、具体的な検討を進めてまいります。

佐々木雄太委員

最後に、知事にもお伺いをしたいのですが、昨日、秋田県の保育協議会の皆様との意見交換の機会を設けさせていただいて、保育現場における実情を踏まえた生の声を聞かせてもらいました。子供が安心して暮らせる居場所づくりへの支援、あるいは児童虐待対策など、子供や子育てに関わる社会基盤の改革

は、人口減少率ナンバーワンの本県においても急務であると思っています。こうした問題についての現状認識と、次期都道府県社会的養育推進計画の見直しに向けての知事のお考えを、最後改めてお聞きしたいと思います。

知事

ここ数十年間で社会的風潮あるいは様々な多様な考え方などいろんな面で相当変化しています。そういう中で、どちらかというストレスがない前の社会と違って、情報化もあり、いろんなところで子供自身のほか、親御さんにもストレスを感じる方が大分増えているようです。今の現状は変えようがございませんので、子供の見守りあるいは居場所づくりといったものは、今の状況に合わせて、子供が伸び伸びと健やかに暮らせるような社会を目指すという方向でいろんな検討を進めながら、できるものからしっかりやっていくことが一番望ましいと考えてございます。

委員長

以上で佐々木雄太委員の質疑は終了しました。

次に、鈴木真実委員の質疑を行います。

鈴木真実委員

補助資料ですが、サイドブックのしおり番号の4番となっておりますので御覧ください。最初に6ページからお話しさせていただきたいと思います。

循環器・脳脊髄センターの今後の在り方について質問させていただきます。6ページの下にあります

(5) 運営費交付金の推移を見ていただきたいと思います。令和6年度ですが、57.9億円とあり、これが今回の当初予算で計上されております。平成21年度から令和5年度まで50億円弱という数字で動いておりますが、19億円数字が上がった、この額について、率直にどう考えているかお知らせください。

知事

確かにいろんな情勢、コロナの関係あるいは新しい病棟を造って、設備もいいものを入れていきますので、地方債の返還もあり、大分費用も増加しています。一方で、医業収益は思うに任せない状況で、このような数字が出てきたと思う。ただ、問題は循脳センターの在り方あるいは存在意義、これはそう変わっていないと思います。ですから、いかにこういういいものをしっかり使い切るか、県内の医療関係との連携の中で、これをいかに生かし切るか、これがこれからの大きな課題であります。

鈴木真実委員

昨日の総括審査では、外旭川のまちづくりの事業について、知事から、新スタジアムは赤字経営の見通しであって、そう簡単には3月末までの事業計画を国に申請できないという話があったり、昨日の秋

田市議会でも赤字経営を不安視するという話がありました。そういうことを見ますと、循脳センターについて、補助資料の7ページで、運営費交付金は令和6年度から3年間は50億円台、その後も48億円、42億円という見通しであります。今までの40億円以下というのは全然ない中で、良いものを生かし切れない状況が続くのではないかと非常に懸念しております。私も調べましたけれども、ここの施設は、センター等の改築や機器導入に要した総額が、平成27年から令和3年までの間に

139億1,700万円という多額の投資でありました。これについて、実はうまく回っていないとおっしゃいましたが、このままいくと本当にじり貧の状態、破綻状態になるのではないかなと心配しております。知事は、こういう状態であるのは、いつ知りませんでしたでしょうか。

知事

当然、設備投資をする段階において、一定のシミュレーションをしてございます。ただ、コロナの関係で交付金が大分増えて、その後に医師の確保あるいは他の病院との連携、他の総合病院の近代化など、全県的なバランスの上で、秋田市にはそういうところが集中していますので、秋田市内において相当競争が出ているということもございます。

ただ、大学病院にもないような施設もありますので、秋大の医学部等との連携や県内の他の総合病院との役割分担をしっかりとやることによって、いろんな面から、ここの機能自身は相当高いものという評価を受けていますので、これを生かし切れると思えます。

いずれ設備投資の借金もだんだん減りますので、そういう中で医師の確保と同時に医業収入を増やしながら経営の立て直しをやっていくという方向性で鋭意、様々な面で検討しています。

鈴木真実委員

補助資料7ページの令和6年度の経常収支比率が、来年度は111.0%という数字が出ております。

1年間でこのくらいの数字が出るものと思っているのでしょうか。

健康福祉部長

新たに回復期病棟等の新しい取組もすることにしておりますので、病床の回転率を上げて収入を上げるということであれば、既存のものを活用しながらになりますので、この数字は達成見込みと考えております。

鈴木真実委員

もう一つ、損失補填という形が今回の運営費交付金ではないのかなと思っているのですが、補助資料6ページの(4)期末現金・預金残高について、平成30年が44億円あったのが、今はもう5.4億

円しかない。これは留保金、何にでも使えるお金だと思いますけれども、こんなに下がった理由は何だったのか教えてください。

健康福祉部長

基本的には、毎年度の赤字分に補填されていったものと思いますが、大きくは新しく施設整備をしたものの償還金に充てる中で取り崩されたものと考えております。

鈴木真実委員

知事は、今後については、自分も病院機構、センター等にも介入しながらやっていきたい思いだということだったのですが、これまではいかがだったのでしょうか。

知事

いずれ根本には医師の確保、これが非常に難しい。医療関係は大学の系列がありますので、様々な系列によって、いろんな面で人事の動きがありますので、そういう点で医師の確保については、これまでも様々な手法によってやってきています。

また、前の成人病医療センターを吸収するかしないか議論があったのですが、循環器関係で成人病医療センターは相当な機能がありますので、あれを解散するのはもったいないということで県として受け取るべきだという意見が多くて、それによって新しく設備投資、医師の異動があった。ただ、医師の異動に対して簡単にいきませんので、医師の退職もあって、医師の不足が一番の問題で、医師の確保については、秋大の医学部にも協力を得る必要がございますので、今後、秋大医学部あるいは他の病院との連携をしっかりとやっていくということが、これからの道が開ける大本かなと思っています。医師の確保をしっかりとやることによって相当収益が上がるという状態でございます。

鈴木真実委員

私も当時の福祉環境委員会の議事録、それから知事が答弁した総括審査、平成26年当時、平成27年当時、それから平成30年当時をつぶさに見させていただきまして、私なりの分析もさせていただいております。当時も合併をかなり心配する声もあったのですが、知事の相当な思い入れがあって、県の執行部もすごく良くなるというような表現をされて説明されていたのですが、当時そうでしたよね、佐々木薫理事。当時担当の課長だったので、いかがだったのでしょうか。

理事（佐々木薫）

その当時、医務薬事課長を担当していたかと思いますが、旧成人病医療センターの医療資源をうまく活用して、秋田県の医療提供体制を強化するといった大きな役目を担っていたのかと思っております。その後、いろいろシミュレーションはさせていただ

きました。その当時の医療環境といたしますか、例えば循環器でいえば県北や県南において、なかなかカテーテル治療などができないような状況がありましたし、秋田市内も大変厳しい状況にありました。そういった中で循環センターの役割は大きくなっていくのだろうという分析だったかと思えます。

実際やってみて、いろいろと状況が変わったということはありません。例えば秋田県の医療全体も均てん化が進みました。医師の確保、いろいろ不足していた領域での医師不足も少しずつ解消されつつあります。そういった環境の変化もありましたので、その当時も、かなり運営自体は決して楽観的なものとは思っておりませんでした。実際やってみて、状況の変化と離れてしまったといたしますか、そういった点があったことは認めざるを得ないと考えております。

鈴木真実委員

当時の議会において、脳血管研究センターが第三次医療の脳の部分、脳血管疾患、それから成人病医療センターが循環器、心疾患、最終的には一体的に運用したほうが非常にいいという知事の発言があったり、2つの能力を秋田県のためにも今後、残さなければいけない、そしてより強化した形で保持しなければならないということをおっしゃっていました。当時、第2期計画の最中だったのですが、第3期計画、第4期計画では黒字化しますとまで発言されているのですが、その乖離が大きくて、私たち議員もそこ辺りをしっかりと見ていなければいけなかったのですが、知事、今までの県の体制、監査の体制等については、いかが思っていますでしょうか。

知事

この間も医師の確保、あるいは病院の在り方についていろんな検討もしまして、またいろんな面でいろんなところに働きかけをしたわけですが、やはりこのような状況になったことについては、まず我々も反省すべき点があります。ただ問題は、この機能そのものは非常に高度なものですので、これをいかに生かし切るかという面で従前以上に努力する必要があるという認識です。

鈴木真実委員

先ほど言った3期目、4期目では黒字化するという目標が全然乖離している点については、私たち議会もまた反省しなければいけないですし、両輪となって今後どうするのかを、この1年間かけて真剣にやっていただきたいと思いますが、地方独立行政法人秋田県立病院機構の取りまとめの長でもありますので、将来像について、知事の今後の対応について伺いたいと思います。

特に脳血管研究センターは世界の脳研と言われ、国内外から患者が来て、研究の成果とかが国内外に

まで名をとどろかせていたという状況も知っている私たちにとしましては、医療環境とか社会状況の変化があるとしても、今後あるべき姿について、知事の思いをもう一度お聞かせください。

知事

いずれ、あの機能をあそこだけで使うのか。単純に言えば、他の病院にない機能がありますので、連携することによって、他の病院の患者でも最大限の機能を使える状況になります。もう一つ重要なのはアルツハイマー、認知症の関係で相当新しい方向の医療が必要です。あそこは脳の関係のプロですので、新薬の治験をとる、あるいは様々なリハビリも、リハセンと今まで以上に連携し特化するものを作れば競合しませんので、新しいファクターを入れ込みながら経営の刷新を目標にして、臨んでございます。

鈴木真実委員

脳研のときにはマーケティングや方針、ターゲットもしっかりしていた。ただ、今は何かブレブレになっている感じがしてならないのです。心疾患と脳血管、循環器とかいろいろやることになっているのですけれども、二次医療圏の今後の関係もありますし、周辺の総合医療機関との関係もあると思いますが、そこでの連携をもっと密にするという部分について、今後、県はどうするのか、お答え願いたいと思います。

健康福祉部長

今後の循脳センターにつきましては、当然のことながら脳と循環器の高度な専門医療の機能という部分はしっかりと堅持をしながら、一方で手術から回復期、リハビリに至るまでの一体的な治療も行える機関ということで、市内あるいは県内の各病院との連携はもちろんのこと、市内に急性期病院もいろいろございますので、そういった中でどういった役割分担ができるのかも確認しながら、地域医療の中にしっかりと位置づけをして経営改善に取り組んでまいりたいと思います。

鈴木真実委員

どういう特色を出して、それから医師を確保して、アルツハイマー等もやると伺いましたが、補助資料7ページの今後の運営費交付金、これは損失補填だと思いますけれども、この額についても毎年見直すということで考えてよろしいですね。どうですか。

健康福祉部長

毎年の経営状態をしっかりと見ながら、将来的にも安定した経営ができるような交付金であるように、毎年しっかりと見てまいります。

鈴木真実委員

今回の12月議会に内情を我々議員に提示してくれたことは、私は評価したいと思います。今後も全てにおいて、こういうことがないよう、随時きち

っとした検討が俎上にのるよう期待したいと思えます。

今回の第4期中期計画と循脳センターにつきましては、自民党会派としても、県民のことを思うと、このままにしておかないという危機感を持っております。会派としても、今後、現状や課題等を執行部の皆さんから聞く、それからセンター側から機構からも聞くという形をとっていきたいということも話し合われておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

知事、最後に、この1年間で本当に損失を少なくしてほしいというのに当たって、知事の関与度について、もう一回教えていただきたいと思えます。

知事

あの当時はコロナ交付金がありましたので、相当改善したものの、今はガタッと減って、その間に循環器の医師の充足ができない、旧成人病医療センターの医師が非常に不足したという状況は、我々も、もっともっと努力すべきという反省を踏まえて、そういう感じがします。

いずれ、大学病院あるいは県内の病院と役割分担、あるいは機能分担を話し合う場を設けながら、今の循脳センターもしっかり入って、病院間の垣根を取り払った本音の話し合いをまだやったことがないものですから、そういう場を設けながら、県としても、しっかりとめ、センターの在り方、そして連携の仕方、こういうものをこれからしっかりとやっていきたいと思えます。特にあそこにはハイブリッドの手術室が2つあり、全面的に秋大医学部の監修の下に造った部屋ですので、そういう機能を秋大とも連携しながら使うことによって、医師の派遣とかも有利になります。そういうところについて学長とも特に話し合っていますので、私自身もしっかり入り込んで、こういう問題を前に進めたいと思えます。

鈴木真実委員

福祉環境委員会でも、今後、経営管理会議の開催とか、在り方の検討会とかいろいろ開くという、それも外部のコンサルや見識者を入れ、第三者の力を借りるとははっきり言っていただきました。なるべくそれを早くやること、どういうことをやるかを明確にすること、それから、先ほどおっしゃった秋大との連携、ほかの病院との連携、それもしっかりとやっていただきたいと思っております。

健康福祉部長

県としましては、委員会でお約束しました経営管理会議、在り方検討委員会あるいはコンサルの導入等につきましては、機構側としっかりと話し合いまして、その状況については節目節目で議会にもしっかりと報告してまいりたいと思っております。

鈴木真実委員

では、次に移ります。災害対策についてお伺いたします。五城目町では災害を受けた後にワークショップを各地で開いておりまして、私も5か所に参加してきました。その中で皆さんおっしゃることは何かということをお話しさせていただきたいと思えます。

私は12月議会の一般質問でもお話しさせていただきましたが、災害の初動対応のときに県がチームを組んでおり、五城目町では2年連続、災害があったわけですが、災害があった瞬間も職員等は様々な作業や相談等に追われて、本当に多岐にわたる対応になるわけで、そういうときに県サイドからのサポートが非常に必要だという話がありました。この前は前向きに考えますという回答でしたが、危機管理監、その後、動きはありますでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

災害対策基本法上は、住民の生命、財産を保護するための業務は、市町村の責務になっておりますが、委員が今、御指摘されましたように、大規模な災害が発生するケースでは、単独の市町村では対応できないケースがあると思えます。そういう場合は、先遣的に県職員を派遣して情報収集、関係機関との連絡調整に当たったり、さらに応援が必要と判断した際には初動体制の構築や災害対応に係る助言、指導を行うチームを派遣することにしております。

五城目町におきましても、水が上がった15日夜の時点で五城目町とは連絡を取り合って、リエゾンの派遣、それから15日のうちに救助物資といいますが、備蓄物資の運び込みをする打合せをして、翌日リエゾンと一緒に派遣をしたところでございます。

委員から、災害発生と同時にすぐさま支援、派遣することができないかというようなお話もありましたので、气象台から大雨警報とか警報が出る際には、ほかの警報と同じように出るケースと、气象台から今回はかなり危ないと事前にお知らせがあったり、あるいは県や市町村に対しても説明会を何回か開いていただくケースがございますので、そうした災害の発生の可能性が高いと考えられるケースについては、災害発生前からあらかじめリエゾンを派遣して警戒に当たったり、連絡調整に当たったりするということも今後、考えてまいりたいと考えております。

鈴木真実委員

膨大な事業の発生によって、職員等も非常に疲弊して動くわけですがけれども、この前、私は対策本部にちょっと詰めましたが、最初は1人とか、そういう形での県からの派遣しかなかったのですが、そうではなくて、先ほどおっしゃった災害が予想されるといった段階で、例えば5人のチームが来ることで、役場や市役所とかの安心感が違いますし、一般県民に対する安心感の与え方が違うと思えます。そうい

うことは具体的に来年度、研修とかはしないものでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

最初に、災害派遣の人員ですが、どういう状況にあるかも分からないのに、いきなりたくさんの人を派遣しても無駄になる可能性がありますので、まず最初はリエゾンを派遣して情報収集に当たって、今回についても、そういう形で必要な支援を把握した上で、後から人を増やしていったという状況でございます。

今後、手が足りないと思われる市町村に、県職員をそういった形で派遣するに当たりましては、県職員の災害対策本部の運営等に関する資質、ノウハウの向上も必要だと考えておりますので、今後、総合防災課職員を対象に災害対策本部の運営に関する研修を行いたいと考えておりますし、またリエゾンの派遣という点でも地域振興局から派遣する連絡員向けの研修を実施するなど、被災市町村の支援に必要な実務能力の向上を図ってまいりたいと思えます。

あわせて、県の職員が全部仕切るということではなくて、やはり地域の実情に詳しくて、住民の事情などもよく知っている市町村にもしっかりと災害対策本部で役割を果たしていただきたいと考えており、市町村の災害対応を総括する役割を担う防災担当幹部職員を対象とした研修についても、今後、実施を検討してまいりたいと考えております。

鈴木真実委員

初動をしっかりとすることによって、秋田市や五城目町もそうですが、生活再建できない方々がまだまだいらっしゃるの、一人でも少なくするという目的の下に設置するということを考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

初動をしっかりと対応することで被害の規模を縮小できたり、被災者を一人でも多く救うことができるということはあると思えますので、そういった初動において、しっかりと県も市町村と一緒に対応していけるように、県職員並びに市町村の防災担当の幹部職員の皆さんに対して、災害の実務能力あるいは対策本部の運営に関する能力を向上させるような研修をしっかりと行ってまいりたいと思えます。

鈴木真実委員

ワークショップで、非常に住民の方々がおっしゃっていたのは、地域のコミュニティーがしっかりしているところは災害を防げた、それから人的な被害に遭わずに済んだというような話がありまして、この災害があって地域コミュニティーの在り方について再認識させられたという話がありました。どこのワークショップでもあったのですが、以前、元気な地域コミュニティーづくりということで、コミュニ

ティ生活圏形成事業等があったのですが、それらについては3年間で終わったものでしょうか。それについての分析と、今後このようなことをするのかしないのか。私は非常に大事な事業だと思っておりますが、いかがでしょうか。

あきた未来創造部長

御指摘のとおり、災害のみならず、地域での暮らしを持続的にするためには、地域コミュニティの果たす役割は非常に大きいものがあると認識しております。

今お話ありました地域コミュニティ生活圏形成事業は、平成元年から4年間継続いたしまして、モデル事業を14地区で実施したところでございます。その中では、まずランドデザインを作って、その地域で地域づくりを進めるといような事業をやってまいりました。中には買物の拠点を形成した地域あるいは地域で多世帯が交流できるような農園を活用した地域というような成果も上がっておりますが、やるためのノウハウが出来ないとか、あるいはそれをまとめてくれるような組織が育っていないというような課題があり、今現在、その課題を解決するためのアドバイザーを派遣したり、あるいは事業を実施するための資金を補助するような事業を実施しております。そうした事業を継続してやっている中でも、まだまだ、その地域でキーパーソンとなる人が不足していたり、その方をサポートする人が足りない、あるいは市町村との連絡調整をするコーディネーターをやるような方が不足しています。それから、地域の方々が主体でコミュニティを形成していく、活性化させるという意識が高い地域もあれば、そうでない地域もありますので、そうしたことも踏まえて、来年度以降も取組を進めてまいりたいと考えております。

鈴木真実委員

さきの新聞でも、大館市で町内会が解散するなど、本当に我々の周りでも中山間地域で散見され、もうそこまで迫ってきているという感じがします。地域防災を高めるため、それから移住定住をしてもらう、若者に来てもらうためにも、町内会とか地域の在り方について再考していただきたい。コミュニティ生活圏形成事業のような事業について横展開を図ってほしいと私は提案しますが、いかがでしょうか。

あきた未来創造部長

コミュニティ生活圏形成事業が終わった後、他の地域にも横展開を図っているところでございます。ただ、この事業は住民の方々と、それをサポートする行政側の役割も非常に大事だと思っております、地域の実情に精通している市町村、それからいろんな具体的な事例をやってきてノウハウを持っている県がタイアップして、その地域に合った形で役割分

担をし、協働しながらやっていくということが必要だと思っておりますので、今後そうしたことも踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

鈴木真実委員

知事、この地域コミュニティの在り方について、今後の取組について、私たちも年をとってきましてので、みんなで考えていかなければいけない問題だと思いますが、いかが感じておりますでしょうか。

知事

私も県庁に入ったときに、当時コミュニティの運動が非常に盛んで、その担当をやったこともございます。当時と違うのは、今の核家族の関係で地域コミュニティ、名前はいいのですが、町内会活動があまり活発だと意外と若い人は逃げます。逆に個人主義になっていきますので、そういうところでどのくらいそういう関与があるのか、これは非常に難しくなっています。私の住んでいる町内でも、夏のお祭りをやるといっても、若い方はその日は休みだから自分が出ないと、そこら辺で違っています。あと、地域で高齢の方がリーダーシップをとってやるのはいいけれども、あまりにも独善的になることもありますので、若い方あるいは中年の方、高齢の方とのバランス、これがどのようにとれるか。これがうまくいっているところはいいのです。県がいきなり入っていくといってもできませんし、市町村によってコミュニティ活動について政策的な入り方が違いますので、市町村においてもしっかりやってもらって、県で全県的なモデルとなる情報を提供したり、あるいは様々な制度を側面から支援するという方向で、これからもやっていく必要がございます。まずは市町村でどのように考えるか、また市町村の要請を我々が受け止めてそれに答えるか、そういうものは災害にかかわらず、高齢化が進んでいますので、高齢化時代に合った仕組みを再考する時期かなと思っています。

鈴木真実委員

知事からも再考する時期という話がありましたので、どうぞ挑戦していただきたいと思っております。

それからもう一つ、私も12月議会でも質問させていただきましたが、河川水門の防潮堤の適正な管理について、その持ち場はどこなのかと、開け閉め等についても管理者がやるべきということは重々分かっておりますが、ワークショップで、それを体系的にどのようにしているかを県主導で喚起できないかという要望がございました。それについて、建設部では何かいい取組等はないでしょうか。

建設部長

12月議会での質問を踏まえ、県については改めて操作規則の徹底を周知したほか、県以外の下水道や土地改良など、他の管理者もいることから、河川

占用許可の更新時に、県の取組を紹介したりしているところがございます。水位の上昇によって逆流が始まる前に閉じないと、やはり防災上、良くないので、そういう操作規則を守るとともに、フラップゲート化とかも検討していきたいと考えてございます。

鈴木真実委員

ノウハウを持っている県が、市町村等を誘導しながら、各関係機関とも是非、共通認識でやっていただきたいと思っております。

続きまして、3つ目の県立大学附属高校の設置について、これも12月議会で質問させていただいたのですが、国公立大学と県立高校の連携を話題にしました。実は私も、金足農業高校と由利工業高校を県立大学の附属高校とするべきではないかという工藤議員の意見と同じような気持ちで、そのときは質問したつもりでした。

教育長、これについて、先ほど佐々木雄太委員も高校の再編についていろいろ質問されておりました。どこの地域も子供が少なくて大変だという状況の中、秋田県の基幹産業である農業や食料安全保障、ものづくりがこれから大事だと知事も何回も訴えていますが、ここを集約できるような附属高校等はできないものでしょうか。

教育長

県立大学の附属高校化、特に金足農業高校と由利工業高校ということですが、当然、大学側、高校側のメリットとかデメリットがたくさんありますので、それをかなり慎重に精査しないと、そう簡単にはいかないのではないかなど。現段階でもある程度のメリット、デメリットは分かっているのですが、全国にも専門高校の附属高校化というのはないので、その辺に関しては慎重に精査する必要があると思っております。

鈴木真実委員

奈良県立大学附属高校について、私も調べさせていただきました。総合学科でしたけれども、優秀な人材が集まってきており、3年間行った後、何人かは県立大に行けて、優秀な人材を県内に残せるということで、そういう非常にやる気のある子を集めて、学校側も自由な校風で、子供の能力を伸ばせるという高校でありました。秋田県にも是非そういうものを作っていただきたいと思いますが、最後に知事、こういうものはこれからの時代に必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

知事

大学の理念、レベル、専門性とどのように結びつくか。一般的に大学のレベルが高くなりますと、そう簡単にはいきませんので、そこら辺のバランスあるいは学力の差、こういうものをどのように整理するか。一般に大学の場合、レベルの高いところは、ほ

とんど普通高校ですので、専門高校を附属にした場合にどのような状況になるか。メリットもあればデメリットも相当ありますので、大学のあるべき姿、高校のあるべき姿、これを失わないでどうやるか。そう簡単にはいきませんが、前にお答えしたとおり、駄目という発想ではなくて、こうなったらできるだろう、こうなれば可能だろうという前向きな発想で。前にも市の学校を国際教養大学にということをやったことがあり、なかなか難しかったのですが、再度そういうことをまず研究してみる、その間口を開くということで、来年度、内部で検討を進める方向で臨んでいます。

鈴木真実委員

前向きな回答をたくさん頂きましてありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。

終わります。

委員長

以上で、鈴木真実委員の質疑は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

再開は、午前11時20分とします。

午前11時 8分 休憩

午前11時18分 再開

出席委員

休憩前に同じ

欠席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

小野一彦委員の質疑を行います。

小野一彦委員

補助資料は、しおりの3を御覧になっていただければと思います。このたびの質問の直接的なきっかけですが、去る2月22日、医師会が主催で報道機関の皆さんと、私たち自殺予防対策の議員連盟の議員とで合同の勉強会を開催いたしました。そのとき大きな発見がありまして、参加した議員の皆さんとも相談した結果、やはり令和6年度の予算と絡めて大いに前進させていくべきでないかという観点から質問させていただきます。

テーマは、「子ども、思春期の危機～不登校、いじめ、DV、トラウマを考える」で、ポイントですけれども、小児科医、児童精神科医そして学校の現場でスクールカウンセラーという立場で勤めている

ドクターの方から、不登校、いじめ、DV、トラウマを解決するキーワードとなるのが、一見、政策的にはかけ離れているように見えるスクールカウンセラー、通級、そして教員、心理士、医師による子供の心に寄り添う取組が、こうした課題を解決するのではないかという御提言がありましたので、その観点からの質問となります。

まず、教育長にお尋ねします。2番で不登校といじめの認知件数を数字で書き出しています。一部間違った記述があり、「2022年1港当たり5.5人」とありますが、これは「港」ではなく「校」です。訂正させていただきます。

それでお尋ねしたいのは、10年前と今とで不登校の数、それからいじめの認知の件数が、特に小学校がすごく増えているように見えます。この原因はどのようにお考えでしょうか。

教育長

ちょっと個人的な感想にもなりますが、いじめに関しては低年齢化が進んできているのが1つと、それから10年くらい前あたりから全国的にいじめによる重大事案が発生していることを受けて、これは県内も全国もそうですが、様々な調査やアンケート、面接などをやって、いじめを早期のうちに見つけて対応していこうというのが全国的な流れになっており、今まで認知されていなかったものが大幅に認知されるようになって、早急に手を打てるようになってきたことが、認知件数の多さだと捉えております。

小野一彦委員

そういう部分があると思います。3番目で、先ほど冒頭申し上げました勉強会で、ケース、事例について、非常に学びがあったのですが、いじめ防止対策推進法によるいじめの定義は、学校等で児童生徒と人間関係がある相手からの精神的、物理的な影響のある行為となっています。この勉強会でお示しいただいた事例は、学校や部活で、とても仲良くしていたお子さんから無視あるいはいじめ的な行為があって、学校は知っていて、カウンセラーの方が知らずにいたのですけれども、そのときに心の専門家であるカウンセラーの方が、もしその場で知っていれば、心に悪影響を及ぼさないで好転していったはずなのに、不登校になって、そのまま不登校が継続してリストカットとか、あるいは希死念慮、そういうところまで至った事例があったのです。

こういう部分は、いかに個々の子供の心に寄り添って、早い段階から専門職が連携し合う仕組みかが大事であると思いますが、スクールカウンセラーの方々の話を聞きますと、子供との接触の機会がなかなかなく、子供が気軽に相談に来られない状況や学校、家庭、医療機関との連携がうまくつながっていないという話がありましたが、そこら辺はどう考え

ていらっしゃるのですか。

教育長

確かにそういうケースはあるのではないかと思います。お話があったように、ちょっとしたことでも早期にいろんな形で相談して、それに答える方がいれば、それは解決していく部分もたくさんあるかと思えます。

実際、子供が今、言ったようないじめにつながるようなことを受けたという感触があったときに、相談しないで終わる子供もいますので、まず1つは先生に相談してほしいと。次に、相談された場合に、どの程度、重大であるかという判断が出てきて、当然、先生方も重大なことであればスクールカウンセラーにつながるということがあります。あるいは最初から本人がスクールカウンセラーの面接を希望するという場面もあります。ただ、できれば早急にやればいい話ですが、常時スクールカウンセラーがいるわけでもないような状況もあったりして、今お話があったように深刻な場面になっていくことがあろうと思っています。

学校では、何かあればすぐに相談してもらって、ある程度、悩みが大きければ早くスクールカウンセラーにつないでいくように、我々からも常に言っていますので、それを徹底させていくことが、今段階では精いっぱいかなと思っています。

小野一彦委員

県のホームページの高校教育課で所管している、いじめ対策の審議会の会議録を拝見したところ、委員のスクールカウンセラーの御意見で、もっとお子さんがスクールカウンセラーに自分主体として相談に来られるような環境づくりが必要ではないかという話がありました。もう一つは、カウンセラーがそれを聞いて、独自の判断で、御両親とかにもきちんと了解を得ながら、情報共有し、そして医療機関にも必要があればつなぐと。別に制度を変える必要はないので、そういう運用の仕方を是非やっていただきたいというのが勉強会での先生の提言でしたので、是非、前進させていただければと思います。

教育長

スクールカウンセラーに面談を申し込むのを、ちゅうちょする子供は結構いると思っています。それをちゅうちょさせない雰囲気を出すとか、あるいはスクールカウンセラーでなくても、いったん先生に相談してスクールカウンセラーに頼んでみるとか、なるべく早く相談できる体制はこれからもやっていかなければならないと思いますし、スクールカウンセラーが事案を認知した場合には、当然、学校での共有が必要だと思うのですが、それをいち早く医療機関につなぐことも場合によっては必要だと思いますので、そのスピード感も学校としては持たせるよ

うに指導していければと思います。

小野一彦委員

次に、スクールカウンセラーと児童精神科医を兼ね備えて仕事をされている太田先生のお話でしたけれども、いじめは非常に軽いものではなく、連続すればトラウマになって、それが病気につながって、さっき言った希死念慮、リストカット等につながっていく非常に重いものだ。そのためには、医療機関だけではなくて、決してこれは学校をどうこう言うつもりはないのですが、場合によっては学校がトラウマになってしまう、行きたくない理由がそれになってしまっていて、こういう要件になってしまうということを常に考えていくのも必要ではないか。これがトラウマインフォームドという考え方のようですが、ここに示したのが①の連続的ないじめ、そしてその結果4つの症例が発生する場合があるということですが、こういう部分について、基本的には市町村の学校教育の取組ですが、いろんな研修の中で検討してみる、先生の話聞いてみる、そういうことを是非やってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長

今は、いじめは絶対許さないという体制でやっております。子供がいじめだと自分が思えばいじめです。それをいち早くつかんで、こういったトラウマや心理的なものにならないように、そうなる前の段階で何とか解決に向かわせて、当然いじめる側の子供の指導もありますので、そういったことも含めて、重大な部分に行く前に何とか発見し、そして本人が学校に来られるような形で指導していくというのは、今後も様々な形で、市町村とも連携してやっていければと思います。

小野一彦委員

次は、こうした課題を解決するためのもう一つの取組として、既存の制度で通級という制度があります。この通級制度は、通常学級に通われているお子さんが、そのお子さんの個々の能力を生かしてトレーニングをし、周りの子供たちとコミュニケーションをうまくとれるようになって、結果としていじめにつながらないとか、あるいは自分の能力を開花させることを、早めの段階から行う制度であり、もっと保護者をはじめ、世の中にPRしていかないといけないのではないかと。それが特にカウンセラーと臨床を同時にやっている先生の観点からすると、小学校1、2年のときに、それをきちんとやった子とやらない子では、5、6年生になってから、やらない子の場合では自閉症的なお子さんなんか、特に治療が難しくなることがすごくあるため、こういうことがないように、この制度を大いに生かし切るということを是非、行っていただきたいとします。

そのときに例えば、母子手帳が発行される場合や、発達障害者支援対策協議会の場で、大人と子供でリレーションシップをうまくやるようなプログラムをPRして取り組んでいるようですが、そういう場で、こういう通級制度はお子さんを開花させるということの大いにPRし、これが結果的にいじめとかそういうものにつながっていかないということも含めてPRしていただきたいと思うのですが、健康福祉部長いかがですか。

健康福祉部長

発達障害者支援対策協議会は、県の発達障害者支援センターの主催で行っており、小児科をはじめ医療関係者はもとより、教育関係につきましても、教育庁は特別支援教育課だけでなく、義務教育課を含めた4課に入っております。こういった中で、大人と子供の関わり方や早期の発達障害の発見などのテーマについて情報共有などを図ることによって、対策を前進させていきたいと考えております。

(※99ページで発言を訂正)

小野一彦委員

秋田県発達障害者支援対策協議会のメンバーには教育関係者も入っていますし、先ほどの太田先生も委員として入っています。こういう場で、通級の制度を御提言いただいておりますが、通級制度の今後の活用方法についての教育長の御意見、御見解をお願いします。

教育長

通級に関する周知が不十分ではないかという御指摘があるとすれば、これからもっと通級の制度を広く保護者にお知らせしていかなければならないと思います。

先ほどの低学年の段階から、こういうのがあれば高学年に向かっても非常にいいだろうというのは、全くそのとおりでありまして、もっと言えば就学前からある程度こういったことが分かっているならば、早い段階で対応できるというのはあります。就学前の子供に対する相談会も行ったりはしていますが、いろんな場を通して通級制度を広報し、理解して利用していただくことは、これから努力したいと思えます。

小野一彦委員

何も新しいことに取り組みなくても、子供の立場から照らしてみると、例えば、予算内容説明書でルーチン的な政策として見えたものが、その観点から掘り起こしてみると、物すごくいい政策になることがたくさんあり、それがこの通級だと思います。

今、教育長から就学前という話がありました。先ほど佐々木雄太委員もおっしゃったように、昨日、保育協議会があって、保育園の皆様が発達障害が疑

われるお子さんへの対応にあたって、自分たちのいろんな取組について教えていただきたいことがたくさんおありだというような話があり、これについて、先ほど冒頭申し上げました発達障害者支援対策協議会で通級に準じた取組、先ほど言った大人と子供のリレーションシップを強化し、プログラムの中でも、保育の段階で子供を対象にした関わりづくりというのも是非、進めていただきたいと思うのですが、健康福祉部長、いかがでしょうか。

健康福祉部長

就学前でありますので、通級といった制度的なものはありませんが、保育所に通いながら障害の傾向が見られる方については、療育センター等で見ることも可能でありますので、情報共有を図ってまいりたいと思っております。

1点訂正がございますので、よろしいでしょうか。先ほど私、発達障害者支援対策協議会を発達障害者支援センター主催と申しましたが、秋田県主催でありますので、おわびして訂正させていただきます。

(※98ページの発言を訂正)

小野一彦委員

対策協議会は、すごくいい取組と思っています。さっき何回も言った関係づくりというのは、CARE（チャイルド・アダルト・リレーションシップ・エンハンスメント）という、大人と子供の関係を強化し、大人が子供に命令するのではなくて、子供主体の関係を作りましょうという取組です。是非こういうものを進めていくのが、こどもまんなか社会だと思います。

そこで、あきた未来創造部長にお尋ねします。こども計画と今までの子ども・若者プランとの違いは何か、どう考えていますか。

あきた未来創造部長

こども計画は、昨年12月に策定された国のこども大綱に基づいて策定されるもので、内容的には大きな差はありませんが、今度、県が作る計画には、子ども・若者プランのほかに、すこやかあきた夢っ子プランを合わせまして、今まで子供に関する施策の部分を2つの計画に盛っておりますが、一本化して分かりやすくなるということはあろうかと思えます。

小野一彦委員

そういう部分もあると思いますが、一番大きい違いは、今までは子供は支援の対象、守るべき対象だったのが、子供が権利の主体で、子供の声を聞いて、政策のパートナーとして考えて動いていくという考え方で、いろいろ連携しながら進めていただきたいと思えます。

あきた未来創造部長

今回のこども計画策定に当たりましては、子供、

若者、それから保育者、当事者からも幅広く御意見を伺って、それを踏まえた形で関係機関で計画を策定し、施策を展開していくことにしておりますので、そういう関係機関と子供の目線に立った形で、こどもまんなか社会を実現できるように取り組んでまいりたいと思います。

副委員長

以上で小野一彦委員の質疑は終了しました。

次に、児玉政明委員の質疑を行います。

児玉政明委員

私からは、高校生の県外からの呼び込みについて質問させていただきます。

今議会の教育公安委員会の当初予算案審査において、県立高等学校地域留学支援事業、いわゆる地域みらい留学ですが、事業概要の説明があったようです。この事業の対象となっているのは県内では男鹿海洋高校1校だということで、新年度当初予算は331万7,000円、今年度の当初予算は140万円でした。ちなみに、令和4年度に新規として行われた事業の決算額としては119万7,000円でございます。目的、狙いとしては、学校の魅力を広く全国にアピールすることで県外からの入学者の増加につなげる取組だということですが、新年度予算額は今年度予算額の2.36倍と大幅に増えております。増加となった予算で、どのような事業を進める予定なのか、最初にその内容についてお知らせ願います。

教育長

男鹿海洋高校は、地域みらい留学を進めており、今年度は、県外から3名入学しており、来年度もまた1名来る予定です。この事業が功を奏しているのか、県外から男鹿海洋高校を目指して来るという生徒が出てきています。こういったこともあって、来年度は、東京で説明会をもう一回多く開くのと、大阪でも開こうということで、その部分が増えます。さらに、PR動画を作成して、それを発信しながら呼び込もうといった部分で予算が増えている状況であります。

児玉政明委員

今年度、男鹿海洋高校がこの事業を利用して、県外からは3人、新年度は1人という説明がございました。また、新年度は今、言ったとおり、新しいメニューもあるようですが、増額となるこの事業を使って、来年度の受験生となる男鹿海洋高校への県外からの希望者を何人ぐらいまで引き上げるといった目標とかはございますか。

教育長

目標は設定しておりませんが、できるだけ多く来てほしいと思っています。

児玉政明委員

県外枠は30%ということで、多分10人ぐらいかなと思うのですが、地域みらい留学へ参加登録するために、一般社団法人地域・教育魅力化プラットフォームの登録料は必要になるのでしょうか。

教育長

登録料は必要です。登録料を払って登録しております。ちょっと金額は幾らでしたか、ちょっとお待ちください……。

【「いいです」と呼ぶ者あり】

教育長

登録料を払っております。

児玉政明委員

今議会の当初予算を審査した教育公安委員会では、今後ほかの高校にも広げていくことができるかどうか検討していきたいという説明がございました。男鹿海洋高校のように、海洋関係の授業や潜水プールの設備を利用した洋上風力発電関係の訓練、人材育成など、これほどの特色がある学校は、ほかにはそう多くはございませんが、県内高校の普通科以外の学科、例えば農業系なり工業系、実業系、情報ビジネス等、また先ほど佐々木雄太委員もおっしゃっていましたが、地域の特色、魅力を併せ持った高校もがございます。また、スポーツや文化部の部活動で活躍している学校等も積極的に全国に発信して、男鹿海洋高校以外でも県外から生徒募集をかける必要があると思いますが、そういったところでの可能性はいかがでしょうか。

教育長

今お話あったとおり、魅力ある高校、特色ある高校は結構あって、県外から呼び込めるだけの高校となれば限られるのですが、それでもいろんな学校があります。ただ、このプラットフォームに参入する条件として大きく2つあって、魅力が1つですけれども、やはり市町村の協力が非常に大きいところがあります。どうしても居住する環境を整えるのが、県ではできなくて、市町村にお願いしなければならないこともあることから、そういった部分に関しては、今いろいろと市町村とも話をしております。

実際に、市町村の教育委員会を回り、首長とも話したりすると、興味を示してくださっているところは幾つかあります。ただ、やっぱり条件をうまくすり合わせて、これをしっかりやれるところまでまだ至っていない。他県も結構やっていますので、他県の状況なんかも見て、相談しながらやっていき、増やせばいいなと私自身も思っております。

それから、すみません。先ほどの登録料ですけれども、88万円であります。

児玉政明委員

地域みらい留学の登録校をネットで調べたのですが、東北では23校登録しており、うち青森県が5

校、岩手県が9校、山形県が5校と、登録数が多ければいいというわけでもございませんが、地域の未来を作る若者に対する、その県の教育の熱意といたしますか、そういうものが感じられます。

今後、高校の第八次整備計画も進むと思いますが、生徒数の減少に伴い、一概に統合等を見据えた話し合いを進める前に、県外から生徒を呼び込む、また小規模校でも維持することが必要であると思います。他県の状況を見ても、地域みらい留学に登録されている高校では、県外から入学者がゼロという高校もありましたが、一方で生徒の半数近くが県外出身の高校もございました。是非ここは県内の高校を存続させるためにも、地域と連携、協力しながら、特色化、魅力化を進めて、地域みらい留学制度にもっと多く参加できるように、寮なり宿泊といった部分で課題があると思いますが、市町村と一体となって取組ができないか、再度お伺いします。

教育長

県内の高校は、市町村からいろんな御支援を頂いております。こういったお話があって、何か課題があればクリアできるように、市町村とも相談しながら、これからも進めてまいりたいと思います。

児玉政明委員

県外から生徒を受け入れる場合、下宿等の宿泊に対する取組サポート、また通学に対する取組サポートが必要になってくると思います。市町村で宿泊に対するサポートや通学に対するサポートの実態とか、各市町村で行っている取組の実態を押さえているのか。また、市町村へそういった協力をお願いしながら、地域みらい留学の参加の働きかけをしてはいかがですか。

教育長

先ほど申し上げたように、学校はいいのですが、3年間宿泊してしっかり学ぶという宿泊の部分が、県外から来た場合にどうしてもネックになる。男鹿海洋高校は寮もあるものの、去年は女子も来ていることから、その生徒に対しては男鹿市でいろんな支援をしており、宿泊費に関しても補助しています。

ほかの市町村ともいろんな話ししていますけれども、やはりそこが一番厳しいところで、それがクリアできれば、特色ある高校に関しては一歩進められる要因になるのではないかなと思っています。

児玉政明委員

この間、高校の学校寮の状況を教えてもらったのですが、県内に4つ学校寮がございまして、雄物川高校は入居率100%、能代科学技術高校は85%、男鹿海洋高校は64%でしたが、秋田北鷹高校は46.7%と、半数以上空いている状況です。例えば秋田北鷹高校の寮を使って、地域みらい留学に参加することは考えられないですか。

教育長

検討してみたいと思います。秋田北鷹高校はスキーも強いですし、県外から来ることもあろうかと思っています。学校の特徴で、それ以外の売りも何かいろいろ見つけて、例えば寮がありますが、女子が来た場合どうするかというところが一つの課題ですので、そこに関しては北秋田市とも話をしなければならないのかなと思います。

児玉政明委員

男鹿海洋高校の定員は普通科で35人、海洋科で35人、食品科学科で35人、対象となる海洋科と食品科学科の1次募集の志願者は、それぞれ26人と7人でした。県外枠は30%となっておりますが、志願者がこれほど少ない状況で県外枠を設定する必要はあるのかなと思います。また、地域みらい留学とは別に10%の県外枠を拡大しながら、県外からの生徒を呼び込むことに力を入れる必要があると思います。

人口減少が進む中、他県の生徒だからといわずに、1人でも2人でも多くの生徒を呼び込むためにも、通常の高校でも10%にとらわれず、県外枠の拡大が必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。

教育長

現在、県外枠10%の学校、男鹿海洋高校だけは30%ですけれども、実は高校入試で、全県の高校一律で制限なしに県外の枠を設けているのは、秋田県と熊本県だけで、秋田県は、以前から県外の生徒に対する門戸を広げてやっておりますが、定員割れの状況もありますので、少し前向きに検討してまいりたいと思っています。

児玉政明委員

ちなみに、今回の高校入試で、県外枠の10%の上限に達した学科はありましたか。もしなかった場合は、一番高い学科でどのぐらいかは分かりますか。

教育長

入試が終わったばかりで、県外から何人来たという統計はまだ手元にない状況です。ほとんどは達していないですが、もしかすれば一部の学校ではあるかとは思いますが、ちょっとはつきりしない状況です。

児玉政明委員

昨年4月に出された秋田県高等学校の再編整備構想検討委員会の報告書では、今後の進め方の一つとして、「現在の秋田県の高校入試制度では、県外からの入学者は各学科の募集定員の10%を上限とすると定められている。地域留学などを充実させ、県外からの生徒の受入れを拡大していくためには、この制度の見直しが必要である」と委員会からの報告がございましたけれども、この見直しが必要とする

ことについて、どのように報告に答えて、6月の素案に反映させていくのかお聞きします。

教育長

整備計画の素案を今いろいろ検討しており、当然、県外枠に関しても、先ほど申し上げたように、現在あるものから枠を広げられればと前向きな形で検討しているところですが、もう少しこれから時間をかけて、6月に向けて検討してまいりたいと思います。

児玉政明委員

県外枠撤廃とか、そういうことまでいかななくても、例えば20%の上限拡大とか、そういった部分はすぐに実施できると思います。秋田県は、広く全国から生徒を受け入れ、夢に向かって頑張る生徒を教育する県だとアピールしながら、全国に発信できればと思いますけれども、いかがですか。

教育長

そういった御意見があるのは承知しておりますので、その辺も含めて前向きに検討してまいりたいと思います。

児玉政明委員

最後に、知事にお伺いします。人口減少対策を最重要課題とする本県において、社会動態の増加の観点からも、こういった取組も進めてもいいのではないかと思います。教育面からの人口減少対策の取組について、最後に知事の見解をお伺いいたします。

知事

まず、県外からの学生の入校は幾つかのパターンがあります。これは秋田県というよりも、オールジャパンで考えた場合に、まずはスポーツ活動が全国的にレベルが高いのが1つ。あと、例えば男鹿海洋高校の場合、令和6年から本格的に洋上風力の実習ができ、オールジャパンでも3つぐらいしかなく、認定資格が取れるシステムがあるところが1つ。あとは、物すごく進学レベルが高く、そこに行くと、よりいい大学に行けるといって、そういう3つのパターンです。ですから、学校によってどういう特色を出すか、これがまず一方にあって、それをどのように売り込むかという。その際に、そういうところは黙っていても来ますので、そういうところをどう作るか。これをどのように情報発信するか。スポーツの場合は、単純に言えば、野球は甲子園で勝てば来るのです。ですから、そういうところをどのように位置づけてやるか。いずれにしても、県外から入った学生がまた戻っても、秋田県と縁が出来、その縁を持っていろいろな面で交流人口にもつながりますので、まずは様々な課題はありますが、前向きに捉えて、こういうことも一つのステップですので、教育委員会とも十分に連携しながら、前に進めるように、私も頑張りたいと思います。

児玉政明委員

是非よろしくお願いいたします。
終わります。

副委員長

以上で、児玉政明委員の質疑は終了しました。
ここで、昼食のため休憩します。
再開は、午後1時とします。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

出席委員

休憩前に同じ

欠席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。
休憩前に引き続き、質疑を行います。
山形健二委員の質疑を行います。

山形委員の質疑時間は13分の予定でしたが、会派の残り時間が13分8秒ですので、モニターの表示をそのようにします。

山形健二委員

それでは、秋田県のスポーツ振興関連について幅広く、そして多方面にわたって質問させていただきます。

まず、スポーツ立県あきたについてお伺いします。令和4年度から4か年を計画期間とする第4期秋田県スポーツ推進計画、スポーツ立県あきた推進プランが第4期の2年を経過して折り返し地点となりますが、現時点での成果と課題について教えてください。

観光文化スポーツ部長

この計画は大きく言いまして、スポーツに親しむ県民を増やしていくこと、アスリートを強化して競技力を高めていくこと、スポーツを通じて交流人口の拡大を図っていくこと、この3点に取り組んでまいりました。

1点目については、いわゆる県民がスポーツに親しんでいく部分ですが、まだ目標に大きく届かない状況にあります。その背景としましては、やはり県民の中でも、特に働く世代や子育て世代の女性がスポーツに参加する割合が低い傾向にあります。これはもちろん仕事や家事、育児が多忙だということが原因だと思っておりますが、今後この点については職場や家庭で手軽に親しめるような形の運動の在り方を様々模索してまいりたいと思っております。

2点目の競技力向上の部分ですが、特に少年種別のスポーツ競技の活躍を強化していきたいということで取り組んでおりますが、ここまでのところでは年度による変動が非常に著しく、安定して強くないということです。強い年もあれば弱くなってしまう年もあるということで、これについては安定的な成績を残せるように、引き続き努めていくということで考えています。

最後の交流人口の拡大の部分は、コロナ禍を経まして、今のところ右肩上がりです。特にスポーツ合宿などが伸びており、こういうものの誘致に引き続き取り組んでまいりますし、あとプロスポーツ、バスケットやサッカーなどが大変盛んになっていますが、こういったもののアウエーサポーターの誘致などにも引き続き取り組んでまいります。

山形健二委員

競技力の向上といった意味で、まず指導者の確保は大事になってくると思います。令和3年度から新たに実施した強化策であるチームAKITA強化事業では、日本スポーツ協会公認指導者資格であり、都道府県レベルの育成、発掘ができるコーチ3養成講習会等への参加を支援しているということですが、本県のコーチ3の資格を保有する指導者は非常に少ないという現状があるとのことでした。その原因と課題について、どのように考えているのかお伺いします。

観光文化スポーツ部長

コーチ3は、ランクでいきますと国内トップレベルにあるチームや選手を指導するための資格で、主に大学や高校の指導者、あるいはクラブチームの指導者が保有しているものです。本県の取得者は220人ほどでありまして、隣県では300人から400人おりますので、やはり他県に比べて少ない傾向にあります。この背景としましては、スポーツに力を入れている私立の大学あるいは私立の高校などが少ないことや、通常の部活の指導になりますと、この資格を持っていないとできないことではないので、これまであまり必要性を感じられてこなかったこと。あとは、この資格を受けるためには東京会場での研修を複数回受ける必要があることで、その手間や経費の部分が必要になること、そういった部分から、なかなか普及が進んでこなかったものと思っております。

山形健二委員

1日、2日で取得できるものではなくて、200時間以上の講習を受けなければいけないという、かなりハードルの高いものと思われました。コーチ3を支援しているとのことですが、そもそもコーチ3まで要らないのではないかとと思うのですが、やっぱり

コーチ3を取得して、何か目標としている指導の方法とか、目標としているところがあるのかお聞かせください。

観光文化スポーツ部長

先ほどの競技力向上などとも関連するのですが、これまでのスポーツの強化策は主に選手個々の強化に大分、力を入れてきているのですが、選手の強化はもちろん必要ですが、やはり指導者の指導の仕方、結果が変わってくる部分がありますので、県としては指導者のレベル向上にも力を入れていかなければいけないと、競技団体とも一緒になって考えているところで、そうした背景から、今までチーム3を持っていなくても指導はできるのですが、やはりそういったしっかりとしたノウハウや知識を持った方を増やしていくというのが、これから大事になると考えております。

山形健二委員

コーチ3を取得する方が教職員とかになってくると、教員の多忙化というところで、教員としてコーチ3を取るのは大変になってくのかなと思います。

そういった中で、コーチ3ではなくてもコーチ2、1、あとスタートコーチとか、この下のプランもあると思うのですが、これから部活動が地域移行となっていく中で、コーチ3を目指してもらえ方がいればいいのですけれども、そこよりもっとレベルの低い指導者の部分の支援を拡充していくという方向性のほうが、今後いいのではないかと思いますので、その辺はどうですか。

観光文化スポーツ部長

お話しのとおり、コーチ3を取得するためには大変な苦勞が伴いますので、例えば全員がそれを持っていないといけないということは一切ないと思います。やはりレベルの高い方々を指導する方々には取っていただかなければいけないと思いますし、一方でもっと広く、そこまでいなくてもいいから、しっかりとした指導をしたいということであれば、この資格がなくてもできるわけです。要は、強い方を育てるような方々にはそういったものを持っていただければありがたいと思いますし、そうではなくて、指導できる方を確保していくという意味では、この資格に限らずいろいろな角度から指導できる人を増やしていく、そういった両面で進めていく必要があると思います。

山形健二委員

では、次の質問に行きます。競技適性トライアル事業ですが、県では小中学生を対象とした運動能力測定会を実施しており、児童生徒が運動適性を知ることによって、新たに取り組む競技種目の選択や、現在取り組んでいる運動部活動を継続するかという指標となり、児童生徒の可能性を広げる素晴らしい

取組だと思えます。

しかし、運動能力測定で適性が認められた競技種目を、進学先の中学校や高校で継続できなかつたり、希望する部活動がなかつたりするなどの現状があるようですが、この現状をどのように考えているのかお聞かせください。

観光文化スポーツ部長

スポーツ能力の測定は、小学校3年生から中学校3年生の希望する児童生徒に対し、俊敏性やジャンプ力などを測定し、得意分野を生かせる競技を、それぞれ10種目程度、個々に御紹介していく制度があります。さらに、適性に合った競技の団体やスポーツクラブの紹介も行っております。

実際に受けたお子さんたちのアンケートによれば、それぞれ中学校や高校に進学する際に95.2%のお子さんが部活に入ってスポーツに取り組んでいるということですので、そういった意味では成果があるのかなと思っているところではありますが、一方で今、少子化で学校の規模が小さく、部活の数がそれぞれ減ってきている状況でございます。10種目程度紹介しますので、全くないというケースがどのくらいあるかは、把握していないのですが、仮に希望する進学先に自分がやりたいスポーツ競技がない場合は、隣接の学校で練習を一緒にやって、大会等試合の際には、その学校の代表として出場するなど、弾力的な形も行われているようですので、できるだけ子供たちの希望に合うような形でスポーツが継続できる環境をサポートしていきたいと思えます。

山形健二委員

まず、運動適性を知ることによって、児童生徒の新たなスポーツの道が開ける可能性を見つける事業で、素晴らしいと思うのですが、適性が認められてもできないという現状が残念とも思えます。だからといって、その環境を作るのは難しいことでしょうし、どこでできるのか、どこが盛んなのかを情報提供できるような相談体制が必要だと思えます。

あと、この取組は、子供にとってもそうですけれども、どんなスポーツをやらせていいかわからない保護者にとっても助かるもので、測定だけで終わらずに、その先のサポートまでするような形で取り組んでいただければと思えますが、その辺どうでしょうか。

観光文化スポーツ部長

今のお話のとおり、この先さらに子供たちの数が減ってくると、部活移行とか競技ができる環境が狭まってくることもありますけれども、子供たちの測定で終わるのではなくて、しっかりと先々の情報を提供できるように取り組んでまいりたいと思えます。

山形健二委員

次にスポーツを支える人材不足についてお伺いし

ます。スポーツイベントや大会には、審判員などたくさんボランティアの協力が必要ですが、高齢化などによりボランティアの確保も難しくなっていると思います。この課題にどう取り組んでいくのかお聞かせください。

観光文化スポーツ部長

こちらもお話のとおりで、どうしても支える人材が少なくなってきました。これに対して県としましては、スポーツ団体と連携しまして、そういった支える人が少なくなっていく中で、どうやって支える活動をしていくのか検討をしているところです。

具体的に申し上げますと、例えば、今までは役員の方だけが大会を支えるような活動をしていたのを、保護者の皆さんも協力しながらやることで、役員の体制が少なくなっても支えるような形をとったり、あるいは選手たちが審判を兼ねるなど、そういった形で大会を運営したりとか、少人数になってもできる環境を整えている例も様々あります。そういった団体間のいろんな意見交換会や情報交換の場で、うまくいっている例を紹介しながら、うちの団体でもそれだったらできるなどというようにことをやって、しっかりと維持できるようにするというのと、支える人を増やしていく、そういった活動も併せて取り組んでまいりたいと思います。

山形健二委員

支える人を増やしていくという意味で、ほとんどの人が高校卒業後にそれまでやっていた部活動などのスポーツから離れてしまうという現状があると思います。なぜそうなるかといったら、高校3年生で引退するのが当たり前という流れがあります。生徒が、そのスポーツをやめたいというわけでも嫌いになっただけでもないのに、自然とそれまでやってきた競技とのつながりが切れてしまうという、この現状を変えていかなくてはいけないと考えるのですが、その辺いかがですか。

観光文化スポーツ部長

それぞれの世代に応じて、いろいろやらなければいけないことがあるでしょうから、どうしても仕事や家事、子育てに追われて、一度離れなければいけない方も出てくると思います。できるだけスポーツに引き続き親しんでいただけるような環境は作るのですが、それがどうしてもかなわない方もいらっしゃると思いますので、一度落ち着いてからまた戻ってこられるような環境も作っていかなければいけないと思うし、先ほども申し上げたのですが、児童生徒の活動の面倒を全て大人が見るのではなくて、子供たち自体も支えるほうに回っていただくような形、つまり競技者兼支える側になるような形をとることで、いろんな大会などが継続できるよう、様々工夫してみたいと思っています。

山形健二委員

今、部長がおっしゃったように、例えば、高校在学中に選手だった方が、ただ引退して終えるのではなくて、その部活動の中で審判員資格の取得とか、指導者の資格というところまで取ってもらえるような環境づくりが必要ではないかと思います。そうすることで、卒業後も競技に関わっていただけることになるのかなと。3年生で引退しても、翌年から関係者として残るような、高校卒業後も自然と競技に関わっていくような仕組みづくりが必要だと考えますので、これからさらに人口が減っていく中で、そこは早急に取り組んでいただきたいと思いますので、是非よろしくをお願いします。

次に県内のプロ、セミプロスポーツチームによるスポーツ振興についてお伺いします。プロバスケットボールの秋田ノーザンハピネッツをはじめ、サッカー、ラグビー、バドミントンなどのトップスポーツチームの活動により、県民のスポーツ観戦の機会が増えたり、スポーツ教室の開催による交流など、スポーツチームによる取組が県内のスポーツ振興や地域の活性化につながっていると感じております。試合観戦やスポーツ教室などの交流により、トップアスリートを目の当たりにする経験は、子供たちに夢や希望を与える大切なことだと思っております。また、高校生までにトップレベルで活躍した選手ほど県外に出ていってしまう傾向にあります。こういったスポーツチームが県内にあることによって、そこで競技を続けたいと県内に残ったり、大学卒業後に戻ってくるということで、県内への定着、回帰による競技力の向上にもつながると考えますが、県として、どのように考えているのかお聞かせください。

観光文化スポーツ部長

プロスポーツは、今お話しいただいたとおり、先々の地域による受皿、地域のスポーツ振興にもなります。さらには、にぎわいの創出にもつながってくるすばらしい取組だと思っております。

例えば、バレーボールのVリーグにおいては、もちろんホームアリーナという受皿の箱がなければいけないのと併せまして、運営していくチームの経営をしっかりとしていかなければいけないとか、加入に向けて様々な要件も入ってきます。そういった部分は、基本的にホームタウンになる市町村が支援していく部分になるのですが、県としても、そういったクラブに賛同してくださる企業やファンが増えていくように、クラブの情報を県内外に県庁からも配信していったり、いろいろなサポートができると思いますので、できることをやってまいりたいと思います。

山形健二委員

バレーボールのVリーグは、県内のバレーボール

チームでVリーグの参入を目指す動きが実際にあります。実現すれば、県内スポーツを盛り上げる新たな拠点になると考えますが、そういった新たな動きというか、スタートアップの部分に、県として応援していけるような仕組みは、現時点ではないということでしょうか。

観光文化スポーツ部長

現時点において、スタートアップの部分の、いわゆる経費支援的な形でのサポートという仕組みはございません。

山形健二委員

今はマイナーなスポーツでも、今後、盛り上がりが出てくるものはたくさんあると思うのです。そういったものが新たに秋田県に生まれるといったときに、県としても応援できるような仕組みがあればいいと思いますので、是非、検討をよろしく願います。

観光文化スポーツ部長

県内には現在プロバスケットボールやサッカー、あるいはラグビーとか、様々なプロチームが存在しておりますが、クラブを立ち上げるころまでは皆さんのお力で頑張ってきていただいております。県は、そういった方々が実際にプロチームになった後に、その発信力を活用して、一緒になって取組をさせていただいている部分があるのですが、そうしたクラブチームの立ち上げは、確かに地域にとって非常に効果が大きいものだと思いますので、地元市町村も含めて、何ができるのか、様々話し合ってまいりたいと思います。

山形健二委員

次に行きます。去年、雄和の県営陸上競技場で混成競技の日本選手権大会が開催されました。日本陸上競技選手権大会は大阪での開催でしたが、混成競技は男子が10種目、女子が7種目を2日間かけて行う競技で、1人で複数の種目を長時間かけて行うという特殊性もあって、混成競技は別会場で開催となっているようです。関係者の努力により、秋田県での開催となり、日本のトップアスリートが秋田県で見られるというすばらしい機会になりましたが、競技場内に時計がないという指摘を選手からされてしまったという話を聞いております。競技場の時計塔が故障していたとのことですが、これは事前に対策できたのではないのでしょうか。1日に数種目も競技を行う選手としては、かなり不便だったと思います。現在は別の時計を設置して対応しているとのことですが、これも小さくて見づらいという話でした。私も実際に現地で確認しておりますが、時計があるメインスタンド側からは見えましたが、バックスタンド側からは時間が見えませんでした。ちなみに、視力は両目とも1.5あります。

時計塔の修理には、かなり高額な費用が掛かることですが、県内で唯一大きな大会を開催する陸上競技場の設備がこの状態で良いのでしょうか。関係者の話によると、今後、秋田県での全国規模の大会開催はほぼ不可能とのことでした。理由は、大型スクリーンが陸上競技場に設置されていないからということです。ちなみに、全国でこの大型スクリーンがないのは、秋田県と奈良県だけでした。八橋陸上競技場には大型スクリーンはありますが、こういった陸上競技の日本選手権等の大会では利用できないものです。

設備が原因で大きな大会を誘致できないという状況は残念に思います。どんな競技でも子供たちに夢や希望を与えるには、本当のトップアスリートを目の当たりにすることが大切だと思います。その可能性を設備がないということで潰してしまうのは、非常にもったいないと思います。古い時計塔を修理するのが高額で、その場しのぎの時計を設置するのではなくて、この機会に大型スクリーンの設置を検討していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

建設部長

今年度開催された日本選手権の際に時計塔が壊れている事実は、当然、関係団体から申入れされましたので、まずは、現在のところ仮設のデジタル時計で表示しているところですが、今後については、また改めて関係機関と協議しながら、時計表示の在り方を検討していきたいと思います。

また、陸上競技場につきましては、令和6年11月に公認期間を満了するため、ウレタン補修や掲示システムの更新など、公認に必要な予算を今議会で提案させていただいているところです。

第1種の公認の仕様に当たっては、電光表示板は設置することは望ましいと記述はあるものの、必須ではないということと、今回、陸連で事前の調査を実施しましたが、電光表示板の指導は受けてございません。こうしたことから、整備効果を考えますと、現段階では大型映像装置の設置は考えてございませんが、先ほど申しましたとおり、日本選手権の際に大型映像装置を搭載した映像車を設置しまして、大会運営を行ってきたものですから、こうした形で誘致が可能だと考えてございます。

山形健二委員

大型スクリーンがないことで、大会のたびに選手や観戦者から不満の声がかなり上がっているという状況があります。今年は第51回東北総合スポーツ大会が秋田県で開催されますが、これも秋田県だけがこの設備がないという状況で、県外からの観戦者や選手に不便な思いをさせることとなります。紙で掲示板に示したりとか、手間がかかっているため、DXの推進という意味でも、今後、前向きな検討を

していただければと思います。

建設部長

まずは今回、1種公認に当たっても秋田陸協といろんな協議はしていますので、そうした関係者との意見交換も踏まえて、必要性等を考えていきたいと思っております。

山形健二委員

では、次の質問に参ります。若者の県内定着、回帰について伺います。まず、高校生の県内進学推進事業は令和6年度からの新規事業ですが、これを県内進学率の向上にどうつなげるのか教えてください。目標値等もあれば教えてください。

あきた未来創造部長

県内の高校生の進学率は約7割ございますが、そのうちの3分の1が県内に進学しており、残りの3分の2が県外へ進学しているという状況がございます。その要因として、例えば県内にある高等教育機関がどんなことをしているか、どんな魅力があるかを分からないで、県外の高等教育機関に進学している方もいらっしゃるかもしれないということで、理解を深めていただくために今回開催するものでございます。

山形健二委員

この会場に来る生徒は、もともと県内進学を考えている人たちだと思います。そこに丁寧な説明をすることは必要だと思いますが、それが県内進学率の向上につながるかといったら、ちょっと違うのではないかと思います。県内進学率を向上させるためにアプローチしなくてはいけないのは、県外進学を考えている人たちだと思いますが、その辺いかがお考えですか。

あきた未来創造部長

確かに県内へ進学していただくためには、今、県外へ行っている方にとどまっていただくことは大変重要な視点だとは思いますが、やはり進路の選択は、第一には御本人の意思というものがございます。県では、特別調査はしていませんが、国の調査によりますと、なぜ県外に進学したかという理由では、自分が関心のある分野を学べる学校が地元になかったから、親元を離れて一人で生活したかったからという答えが多くございましたので、県外へ出ざるを得ないという方もいらっしゃると思います。いろんな選択肢がありますので、その中の一つとして、県内の高等教育機関を選択していただければと考えております。

山形健二委員

時間がありませんので、続きは一般質問でやらせていただきたいと思いますのですが、最後に、高校卒業者の7割が進学者で、そのうち37%が県内進学、63%が県外進学。この63%の県外進学をする人

たちが、なぜ県外なのかを詳しく調査研究することが重要だと考えますが、そういった県外進学者の意向調査はされているのか。それによって、今までどうしてきたのかというのがあれば教えてください。

あきた未来創造部長

先ほど申し上げましたように、国の調査がございましたので、県独自では調査していませんが、来年度から進学相談会の事業をやりますので、その中で参加者に対して調査をやりたいと思っております。

委員長

以上で、山形委員の質疑は終了しました。

次に、住谷達委員の質疑を行います。

住谷委員の質疑時間は18分の予定でしたが、会派の残り時間が18分37秒ですので、モニターの表示をそのようにします。

住谷達委員

まず初めに、あきたこまちRについて伺いたと思います。あきたこまちRにつきましては、昨年からは様々な議論がされてきてまして、今議会に提出された当初予算でも、あきたこまちR導入理解促進対策事業費が盛り込まれております。これにつきましては、農林水産分科会でも様々な質疑がありまして、当局からのあきたこまちRへの切替えに対する思い、また、その先にいる生産者を守るという強い意思がひしひしと感じられるものでございます。

あきたこまちRへのこうした批判は、私が記憶しているところで言うと、昨年5月の連休前、ネット上に、放射線育種が危険であるかのような記事が載っていました。それを見た消費者の方々の方が不安を抱いて、それに基づく批判や偏見、誤解が拡散されて、これが大きくなったものと考えています。しかし、当局の皆様方が本当にしっかりとしたデータや事実に基づいた適切な情報を載せたことによって、こうした意見は幾分減少したように思うのですが、放射線育種というよりは、今度は全面切替えについて批判の矛先が向いており、批判がすり替わっていると感じております。ネット上の個人の意見は、主張は自由であっていいと思うのですが、信憑性の疑わしい論説をあたかも正当であるかのように喧伝して拡散するのは、本当にいかがなものかと個人的には思うところでございます。

知事に対しては、切替えに際しまして、切替えを検討している生産者、特に県内の生産者が困ることがないように、今もSNSで散見されるような、あきたこまちRへの風評に対する毅然とした対応をすべきであると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

知事

ネットの場合、簡単にこれを否定しても、大本の配信を止めることはなかなか難しいです。ただ、法的な手段がとれる場合もありますので、あまりひど

いものは県の顧問弁護士に相談しながら対応することもあり得ます。また同時に、風評被害的なものとなるべく出ないように、さらに様々な情報公開やPRをしっかりとやっていくことが必要だと思います。

住谷達委員

私は、知事のこれまでの御発言は、いい悪いは別にして、すごく効果があると思うのです。例えば、昨年のクマのクレームの際の電話について、クレームが来たらどうすると聞いたら、ガチャン。あれは本当にすごくメッセージ性が強いと思うのです。知事の発言というのは、本当にメッセージ性が強いと思うので、知事の言葉で、あきたこまちRの不安、特に県内の生産者が不安に思っていることに対して、不安ではないのだ、作って大丈夫だ、安心だということ、それに加えて消費者に、あきたこまちが、あきたこまちRになっても安心、安全な米なのだ、従来のあきたこまちと変わらないおいしい米なのだ、という情報を発信することで、皆さんが頑張ろうと、またモチベーションも上がるようなことにつながると思うので、是非、知事の言葉で、安全性やそういった情報を発信できればと思いますけれども、もう一度よろしくをお願いします。

知事

例えば、友人あるいはスーパーに行って奥さん方と会ったときには、ある程度そういう知識がありますので、意外と分かりやすく説明できます。ただ、一発でボンと言うのは、なかなか難しいのですが、いずれ失言、放言に至らないような適切な発言内容で、いろんな面で工夫をしながら、それを発信してみたいと思います。

住谷達委員

本当に知事の発言は、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、お金も掛からない、一番いいPR手段だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問変わります。続きまして、中学生の県外流出についてお伺いしたいと思います。今議会でも産業観光分科会、教育公安分科会でも、様々議論されております。先ほどの山形委員からも、それを危惧するような質問もございました。本当に中学生の進学等による県外流出が増加していますが、令和5年度、競技力向上対策等で育成した中学生が県外へ進学した数が63人と過去最高となっています。県費で強化した将来有望な生徒が流出するのは、本当にいかなものかと私は思います。まずは教育長に、このような状況をどのように分析されているかお尋ねいたします。

教育長

今63名とありましたけれども、それは県外に出た中学生の総数であって、実際に、中学校の強化選

手となっているもので県外に出たのは18名であります。県内の有力な選手が県外へ出ていくのは、非常に我々としても、県内の学校を選んでもらえなかったことは残念だという思いでありますし、県内の高校に進学できるような、そういう魅力ある学校も作っていかねばならないと思います。また、部局とも連携し、小中合わせてジュニアの辺りから、県内で頑張っているという気持ちを持ってもらうような指導も含めてやっていかねばならないと思っています。

住谷達委員

県外流出は、今18名程度という話でしたけれども、この問題は、入試時期の問題が今回委員会でもいろいろと議論されていまして。昨年度実施した前期選抜を特色選抜に改めたことで、3月の一般選抜と同じ日程となり、そういった入試制度の改定が大きく影響していると思いますが、こういった制度を、例えば、有望なスポーツ選手の入学に際して、緩和できるような措置はできないものですか。

教育長

前期選抜がなくなって、早く高校進学を決めたいと思う生徒にとっては、3月まで勉強しなければならず、ちょっと遅いと思う子供もいるのかなと思います。ただ、有力な選手に関しては、前期があるまいが、やっぱり県外の環境の整った私立高校でやりたいという思いがあるので、私が市町村等に聞いている限りでは、そういったスポーツのトップの子たちに関して、前期がなくなったから県外だという話はほとんどないと思っています。

あと、そういった選手に対して、早くから何とかできないかは、私学は随分早くから声をかけているようだけれども、公立としては難しい部分があって、できないと思っています。

住谷達委員

秋田の県立高校は昔からスポーツが強くて、秋田の私立学校は、そんなにスポーツが強くなかった。秋田の県立学校が、秋田のスポーツを引っ張ってきたという歴史があると思うのです。特にバスケットボールだと能代工業高校——今は能代科学技術高校になっていますが、そういったところで、昨今有望な選手がとれなくなっている。なぜかという、特に県外の私学のスカウトの時期が本当に早くなってきており、早い時期からアプローチされていて、そうなる県立学校では太刀打ちできないという話も聞こえてきています。実際にそういった選手が、県外に行っている状況もあると思うのです。そういったところを、これから改善していかねば、秋田県の競技力が一向に上がっていかないと危惧するのですが、そういった点はいかがお考えですか。

教育長

先ほど公立は難しいという話をしましたけれども、私学は早ければ2年生の頃からいろいろやっていますが、これは以前からも言われている話ですし、秋田県だけでなく、他県も公立は同じような状況にあるという話は私もよく聞いています。実際、公立高校に求められる高校入試で、一番大事なものは透明性、公平性が大前提としてあるものですから、当然どんな選手でも高校入試を受けて、合格となります。それが、案外早い時点から、例えば、ある高校、ある監督から話があって、そこに合格がある程度、確約されているのではないかとというようなことは、高校入試としてはできない。したがって、本県では高等学校長協会と中学校長会が協議しながら、大体9月くらいから、それも直接顧問が保護者や生徒に接触するのは駄目ということで、中学校を通して話をするといった、非常に透明性を持った形で入試は行っています。そこに関しては、我々は非常に重要な部分で、そこが誤解されると大変な話になりますので、その中でいい選手には秋田県の中で頑張ってもらいたいという思いはずっとあるというところがあります。

住谷達委員

いずれ学生の本務は勉強なので、学習が一番優先されるのは私も理解はしていますけれども、様々な観点から、学業やスポーツも含めて、優秀な生徒が県外に流出するのは、何とか避けなければいけないと思います。県内で囲い込みができるような何かしらの工夫が必要かなと思いますので、是非そういったところを今後、検討していきながら進めていってほしいと思います。

また、先ほどの山形委員の話もありましたが、スポーツ立県あきたの実現に向けて、各競技団体が行う選手強化の取組を支援するとともに、ジュニア層の発掘を行い、高校競技までの一貫指導による育成強化を図ることを目的に、スポーツ振興課のスポーツ王国育成事業が今回計上されています。しかしながら、近年、県の国体の天皇杯や皇后杯の順位は低迷が続いています。より一層の強化が求められると感じていますが、去年のかごしま国体終了後に県スポーツ協会が開催した報告会で、田口秋田県スポーツ協会副会長から、昨年と同じ強化は停滞につながるというような話がございました。報告会後の意見交換会でも、指導者の育成が重要であると。本当にこれは抜本的な強化策が求められると思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

教育長

確かにそういう一面は大きいし、先ほどの話で、中学生が高校を選ぶ段階で、指導者という観点も非常に大きいものがあると思っております。県でも、指導者育成に関しては、例えばアドバイザーを活用

して意見を聞いたり、あるいは強豪校の視察であるとか、指導者サミットという形で、競技の枠を超えて、指導後の研修などを行ったりと、様々な形でやっております。

あと部局とも連携しながら、教員だけでなく、地域移行もあれば地域での指導になりますので、そういったのを含めて指導力の向上については、頑張っている状況であります。

住谷達委員

後ほどの地域移行の話にもつながる話ですが、いろんな今日のお話にもありますとおり、指導者の育成が本当に重要だと思います。これから地域移行に関しては、外部指導者の育成が喫緊の課題であると言われていきますし、そういったところをこれからどうしていくかが、スポーツ振興課ともいろいろ協力しなければいけない部分かと思いますが、観光文化スポーツ部長としては、どのように捉えていますか。

観光文化スポーツ部長

先ほどの山形委員のところでもお話しさせていただいたのですが、これまで競技力向上の部分は、選手個々の強化あるいはチームの強化を図ってきたのですが、指導者をしっかりしていかなければいけない——しっかりというか、さらに素養を高めていかなければいけないということで、できるだけいろんな経験を積んだり、知識を持った指導者を増やしていくことが、選手の強化にもなるし、いい指導者がいれば、地域に子供たちが残ることにもつながっていくと思います。

令和3年度から、チームAKITA強化育成システムにおいて、先ほど申し上げたような一定の資格を持った指導者を増やしていこうとしていまして、年々増加してきております。これをまずしっかり進めていきたいと思っています。

あと国体についてはおっしゃるとおりで、なかなか順位が上がらない。あるとき上がっても、また次の年は落ちてしまうとかあります。今後しっかりと競技力を高めていくために、今いろいろと進めていく中で、指定団体において若手の強化に力を入れてやっており、現在、令和3年から令和5年まで9競技団体について、特に力を入れて強化してきていたのですが、令和6年以降、この競技団体の種目を1つ増やすとともに、中身を入れ替えまして、さらに国体で点数が高くなっていくように頑張っていきたいと思っています。

住谷達委員

知事、国体で来年度は10位台を目指すというような話がございませうけれども、この10位台を目指すためには、県でスポーツ強化として何をしたらいいと思いますか。

知事

点数の多くとれる種目にいかに勝つか負けるかで相当違うので、そういう意味からしますと、冬季は意外といい成績でやっていますが、夏はそう簡単にはいかないということで、なかなか簡単にできない面もあります。指導者も今の時代は余裕がなく、私自身も経験ありますが、スキーの指導者として、別にレベルは高くないのですが、県庁の職員になってから、自分の子供の通っている学校のコーチです。当時は年次休暇を全部使う余裕があったのです。でも、今はなかなかそう簡単にはいかない。確かに年次休暇、休みを全部とるということは、今の世の中、働き方改革はありますが、そう簡単にはいかないです。結局、物すごく負担がかかるのです。金銭的な面というよりも時間です。例えば、県内の企業で、社長がスポーツに理解があるところは、そういう方を社員に入れて、その方について社用のほうは程々にして、指導にバッチリ当たると、そういう会社もあるので。企業の経営者にも理解を得ながら、全体的にそういう雰囲気を作っていく。また、そういう企業に対し、一定の支援を今までもしていましたけれども、いろんな優遇措置を与えたりとか、そういう工夫もこれから考えていく必要があるのかなと感じています。

住谷達委員

知事の話は、後ほどの地域移行の話ともつながる部分だと思います。地域の理解、地域の企業の理解が本当にこれから重要になってくると思いますので、是非そういった理解を促進できるような働きかけを、県当局としても行っていただければと思います。

こういった指導者の育成、優秀な選手の育成に関しては、隣の岩手県の野球の取組はすごくいい取組だと私は思っていました。隣の岩手県、皆さん御存じだと思いますけれども、メジャーリーグの大谷選手、佐々木朗希選手、昨今、隣の岩手県から多くのプロ野球選手を輩出しております。岩手県は中学校に上がるとクラブチームで硬式を選ぶか、部活動で軟式を選ぶか、どちらかの選択を迫られるそうです。大谷選手は硬式を選んで今につながっているわけですが、中学校の部活で軟式を選択しても、独自の強化策で競技力の向上が図られるというところ。その秘訣は何かというと、県全体でKボールという軟式球と同じですが、中は空洞で、重さ、大きさは硬式と同じようなボールを使用しているところであると言われております。加えて岩手県では、Kボールを使用するに当たって、ストライクゾーンを広げて、送りバント等を禁止するような独自のルールを設定することで、打者は四球に頼らずバットを積極的に振るようになったと。また、投手は四球を怖がらずに思い切り投げ込めるようになって、結果的に競技力の強化につながったのではないかと聞いております。

軟式は現状、硬球に近いM号球が使われており、その点、岩手県とは違う状況ではありますが、競技力に向けては、こうした様々な工夫ができるのではないかと思いますけれども、その点は教育長、いかがお考えですか。

教育長

岩手県のKボールという取組は聞いたことがあります。そういったいろんな独自の工夫されているところは、非常に参考になるのではないかと思います。それがすぐ秋田県でできるかは、ちょっとあれですけども、まずいろいろそういうのを勉強させてもらえればと思っております。

秋田県でも野球に関していえば、平成23年から、高等学校の強化プロジェクトを5年くらいやって、その成果として金農の甲子園準優勝につながっていると思いますし、野球は小中ともにすごく盛り上がっており、軟式でいえば能代高校は度々全国トップクラスまでいく形で、全く結果が出ていないわけでもないです。他県の取組も参考にしながら、秋田県でも何かやれるものがあればやっていきたいと思っております。

住谷達委員

是非そういった取組を通じて、選手強化、あと選手の囲い込み、若年層の強化につながるような取組を増やしていただければと思います。

部活動の地域移行に関しては、大館市、能代市、羽後町で令和4年度の実証事業を行っています。その中で実施したアンケートの回答では、外部指導者の育成、また謝金等が課題であるという意見が多くて、運営経費については、保護者の理解と合意形成をどのように図るかが課題であると思っておりますけれども、その点、教育長はどのようにお考えですか。

教育長

今、全国各地でこの実証事業が行われております。秋田県は、今おっしゃられたとおりですが、だんだん課題となるものが見えてきております。一番の課題は、実施主体である市町村がどうするかということ、指導者をどうするか、それから謝金的な保護者負担をどうするか、あるいは地域連携の中でどうやっていくかといった辺りが徐々に見えてきていると思います。

先ほど指導者の育成をどうするかとありましたが、大きな問題の一つとして、地域に移行した場合にどうやって指導者を確保していくか。1つの種目はいるけれども、別の種目の部活にはいない、この地域にはいないといった偏在も大きな課題になっておりますし、秋田県のような場所では地域連合しながら一緒にやっていたらなければならない状況もあります。そういったところが今、実証事業で明らかになってきているところであります。

住谷達委員

県内各地域、それぞれ状況も違うと思うのです。例えば総合型地域スポーツクラブみたいなところもあるところがあれば、そうではないところもあったり、その受皿となる部分があるところとないところなど、いろんな状況があり、そういった状況をしっかりと把握しながら地域移行を進めていかなければならないと思いますので、是非しっかりと状況を把握しながら進めていただければと思います。

また、文化部の部活動の地域移行についてもお尋ねしますが、大館市教育委員会でも文化庁から予算を頂いて、吹奏楽部の休日における教師以外の外部指導者による専門的な指導を受けられるように、こちらでも地域移行の実証事業を行いました。文化部については、運動部のような指導者育成は進んでいないものの、長く現役を続けられることで生徒と一緒に練習をしたり、演奏したりできるというようなメリットがあると感じております。こうした文化部の指導へ意欲のある方は、多分いらっしゃると思うのです。そういった方へ、例えば、運動部の指導者と同様のハラスメント教育や接し方の講習会などを実施するべきと思うのですが、そういったところはいかがお考えですか。

教育長

文化部に関していえば、地域移行で一番大きいのは、吹奏楽部と合唱部になるのではないかと考えております。今年、大館市が吹奏楽部に関して、非常にうまく地域移行の実証事業をやっていると聞いております。大館市のマーチングバンドとか吹奏楽団みたいなところが中心になり、大館市の中学生を集めて、みんなで一緒にやっており、その中には演奏者であり指導者である人もいて、非常にうまくまとめていると伺っています。そういった中で、さらに次の指導者が生まれてきたりとかしながら、他地区にも広がっていくことがいいと思っておりますし、県としてもいずれ地域移行が定着してくれば、いろんな指導者がおりますので、先ほどのハラスメントとか指導力も含めて、当然、研修等もやっていかなければならないだろうと思っております。

住谷達委員

例えば、ハラスメント研修であるとか、そういったものは、運動部も文化部も含めて、任意でやっているものですか。

教育長

今、部活動指導員とか外部指導者も含めて、外部から入ってきている人たちには、もう既に研修をやっていますので、いずれ何らかの形で携わってもらっている方々には、研修はしてもらうことになるのかと思っています。

住谷達委員

いずれこういった研修をしっかりと受けてもらって——外部指導者も指導するに当たってやっぱり不安だと思うのです。こういう接し方がいいのかどうか、ふだん子供たちと接する機会がない方も結構いらっしやると思うので、そういった不安を取り除くためにも、こういったハラスメント研修であるとか、様々な人の接し方の研修は是非プログラム化してもらおうよう、考えてもらえればと思います。

教育長

今は学校の部活動ですので、先生方も指導しているわけですが、外部になれば教育的な部分に携わったことがない人も当然いっぱいおりますので、競技力だけでなく指導力であるとか、資質を含めて、そういった研修は行っていきたいと思っております。

住谷達委員

是非そういったところをよろしくお願ひしたいと思っております。

また、文化部のほうですけれども、令和8年度に本県で開催予定の高等学校総合文化祭、いわゆる総文祭が開催されます。こういった総文祭を成功に導くためにも、今の中学生世代の強化が本当に重要なと思うのです。そういった中で民間を巻き込んで、官民一体で機運を醸成しながら、吹奏楽、様々な文化部がありますけれども、そういったところの技術力向上を図るべきではないかと思っておりますが、教育長はいかがお考えですか。

教育長

今、まさにおっしゃられたとおり、ちょうど全国高等学校総合文化祭のときの高校生は、今の中学生がそのまま行きます。ブラバンのような大きい部でなくても、書道でも囲碁でも何でもいいのですが、そういったものに関して高校に入ってからどんどん活動を広げられるように、中学生に話をしてほしいと市町村の教育委員会にも話していますので、そういった子たちが令和8年の総文祭で活躍してくればいいなと思っています。

住谷達委員

令和8年の総文祭を秋田県で開催したときに、すごく盛り上がることを本当に期待していますので、頑張ってくださいと思います。

質問変わります。最後、スタートアップの取組について伺いたいと思います。当初予算でもスタートアップエコシステムAKITA推進事業など、大変意欲的な予算が計上されております。地方で行うスタートアップとは、都市部と比較して、ベンチャーキャピタルやエンジェル投資家といった第三者を対象に株式を発行して資金調達をする第三者割当増資など、エクイティーファイナンスによる資金調達面で弱い部分があると思います。この事業で弱い部分をどのように解消して、秋田県らしいスタートアッ

プを育成していくかということをお伺いしたいと思えます。

産業労働部長

スタートアップに関しては、大規模な資金調達を受けて急成長していくといったような特徴がございまして、その資金を必要とするタイミングは起業する段階ではなくて、事業を拡大する段階、これが一般的でございます。

昨年、県内の状況を調査させていただきました。昨年の調査で県内に幾つかのスタートアップ候補を確認できましたが、ほとんどが成長の初期段階でございます。現段階では、今すぐまとまった資金はまだ必要としていない状況であることが分かったことと、今の御指摘のとおり、成長するに従って資金を必要とする時期が近い将来、来るとした場合、県内にベンチャーキャピタルや投資家が少ないことから、首都圏に比べて資金調達の機会に恵まれていないといった事実もございます。

一方で、昨年、地元の金融機関がファンドを組成して、ベンチャー企業に対する資金供給や経営支援の取組を始めたといった動きもございまして、県出身のベンチャーキャピタルの代表の呼びかけにより、県内スタートアップ候補の交流イベントを開催したのですが、首都圏などを中心に投資や支援の関係者が非常に多く集まりました。民間によって支援の動きが徐々に活発になりつつあると。こうした状況を踏まえまると、現段階では民間主導で資金調達できるような環境を我々が作っていくことがベターであると考えております。

来年度、こうした状況を踏まえまして、ベンチャーキャピタルを含む産学官金から成るプラットフォームを設立いたしまして、県内スタートアップ候補自らが資金調達できるところまで成長させていくような環境を整えていくような取組を中心に進めたいと考えております。

住谷達委員

今、部長からもございましたけれども、県内のスタートアップ企業が、ほぼ成長の初期段階にあるというような状況ですが、今回の地域プラットフォーム運営事業では、支援対象全ての成長段階としていますが、この成長段階とは、現状は初期段階のものに対して支援を来年度は考えているというような認識でよろしいですか。

産業労働部長

今、申し上げましたように、支援の対象の中心となるのは、成長の初期段階にあるスタートアップ候補だと思いますが、それと含めて起業家意識の醸成といった観点から、いろんな交流イベントをはじめとしたイベントを開催いたしまして、機運醸成を高めていくといったような予算を計上しているところ

でございます。

住谷達委員

今、答弁にもあったので、大体分かりましたけれども、結局、県内のスタートアップは大体初期段階だというような認識でやっている中で、今後そういったスタートアップ企業が成長していくに当たって、今度は出口戦略がこれから重要になってくると思います。大体スタートアップを目指すところだと、IPOであるとかM&A、そういったところを考えながらやるのが、通常のスタートアップ企業の戦略だと思うのですが、そういった場合の支援体制は、現状はまだ考えていないということでもよろしいですか。

産業労働部長

ただいま御指摘されたような手法とか、いろいろあると思うのですが、来年度、いろんなスタートアップ候補を支援する立場の方、それから有識者を含めてプラットフォームを立ち上げますので、そちらでいろいろ意見を集約して、秋田県ならではのスタートアップ支援の在り方を探っていきたいと思っております。

住谷達委員

どうしても地方のスタートアップは、都市部に比べて、あまり有利な状況ではないのは我々も承知しているところですので、是非、秋田県らしいスタートアップをどんどん増やしていくような取組につながればいいと思います。

また、別の質問ですが、スタートアップ企業だと独自の知的財産があると思うのですけれども、その知的財産などに対する支援は、現状どのように考えているか、教えていただければと思います。

産業労働部長

成長の初期段階ですので、まだ知的財産ということまではいっていないと思います。これから成長するに従って、その辺を尊重していかなければいけませんので、その辺も含めてプラットフォームでいろいろ考えていきたいと考えております。

住谷達委員

知財は、スタートアップ企業もそうですし、県内の県立大学、国際教養大学含めて様々あると思うのです。例えばこの間、所管委員会でも県立大学の特許に関する質問が出た中で、要らなくなった特許は処分しているという話もあったのです。それでは非常にもったいないと、私はすごく感じております。そういった中で、今、大学の知的財産を活用する取組としては、TLOが仕組み化されております。

TLOは技術移転機関のことであって、平成10年に大学技術移転促進法が制定、施行され、大学研究機関の発明研究成果を知的財産化し、産業界にライセンスして、それで得られた収益の一部を研究者に

戻すことで研究資金を創出し、大学の研究のさらなる活性化につなげるというものです。本県も、秋田大学が他県の国立大学と連携しながらTLOを構成しているのです。県立大学や国際教養大学も、このようなTLOを目指すべきではないかと思えますけれども、そのような御認識はいかがでしょうか。

あきた未来創造部長

特許や技術移転に関して、県立大学の現状についてお知らせしたいと思えます。特許出願件数ですが、令和4年度は18件ございました。技術移転件数は、令和4年度は3件でございます。国際教養大学については、いずれもなしという状況でございます。

特許は取るだけではなくて、それをいかに生かすか、有効活用するかという観点が非常に大事かと思っておりますので、それがスタートアップにおいても非常に重要だと考えられますが、今時点でどういう仕組みがいいのか、あるいはどこまで大学側がやれるのか、まだ情報の共有も、意見の交換もしていないところですので、これからその話し合いを進めてまいりたいと思っております。

住谷達委員

スタートアップを取り組むのであれば、大学とも連携しながらTLOの設立を目指して、知財管理も含めて頑張っていたいただければと思えます。

県内のスタートアップといえば、これまでドチャベンであるとか、若者チャレンジ応援事業に取り組んでまいりました。これは若者の移住定住にも、すぐつながっている事業だと思えますので、是非こういった部局を横断し、連携しながらやっていただきたいのですが、それぞれの部長からその辺のお話を伺えればと思えます。

あきた未来創造部長

御指摘のとおり、そういう若者の夢や希望をかなえるような秋田県というのが、新しく若い方々に秋田県に来てもらう、定着してもらうということでは非常に大きな要素と考えておりますので、産労部とも連携しながら、また大学ともいろいろと情報交換しながらやらせていただきたいと思えます。

産業労働部長

若者チャレンジ事業で持続的な取組を目指すとなれば、ビジネスモデルを考えていかなければならないと思えます。そういった意味では今、我々の部でスタートアップの支援事業あるいは通常の起業支援の事業、こういったものの活用を呼びかけながら盛り上げていければと考えております。

住谷達委員

最後に、知事からスタートアップについて、意欲を聞かせていただければと思えます。

知事

東北大学の場合は、スタートアップの財団があっ

て、大企業から何十億円という金がつぎ込まれる。そういうところと共同研究をやっていて、その中で様々なシーズが芽を出して、それが特許になるという。相当歴史があり、その責任者は私の同級生ですが、秋田県からも何件かやっています。かなりレベルが高く、ほとんど先端技術。そうしますと、そのレベルがあるのは大学です。大学のレベルが上がって、そこから企業に就職して、そういうところがどんどん伸びてきますと、企業も大学に——自分の社員のところですから、また投資するという、そういう流れがあります。まずは、県大も歴史はまだないですから、これをどう特化して組み立てていくか、これがこれからの重要な要素です。

あと、別な観点で若者チャレンジ、あれによって、ある企業というか、政府系金融機関から数億円の融資があったのです。ですから、いろんなパターンがあります。やはり本来のスタートアップの中心は先端技術です。そうしますと、秋田大学は歴史はありますが、それでもまだ山形大学に負けているのです。ですから今、県大と秋大、教養大、美大が組んでコンソーシアムを相当やっていますので、情報交換、学長同士、また教授同士、そういうところの県との連携、こういうことをしっかりやりながら、その中でどのような捉え方をするか、ここら辺が相当鍵になるのかなと。

やっぱりこの分野は、完全に理系の分野です。ですから、技術を分かる方がそこにどのようにはまるかということで、私も東北大学に関わっていましたので、いずれ様々な力を借りながら、いいものは県としてバックアップする。様々な制度がありますので、そういうところで設備支援あるいは金融支援、こういうものをやっていく、ある面で特化しながらやっていく、そういう意識を持っていくことが重要と思っております。

委員長

以上で、住谷委員の質疑は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

再開は、午後2時25分とします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

出席委員

休憩前に同じ

欠席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

薄井司委員の質疑を行います。

薄井委員の質疑時間は15分の予定でしたが、会派の残り時間が14分47秒ですので、モニターの表示をそのようにします。

薄井司委員

それでは、県財政の見通しについてお伺いをしたいと思います。

令和5年10月に中期見通しが公表されておりますが、この資料の中で、起債許可団体となる指標として、実質公債費比率が令和4年度決算で全国4位の15.3%になりました。令和3年の決算でも14.9%であり、総務省の財政力指数のグループ分けの中でも13件中13位とワーストワンという状況であります。

これまでいろいろな機会があるたびに、財政状況の厳しさを発言されてきている知事に、この状況をどう分析して、どのような認識か、冒頭ですけれども、お伺いしたいと思います。

知事

やはり過去の起債、これが相当影響しています。あとは三位一体の改革で、その時期は相当財政的に逼迫していましたので、長期の償還について、20年を30年にしたものが残っています。全体的に予算の使い道として、県土が広く、道路密度は日本でもトップクラスなので、面積当たりの道路の数が非常に多く、その関係で経費が掛かると。また、高等学校の建設費——本県は言葉は悪いけれども、ぜいたくです。ほかの県と比べると相当単価が高い。広いし、同じぐらいの規模でも相当いいものを造っている。そういうものが重なっています。

ただ一応、私も昔は財政的なものをやったものですから、総論賛成、各論反対ということもありますが、優先順位を付けて、まずは何とかこれを18%に行かないような工夫を、毎年頭を悩ませながらもやっていますので、あまりにも大きな投資をしない限りは、大丈夫かなと……。

薄井司委員

私は、この実績について、約10年くらい遡って実質公債費比率の推移を見てみましたが、2012年の15.4%をピークに下降し、2019年の13.1%から上昇に転じております。最近の2020年、2021年、2022年と上昇傾向が続いておりますが、この数字の流れ、知事からもありましたけれども、いろいろな状況を加味した上で、総務部長はどのように分析しておりますか。

総務部長

今、おっしゃられた実質公債費比率の経緯といい

ますか、状況の中でいきますと、途中から数字が上がってきていますのは、平成29年度の災害であったり、国土強靱化に対しての資金の負担であったり、そういう部分が影響しておりまして、数値的には上がってきているものと思います。ただ、将来的に実質公債費比率が18%に行かないように、昨年度、また今年度もそうですけれども、予算編成の中でいろんな工夫をしながら、将来的にそうならないように努力をしているところでございます。

薄井司委員

いろいろ調べてみましたら、この実績の中で2009年度、2010年度は臨時対策債が一番のピークになっており、それ以降ちょっと上昇して、その後は平準化と言えればいいですか、今、部長がおっしゃられた状況に推移していると思っております。

令和2年2月議会の予算特別委員会でも、臨時財政対策債の交付税算入額と実償還額との差——私はこれを借金の先送りだと思っているのですが、この質問をしておりますが、その推移についてお伺いします。

総務部長

その後の状況ということでよろしいでしょうか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

総務部長

2020年の2月議会では403億円の差額ということでお話しておりますが、今時点の話でいきますと、その差額は290億円になっておりますので、令和2年2月に比べますと113億円改善しております。

薄井司委員

財政当局の努力のおかげかなと思っております。あのときから比べれば、かなり対策を講じていると思っております。

今、知事からもありましたけれども、この率が上昇するのは、20年償還で交付税が入ってくるのを、30年で起債している部分が非常に大きいと思っております。今の状況はどうなっていますか。

総務部長

現状、令和4年度以降はその差額の改善に向けて、20年償還で借入れを行うことにしておりますし、あとは借換抑制などをしまして残高を縮減するというような努力、それからここ2年ほどですが、臨財債の発行自体が大幅に減じられておりますので、そういうことも含めて差額が縮小しているものと思います。

薄井司委員

今後こういった流れの中で、市中金融機関の金利は非常に高い、政府資金から比べればずっと高い状況にありますので、いろいろな方向から手当てしていかないと、18%はクリアできないと思っており

ますので、よろしくお願いします。

それと日銀が来週の18日、19日に開く金融政策決定会合で、マイナス金利政策を解除する方向で話が出ておりますが、これによって今後、金利の上昇が見込まれると思います。中期見通しでも、これは加味されていると思うのですが、実際どのような状況になっていますか。

総務部長

中期見通しでは、1.1%の金利でもって予算を見ております。

薄井司委員

まさに市中金融機関の最低ラインぐらいかなと思います。今回のゼロ金利、マイナス金利が解除になれば、少なくともある程度、倍ぐらいの金利の上昇が考えられると思っているのですが、そこら辺はどのような認識でおりますか。

総務部長

日銀の今後の動きによって影響はあろうかと思いますが、その場合でも金利の水準が、どの程度上昇するか予測することは極めて困難なことだと思いますので、引き続き将来負担の軽減と、新規県債発行の抑制を図りながら、慎重に財政運営を進めていきたいと思っております。

薄井司委員

その金利のところは、非常に私は大事だと思うのです。今、秋田県で500億円ぐらいの起債を発行しております。単純に1%上げれば5億円です。令和6年、令和7年、令和8年と計画上、24億円を繰上償還する計画になっておりますが、例えば5億円が上乘せになったとすれば、そこは24億円は下回るという計算になるのかなと思っているのですが、そこら辺はどうですか。

総務部長

金利に関していいますと、日銀の政策変更によって、金利が仮に上がったとしても、全額が今、借りている起債残高に影響するわけではなくて、これから借換えをするものであるとか、これから新たに借りるものには影響してくると思います。

薄井司委員

確認ですけれども、例えば新規に発行した場合は、上昇した部分に対しての金利となるのではないですか。

総務部長

新規で発行する場合、その発行時点での金利ということになります。

薄井司委員

私、それを言っているのです。かなり金利が上昇して、財政を圧迫することになるのではないかと思います、一つの視点です。まずそれは置いておきます。

それと、今回の中期見通しで18%、非常に大事

なところで、公共事業の実質の負担を圧縮するという前提の下で18%を超えないようにするとなっておりますが、18%を超えた場合はどういう状況になっていくのか、教えていただきたいと思っております。

総務部長

実質公債費比率が18%を超えた場合は、公債費の負担適正化計画を作成しまして、地方債、起債の許可団体になることとなります。

薄井司委員

実際どのようなデメリットがあるのか、詳しく教えていただきたいと思っております。

総務部長

地方債を県で起債しようとしたときに、総務大臣の許可が必要となりますので、あくまでも計画に基づいての起債となります。そのため、県の考えだけでもって——今は協議という形で、県で考えて起債を発行しているわけですが、そういうことができなくなります。そういう意味での許可団体ということになります。

薄井司委員

そうすれば、なかなか自由に事業を遂行することができない、事業を起すことができないという、一定の足かせがはめられるということと理解してよろしいですか。

総務部長

そのとおりでございます。それから、当然その計画で、ほかの事業についても見直しをかけることを計画で出すこととなりますので、そのほかの部分についても影響は出てくるものと思っております。

薄井司委員

令和4年度の決算で、新潟県がこの団体になったとニュースとか、いろいろ聞いているのですが、何か情報を持っていますか。

総務部長

新潟県が令和4年度の決算で18%を超えてしまいました。ただ、新潟県は既にそれを見越して、令和元年度から前倒して計画を策定して、それに基づいて財政運営をしていると伺っております。

薄井司委員

それは、私もいろいろ見て分かっております。ある程度、何年か前に、大体予測が付くのだと思っておりますが、実際、令和元年度から令和5年度まで5年間、いろいろな計画の中でやってきたのが、出資法人の見直し、それから知事をはじめとする職員の給与の削減など緊急的な対策の実施、あとは議員報酬10%削減で89万円から80万円、政務活動費が15%削減で26万円から22万円と、こういった状況が現実の問題として陥っているというのがあります。こういうところまでは多分いかないだろうとは思いますが、この中期見通しを見ても、

いろいろな不確定要素が非常に多い状況ではないか
とと思っているのですが、そこら辺はどう思いますか。

総務部長

中期見通しにおきましても、それなりの圧縮できるような条件をいろいろ入れて見通しを立てております。その条件のとおり進めばよろしいのですが、例えば、災害が発生したり、不確定な要素がありますので、気を緩めずにそういう部分を踏まえて運営をしていきたいと思っております。

薄井司委員

そういうことで、大変状況的には厳しいと思います。こういう状況ですので、これまでいろいろ事業をやってきましたけれども、不採算な事業の休止あるいは中止等をしなければならないと思います。そういうのを具体的に示す必要があると思っておりますが、いかがですか。

総務部長

令和6年度の当初予算編成に当たり、中期見通しに基づいて予算編成通知を出しております。事業の一律の縮減などは行わずに、各部局において、全ての事業について見直しの検討をしていただいております。必要性や緊急性、効果等、様々な観点から考慮していただきながら、優先順位を付けて判断した上で、縮減もしくは廃止などに至った事業もあろうかと思っておりますが、そういうものを踏まえて予算要求をしていただいております。

薄井司委員

例えば、具体的に大きいもので、どういうものが削減されていますか。

総務部長

個々の事業についてのお問合せと思っておりますけれども、個々の事業ということではなくお答えさせていただければ、公共事業につきましては5.0%削減しましたし、県有施設の改修経費も14.7%削減しております。例えば、学校整備事業であれば、予定していた工期にできるだけ影響が出ないように配慮しながら、複数校の教室棟工事の重複解消により、事業費の平準化を図って事業費を圧縮したり、そういう取組などもさせていただいております。

薄井司委員

なかなかこれは多分かみ合わないと思っておりますので、質問を変えますけれども、令和2年の総括審査で、知事が、県単事業について、秋田県は多いほうだとおっしゃっておりました。県単事業の在り方についてもいろいろ発言されておまして、様々な団体あるいは県民からの要望があるのは、私も十分承知しておりますけれども、ここで一步踏み込んで事業の見直しを進めるつもりはないのか、知事にお伺いします。

知事

事業の見直しというよりも、今いろんなプラスの要素ということで、相当いろんな要望がございます。その要望の中にも、応えるべき要望があります。ただ、いずれ公共事業の県単分が非常に負担です。あとは一律の様々な県単補助金、こういうものが非常にありますので、そう簡単にこれを全部やめるとか、これを全部削減するとは、そう簡単にいかないです。これは県民の理解も要りますし、非常にあつれきがありますので、一応ある程度、先を見通しながらも、我々は相当厳しい態度で——総論賛成各論反対です。そこで、どのようにコントロールするか。これは知事が全部、個別に見ながらやっておりますので、まずトップがどのように決断するか。プランを作っても、何かあればすぐ変わるのです。だから、毎年どのように臨むか。あとは、水害とか災害があったときにどうするかということで、財政2基金をある程度、維持する。

ですから、私はあと1年ですが300億円、これは何とか維持しながら次の代に引き渡すということをしっかりやっていけば、そう簡単に18%は超えないと思っております。あまり甘いトップは駄目です。私も若いときはずっと財政をやっています。赤字団体になりますと、単独事業についても、総務省から、これは本当に要るのかと相当厳しくやられます。そうならないために、毎年見直ししながら厳しい態度で臨む。何でもかんでもオーケー知事にはならないということです。

薄井司委員

タイミングが悪かったのですが、昨日もスタジアムで議論になりました。現在の県財政を見てみれば、新規の大型事業については特に慎重に進める必要があるのかなと言おうと思っていたら、昨日ああいう議論になっておりましたが、そこら辺は知事はどのように考えておられますか。

知事

これは当たり前のことです。将来の負担を確約はできません。これは自治法上、財政法上そうです。ただ、方向性として、いろんな面での効果——経済効果、あるいは県民に対して元気を与えるとか、金銭のみならず様々な効果を見通しながら、必要性が議会あるいは県民の方々に理解を得られるのであれば、ある程度、方向性は出す。市も県も将来の負担である債務負担行為、これは約束でないのです。方向性です。だから、昨日言ったのは、赤字企業にはこれは難しいよと、あるいは採算があつてちゃんとやれるのだったらいいのですが、赤字が分かっているのに、これをやりますということは、多分もう6年後にああいうことが出ても、そのときに県議会が認めるか認めないか、多分認めないと思っております。ですから、そこを言ったのです。

薄井司委員

質問を変えます。市町村への職員派遣について、県内市町村に対して、県からどれくらいの県職員が派遣されているのか、教えていただきたいと思います。

総務部長

災害時の派遣ということによろしいでしょうか。

【「時間ないので、災害時でいいです」と呼ぶ者あり】

総務部長

昨年7月に県内で大雨被害が発生した後、特に被害が大きかった秋田市、それと五城目町に対しまして、家屋認定調査や給水業務に従事するために県職員が延べ931名、県内市町村からの職員が延べ1,170名派遣されております。

薄井司委員

その後の災害査定の関係で、実は能代市にも土地改良関係の職員に来ていただいて、すごく助かったというお話を聞いております。そういった関係の職員はどれくらい派遣されたのかは把握していないですか。

農林水産部長

今、能代市にという話もありましたが、昨年大雨のときに土地改良関係の職員として派遣したのは、県で12名、国から10名で、能代市だけで22名。そのほか、藤里町、八峰町、秋田市を含めて全体で65名派遣しているところでございます。

薄井司委員

この派遣の方法は、例えば、県の何かルールに基づくものなのか、あるいは各自治体から要望があれば、すぐ派遣していただけるのか、そこら辺のルールというのはあるものですか。

総務部長

私が先ほど述べました部分に関しましては、災害時における県と市町村の相互の応援に関する協定がございまして、そちらに基づいて派遣しております。

薄井司委員

今回災害に関連した派遣ですが、技術専門職員について、各市町村で非常に足りないのが現状だと思っておりますが、そこら辺の実態については県で調査するとか、把握していることはあるものですか。

総務部長

特に要請があれば対応を検討するということでありますので、把握自体はしておりません。

薄井司委員

令和6年の地方財政計画において、県が市町村と連携協約を締結すれば、市町村に専門人材を確保して派遣できるという、そういう交付税措置が令和6年度からなされるようです。これについて、どういう考えを持っているのか。今後、派遣の可能性があ

るのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

総務部長

委員がお話しになった特別交付税措置に関しましては、令和6年度新たに創設されるもので、地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置のようですが、まず対象となる職種、それから今後、国から示される詳細情報等も踏まえながら、まずは県内の市町村の現状、ニーズも含めて研究していく必要があると思っております。

薄井司委員

県庁の職員は優秀な方々が多いので、専門職が採用できないという状況を踏まえ、市町村への派遣に関し、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、質問を変えます。図柄入りナンバープレートについて、令和4年の総括でも質問しておりますが、令和5年10月23日から交付が始まっております。町なかでもいろいろと秋田犬のナンバーが目につくようになりましたけれども、現時点での進捗状況について、お伺いしたいと思います。

観光文化スポーツ部長

2月末時点で約4,000台に装着されており、これは昨年10月から導入した5つの地域の中では、装着している割合が一番高いということで、まず順調に進んでいるものと思っております。

薄井司委員

僅か4か月の間で、すごい数の装着率かなと思っております。図柄入りナンバープレートのいろいろな効果を期待しながら、こういう事業をやったと思うのですが、4,000台に装着したことによって、その期待していた効果は、どのように感じておりますか。

観光文化スポーツ部長

まだ4か月しかたっていないので、具体的な数値ということではなかなか申し上げられないのですが、そもそも期待しているのは、車が走る広告塔として秋田県の魅力発信につながってほしいということです。県外では秋田犬の里ということで秋田県をPRしていただいていますし、秋田県内を走っている車は、秋田県に来た観光客に秋田県らしさを印象づけるというようなことをしていただいています。

ちょっとこういうのを効果というのか分からないのですが、陸運支局によりますと、県外から装着したいというお問合せが相当数あるそうで、これは秋田県に住まないと駄目ですけども、そういったことで全国的にも注目度が高まっていて、私どもとしてはありがたいなと思っております。

薄井司委員

今後、また普及を継続していくということになると思っておりますけれども、例えば、公職に就いている人、あるいは県民に広く利用を呼びかけるという考えは

あるのか。今後の目標や展開についてどう考えているのか、分かる範囲内で教えていただきたいと思ひます。

観光文化スポーツ部長

今後、さらに普及を進めたいと思ひていまして、目標としては5年間で9,000台を目標としているところであります。今年度はチラシやポスターなどでPRを進めておりますが、来年度はこれに加えまして、バスにラッピングする形でのPRなどを進めていきます。

なお、お話しのとおり、首長や議員など公職に就いてられる方は発信力があり、装着による県民あるいは県外へのPR効果も高いと思われまひますので、御協力いただけるように今後とも働きかけてまいりたいと思ひますが、カラープレートの場合、プレート代に加えて実は1,000円寄附を頂くことになります。ただ、委員の皆さんもそうですけれども、公職選挙法の対象になる方は、法に違反するなどの心配がないように、寄附を行わなくてもプレートを選択できることになっておりますので、安心して装着いただければありがたいと思ひております。

薄井司委員

県の公用車は、私の持っている情報では132台ぐらいに取付けしたと伺っております。非常に事業としては良かったというお話を伺っております。

それで、県内の市町村に対する公用車への普及の促進は考えているのか。そこら辺、もしあれば教えていただきたいと思ひます。

観光文化スポーツ部長

市町村に対しても、秋田犬のナンバープレートを公用車に付けていただいて、一緒にアピールしていただきたいと思ひしておりますので、引き続きこれからもそういった要請をしていきたいと思ひております。

薄井司委員

それで今、話題になった寄附の関係ですが、寄附の目標が定められているのか。そして、使用する目的、寄附金をどういうものに——ホームページにも若干掲載はされているけれども、具体的にどのような事業に使われていくのか、御説明願ひます。

観光文化スポーツ部長

この寄附金は、全国団体になります。公益財団法人日本デザインナンバー財団に寄附が入っていく形になります。結果として、それがまた地域に還元されまひて、例えば、公共交通機関の確保などに使われることになっております。目標額はないのですが、5年で600万円程度入っていただきたいという思ひは持っております。

薄井司委員

今回、交通政策課のホームページにも掲載されて

おりますが、行政書士会の出張封印ということで、大変好評を得ていると伺っております。お忙しい方はこういう制度も利用していただければ、より一層件数が増えていくと思ひますので、そこら辺も引き続き周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

観光文化スポーツ部長

これまでも行政書士を介して装着の手続きができませんということ、様々な部分でPRさせていただいていまして、先ほど言った4,000台のうち、600件程度は行政書士を経由しております。費用的にも比較的安くできますし、簡便な形でやっていただけますので、今後とも、こうした形でも手続きができますということは、しっかり周知してまいりたいと思ひます。

副委員長

以上で、薄井委員の質疑は終了しました。

次に、加藤麻里委員の質疑を行います。

加藤麻里委員

社民党会派の加藤麻里です。まず初めに、移住定住の促進についてお伺ひしたいと思ひます。

秋田県では、首都圏以外から転入した世帯に県独自で10万円支援をしている「はじめての秋田暮らし応援事業」があります。どこの県からであろうと差別なくこうした支援を行っている点は、奨学金返済についても言えることですが、秋田県の良いところだと私は感じています。ホームページに、秋田暮らし応援事業は予算がなくなり次第締め切るとありましたが、今年度受付期間の最終日の3月11日に締め切られておりました。執行状況についてお伺ひします。

あきた未来創造部長

370件ほどの申請がございまして、執行状況とすると9割でございまして

加藤麻里委員

3月11日の最終日までに9割とは、まだ1割の予算残があるということだと思ひます。秋田県独自の応援事業があることを知らないまま、移住定住登録をしないで県内に移住してきた世帯も多いのではないのでしょうか。

あきた未来創造部長

県では、秋田県移住・定住ポータル総合サイト「秋田暮らしはじめの一步」で、県の支援施策あるいは市町村の施策等をPRしており、どなたでも御覧いただけるようになっておりますので、必要で御覧いただいている方には届いていると考えております。

加藤麻里委員

実は私自身、昨年春に、県外から秋田県に子供とともに移住したいという方から相談を受けて、いろいろと県の事業をネットで検索しましたが、恥ずか

しいですけども、県独自の事業に私はたどり着けなかったのです。その方には、残念だけでも、東京圏以外は県において支援事業がないようだと言われてしまいました。ちょっと簡単なようで、正直そこにたどり着くのが私には難しかったです。

秋田県へ移住してきた方たちは、移住前には必ず市町村には一度は足を運ぶはずで、その際に市町村の担当者から一言、県独自の応援事業があるから登録するように勧めてもらうとか、その場で一緒にスマホやパソコンへの入力作業を手伝って登録手続きをすることができれば、もっと多くの方に利用してもらえたはずで。

そして、変な話ですが、3月11日の締切りの日に9割——1割の予算が残っていることは起きなかったのではないのでしょうか。どの移住者にも喜んで秋田県に来てもらえるよう、県と市町村の連携を強くすべきと思いますが、どうですか。

あきた未来創造部長

御指摘のとおり、移住者の方には喜んで秋田県においでいただきたいと思ひますし、より多くの方に移住していただきたいということで、我々も取組を進めております。

県と市町村の連携というお話かと思ひますが、県と市町村、関係団体もその構成員となっております。秋田移住促進協議会を年度当初に開催しているほか、それ以降もいろんなイベントの都度、市町村とは連携を密にしながら事業を進めておりますが、なお一層、御相談のあった方とか、そういう方には懇切丁寧に寄り添って対応していただくように、うちのほうからもお願いしたいと思ひております。

知事

ホームページも先般、全部書き換えました。分かりにくいものですから、今度は用意ドンにバンと入っています。すぐそこで一発で表紙から入れるようになりました。非常に私自身もどこにあるのかというので……。全部ホームページを変えましたので、今度は一発で、すぐ分かります。

加藤麻里委員

でも、残念ですが、その方はもう12月に移住して来てしまったので、もう登録できなかったということがあります。そういったこともありますので、じっくり移住先を調査してから秋田県に移住される方もいるでしょうけれども、様々な事情を抱えながら秋田県に移住される方もおります。事前に登録をしなくても、市町村に住民票を提出された際に県に報告することで、応援事業の対象とすることはできないものですか。

あきた未来創造部長

県でも移住者を増やすため、今まで一生懸命取り組んでまいりました。毎年、だんだん増えていくと

大変喜ばしい状況ではございますが、一方で、おいでいただいた方々に定着してもらうという視点も重要で、それを強化したいと思ひているところです。そうした場合に、情報発信の仕方として、移住登録者だけではなくて、もっと幅広く関心のある方、それから定着した方にも届くような発信の仕方、あるいは登録した人だけに恩恵を与えるというのも、もう少し考え直してもいいのかなということで、市町村あるいは移住者の方々からも声を聞きまして、これから考えてみたいと思ひます。

加藤麻里委員

次に、それに関連して、独り親家庭の移住支援についてお伺いしたいと思ひます。秋田県の婚姻率や出生率は28年連続最下位という非常に大変な状況です。今年度開催された男女共同参画審議会では、秋田ケーブルテレビ常務取締役の飯塚雅子さんが、このような意見を述べております。それは、秋田市のパブリックコメントにシングルマザーを積極的に県外から秋田県に呼び込んだら良いのではないかと、また、企業側でも様々な制度を作ってシングルマザーを県内に受け入れ、地域の人口減少の課題解決に貢献できるのではないかとという内容でした。こうした女性ならではの視点での対策に秋田県はもっと目を向けて、こういったことを実行していく必要があるのではないかとと思ひますが、どうでしょうか。

あきた未来創造部長

本県における移住定住の強みと申しますと、全国トップレベルの教育あるいは子育てしやすい環境、それから自然の豊かさのほかに可処分所得が首都圏と大差がないことなどが挙げられると思ひます。そうしたことによって、実態として全体の移住者の8割以上を40代までの方々で占めているという状況ですので、子育て世帯の方々に多く移住してきていただいていると思ひております。

そうした中で子育て世帯を個々で見えていった場合に、独り親家庭の方もいらっしゃいます。それから、二人親がそろっている家庭の場合もあります。しかし、その形にかかわらず、内情はいろいろと各家庭によって違うものがあります。大変ありがたい御提案ではございますが、秋田県とすると、シングルだけではなくて、もっと幅広く、全ての子育て世帯により多く来ていただけるようにという気持ちで、そういう個々の困難な状況を克服できるように寄り添った形で支援してまいりたい、相談の段階からそのようなスタンスで対応したいと考えております。

加藤麻里委員

そういう意味では、やはり秋田県らしい、どんな家庭の状況であっても受け入れ体制をがっちりしていきたいという前向きな御答弁だったと思ひます。現在、県が行っている移住応援事業にプラスして、移

住後の定着につながるような、食や家賃補助、就職支援等を行うなど、さらに支援を手厚くして、是非、呼び込みに力を入れていただきたいと思います。知事から一言お願いします。

知事

シングルマザーだけとなりますと、それでは二人親がいるところは駄目かなと、そうとられますので、そこはちょっと考え物ですが、いずれおいでになった方は、今までいたことのないような地域に来ます。いろんな悩み事、仕事、あるいは現地の風習、生活上の利便性、分からない点がたくさんあります。そういうところを個別にケース・バイ・ケースでフォローしていく。伴走支援、そういうふうな形。市町村でも、移住が増えているところは相当フォローがしっかりしている。そのフォローがしっかりしていれば、その後もSNS等で行きますので、県としても市町村とともに連携しながら、そういうところについて丁寧に、また様々な面でフォローを——単においでになったら、あと終わりではなくて、当分の間、そこをフォローする。これは十分必要だと思いますので、これについてはこの後もしっかり、そういう流れを作っていくように努力する必要があると思います。

加藤麻里委員

次に、会計年度任用職員の任用についてお伺いします。会計年度任用職員は七、八割が女性です。女性が多い職種が会計年度任用職員に充てられていることに対して、これは間接的女性差別だという批判もあり、問題の多い制度だとは感じますが、今回は県民の目線で質問をしたいと思います。

平成26年に、消費者庁から各都道府県知事に対し、「いわゆる『雇止め』の解消を含む消費生活相談員の処遇改善について」の依頼文が内閣府特命担当大臣のメッセージとともに出されています。県では、この依頼に対し、どのように対応しているか伺います。

総務部長

消費生活相談員で、現在雇用されている方は6年以上の方が多く状況になっております。

加藤麻里委員

地方公共団体に配属されている消費生活相談員の約8割は任用期間の更新回数制限を設けていないとのことですが、秋田県ではどうですか。

総務部長

基本的に会計年度任用職員の制度ですので、県では3年を上限として任用を継続いたしますが、3年を経過した段階で改めて公募させていただいております。

加藤麻里委員

8割が更新回数制限を設けていないとありますの

で、秋田県はその2割に入っているということですね。この依頼文には、「処遇改善は、消費生活相談員の裾野の拡大と優秀な人材確保につながり、ひいては消費者が『どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制』を整備することにつながる」とありました。

消費生活相談員だけでなく、県内の会計年度任用職員の職務の中にも、県民が質の高いサービスや相談、救済につながる専門的な知識及び技術が必要と思われる職務もあると考えますが、県ではどのように受け止めていますか。

総務部長

資格を要する職種など、人材の確保が困難なものもあると思いますので、そういうものにつきましては、今後の応募状況等も踏まえながら、期間の見直しについて検討する必要もあるものと考えております。

加藤麻里委員

今、期間の見直しとおっしゃったのでしょうか。もうちょっとそこを……。

総務部長

期間の見直しです。現状は3年で再公募いたしておりますが、資格を有する職種など人材の確保が困難なものに関しましては、その応募状況等も踏まえながら、その期間を3年ではなくて、見直すことも検討する必要があるものと考えております。

加藤麻里委員

やはりDV相談やひきこもり相談、これから、さらに採用しなければならぬ困難女性支援のための相談員、学校の図書館司書、手話通訳など、本当に県民にとって一番身近な存在であり、長期雇用や熟練が必要な職務であろうと思っています。こうした職種の方が一律3年でいったん任期が切れて、再度ハローワークを通じて応募しなければならない任用形態であれば、県民が継続した支援を受けることができなくなる可能性もあり、やはり問題があると感じました。

今、県から、このことに対して検討されるということでありましたが、例えば、今回の消費生活相談員同様に、任用期間や更新回数制限をなくすなど、こういった処遇改善については、前向きに検討していただきたいと思いますが、知事からお願いします。

知事

そもそも会計年度任用職員を無期限というのは、これはちょっとまた違うのです。ただ問題は、継続性のところで、どのような扱いをするか、これを会計年度任用職員のルールに従いながらも、専門的な職種については、継続雇用が可能なルールをどのようにやるのか、他県の例もしっかり調べながら——方向性としては、今、委員おっしゃったとおり、や

はり専門的なものは、そう簡単に替わるよりも、同じ方がやったほうがいい状況ですので、十分にその点を検討しながら、なるべく継続性を確保するようなルールを作っていきたいと思えます。

加藤麻里委員

では、次に移ります。学校での女性管理職の登用について伺います。これまでも一般質問や総括審査の場で、この問題について質問を重ねてきたつもりですが、なかなか登用が進んでいません。教育長はその原因についてどのようにお考えでしょうか。

教育長

先日、新聞にも大きく載ったりしていたのですが、確かに印象とすれば、5年前、10年前よりは大幅増えてきているという印象です。ただ全国平均に比べれば、小中学校は若干低いレベルでもありますし、女性管理職の登用に関して、まだまだ進んでいないのは、実際のところ、我々も課題だと思っております。

その原因は、いろいろあるのでしょうけれども、私が現場にいた頃の先生方の感触とかを見れば、女性の先生方を管理職に登用するといった段階で、どうしても家庭との両立という辺りのことを問題にされる方が多い。今まで盛んに話題になっているように、家庭で男性がやればいいところを、女性がやっているというところが多くて、どうしても管理職になれば家事、育児といった辺りが……ということで、管理職への登用を断るということもあります。また、これは男女問わずですが、学校という職場は、子供と一緒にいたいというか、教育活動に参画したいという希望の強い人が多いので、それが若干、女性のほうが多いのかなというのが、私の印象です。管理職にならず、担任とかそういった形でやっていきたいと思う女性が多いことから、管理職の女性登用が進んでいないのは、そういう一面があると思っております。

加藤麻里委員

2005年の県内の小学校の女性校長は全国第6位、33.9%でした。ところが、2013年には23.2%、2015年14.8%と、これ以降、停滞しています。その原因について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長

小学校は、比較的女性の管理職が多いという印象はあります。小中まとめた形での登用等にしておりますので、実際に、中学校は少ないのですが、小学校は、ある程度管理職は多いのではという印象を持っています。

加藤麻里委員

私も、この統計を調べたつもりですが、そのようになっています。全体的にはなかなか増えていな

いことに対して、先ほど教育長からもお話がありましたが、2018年の国立女性教育会館の調査によると、家庭責任を60%以上負っていると答えた男性教員は僅か4.1%、これに対して女性教員は79.2%、8割の方がそういった多忙な中でも教職と家事の二重負担に関して明確なジェンダー差があることを指摘しています。

秋田県は学力上位県と位置づけられ、教育改革による多忙化によって、男性教員より家庭責任の重い女性教員のほうに、より多くの困難がもたらされたと、私はそう思っています。かつての全国第6位という女性管理職の数からすると、非常に停滞しているわけです。女性教員は、管理職試験の準備や昇任後の家庭との両立を非常に危惧しているため、管理職志向を低下させているという分析もありますが、そこは教育長、先ほどのお話と同じではないかと思っています。今後どのようにして、女性登用を進めていくおつもりか、お伺いしたいと思います。

教育長

御夫婦が先生という場合は、一般の形として、男性が家庭でどの程度の家事、育児という辺りもあるとは思いますが、統計的には、多分、女性の先生が家事と教員の両立という部分の話はされているのではないかと私も感じております。

そういった中で、何とかして管理職としてやっていけるようにするため、学校としてできる部分としては、できるだけ職場の環境を良くし、働き方改革なども進めながら、女性の先生が教頭、校長として働いていけるような環境を作っていくことが1つ。あるいは、いきなり管理職ではなく、例えば、学校でキャリアアップを図れるような校務分掌の分担であるとか、学校経営の参画意識を持ってもらうとかを含めた意識改革といった辺り。あるいは、家庭も含めて、女性の先生がいろんな形で悩んでいるのであれば、そういったものに関する相談体制を整えるなど、そういったことも含めて管理職への登用が図りやすいような環境を作っていくということで、常々、校長協会を通して話もしておりますし、市町村へも私から話はしているところであります。

今後さらに、それは進めていかなければならないし、優秀な女性の先生は非常に多いですので、そういった先生方に管理職として頑張っていけるような土壌を作っていく、これは今後もやっていきたいと思っています。

加藤麻里委員

多忙解消は非常に大きなテーマだと思います。

次に、教務ですが、やはり男性が多いのではないかと感じており、教務になる年齢の男女差もあり、やはり女性のほうが教務になる年齢が遅いことも女性管理職を目指す人が少ない原因になっているとの

指摘もありますが、この点について現状はどのようなものでしょうか。

教育長

教務とか様々な分掌があるのですが、校長には当然、能力の高い先生方が男女問わずおりますし、女性も本当にすばらしい先生方が多いです。適材適所で、教務や進路など様々な部署がありますので、そういったところに登用し、学校経営参画を促していくような体制をとってもらおうよう、働きかけをしていかなければならないと思っております。

加藤麻里委員

女性は、男性の教員よりも、いろんな役職経験も少ないということもあるようですので、是非そういった場を踏んで、管理職へとつながっていくように、県でも呼びかけをしていただきたいと思います。

次に、秋田県学習状況調査についてお伺いします。文科省の調査結果によると、平成30年度に県独自の学習状況調査を実施しているのは、小学校で30都県、中学校で32都府県でしたが、その後の全国的な調査は行われていないため、正しい数字は分かりませんが、山形県では令和3年度、青森県でも令和5年度をもって終了するなど、減少傾向にあると私は見えています。秋田県では平成14年から秋田県独自の学習状況調査を行っており、既に20年が過ぎていきます。この間の調査について、県はどのように分析し、評価をしておられますか。

教育長

全国的に、取りやめてきている県があるのは承知しております。秋田県の場合は、単独で学習状況調査のみを行うわけではなく、全国学テとこの調査、そして高校入試の3つのテストを、しっかりと教育現場に生かせるように、検証改善サイクルにより、本県あるいは個々の学校の課題や子供たちの弱いところ、強いところをしっかりと把握しながら、学習指導の工夫改善や学力向上、先生方の授業改善につなげるためにやっています。この調査をやる意義は非常に大きいと思っておりますし、他県でやめているような状況ではありますが、本県にとっては本当に必要なものであり、それが今、全国学テでも高い学力を維持し、その根拠になっているのではないかと分析しております。

加藤麻里委員

教育長は非常に必要だと感じているようですが、学力トップクラスの秋田県を維持するために、競争主義、成果主義的な教育改革が強引に推進されてきたことが、女性管理職比率の低下や教員の精神疾患、病休者、女性教員の早期退職の増加、さらには児童生徒の不登校の増加につながっているのではないのでしょうか。これは、女性や子供の声なき声にほかな

らないと感じます。教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長

成果主義みたいなお話がありましたけれども、こういったテスト、調査に関して、これが今、言ったような不登校であるとか精神的なものにつながっているという話があるのであれば、市町村や学校等、現場の話も十分に聞いていかなければならないと思っております。やらなければ、これに関する負担は減るわけですが、これ以外の様々な活動ももちろんあるわけですし、この調査一つをとって、それが全てというわけではないとは思っておりますが、先ほど申しあげましたように、この調査のやる意義は大きいものだと思っております。

加藤麻里委員

教育長はそうおっしゃいますが、これからも必要だという継続を求める声が現場からも上がっているのでしょうか。

教育長

様々な声は聞いていますが、そのようなお話も聞きますし、必要だというお話も当然聞いております。先ほど申しあげたように、やれば多忙感が増すわけですが、これで多忙だと感ずるようであれば、そこは調査の中身等も改善しながらやっていく必要があるかと思えますし、具体的に現場でどういう声があるかは、これから聞いていきたいと思っております。

加藤麻里委員

是非、現場の声を聞いて、もう20年もやっているわけですから、そろそろ役目は終わったと私は考えます。秋田県の学習状況調査について、県内外の外部有識者による客観的、専門的な知見から意見を聴取して、終了に向けた協議、検討と言えればオーバーかもしれませんが——終了するかしないかはさておき、そういった協議を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

教育長

我々はこの調査の重要性を本当に認識していて、これをやることで今の学力を維持しているという自負もありますが、広くいろんな方から御意見を伺うことは大事な話ですし、これが役目を果たして終了したらいいのかも含めて、どういった御意見があるか、現場も含めて話は聞いていきたいと思えます。

加藤麻里委員

くどいようですが、女性管理職の比率が低下していること、教師の精神疾患や病休者、早期退職の女性教員の増加、さらには児童生徒の不登校、こういった問題に対して、今やらなければいけないことがいっぱいあるではないですか。学習状況調査をいったんやめてみてはどうですか。

教育長

同じことの繰り返しになりますが、様々な学校をめぐる状況はあり、因果関係も含めて、これからいろいろ考えながらやりますけれども、今のところ我々は、この調査の重要性を認識しているところであります。

加藤麻里委員

是非、外部の有識者も交えて、客観的、専門的な知見からの意見を聴取し、協議、検討を行っていただきたいと思っております。知事、どのようにお考えでしょうか。

知事

私自身はよく分かりません。私自身は学校にほとんど行ったことなく、勉強しなかったものですから。ただ、別な言い方をしますと、例えば何年に1回とか、そういうことはあり得るのです。ある意味で間を置いて、そのときに全国の調査と、どのような相関関係があるか、そのようなことも一つあり得るのかなと。それ以上は、私の権限で言えません。

加藤麻里委員

知事のお考えも一つだなと思っております。

次に、防災会議等への女性の参画について伺います。まず初めに、男鹿半島地域等防災・減災対策検討事業で設置される検討委員会では、どのような立場の女性をどれぐらいメンバーに入れる予定でしょうか。能登半島地震の災害対応においても、女性の視点が全く欠けているために、女性に冷たかったということが指摘されています。この反省をどのように生かしていくのでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

男鹿半島地域等防災・減災対策検討委員会の委員について、それぞれ、どういう分野から委員をお願いすることについては、ある程度、決めておりますが、具体的にどういう方、例えば女性にお願いするところまでは、まだ決めておりません。委員については、各機関から推薦していただくことになると思いますが、その際に、女性の推薦についても配慮していただくようお願いしてまいりたいと思っております。

加藤麻里委員

こういった委員会の審議とか、検討する場所に女性の参画が求められていると私は感じています。県では今年度、県の総合防災課に女性を2人配置し、会計年度任用職員も含め15.8%になっているとのことでしたが、この女性の皆さんは実際どのような役割を担っているのでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

総合防災課の2人につきましては、1人は被災者の支援業務、もう一人は調整や防災関係の業務に当たっております。

また、会計年度任用職員の方については、一般的な事務補助のほか、当直や宿直の業務に当たっております。

加藤麻里委員

県は、防災活動に女性の声や力が生かされにくい一因として、自主防災組織に女性役員が少ないことを挙げておりましたが、今年度、女性役員について、何か改善と申しますか、増えたといったことはありましたでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

自主防災組織の役員については、男女比については、こちらで把握しているところではございません。地域の自治会等が主体となっているケースが多いと把握しておりますので、相当数、女性が役員に就任しているという状況にまでは至っていないのではないかと推測しております。

加藤麻里委員

では、それを改善するために、防災士養成講座へ女性が参画するよう働きかけると言っておりましたが、実際はどうだったのでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

防災士養成講座につきましては、今年度から3年にわたって60名ずつ180名の養成を計画しております。今年度60名の養成者中、女性は23名となっております。

加藤麻里委員

その点について、どのようにお感じになっていらっしゃいますか。

総務部危機管理監（兼）広報監

防災士養成講座の受講者につきましては、受講者選定に際しまして、市町村から推薦をしていただいておりますが、市町村に女性の積極的な参加を呼びかけた結果、60名中23名の女性防災士を養成するという結果になりました。女性の視点を防災の面でも生かしていくことは重要ですので、来年度以降についても、引き続き、女性の積極的な参加を呼びかけてまいりたいと思っております。

加藤麻里委員

是非そういう点も進めていただきたいと思っております。

それから、女性防災リーダー育成講座といった研修会を男女共同参画センターで行っていると思っておりますが、そこに委託しただけでは、その後の活動につながっていかないのではないかと思います。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

総務部危機管理監（兼）広報監

すみません。男女共同参画センターに委託……

加藤麻里委員

委託と申しますか、そちらで結構こういった講座を設けており、それが実際のその後の活動に広がっていただいているのですが、そういった部分についての

点検とかはあるのですか。

総務部危機管理監（兼）広報監

防災士や自主防災組織のメンバーの育成についてであれば、当方で特別それを男女共同参画センターに育成をお願いしている状況にはございません。

加藤麻里委員

では、そういったところとも連携しながら、是非ともこういった女性の参画を進めていただきたいと思っています。

それから、総合防災課に女性職員の方がいらっしゃるということですが、こういった女性の方たちにも、先頭に立って市町村や民間団体との連携など、地域防災における男女共同参画を進めるために、これからも頑張りたいと思いますが、どうですか。

総務部危機管理監（兼）広報監

災害に強い社会の実現に向けて、男女共同参画の視点を持って女性の力を生かしていくことは重要だと考えております。実は本日、県職員の1次の人事異動の発表が新聞でございましたが、総合防災課のチームリーダーに、もう一名、女性を来年度から加えることになっております。総合防災課で、様々な防災施策を企画立案し進めていくこととなりますが、今いる女性に加えまして、来年度新たに加わるリーダーの視点も生かしながら、様々な取組を進めてまいりたいと思います。

また、実際の災害対応には、避難所運営に女性の視点を生かすことも重要であります。これは必ずしも総合防災課の職員だけでなく、市町村であれば防災担当課以外の方にも入ってもらって、そこに女性の視点を生かして実際に運営をされていると認識しておりますし、また保健師や栄養士といった方の巡回もございますので、そういったところで避難所運営にも女性の視点が活かされるように取組を進めてまいりたいと思います。

加藤麻里委員

今回、人事でそういう配慮がされたということですが、知事からも一言お願いできますか。

知事

やはり女性の方に場を踏んでもらう、一般的な訓練においても、女性が実際にその中に入り込む、そういうことの繰り返しによって女性の視点が出てきます。今回、チームリーダーに配属して、その方が全体を統括しますので、そういう意味からしますと相当前進かなと。いずれ人類の半分は女性ですので、そういう意味からしますと、半分以上を占める女性の様々な参画、これは全ての分野において必要ですので、防災の面においても、これからはしっかり前に進めてまいりたいと思います。

加藤麻里委員

一昨年12月の一般質問で、このことについて伺いしておりましたが、こういった部分について、きちんと対策がとられてきていることを非常にうれしく思います。どうかこの後もよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

副委員長

以上で、加藤麻里委員の質疑は終了しました。

ここで、暫時休憩します。

再開は、午後3時55分とします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時53分 再開

出席委員

休憩前に同じ

欠席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員の質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員

初めに、少子化対策について伺います。

人口減少を少しでも緩くしていく、止めていくという立場で、この問題について伺いたいと思います。最初に、岡山県の奈義町を御存じでしょうか。

2019年に合計特殊出生率が2.95になって、全国的に注目を集めています。昨年には、岸田首相が調査に伺って、様々報道もされていますが、この状況を調査してきました。2007年に当選した前町長が、次々と子育て支援策を進めて、2017年の子育て応援宣言により、町を挙げて子育てを応援していく決意を示して進めてきたということです。子供が誕生すると10万円の祝金、小学校、中学校の教材費は無償、幼稚園に入るまで家庭で育児をしている世帯には月1万5,000円の支援金、高校が町内になく、通学費がかなり掛かるということで、高等学校等就学支援金として月2万円など、学校給食もそうですし、子供の医療費も18歳までと、様々な子育て支援策を行って、その結果が2.95につながっているということでした。奈義町の経験を踏まえたら、子供を産み育てたいという住民が安心して出産して子育てできる環境を作る、子供が安心して学び、成長できる環境を作っていく、このことこそ出生率を増やすことができる。このことを積み

重ねてこそ出生率を増やしていくことができるということを実感しました。

今回、こども計画を策定するわけですが、総合的な計画ではありますが、やはり県の最大の課題となっている少子化対策に焦点を当てて、先ほど言ったように、子供が安心して学び、成長できることを保障するような内容をしっかりと反映させるべきと思いますが、このことについていかがですか。

あきた未来創造部長

今回、県が策定する計画の内容につきましては、子供の権利が守られ、子供が健やかに成長できる環境づくりや子育てに係る経済的支援の充実、その他子育て当事者に寄り添った施策など、子供や子育てに優しい社会が実現できるようなものにしていきたいと思っています。策定に当たって、当然、人口の減少、少子化というものをベースにして考えてまいりたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員

知事にお伺いしますが、これまでも様々な子育て支援が進められてきました。子供の医療費も18歳まで無償にすることで取組を進めているわけですが、ほかの点でも、先ほど私が奈義町の教訓を言ったように、少子化対策を解決していく一助にするという観点で、子育て支援を一つ一つ充実させていくことを是非、今後も続けていっていただきたいと思いますが、知事いかがですか。

知事

少子化対策の原点というのは、まずは結婚したい人が結婚できるような経済環境あるいは周辺環境、また結婚してから子供を安心して産めるような環境づくり、2段階あるのです。

市町村単位でこういうところは非常に多いです。ただ、問題は市町村単位の場合、ほかのところとの奪い合いが出るのです。例えば、明石市の場合、小さい市ですので、そこに住んでも、仕事は前の住んでいたところの企業に通いますから、そういう形の移動もあって、少子化が大分緩和したと。県全体でこれをどうするかということですが、本当は国がオールジャパンでこういうことをしっかりやるよう、国に対して相当やっています。明石市の場合、公共事業を本当はかなり削ったと。これが県単位ではなかなかできない。あそこは都市ですので、そう簡単に公共事業をやるようなことはないですので、様々な地域によって違います。ただ、今は少子化が大変な問題ですので、国はもとより自治体においても、少しでも前進するような流れをしっかりと作っていくことが重要。

まずは、財源的にも厳しかったのですが、今回18歳までの医療費無償化など、財源を工面しながら、少しでもこういうことを前に進め、これからも

しっかりやっていく必要があると思います。

加賀屋千鶴子委員

知事がおっしゃるとおりだと思います。昨日、知事は、石田委員からの学校給食の問題に関する質問の答弁で、青森県は原発交付金があるからできたという旨の話をされました。確かに原発交付金が入っているからと思いますが、それが他の県がやろうとしているかといえ、そうではないわけで、やはり無償化をしようという判断があったと思うのです。県内で今、学校給食の無償化が広がっています。新年度は、湯沢市でも取り組むことになっています。この動きを県内で拡大していくために、もちろん財政的に大変なことは承知しているのですが、県として何らかの形で学校給食の無償化に向けて検討していただきたいと思うのですが、いかがですか。

知事

原発交付金があったからというよりは、財源的にそれがあり、原発関係の地方税も増税するようなので、そういうことができます。ただ、うちはそういうわけにはいきません。いずれ国も今、この問題について議論していますので、そういうことをしっかり国に対して要望しながら、県としてどこまでできるか。継続性が必要ですので、ほかの事業との関連で、様々なものが影響を受けます。そこを十分に踏まえないと、すぐというわけにはいきませんが、いろんな面で子供を中心にした予算を増やすという方針は、これからも絶対必要と思っています。

加賀屋千鶴子委員

学校給食のことで、内閣府が全国知事会でプレゼンしていただいたということで、一步一步進めていけるように、私たちも努力しますし、是非お願いしたいと思います。

質問変わります。秋田県学習状況調査について伺います。先ほどから話がありましたが、私が、この問題に着目したのは、2月のヤングケアラーの勉強会、あとは午前中に小野委員が紹介をしましたが、医師会が主催した、いじめや不登校の問題についての勉強会でした。ここに参加をさせていただいて、この2つの勉強会で、本当に学校の取組がすごく重要だと感じたのです。

学校において、子供の学びと成長を支えるということを保証するためには、学校の環境もそうですし、教員もすごく重要で、相手を思う余裕がなければ、子供たちをしっかりとサポートする、支援していくことはできないと感じました。

学力テストについては、先ほどいろいろやり取りがあり、教育長は意義があるとおっしゃっていました。意義はあるかもしれませんが、日本の学校現場の競争がすごく過度になっており、このことについては、日本が批准している国連の子どもの権利条約、

国連からもこれを改善するように勧告されていますよね。そのことは御存じだと思うのですが、そういうことがあって、ほかの県などは、やめられたりしているのではないのでしょうか。

ですので、教師にも子供にも負担になったり、成績が良ければいいですけれども、悪かったりしたら傷つくこともあると思います。そういうことを極力なくすため、やめていっているということがあるのではないのでしょうか。やはり私は、これをやめるべきだと思いますが、いかがですか。

教育長

前段にあった、例えばいじめ、不登校、ヤングケアラーという話の中で、学校でどう指導していくかという辺りは非常に重要な話であり、これは学テに関係なく、当然、学校でやっていかなければならないし、先生方、学校を含めて真剣に取り組んでいかなければならない話であります。それは手を抜くことができないと思っております。

今回、学テの話になっていますが、競争心をあおるといようなこと——テストですので、そういうイメージはあるのですが、我々としては、競争心というよりは、このテストで目の前の子供がどこが弱くて、どこをこの後、強くしていかなければならないか、学校全体として、こういう方向でもう少し学習指導をやっていったらいいのではないかと。別に競争させるためとか、いい点数をとるためという理由よりは、むしろそういった部分をしっかり把握し、課題として捉え、次へつなげて、子供がさらに理解を深めていくという、そういうところの目的が非常に大きいので、競争と言われれば、そういう捉え方をされるかもしれないのですが、そういうイメージを我々は持っていないということがまず1つです。

それから、そういうこともあって、先ほどから意義があると私はお話ししていますが、確かにやめている都道府県もあります。現在も学力が高いと言われている福井県や石川県をはじめ、東北でも青森県、岩手県、福島県などは、まだやっていますし、全国でも、まだ30近い県が、独自に同じような調査をやっているわけです。そういう意味で、意義があるという辺りは、どの県も感じながら指導しているのではないかと思っております。

先ほど申し上げたように現場の声を聞きながら、もし負担感があるとすれば、その負担感も考えながら、どういう方向でやっていったらいいかの検討は当然進めなければならないと思っています。これがあるから、ほかの指導ができないというのでは問題ですので、全体的に先生方の負担感を減らすことを含めて、今後、現場の声を聞きながら、いろいろやっていきたいと思っております。

加賀屋千鶴子委員

先ほどの私の発言で、分かりづらかったのかもしれませんが、学校の現場で多忙化がずっと言われています。負担を少しでも減らすため、私が行き着いたのがこの学力テストだったので、これが全部競争になっているとか、そういうことではないですので、そこは御理解ください。

この後、現場の声も聞きながら検討してくれるとのことですので、子供の最善の利益を考慮に入れて判断をしていただきたいと思っておりますので、是非そこはよろしく申し上げます。

質問変わります。再生可能エネルギーの導入拡大の対応についてです。今年の冬は本当に暖冬で、世界気象機関によれば、2023年の世界の平均気温は史上最高ということです。産業革命前の1850年に比べて、1.45度前後上昇したことが報告され、CO₂の削減は本当に待ったなしの状態に直面しています。

県は、これまでも再生可能エネルギーの導入を進めてきているのですが、新年度予算でも、それを十分に感じますし、これからも進めようということが見てとれます。しかし、国は再エネの主力電源化と言いながら、再エネの出力抑制を行っています。

2021年までは九州電力だけでしたが、2022年は東京電力を除くほかの8社でも行われて、2023年は大幅に増えました。こういう状況が続けば、せっかく秋田県で推進、導入をしてきていることに逆行するような状況になるのではないかと思います。社会的損失になると思いますが、知事はこのことについて、どのように見えていますか。

知事

今も、様々な他の発電所がまだ稼働していますので、再生可能エネルギーの増え方に若干、時間差がある。ただ、国において、これを基本的にどうするか。コストの問題など様々ありますが、私自身の考えでは、日本はほとんどの燃料は輸入であり、経済力も低下していますので、自前の電気が一番なのは再生可能エネルギーです。そういう意味からすると、これをどのように安定的に活用するか。広域的なグリッドあるいは水素転換、そういうことをもっとやってほしい。ただ、国において、原発をどう維持するかの問題に若干、影響もありますし、また、今ある様々な火力、これを長寿命化するか自然消滅するか、この辺の全体的なプランニング、この部分は非常に利害等が絡みますので、そここのところがなかなか国において一定の方向性を出せない。そういう状況で、私どもにしてみれば、やはり再生可能エネルギーをどんどん増やして、いかにこれを水素転換あるいはオールジャパンでのグリッド、これによって安定的な電力供給ができますので、そういう研究開

発にもっと力を入れてほしいと思っています。

加賀屋千鶴子委員

今、知事がおっしゃったように、国の方針というか政策がすごく重要だと思います。原発をベースロード電源だと位置づけていますので、再エネの主力電源化と言っても、やはり原発を実質的には重要視していることだと思います。火力発電についてもそうで、ここについては、なくしていくことに踏み切らなければ、CO₂削減をしていけないことがはっきりしているわけです。これまで再エネの導入拡大をしてきた県として——新年度、国ではエネルギー基本計画の見直しがあるので、そこに併せて、知事には先ほどおっしゃったような再エネを主力電源化することを、しっかりと言葉だけではなくて、具体的にそうするよう是非、国に発信をしていただきたいと思うのですが、このことについてはいかがですか。

知事

いずれ県として、再エネは産業振興上も地域振興上も大変重要ですので、これから国に対しては、まずは再生可能エネルギーを全面的に主要電源化するという主張を、引き続き強く訴えていきたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員

知事が言ったように、世界の先進国で日本の再エネの導入は最下位レベルです。2015年をピークに伸びていっていません。知事がおっしゃったように、再エネを伸ばし、きちんと活用できるような方向に転換していくために、是非、知事の力で国に向けて発信をしていただきたいと思っています。

質問変わります。避難所としての体育館の環境整備について、高齢県である秋田県では、能登半島地震を教訓に対策を進めていくことが重要だと思います。あの避難所の状況を見たときに、冬の寒さで本当に大変な状況だったと見ています。体育館が避難所となっていることが多いと思うのですが、その環境整備として対策をとっていかなくてはいけないのではないかと思います。高齢の方が避難されて、一晩で低体温症になってしまったという例もあって、病院に搬送されたけれども、お亡くなりになったと。この方以外でも、複数で低体温症が影響したのではないかという説明をされている家族がいらっしゃるという報道がありました。

せっかく助かった命がこのように失われることがないように、学校の体育館の空調整備を計画的に進める必要があるのではないかと思います。避難所としての体育館ですので、一般的な体育館というよりは、避難所になっている体育館を、計画的に空調整備を進めていくことが必要だと思います。このことについて、いかがお考えですか。

総務部危機管理監（兼）広報監

御指摘のとおり、被災されて、せっかく助かった方が、体育館で寒さのため、健康に支障を来したり命を落とすことは、できる限り避けなければいけないものと考えております。

現状を申し上げますと、県内で避難所となっている体育館における暖房につきましては、ストーブの設置による対応が主となっております。県と市町村はストーブや毛布などを備蓄して、冬季の避難所における寒さ対策を講じてはおりますが、体育館自体の空調設備の設置については進んでいない状況にあります。この現状でも被災した場合は、直ちに近くの避難所にまずは避難していただく必要がありますので、そういったストーブなどの対策を行いながら避難していただきますけれども、その後の対応として、一定程度、落ち着いた段階で、空調設備や多目的トイレ等が整備された公民館、コミュニティセンターなど、環境の良い施設への移動について、市町村に働きかけを行っているところであります。

体育館の空調設備の整備が進まないことにつきましては、恐らく市町村の体育館ですと、市町村が主体となって整備をする必要がありますので、多額の金額が掛かりますし、また、学校施設として整備するとすれば、教室が優先されるという状況があると思いますので、なかなか進んでいないと思いますが、体育館への空調設備の導入について支援する国の補助金などもありますので、そういった情報について、随時、市町村に周知をしているところでございます。

加賀屋千鶴子委員

確かに体育館の空調となると、かなり経費が掛かると思うのですが、今おっしゃったように文科省でも支援の補助、助成の事業をやっていますし、総務省もあります。そういう財政措置をしていることをお知らせいただきながら——落ち着いた段階でほかの暖かいところに移ってもらおうといっても、一晩で低体温症になったりするような状況があるわけですから、やはりそこは改善をさせていく必要があると思います。市町村とも協働政策会議の場などで、情報を共有していただき、対策をとっていただくこととバリアフリー化だとか、Wi-Fiの環境などについても、是非、点検をしながら整備を進めていってほしいと思うのですが、いかがですか。

総務部危機管理監（兼）広報監

市町村の小中学校の体育館整備については、市町村が設置主体になりますので、県で強制的に、主体となって進めるわけにはいきませんが、現在も、国の補助金情報については、市町村にお知らせしながら、体育館等への空調設備の整備について働きかけているところであります。委員から御指摘ありましたように、県・市町村協働政策会議を含めて、様々

な機会を捉えて、避難所の環境整備を促してまいりたいと思います。

委員長

以上で、加賀屋委員の質疑は終了しました。

次に、佐藤光子委員の質疑を行います。

佐藤光子委員

私からは、初めに未来の秋田を支える人への投資についてお聞きします。知事は2月14日の知事説明において、少子化については、根源的な対策として婚姻数を増やすこと、そのために女性や若者の県内定着、回帰を図る必要があるとおっしゃっていただきました。新年度予算にも様々組み込まれていたのですが、これだけ深刻化する少子化に対して、若者や女性の県内定着、回帰により重点を置いて取り組んでいくということなのかも含めて、知事の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

知事

とにかくいかに婚姻数を増やすか、これがまず原点です。婚姻数を増やすことはそう簡単にいきませんが、若い方が男女とも県内に定着すると、出会いの場は黙っていても増えますので、男女両方とも県内にいかに職を得るような、そういう場所を作るかということで、まず産業経済構造、これがやっぱり一番です。産業経済構造がある程度、高度化しますと男性、女性も給料が高いし、最近では、相当給料の高いところに若い方が集まっているのです。誘致企業のあるところに、かなり給料が高いと、ちゃんと集まるのです。そうしますと本県においても、優良企業がだんだん増えていますので、いかに若い方に情報を提供しながら、そこに来てもらうかということをもっともっと強くやる。奨学金制度あるいは東京のコアベースの活用で、産業政策とプラスして総合的に進めるという、これが一番の有用な観点だと思います。

そういう意味で、少子化対策の根源のところには相当力を入れていながら、その後、結婚してから子供を産み育てる、このしやすさ、この状況を作っていく——この2段階で、先ほど言ったとおり、そういう方向性を、これからは県政の中心になってやっていくことは絶対的に必要と思っています。

佐藤光子委員

その上で、丹治理事にお聞きしたいのですが、若年女性の県内定着、回帰と女性の活躍推進が、どういった関係にあるのかということも踏まえて、丹治理事にとっての女性活躍とは何かをお聞かせください。

理事（丹治純子）

私が考える女性活躍ですが、究極の形ということであれば、性別にかかわらず、地域や職場において、女性自身も含めて、望む形で能力を発揮できる状態

が女性活躍の状態だと考えます。ただ、それを実現させるためには、まだまだ今の現状の女性が足かせなく活躍できているだとか、自由に生き方を選択できるというような状況にない、かつ、そういった男女間格差が根強く残る現状があるということを踏まえたと、そこを打開していかなければならないと考えています。

先ほど言いましたように、女性が自分で望んだ道、選んだ道を誰かに遠慮することなく、つかみ取っていきけるような、そういう環境づくりが求められていると私自身認識しておりますので、今、複数の事業を推進しているところであります。

佐藤光子委員

今の質問は、昨年9月の総括でもさせていただいて、そのときにも私も同じ思いだということと、必ずしも上に上がっていくことだけが女性活躍の場ではなく、それぞれの選択の中で輝いたり活躍していればいいのかと思っています。

それらを踏まえて、前理事から引き継いでいるラウンドテーブルであったり、丹治理事がコアベースでやっている「秋田とつながる若年女性のネットワーク構築事業」について、どのような意見が得られて、それらを受けてどのように考察しているのか。女性にとって働きやすかったり魅力のある職場とはどういったことを指すのか、それをどうイメージしているかも含めてお聞かせいただきたいと思います。

理事（丹治純子）

ラウンドテーブルと、「秋田とつながる若年女性ネットワーク構築事業」で寄せられた意見ですが、まずラウンドテーブルの参加者アンケートでは、回数を重ねるごとにキャリアアップに対する意識が上昇しているというのが分かったほか、今後、自分自身が築くキャリアにいろいろな選択肢があると思えた、自然体、等身大で成長できるといえるように、前向きな意見が非常に多くなってきていると考えます。

また、参加者からは、連絡先を交換したり、プライベートな悩みを相談したりと、交流を深めることができたとか、課題や悩みを共有して、お互いアドバイスし合えたのが非常に良かったといったような声もありまして、業種や企業の枠を超えたネットワーク構築にもつながっているものと考えていますので、今後も、女性活躍推進に積極的に取り組んできた企業に参加を促していきたいと考えています。

もう一つ、「秋田とつながる若年女性のネットワーク構築事業」ですが、こちらは主に秋田県の発信している情報が、首都圏の女性に届いているかというようなことや、仕事や企業の情報を、秋田県から出た女性に、どのような形で見えているのかを主に聞いているのですが、企業情報については、例えば、その会社自身がやっている事業の内容をホームペー

ジ上で発信するだけではなくて、女性がその企業に入った後に、どういったキャリア形成を積んでいけるかが分かるような情報の発信の仕方をしてほしいというような意見が寄せられております。あと、秋田県の良さを知らないまま県外に進学してしまって、高校までの情報しか自分たちはないのだということ、秋田県は非常に広いので、たくさんのいいところを知らないまま外に出てしまっているというような意見もあり、今後、次年度の事業でこういったことをもうちょっと深掘りして聞いていこうと考えています。ひとまず2月、3月の段階では、そういった秋田県情報が、外に出られた方にきちんと届いていないという課題が明確になったと考えています。

佐藤光子委員

詳しく教えていただいて、ありがとうございます。その上で、ラウンドテーブル。前理事から引き継いだものではあります、いま一度確認させていただきたいのが、ラウンドテーブルの目的をどのように考えてやられているのかお聞かせください。

理事（丹治純子）

ラウンドテーブルの目的は、県内で働く女性にとって、身近にロールモデルとなるような方がいらっしゃらないのが課題ということで、そういった課題を踏まえて、女性自身で挑戦していこうとか、活躍しようというような意識改革の推進、これが目的の一つであります。

もう一つの目的としては、女性同士のネットワークの構築を図ることで、官民一体となってラウンドテーブルを実施しているというのが目的です。

そして、このラウンドテーブルを通じて、今後の自分自身のキャリアアップを見据えたスキルの習得や、モチベーションの向上を期待していることほかに、自分に合ったキャリアビジョン、ライフプランを描くことができるようになって、自分らしく生き生きと働き続けることができるということで、意識の醸成につながるものと考え、推進しております。

佐藤光子委員

そのラウンドテーブルでアンケートをとられていると思うのですが、2つ挙げられると思います。ラウンドテーブルに参加して、自身のキャリアアップについてどう思われますかということと、今後、管理職に就きたいと思いませんかという質問を参加者にされていると思います。その結果が公表されているのですが、この結果が、この事業の成果指標ということでよろしいですか。

理事（丹治純子）

成果指標の一つとは考えますけれども、これだけをもって、このラウンドテーブルの成果とは考えておりません。

佐藤光子委員

ただ今回、当初予算の概要で、女性や若者の県内定着、回帰に向けた取組の中の指標として、管理職になりたいかが出てきており、5割台から6割台へ上昇しているという部分を指標として示しておりました。要は、女性活躍推進事業の一つであるラウンドテーブルで、管理職になりたいかという問いかけに対して、どのような意味だったり理由があるのかお聞かせください。

理事（丹治純子）

管理職になりたいかということからすると、今、管理職になりたい、もしくは、声をかけられたらなくてもいいかなというぐらいの、ちょっと弱いトーンかもしれないですが、そう思われている方が一定数いらっしゃるという解釈をしているというか、感じておられて、そういう方がこういったいろんな方との意見交換を通じて、今まで自分ではちょっと自身がなかったけれども、自分にもできるかもしれないと思われる方が、こういった意見交換を通じて増えるのではないかと。実際にやってみたら、少し自分でもできるかなと思ったという指標がこれだと思っておりますので、女性が必ずしも管理職になりたい人ばかりではないことは、こちらでも認識をしております。指標の一つとして、こういうものを通じて、今まで自信がないと思っていたけれども、やっぱりやれるかもしれないと思う方が、どれだけいるかという指標を拾っているということであり、これが全てというか、これが目的という位置づけでは考えていません。

佐藤光子委員

このラウンドテーブルは、高校生から社会人まで参加しているのですが、社会人の方々に、この質問を問いかけるのは、ラウンドテーブルの目的からすると、ある程度、理解できるのですが、高校生や大学生、特に高校生に対して、管理職になりたいですかという問いかけをするのは、私としても理解し難いというか、参加した高校生の保護者の方からも、そういった意見を聞くことがありました。高校生にとっては、管理職とは何ぞやというところから教えていかなければいけないと思うのですが、何よりも子供たちにとっては、目標を持って、自らいろんなことを考えて、その中で思いを伝え合うことだったり、自ら決定していくということのやりがいだったり、楽しさというものを、育ちや学びの中で身に付けていくことのほうが先ではないかと思っています。管理職というのは選択肢の一つでしかないと思うのですが、このラウンドテーブルは、せっかくなので、こういった世代に合わせたアンケートのとり方というものも考えていただきたいと思います。お聞きしたいのは、高校生に対して、管理職になりたいですかという問いかけをする

この意味だったり、そこから得られたものというものは何かあるのかお聞かせください。

理事（丹治純子）

確かに委員おっしゃるとおり、働いたこともない高校生に管理職像を求めるといふか、なりたいかどうか聞くこと自体が、正直、それを理解して答えているかどうかということも含めると、委員がおっしゃることにも一理あるかとは感じます。ただ、例えば、秋田県の高校生——大学生は、ほかのところから来ている子もいっぱいいるかもしれないのですが、秋田県の高校生が、秋田で働いている女性とか、自分の身内とかを通じて——管理職だけが意思決定の場とは言わないですが、そういった意思決定の場に女性が行くということがあまりイメージできない、そういう道があるというふうには考えられない学生がいるということがあれば、管理職になるという道も将来あるのだと。それがどういう仕事なのかは、もしかしたらイメージがつかないのかもしれないのですが、男女にかかわらず、そういう役割を担える秋田県であってほしいと私は思うのです。そういうこともイメージしながら、仕事に就いていってもらうことは、大事な要素かと考えています。

（※129ページで発言を訂正）

佐藤光子委員

ただ、管理職というものが、女性活躍の場だと思いついてしまわないようなやり方も、しっかり進めていただきたいと思います。

ラウンドテーブルの先にある具体策についてお聞きしたいのですが、今後もいろいろ進めていくとは思いますが、今年度どの位置まで持っていくのかも含めて、今後の展開についてお聞きしたいと思います。

理事（丹治純子）

令和6年度の進め方ということによろしいでしょうか。

【「すみません」と呼ぶ者あり】

理事（丹治純子）

先ほど申し上げたように、一定の成果があるということは、こちらでも認識しておりますので、次年度はより一層幅を広げ、規模を少し拡大して、今まで入ってなかったような会社も入れるよう、人を出すことができるように、規模を拡大して実施しようと考えています。

すみません。1点訂正がございます。先ほど高校生に対して、管理職になりたいかというような問いをしていることで質問がありましたが、今現在、アンケートの中で、管理職になりたいかということ、高校生への質問としては入れておりませんので、指標としてはとっておりません。訂正をいたします。申し訳ありません。

（※129ページの発言を訂正）

佐藤光子委員

実際に高校生が管理職になりたいかという問いをされたという話でしたので、その話をさせていただきました。していないなら、それはそれでいいのですが、そういった場において、アンケートのとり方も含めて注意していただきたいと思います。

ただ、いろいろお話しさせていただいたのですが、女性活躍だったり、昨日、話のあったジェンダーギャップの解消は、長年取り組まれて進んできてはいると思うのですが、スピード感が随分ゆっくりだと感じています。加速化させていくためには、女性の管理職登用であったり、様々な団体や組織のトップに、女性が入り込んでいくのも重要になってくると思うのですが、丹治理事も含めて、そういった姿を次世代に見せていくことが、意識改革だったり、意識の変化につながっていくと思っています。

それらを踏まえて、知事にお聞きしたいのですが、少子化対策として確実に結果を出していくために、若年女性の方々に秋田県を選んでもらえるよう、今後イメージしていることだったり、構想みたいなものがあればお聞かせいただきたいと思います。

知事

なかなか難しい御質問ですが、今の時世、産業構造あるいは経済構造、これを全県的にいろんな階層の方で理解する。特に本県で何十年も前から言われているのですが、女性のホワイトカラー志向が非常に多いのです。山形県はもともと工業県ですので、意外ともなづくりで、女性が現場の作業をやっています。そこは相当違うのです。

あと一般的な考えで、女性人材の不足なところは理系です。理科系に進学する女性が非常に少ないのです。日本はそうです。特に秋田県はそうです。この間、韓国の蔚山港湾公社と協定を結んだのですが、何と洋上風力の担当課長、あとは水素の課長が両方も女性です。理系です。今、秋田県においても、女性が意外と多いのはIT関係——IT関係は結構、高学歴な女性が多いのです。そういう職種あるいは理系にどんどん進んでもらう。女性が今、一番貴重な存在は理系です。そこが本県では、女性が建設業とか、そういうところは危ないとかがある。潟上市にある航空エンジン部品のメーカーで、何トンもある部品を作っているのは女性です。ところが、一般の方は女性だとびっくりする。これが普通です。この意識、これをどう変えるか。なかなか難しいけれども、女性の方になるべく理系に行ってほしい。理系の大学もありますので、そこにどのように——ただ親御さんが、理系というと何となく敬遠するのです。海外に行きますと工場の半分は女性です。その辺が、今の経済構造と秋田県の意識が合わない。そ

の辺を私は非常に心配していますし、ここをどのようにブレイクスルーするか、これが今後の一番の課題です。理系は実力ですから、女性であっても実力があればどんどん上がります。そこです。そういう意味からしますと、その辺にある程度、絞ってやっていきたいと思っています。

佐藤光子委員

知事の思い描くものが進んでいくように、壁を取っ払って、前に進めていただきたいと思います。

次に移ります。こどもまんなか社会の実現に向けた取組についてお聞きします。初めは、県の策定予定のこども計画についてお聞きしたいのですが、本日、小野委員と加賀屋委員からも同様の質問がありましたので、予定していたものを省いて聞きたいと思います。計画を策定するに当たって、秋田県としての特徴は、どのようなものが入り込んでくるのかお聞かせください。

あきた未来創造部長

内容自体は、国の大綱を勘案し、盛り込む内容についても、それに準じた形で作ることにありますので、全国ほぼ同じような組立て、仕組みでございしますが、我が県として、少子化あるいは人口減少が他県より進んでいる状況がありますので、そこをいかにして抑止するかというような観点で、策定したいと考えております。

佐藤光子委員

そういったことを秋田県全体として進めていくためにも、こども計画は今後、市町村も策定していくと思いますが、県の計画と市町村の計画は、しっかり連動、連携を図っていただきたいと思います。

ただ、委員会で質疑があったと思うのですが、こども計画策定は努力義務であり、策定を予定している市町村の正確な数字は把握していないとの答弁があったようです。その答弁からは、連携が見られないと感じたのですが、県として、市町村のこども計画との連携だったり、連動をどのように考えているのかお聞かせください。

あきた未来創造部長

御承知のように、市町村のこども計画につきましては、努力義務となっておりますが、作成するに当たっては、こども大綱や県のこども計画を勘案して作ることになっています。国は、既に昨年12月に策定済みで公表されておりますし、県についても、策定段階中でも情報を提供して、それを踏まえた形で市町村には策定していただきたいと思います。

ちなみに、各市町村では、今回こども計画は作らないにしても、子ども・子育て支援計画という市町村別で作るものもありまして、それも来年は一斉に作ることになっていますので、内容を分散した形に

なるかもしれませんが、計画は市町村で作ることになっております。そういう市町村に対しても、県としては情報提供することにしております。

佐藤光子委員

子供たちの育ちという観点からすると、とても重要な計画になってくると私は思っているのですが、市町村との連携を進めながらも、計画をどう運用していくかということにも視点をしっかり当てて進めていただきたいと思います。

知事説明でも、こどもまんなか社会の実現に向けてという話をされているのですが、こどもまんなか社会については、子供たちの声を聞いて、それらをしっかり尊重していくものであると思うのですが、県として、子供たちだったり、子育て世帯の声を聞くための具体的な取組は、どういったものがあるのか、お聞かせください。

あきた未来創造部長

今回の県の計画の特徴は、国もですが、当事者である子供、子育て世帯、若者から幅広く意見を聞いて計画の策定、それから事業の執行状況、PDCAを回す際にも十分に意見を聴取するようになっております。県としましては、今回、アンケート調査を当初予算で上げさせていただいておりますが、アンケートをやるほかに、例えば、どうしても学校に行っていない子供だったり、あるいは若者であっても社会的自立に困難を抱えて、なかなか社会に出てこられない方々のような、最も貴重となる御意見も頂きたいということで、居場所の指導員や関係者、フリースクールの先生などにも県からお願いして、そういう方からも意見を頂くことを考えています。

佐藤光子委員

アンケートだったり、あらゆる場所で子供たちの声を聞くという体制づくりだったり、環境づくりをしていくということだと思っておりますが、例えば、施設を造ったり、制度を作ったり子供たちの声を聞いていく中で、制度だったり、そういったものを作ることだけが目的とならないようにしていただきたい。居場所や発言する場も、すごく大切だとは思いますが、何より子供たちが育ちの中で、自分の思いをしっかりと伝えられるように育っているかということも見ていかなければいけないと思っています。

その上で、聞く立場の人、子供たちの思いを受け止めて代弁する立場の人というものも、また重要になってくると思うのですが、そういった人たちが、いかにふだんから子供たちと関係性を築いていけるかというものに、目を向けていかなければいけない中で、聞く立場の人について、どういった方々を想定し、その人たちの育成について、何かお話をあればお聞かせください。

あきた未来創造部長

先ほど申し上げましたとおり、実際にお声を聞く立場の方としては、ふだん接している施設の方や先生方を想定しています。先ほど委員がおっしゃったように、子供さん方が、直接自分の思いを伝えるということも非常に重要な視点だと思っております。今回のこの計画に当たって、意見を述べて、それが何らかの形で反映されていることで、子供自身が自己肯定感だとか、社会の一員であるというような、そういう感覚を高めることにもつながる非常に大事な機会だと思っていますので、その部分は大切にしていきたいと思っています。

委員長

委員の皆様にお諮りします。

会議が午後5時を超える見込みですが、午後5時を超えて審査を続けることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、本日の会議時間を延長することとします。

引き続き審査を行います。

佐藤光子委員

知事が、こどもまんなか応援サポーターに就任されたと思うので、その役割と今後、全県にどう波及させていきたいかなども踏まえて、お聞かせいただきたいと思います。

知事

県内で4市の首長がサポーターになっています。私も1月4日にこれを宣言しています。要するに、トップがこういう子供の関係を意識しながら、常に様々な面で、子供を中心とした社会を作るというイメージ、あとは象徴的な役割ということでサポーターになったと思っています。

佐藤光子委員

次に移ります。産み育てやすい環境づくりについてお聞きします。秋田県として、産みやすい環境というものを、どのような状態として見ているのか、お聞かせください。

健康福祉部長

県としましては、妊産婦の負担軽減を図りながら、県内のどの地域に居住していても安心、安全に出産を迎えることができるとともに、妊産婦あるいは乳幼児の健康の保持、増進について、切れ目なく包括的に支援を受けられる環境を実現していくことだと考えております。

佐藤光子委員

現状で、その状態が確保できているとお考えか、お聞かせください。

健康福祉部長

十分かどうかは議論のあるところだと思いますが、各市町村においても、地域の保健師、助産師による

アドバイスや伴走型支援なども行っているところでもありますので、現況できることはやっているものと考えております。

佐藤光子委員

鹿角市で2018年に分娩中止となって、北秋田市でも2025年から分娩中止の発表があって、地元には衝撃が走りました。この20年で、県内でも分娩可能施設が減っているのは御存じだと思うのですが、今後もそれが広がっていく可能性がある中で、産める場所が減っていくという状況と、産み育てやすい環境づくりについて、どのように考えているのかお聞かせください。

健康福祉部長

できるだけ身近なところで出産、分娩ができることは理想的だと思いますが、特に危険が伴う分娩、出産については、十分な医療体制が確保されていないといけないものの、出生数の減少あるいは医療従事者の減少という中で、分娩施設が遠くなっていく傾向は、今後も止まらない可能性があるものと考えております。

そうした中で妊産婦に対して、どういった支援を行えば負担が軽くなる、あるいは安心して産めるかは、いろんな方々からの御意見も聞きながら対策を進めたいと考えております。

佐藤光子委員

各市町村で様々、地元で産めない状況に対する支援策を出してくると思うのですが、国、県として、それに対する支援があるのかお聞かせください。

健康福祉部長

今後になります。今年4月1日から、国では、遠方の医療機関で出産する必要がある妊産婦に対して、医療機関までの交通費あるいは医療機関の近隣の宿泊施設で待機する場合の宿泊料を助成する事業を予算化しており、一定の要件に合致し、市町村がその事業を実施する場合には、事業費の4分の3を、国と県で補助することになっております。

制度の詳細は、まだこれからでありますので、どのくらいの市町村が実施するかは定かではありませんが、国の詳細が分かり次第、各市町村に対して事業内容を周知しまして、できるだけ事業参加していただけるよう、県としても働きかけたいと考えております。

佐藤光子委員

今後、国、県、市町村でしっかり連携、協力しながら、安心して出産できるような環境づくりを整えていただけたらと思っています。

その中で、出産は妊婦本人だけのものではなくて、家族で迎えるものであると思っています。そういった支援策は、様々出てくると思うのですが、妊婦1人だけに対する支援ではなくて、移動するにも本

人だけではない、宿泊するにも本人だけではないと思うので、そういったものについても支援が広がっていく必要があるとは思っています。そういったことも含めて、県として、どういったことが考えられ、進めていただけるのか、聞かせていただきたいと思っています。

健康福祉部長

まずは、国の制度の詳細を把握して、その上で、県として、さらにどういったことができるのか、委員おっしゃった視点も含めながら考えてまいります。

佐藤光子委員

陣痛が来てからとか、破水してから1時間以上移動するのは、とても怖いものがあるということと、臨月に至っては、いつ生まれてもおかしくない状況の中で、出産の不安に加えて、移動の不安を抱えて過ごさなければいけないということを、想像しただけでも、すごく胸が痛むので、そういったことも踏まえて、しっかりと安心して産める環境、育てられる環境を整備していただきたいと思っています。

最後に、八幡平周辺の国立・国定公園化についてお聞きします。2022年6月に森吉山、田沢湖、真昼山地、太平山の一部が、八幡平周辺として、環境省により、国定・国立公園の候補地として公表されました。同年12月の総括審査においても、北林丈正委員が、このことについて質問されております。その際は、早期実現に向けて、県としての役割をしっかりと果たしていきたいという答弁があったわけですが、それから1年経過して、北秋田市、仙北市では勉強会だったり、シンポジウムなどを開催して、動きが活発化してきていると感じているのですが、現在の状況をお聞かせいただきたいと思っています。

生活環境部長

候補地に選定された場合の最初の手続として、国で資質調査を行っております。今年度から、その調査を行っておりますが、調査内容としましては、地形地質、植物、動物、火山現象、気象現象、水象現象などの自然現象、それから文化景観に関する文献調査、専門家に対するヒアリングを実施していると伺っております。

次年度以降につきましては、今年度未実施の周辺の権利権限の調査、あるいは社会状況や利用状況等についての調査を実施する予定であると伺っております。

佐藤光子委員

現在、環境省で調査中ということで、仙北市、北秋田市以外の機運の高まりをどのように感じているのか。エリア全体として、どのような活動が望まれるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

生活環境部長

今年度、環境省の調査が行われているということ

で、県でも、関係市町村と意見交換を実施し、情報共有を図ってございます。感触としましては、まだまだ各市町村の足並みはそろっていないという感覚は持っておりますが、市町村からは、大規模拡張あるいは国定公園の新規指定の早期実現についても要望がありますので、引き続き関係市町村と連携しながら、国に対して、今やっております資質調査を着実に進めるとともに、早期の指定を要望していきたいと考えてございます。

佐藤光子委員

最後に、知事にお聞きします。今後、環境省の調査が終わって、何らかの道筋が示されるまでは、地元でも県でも、要望活動を引き続きしていくと思うのですが、いずれ地元からの期待が、物すごく大きくなりつつあるという状況があるので、私としても、早期実現を心から願っているのですが、知事からも、早期実現に向けての思いを聞かせていただきたいと思っています。

知事

県選出の国会議員の先生方が、応援団でやっておりますので、国会議員の先生方の御支援も受けながら、これからも、調査の次にスピーディーに区割り、あるいは最終的な決定に至るよう、しっかりと頑張っていきたいと思っています。

佐藤光子委員

よろしく申し上げます。

委員長

以上で、佐藤光子委員の質疑は終了しました。

以上をもちまして、予定された委員の質疑は全て終了しました。

総括審査を終了します。

本日はこれをもって散会し、18日、午後1時30分に委員会を開き、討論・採決を行います。

散会します。

午後 5時 4分 散会

令和6年3月18日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第47号
令和6年度秋田県一般会計予算（討論・採決）
（原案を可とすべきもの）
- 2 議案第48号
令和6年度秋田県証紙特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 3 議案第49号
令和6年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 4 議案第50号
令和6年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 5 議案第51号
令和6年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 6 議案第52号
令和6年度秋田県土地取得事業特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 7 議案第53号
令和6年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 8 議案第54号
令和6年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 9 議案第55号
令和6年度秋田県市町村振興資金特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 10 議案第56号
令和6年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 11 議案第57号
令和6年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 12 議案第58号
令和6年度秋田県港湾整備事業特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 13 議案第59号
令和6年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 14 議案第60号
令和6年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備

事業特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

- 15 議案第61号
令和6年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 16 議案第62号
令和6年度秋田県公債費管理特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 17 議案第63号
令和6年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 18 議案第64号
令和6年度秋田県国民健康保険特別会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 19 議案第65号
令和6年度秋田県電気事業会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 20 議案第66号
令和6年度秋田県工業用水道事業会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 21 議案第67号
令和6年度秋田県下水道事業会計予算
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）
- 22 議案第114号
令和5年度秋田県一般会計補正予算（第10号）（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	工藤嘉範
副委員長	佐藤信喜
委員	鈴木洋一
委員	鶴田有司
委員	川口一
委員	柴田正敏
委員	加藤鉦一
委員	原幸子
委員	竹下博英
委員	北林丈正
委員	高橋武浩
委員	今川雄策
委員	鈴木健太
委員	杉本俊比古
委員	佐々木雄太
委員	鈴木真実
委員	小野一彦
委員	小山緑郎
委員	児玉政明
委員	住谷達

委員 宇佐見 康 人
委員 島田 篤
委員 瓜生 望
委員 高橋 豪
委員 小棚木 政之
委員 武内 伸 文
委員 高橋 健
委員 三浦 英 一
委員 渡部 英 治
委員 三浦 茂 人
委員 佐藤 正一郎
委員 山形 健 二
委員 石田 寛
委員 小原 正 晃
委員 薄井 司
委員 櫻田 憂 子
委員 加藤 麻 里
委員 沼谷 純
委員 加賀屋 千鶴子
委員 松田 豊 臣
委員 佐藤 光 子

書記

議会事務局議事課 斎藤 淳 子
議会事務局議事課 佐藤 慎 大
議会事務局政務調査課 富樫 可那子

委員 児玉 政 明
委員 住谷 達
委員 宇佐見 康 人
委員 島田 篤
委員 高橋 豪
委員 小棚木 政之
委員 武内 伸 文
委員 高橋 健
委員 三浦 英 一
委員 渡部 英 治
委員 三浦 茂 人
委員 佐藤 正一郎
委員 山形 健 二
委員 石田 寛
委員 小原 正 晃
委員 薄井 司
委員 櫻田 憂 子
委員 加藤 麻 里
委員 沼谷 純
委員 加賀屋 千鶴子
委員 松田 豊 臣
委員 佐藤 光 子

説明者

副知事 神部 秀 行
教育長 安田 浩 幸
警察本部長 森田 正 敏
総務部長 長嶋 直 哉
総務部危機管理監(兼) 広報監 伊藤 真 人
企画振興部長 久米 寿 利
あきた未来創造部長 水澤 里 道
観光文化スポーツ部長 石黒 一 也
健康福祉部長 高橋 之 聡
生活環境部長 齋藤 正 和
農林水産部長 石川 定 人
産業労働部長 川辺 透
建設部長 川辺 透
会計管理者(兼) 出納局長 小西 弘 紀
議会事務局長 佐藤 良 徳 雄
人事委員会事務局長 奈良 秀 滋
監査委員事務局長 齋藤 秀 樹
労働委員会事務局長 兔澤 繁 友

会議の概要

午後 1時29分 開議

出席委員

委員長 工藤 嘉 範
副委員長 佐藤 信 喜
委員 鈴木 洋 一
委員 鶴田 有 司
委員 川口 一
委員 柴田 正 敏
委員 加藤 鉦 一
委員 原 幸 子
委員 竹下 博 英
委員 北林 丈 正
委員 高橋 武 浩
委員 今川 雄 策
委員 鈴木 健 太
委員 杉本 俊 比古
委員 佐々木 雄 太
委員 鈴木 真 実
委員 小野 一 彦
委員 小山 緑 郎

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
初めに、本委員会における質疑は終局したものと認めます。
付託議案について、討論・採決を行います。

議案第47号から議案第67号までの令和6年度当初予算関係議案21件及び議案第114号の令和5年度一般会計補正予算関係議案、以上22件を一括議題とします。

討論を行います。討論は、演壇において行ってください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

初めに、議案第47号、議案第64号及び議案第65号、以上3件について一括採決します。

議案第47号ほか2件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

【賛成者起立】

委員長

起立者多数であります。

よって、議案第47号ほか2件は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第48号から議案第63号、議案第66号、議案第67号及び議案第114号、以上19件について一括採決します。

議案第48号ほか18件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

【賛成者起立】

委員長

起立者全員であります。

よって、議案第48号ほか18件は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は、全て終了しました。

ここで、二日間の総括審査を終えて、私から一言お話しさせていただきます。

まずは、県当局におかれましては、適切かつ簡潔な答弁をいただき、スムーズな質疑にご配慮いただいたことに感謝申し上げます。そして、委員の皆さまには、各分科会での質疑内容を把握し、審査に臨まれたことに感謝申し上げます。

今後も、正副委員長会議での申し合わせのとおり、分科会での審査内容を十分把握し、議論を深めていただくようお願いします。質疑事項提出後、2日間、調査に充てられる日がありますので、そちらを有効に使って、総括審査に臨んでいただければと思います。

また、円滑な質疑のため、委員の皆さまにおかれましては、単なる事実や数字等の確認はできるだけ事前に執行部に行くほか、質疑事項の事前通告を今一度徹底してくださるようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会を終了します。

散会します。

午後 1時32分 散会